

# 北海道新生プラン・第 章

- 「住んでいることを誇りに思える  
夢のある北海道」をめざして -

平成19年12月

北 海 道

## 目 次

### 新生北海道の創造に向けて

「北海道新生プラン・第 章」策定の趣旨	1
「新生北海道」のめざす姿と政策展開の基本的な視点	1
「新生北海道」の実現に向けた基本政策	2
経済の活性化と安心の雇用環境づくり	
包容性に満ちた地域づくり	
環境を重視した北海道づくり	
未来を拓く人づくり	
地域主権型社会に向けた基盤づくり	
「北海道新生プラン・第 章」の推進の考え方	5
効果的・効率的な政策の展開	
新しい総合計画との一体的な推進	
道民との協働の推進	
市町村・民間・国等との連携	
「アクションプラン」の作成	
政策の体系	6

### 基本政策の展開

経済の活性化と安心の雇用環境づくり	11
1 ものづくり産業などの振興による道内産業構造の高度化	
2 「食」と「観光」のブランド化	
3 新事業・新産業の創出	
4 基幹産業である農林水産業の体質強化	
5 建設業など中小企業の振興	
6 雇用の機会と場の創出	
包容性に満ちた地域づくり	68
7 安心の地域医療づくり	
8 高齢者や障がい者の福祉の向上	
9 安全・安心な地域づくり	
10 地域コミュニティの再生	
11 北海道らしい文化及びスポーツの振興	
12 東北地方や東アジアなど国内外との交流の促進	
13 交通ネットワークの整備	
14 情報ネットワークの整備	
環境を重視した北海道づくり	129
15 北海道らしい循環型社会の構築	
16 自然環境の保全と未来への継承	
17 地球温暖化の防止への貢献	
18 新エネルギー等の利活用の推進	
未来を拓く人づくり	145
19 子育て王国・北海道づくり	
20 北海道らしい教育の推進	
21 経済や地域を支える人づくり	
地域主権型社会に向けた基盤づくり	170
22 道州制特区を活用した経済・地域の活性化	
23 地域主権型社会の創造	
24 地域格差の是正	
25 行財政改革などチャレンジ道庁の推進	
付属資料 < 用語解説 >	190

<用語解説>で解説している用語には、本文中で\*印を付しています。

# 新生北海道の創造に向けて

## 「北海道新生プラン・第 章」策定の趣旨

道では、これまでの4年間、知事が公約として掲げた政策を任期中に着実に実施していくため、公約の実行プランとして策定した「北海道新生プラン」を道民の皆さんと共有し、「住んでいることを誇りに思える、夢のある北海道」＝「新生北海道」の実現に向けた取組を進めてきました。

「北海道新生プラン・第 章」は、前回の「北海道新生プラン」と同様に、公約の実行プランとして策定し、道民の皆さんに「新生北海道」のめざす姿やその実現に向けた政策展開のプロセスをお示しし、協働して新しい北海道づくりを推進しようとするものです。

## 「新生北海道」のめざす姿と政策展開の基本的な視点

「新生北海道」がめざす姿とは、「住んでいることを誇りに思える、夢のある北海道」であり、  
基幹産業が活性化し、新産業・新事業の創出が進み、雇用の場が確保され、経済が元気を取り戻している北海道

未来を担う子どもたちが健やかに育ち、果敢に挑戦する人材が産業や地域づくりをリードしている北海道

恵まれた環境の中で、地域特性を活かした個性的なまちづくりと生活・交流基盤の整備が進み、心豊かで安心な暮らしを営める地域が形成されている北海道

をめざしていきます。

「新生北海道」を創造していくためには、時代の大きな流れや北海道の課題、優位性をしっかりと捉え、全ての道民の皆さんの英知と行動力を一つに結集して取り組んでいくことが必要です。

本道では、この4年間に、経済や暮らしといった様々な分野で地域活性化に向けた新たな取組が芽吹くとともに、北海道新幹線の着工や知床の世界自然遺産への登録、さらには企業立地の活発化など、明日の北海道づくりにつながる動きが着実に生まれてきました。

一方、人口減少や少子高齢化が進行する中、地域においては、医療・福祉や働く場の確保をはじめ、暮らしの安心を支える社会基盤や自治体財政などに対する不安が広がっており、様々な地域活性化の取組を加速させるとともに、新たな課題に対する早急な対応を進めていくことが必要です。

このため、これからの4年間は、本道の経済社会情勢の変化などを踏まえ、政策の基本的な視点を「自立」、「包容力と絆」、「地域の再生」に置いて、新生北海道の創造を進めていきます。

具体的には、

経済や地域の自立をめざす「自立する北海道づくり」

包容力に満ちた社会の創造や交流による新しい絆づくりをめざす「夢と希望が持続する北海道づくり」

国民の健康と豊かな食生活への貢献や、国際観光・科学技術の振興をめざす「日本を支える北海道づくり」

に向けた新たな取組を、道民の皆さんと一緒に進めていきます。

## 「新生北海道」の実現に向けた基本政策

新生北海道の実現に向けては、道として、前述した3つの政策展開の基本的な視点のもと、次のような5つの基本政策を柱として、各般の取組を進めていきます。

経済の活性化と安心の雇用環境づくり

包容性に満ちた地域づくり

環境を重視した北海道づくり

未来を拓く人づくり

地域主権型社会に向けた基盤づくり

### 経済の活性化と安心の雇用環境づくり

元気な北海道の創造に向けては、本道の経済構造を民間主導の自立型構造へと転換させ、厚みと広がりのある産業構造を構築していくことが重要です。そのためには、経済波及効果や雇用創出効果の高い「ものづくり産業」を本道経済のけん引役として重点的に振興するとともに、安全・安心を基本とする「食」や地域の魅力あふれる資源を活用した「観光」といった本道に優位性のある産業の一層の振興とブランド化の加速、さらには、新事業・新産業の創出・育成に努めていく必要があります。また、こうした取組に当たっては、産学官や産業間での連携強化や、様々な分野での技術力のアップなどを戦略的に推し進めていくことが重要です。

広大な北海道においては、地域の経済が元気にならなければ、本道経済は活性化しません。地域の基幹産業である農林水産業をはじめ、地域経済の発展に大きな役割を担っている建設業や中小企業の一層の振興を図り、地域の産業力の強化を図る必要があります。

一方、本道の雇用情勢は、全国と比較すると依然として力強さに欠けており、産業活動の活性化を図ることにより雇用の場を確保・創出するとともに、雇用のミスマッチの解消などを図り、道民の皆さんが安心できる雇用環境づくりを進めていかなければなりません。

このため、次に掲げるような政策を積極的に展開していきます。

#### (主な政策展開項目)

経済活性化戦略ビジョンや産業振興条例に基づく産業の競争力強化と企業立地の促進

自動車関連産業の集積などによる「ものづくり産業」の振興

新たな食の魅力の発掘や地域観光の振興による「食」、「観光」のブランド化の加速

知的財産の活用や「R & B P 構想\*」の展開などによる新事業・新産業の創出

クリーン農業\*・有機農業\*の推進や生産基盤の整備促進による農業の体質強化

人工林資源などを活かした林業・木材産業の再生

技術開発などによる栽培漁業の振興や道産農水産物の海外輸出の拡大

建設業の経営体質強化や新分野進出等に向けた取組の促進

中小企業の再生支援や経営革新、新事業起こしの促進

新たな雇用創出基本計画の策定による産業振興と雇用創出の一体的な展開

## 包容力に満ちた地域づくり

道民の皆さんが心豊かに安全で安心して暮らすことのできる北海道を実現していくためには、喫緊の課題である地域の医療・福祉対策の充実をはじめ、犯罪・事故などのない地域づくりや防災対策の推進、文化活動の促進等を図ることが必要です。また、NPO、ボランティア、地域コミュニティ、企業などの地域づくりへの参加を促し、人々の心が通い合い、ともに支え合う地域づくりを進めていくことが重要です。

地域の活力を高めるためには、道内はもとより、国内外との交流を一層促進させていくとともに、地域間交流や地域の産業経済活動を活発化するための交通・情報ネットワークの整備といった社会基盤の充実を図ることが必要です。

このため、次に掲げるような政策を積極的に展開していきます。

### (主な政策展開項目)

医師確保対策や医療連携の強化などによる地域医療提供体制の確保  
福祉・介護等の相談体制の充実などによる高齢者・障がい者の福祉の向上  
地域防災力の強化などによる安全・安心な地域づくりの推進  
子育てや子どもの安全を支える地域コミュニティの再生  
アイヌ文化の継承や道民の健康づくりの推進  
東北・北関東地域や東アジア諸国などとの交流の促進  
高規格幹線道路の整備促進や空港機能の強化

## 環境を重視した北海道づくり

北海道の美しく豊かな自然環境は、地域の産業活動や道民の暮らしを支える貴重な財産です。この恵まれた自然環境をしっかりと保全し、未来へと継承していくとともに、地域の経済活動と環境の保全とが調和する取組を進めることが必要です。

また、地球環境問題への対応として、環境への負荷が少ない循環型の社会づくりをめざすとともに、地球温暖化防止対策や新エネルギーの利活用などを積極的に推進していくことが重要です。

このため、次に掲げるような政策を積極的に展開していきます。

### (主な政策展開項目)

北海道環境行動計画に基づく北海道らしい環境ライフスタイルの創造  
リサイクル関連産業をはじめとするエコビジネスの振興  
自然環境保全と適正利用に関する「知床モデル」の確立  
環境貢献企業認定制度の導入などによる企業・NPO等との協働活動の推進  
道民との協働による森林づくりなどによる地球温暖化防止対策の推進  
バイオマス\*資源などを活用した新エネルギーの開発・利用の促進

## 未来を拓く人づくり

北海道の未来を拓くのは人であり、その主役となる子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。道民の皆さんが、子どもたちを安心して生み、そして伸び伸びと育てることができるよう、子育て世代の負担軽減や地域全体で子育てを応援する環境づくりを進めるとともに、いじめの防止や学力の向上、豊かな心や社会で活躍できる実践的な能力を身に付ける教育を進めることが重要です。

また、本道が持続的に発展していくためには、経済や産業、地域を支える人づくりが重要です。地域の基幹産業である一次産業の担い手の育成・確保や、ものづくり産業に必要とされる実践的な人材の養成、さらには地域活動や文化を支える人づくりを進めていくことが必要です。

このため、次に掲げるような政策を積極的に展開していきます。

### (主な政策展開項目)

子育て世代の負担軽減や市町村・民間との連携・協働による子育て支援の充実  
いじめ等の未然防止や国際理解教育、環境教育、食育などの推進  
障がいのある児童生徒などへの特別支援教育体制の充実  
農林水産業の担い手の育成・確保や観光産業を支える人づくりの推進  
ものづくり産業を支える実践的な人材の養成や誘致活動の推進

## 地域主権型社会に向けた基盤づくり

北海道が将来にわたり自立した地域として活力を維持していくためには、地域づくりの主役を道民の皆さんが担い、それぞれの地域が目標を持ち、その達成に向けて自らの知恵と行動力を結集していくことが重要です。

地方分権を推し進め、地域主権型社会を構築するため、道州制特区推進法に基づき国から道への権限移譲を進めるとともに、道から市町村への権限移譲を推進していくことが必要です。

一方、道庁も、時代の変化に対応しながら、知恵と行動力を持った組織として、真に必要な施策を効果的に実施していけるよう、徹底した行財政改革を推進するとともに、民間手法の導入や行政サービスの民間開放を進めていくことが必要です。

このため、次に掲げるような政策を積極的に展開していきます。

### (主な政策展開項目)

道州制特区推進条例の制定と特区提案の実施  
市町村合併の推進  
市町村への事務・権限の円滑な移譲の推進  
地域格差の是正に向けた道独自の「交付金制度」の創設  
道庁組織のあり方を見直しを含めた行財政改革の推進  
民間手法の道政への積極的な導入や赤レンガ・チャレンジ事業の充実

## 「北海道新生プラン・第 章」の推進の考え方

### 効果的・効率的な政策の展開

道行政を取り巻く環境は、財政状況をはじめ非常に厳しいものがありますが、徹底したコストの削減や施策の見直しに努めるとともに、政策の展開に当たっては、選択と集中をさらに強化するとともに、より効果的・効率的な執行となるよう、知恵と工夫を最大限に発揮し、「北海道新生プラン・第 章」の着実な推進に取り組めます。

### 新しい総合計画との一体的な推進

平成20年度からスタートする新しい総合計画は、長期的な視点に立って北海道の将来を展望し、道政全般にわたる基本方向を示すものでありますが、今後の道政展開に当たっては、この新しい総合計画を踏まえながら各種施策を一体的に展開し、新しい北海道づくりを推進していきます。

### 道民との協働の推進

「新生北海道」の創造に向けては、引き続き、道民の皆さんの積極的な参加と協力が欠かせません。

道政運営や施策に対する意見・提案をはじめ、道の制度を積極的に活用した新たな産業おこしや地域づくりへの挑戦など、様々な場面で、道民の皆さんの参加と協力が必要となります。

道民の皆さんは、道民という立場だけでなく、市町村の住民、あるいは、企業の経営者や従業員として、さらにはNPOなどの構成員として、様々な立場で活動しておられますが、道としては、道民の皆さんが、それぞれの立場から、「新生北海道」の創造に向けて積極的に参加・協力していただくことを期待しており、こうした観点から道と道民の協働による取組を着実に進めていきます。

### 市町村・民間・国等との連携

「北海道新生プラン・第 章」を着実に推進していくためには、これまで以上に、道と市町村、企業、各種団体、NPOなどの連携が重要であり、道とこれら関係機関・団体とが相互に密接に連携を図りながら、各種施策の効果的・効率的な展開に努めていきます。

また、国に対しては、本道の様々な取組に関して、一層の理解と協力を求めていきます。

### 「アクションプラン」の作成

「北海道新生プラン・第 章」を道民の皆さんと共有し、着実に推進していくため、毎年度、2か年分の施策・事業の進め方を示す「アクションプラン」を作成し、道民の皆さんに明らかにしていきます。

その作成に当たっては、「北海道新生プラン・第 章」の進捗状況を踏まえつつ、毎年度、その進め方を見直すローリング方式によることとし、併せて、進捗状況についても、道民の皆さんに公表していきます。

# 政策の体系

## 経済の活性化と安心の雇用環境づくり

### 1 ものづくり産業などの振興による道内産業構造の高度化

- 政策 1 すべての産業分野を対象とする「北海道経済活性化戦略ビジョン」の策定
- 政策 2 「北海道産業振興条例」の制定による中小企業の競争力強化と戦略的な企業誘致の加速
- 政策 3 「ものづくり支援センター」の設置と自動車関連産業などを集積させる「道央工業地帯プロジェクト」の推進
- 政策 4 エンジン製造や車体工場の誘致の推進と道内企業の技術力向上による部品調達や取引の促進
- 政策 5 「北海道国際ビジネスセンター」の設置
- 政策 6 様々な形による北海道への資金流入の加速

### 2 「食」と「観光」のブランド化

- 政策 7 「食」や「観光」産業の一層の振興のためのトップセールスなどによる国内外の市場開拓の推進
- 政策 8 「北海道ビジネスプラザ」の首都圏や関西圏への設置
- 政策 9 「食育」、「愛食運動」の強力な展開と道産米の道内食率の向上
- 政策 10 北海道ならではの新たな食の魅力の発掘とその文化の発信
- 政策 11 「北海道観光戦略」に基づく北海道観光の飛躍に向けた新たな推進体制の整備
- 政策 12 「地域観光戦略会議」の各地域への設置による地域観光の基盤づくりの推進
- 政策 13 外国人観光客の満足度向上に向けた情報提供・案内機能の整備の推進
- 政策 14 温泉資源を活用した健康づくりの促進
- 政策 15 「花のじゅうたんプロジェクト」など花観光の取組の普及

### 3 新事業・新産業の創出

- 政策 16 「北海道科学技術振興条例」の制定による産学官連携や知的財産の戦略的活用の促進
- 政策 17 機能性食品・IT・バイオなど新事業に取り組む企業への支援
- 政策 18 「リサーチ&ビジネスパーク(R&BP)構想」の全道主要地域での展開
- 政策 19 「北海道産業クラスター」の取組の支援

### 4 基幹産業である農林水産業の体質強化

- 政策 20 WTO や EPA などの農業交渉における重要農産物の現行関税率の断固堅持
- 政策 21 新しいコメ需給調整システムへの円滑な移行
- 政策 22 北海道の食料自給率(カロリーベース)の向上
- 政策 23 「農地・水・環境保全向上対策」の円滑な実施
- 政策 24 「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」(パワーアップ事業)の実施
- 政策 25 クリーン農業や有機農業の拡大、トレーサビリティ制度の普及などによる農水産物のブランド化の促進
- 政策 26 サケ、ホタテ、コンブ、LL牛乳、長いもなど道産農水産物の海外輸出の拡大
- 政策 27 ホッカイドウ競馬の経営立て直しに向けた検討の推進、軽種馬産地の振興
- 政策 28 道が単独事業として進めている「21世紀北の森づくり推進事業」の実施
- 政策 29 「木を伐る、使う、植える、育てる」という林業本来の循環システムの回復
- 政策 30 カラマツやトドマツなどの人工林資源を対象とした“もうかる林業”の戦略的な展開
- 政策 31 人工林間伐材を活用した新製品の開発や公共施設の木造化の推進による道産材の需要拡大
- 政策 32 北方四島周辺の安全操業や水産物の輸入割当制度など、国への毅然とした外交交渉の要請
- 政策 33 漁家の経営安定に向けた、新たな「漁業経営安定制度」の創設
- 政策 34 マツカワやニシン、コンブなどの資源の増大やナマコ、ハタハタなどの栽培技術の開発
- 政策 35 密漁の防止やトド被害の対策の強化

### 5 建設業など中小企業の振興

- 政策 36 経営革新に取り組む企業や異業種連携による新商品の開発などに挑戦する企業への応援
- 政策 37 地域の資源を活用して新商品など新たな事業起こしに挑戦する中小企業への支援



- 政策 38 中小企業向け制度資金や「たんぼぼ資金」の充実、「地域コミュニティファンド」の組成
- 政策 39 企業再生ファンドや金融のセーフティネットとも連動した中小企業の再生の促進
- 政策 40 建設業の経営体質強化に向けた経営の多角化などの取組への支援
- 政策 41 道の工事・役務・物品等の契約における地場中小企業の受注機会の確保
- 政策 42 食料品製造業の振興を図るための産学官の緊密なネットワークの形成
- 政策 43 中心市街地に賑わいを取り戻すための商店街の活性化
- 政策 44 「サービス産業振興方針」の策定による健康サービス、育児支援、コンテンツなどのサービス産業の振興

## 6 雇用の機会と場の創出

- 政策 45 「北海道雇用創出基本計画」の策定による産業振興と雇用創出の一体的な展開
- 政策 46 「地域雇用おこし戦略会議」の設置による雇用の掘り起こしやミスマッチの防止
- 政策 47 中小企業金融や事業再生支援などと連携した厚みのある雇用セーフティネットの構築
- 政策 48 「新・一村一雇用おこし事業」の実施や国の「地域雇用再生プログラム」を活用した雇用拡大
- 政策 49 季節労働者の雇用の安定化に向けた通年雇用化の促進と冬期における雇用の場の確保
- 政策 50 「ジョブカフェ北海道」などを核とした若年者の意識改革や雇用のミスマッチの解消
- 政策 51 若者のふるさと回帰希望者へのＩターン・Ｕターン就職への支援
- 政策 52 高齢者が再挑戦する働く場の創出や環境の整備
- 政策 53 在宅勤務など多様な勤務形態の整備による女性の働く場の創出
- 政策 54 「母子家庭等就業・自立支援センター」の全道7箇所への配置

## 包容性に満ちた地域づくり

### 7 安心の地域医療づくり

- 政策 55 地域の医師確保に向けた奨学金制度の創設や医師派遣制度の拡充
- 政策 56 主要な疾病ごとに具体的な医療連携体制を明示した新しい医療計画の策定
- 政策 57 救急医療体制の整備やドクターヘリの道央圏以外の地域への導入、遠隔医療システムの利用拡大等による医療支援体制の整備
- 政策 58 医療機関の集約・重点化を基本とした産科医療提供体制の構築
- 政策 59 過疎地において必要なプライマリケアを行なう総合診療医の育成
- 政策 60 仕事を離れている看護師の再チャレンジや「ナースバンク」の取組の促進
- 政策 61 ターミナルケアやホスピスなどの終末医療、アレルギー疾患対策などのあり方の検討
- 政策 62 「女性健康相談センター」の道立保健所への設置
- 政策 63 障がい者(児)がいつでもどこでも安心して歯科医療が受けられる障がい者歯科医療制度の充実
- 政策 64 道民への予防医療や健康づくりの促進による国保医療費、老人医療費の適正化

### 8 高齢者や障がい者の福祉の向上

- 政策 65 保健・福祉・介護・医療サービスの総合的な調整や相談をワンストップで対応することができる仕組みの整備
- 政策 66 福祉のまちづくりの取組の中核となる人材を育成する「福祉のひとづくりセンター」の設置
- 政策 67 公共施設のバリアフリー化や高齢者に配慮した公営住宅の建設などシルバーハウジングの取組の促進
- 政策 68 「地域包括支援センター」の整備の促進
- 政策 69 障がいのある方々の地域生活への段階的な移行に向けた支援
- 政策 70 障がいのある方々の雇用や就労環境の向上を図るための総合的な取組の推進
- 政策 71 地域ケア体制の整備や老人保健施設などの計画的な整備

### 9 安全・安心な地域づくり

- 政策 72 「北海道防災対策基本条例」の制定による行政と住民が協働した総合的・一体的な防災対策の推進
- 政策 73 市町村のハザードマップの作成の促進
- 政策 74 地域の安全・安心の確保や活力あふれる地域づくりに欠かせない公共事業の着実な推進

- 政策 75 スクールガードや「地域見守り隊」、「110番の店」などの自主防犯体制の輪の拡大
- 政策 76 「北海道犯罪被害者等支援基本計画」に基づく支援の実施と犯罪被害者への支援体制の整備
- 政策 77 配偶者暴力、乳幼児・児童虐待、高齢者虐待など家庭内暴力の防止に向けた取組の推進
- 政策 78 青少年の健全育成に向けた基本計画の策定による有効施策の展開と地域ぐるみで健全育成を支える連携の場の設置
- 政策 79 空き交番の解消など警察力の強化による治安の維持と、「交通事故ストップ運動」など交通死亡事故の抑制
- 政策 80 自衛隊等と連携した災害時の危機管理体制の充実

#### 10 地域コミュニティの再生

- 政策 81 住民参加による「自助・互助・共助」の社会システムの拡大による地域コミュニティ再生への支援
- 政策 82 「新たな公共の担い手」「社会起業家」が地域づくりに参加できる環境づくりの推進
- 政策 83 コンパクトなまちづくりに向けた商店街の賑わい創出などをテーマとするモデル事業の実施
- 政策 84 市町村や民間が進めている移住関連ビジネスの活性化に向けた環境づくり

#### 11 北海道らしい文化及びスポーツの振興

- 政策 85 アイヌ文化を次代に継承しその営みを広く普及するための「イオル」の再生や「北海道ミュージアム」の設置
- 政策 86 「縄文文化」をテーマとした国内外の交流の拡大による「環日本海・環太平洋縄文文化圏」の形成
- 政策 87 「健康文化」の創造をめざす「560万道民・健康づくり運動」の展開
- 政策 88 時間制限を撤廃したマラソン大会の開催や冬期スポーツのアスリート育成などのスポーツの振興
- 政策 89 多様な文化活動のステージの提供や地域住民の自主的な文化活動の支援による地域文化の振興
- 政策 90 北海道遺産や地域の文化施設の観光・教育など幅広い分野における活用
- 政策 91 「デジタル絵本」の取組の推進
- 政策 92 北海道厚生年金会館の存続に向けた札幌市や経済界との連携

#### 12 東北地方や東アジアなど国内外との交流の促進

- 政策 93 新幹線のメリットを活かした国内各地との観光やビジネスなどの広汎な交流の加速
- 政策 94 東アジア諸国やロシア極東地域等をターゲットにした戦略的な経済交流の展開
- 政策 95 アルバータ州やマサチューセッツ州、サハリン州などとの友好・経済交流の着実な推進
- 政策 96 「東アジア研究センター」の設置
- 政策 97 先進的な産業技術の協力や外国の子どもたちの教育旅行の受け入れなどの交流の推進
- 政策 98 北方領土の早期返還に向けた機運を醸成するための島民との交流や学校での学習の充実
- 政策 99 国際会議等の道内開催に向けた誘致活動の積極的な展開

#### 13 交通ネットワークの整備

- 政策 100 「交通ネットワーク整備総合ビジョン」の策定
- 政策 101 北海道新幹線の「新青森 - 新函館間」の早期開業と、札幌延伸の早期着工
- 政策 102 地域間交流や産業経済活動を加速する上で欠かせない高規格幹線道路の整備促進
- 政策 103 空港を核とした経済効果を全道に波及させるプロジェクトの推進
- 政策 104 道内主要地方空港の国際化やCIQ体制の整備の推進、定期便やチャーター便の誘致活動の展開
- 政策 105 東アジア諸国との国際海上物流を促進するための道内各港湾機能の整備の促進
- 政策 106 効率的な除排雪の実施や冬期環境に配慮した道路整備など、冬期間の交通環境の向上

#### 14 情報ネットワークの整備

- 政策 107 様々な分野の情報ポータルサイト開設による「双方向型情報プラットフォーム」の構築
- 政策 108 電子カルテや遠隔医療支援システムの導入など、ITを活用した産業の活性化
- 政策 109 24時間365日受付可能な電子収納・電子申請を導入するなど、市町村との連携による電子自治体の実現
- 政策 110 ブロードバンド未提供市町村の解消と世帯普及率の拡大
- 政策 111 地上デジタル放送への完全移行に対する放送事業者との連携

## 環境を重視した北海道づくり

### 1 5 北海道らしい循環型社会の構築

- 政策 112 循環型社会の形成に向けて道民一丸となった3R運動の展開
- 政策 113 北海道型環境ライフスタイルの確立に向けた「北海道環境行動計画」の策定
- 政策 114 「キッズ ISO 14000 プログラム」の全道展開
- 政策 115 循環型社会の形成に欠かせないリサイクル関連産業をはじめとした様々なエコビジネスの振興

### 1 6 自然環境の保全と未来への継承

- 政策 116 「知床世界遺産センター」の設置や大雪・日高山系の世界自然遺産登録へ向けた運動の推進
- 政策 117 国立公園の「利用調整地区制度」の導入など、自然環境保全と適正利用に関する「知床モデル」の確立
- 政策 118 「環境貢献企業認定制度」の導入など、自然環境を守る取組の促進
- 政策 119 本道に大きな影響を与える海洋汚染の防止等に向けた国際的な環境貢献・交流の推進
- 政策 120 森林や木材などを活用する「木育」をはじめとする北海道ならではの環境教育の展開

### 1 7 地球温暖化の防止への貢献

- 政策 121 「法人の森」など、多様な手法による森林整備の取組の拡大
- 政策 122 北海道独自の環境目標の設定などによる環境に配慮した企業活動のステータスの確立
- 政策 123 モーダルシフトやモーダルミックスへの転換の促進
- 政策 124 「マイバッグ」運動の推進や「クールビズ・ウォームビズ」の普及など、環境にやさしい北海道のライフスタイルの定着

### 1 8 新エネルギー等の利活用の推進

- 政策 125 パイオエタノールの実用化の促進など、北海道に豊富に存在するバイオマスの活用の促進
- 政策 126 省エネルギーの一層の徹底と地球に優しいクリーンな新エネルギーの利活用の促進

## 未来を拓く人づくり

### 1 9 子育て王国・北海道づくり

- 政策 127 不妊治療費や乳幼児医療費への助成の拡大
- 政策 128 「買い物割引特典制度」の創設など、市町村との連携・協働による子育て支援の充実
- 政策 129 児童相談所の機能の強化による里親や地域に対する支援の充実
- 政策 130 子育て家庭が道営住宅に入居しやすい環境の整備

### 2 0 北海道らしい教育の推進

- 政策 131 人格形成の基礎を培う幼児教育の振興や一人ひとりの無限の力を引き出す幼稚園への応援
- 政策 132 独自の建学精神と教育理念に基づき特色ある教育を進める私学教育の振興
- 政策 133 幼児期からの読書活動を推進する「ブックスタート事業」の輪の拡大
- 政策 134 学校でのスクールカウンセラーの拡充やきめ細かな教育相談体制の充実
- 政策 135 基礎基本を重視した学力の向上や北海道らしい道徳、国際理解教育、環境教育などの推進
- 政策 136 食べることを理解し、安全な食べものを選択する能力や好ましい食習慣を身に付ける「食育」の推進
- 政策 137 学校評価の充実など、開かれた学校づくり
- 政策 138 地域の意見を十分に伺い必要な対策を講じる高校の再編整備等の推進
- 政策 139 教育力の向上に向けた教員の資質・能力の向上
- 政策 140 障がいのある児童生徒のニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育体制の充実
- 政策 141 学校と家庭と地域社会が一体となって子どもを守り育てる体制づくり
- 政策 142 「道民カレッジ」における「ほっかいどう学」の一層の充実やいつでも誰もが学べる北海道らしい生涯学習活動の推進

## 2 1 経済や地域を支える人づくり

- 政策 143 農林水産業や観光産業に関わる人材教育など北海道経済を支える人づくり
- 政策 144 「品目横断的経営安定対策」の対象となる担い手の育成・確保
- 政策 145 道立農業大学校や漁業研修所などの活用や大学との連携による次代の担い手の養成
- 政策 146 ものづくり産業の人材育成に向けた取組の推進
- 政策 147 若年者への技能等の伝承、経営者の代替わりに際する円滑な事業継承の促進
- 政策 148 地域活性化の牽引役となる方々のネットワークなどによる本道の地域活動や文化を支える人材づくり

## 地域主権型社会に向けた基盤づくり

### 2 2 道州制特区を活用した経済・地域の活性化

- 政策 149 「道州制特区推進条例」の制定
- 政策 150 北海道を元気にする第二、第三の特区提案の実施

### 2 3 地域主権型社会の創造

- 政策 151 支庁の組織体制の抜本的改革
- 政策 152 市町村が地域の実情を踏まえて進める合併の取組の推進
- 政策 153 広域連合など広域行政制度の活用の促進
- 政策 154 知事と市町村長との意見交換を行なう場の設置
- 政策 155 道から市町村への事務・権限の円滑な移譲の推進

### 2 4 地域格差の是正

- 政策 156 地域格差を是正するため独自の「交付金制度」の創設
- 政策 157 夕張市や産炭地域市町の市民生活に不可欠な施策を着実に推進することができるような助言・支援
- 政策 158 政策の総合的な展開を通じた資源や魅力を活かした地域の活性化による地域格差の是正

### 2 5 行財政改革などチャレンジ道庁の推進

- 政策 159 「新たな行財政改革の取組み」の強力な推進
- 政策 160 道政の民間開放に関する様々な取組の加速
- 政策 161 一般競争入札の拡大や総合評価制度の拡充など入札制度の抜本的な改革の推進
- 政策 162 道有資産の聖域なき見直しによる処分や不動産証券化などの推進
- 政策 163 知事公館の利活用の推進
- 政策 164 人材育成や目標管理型行政運営の実施と民間手法の道政への積極的な導入
- 政策 165 「赤レンガ・チャレンジ事業」などの充実
- 政策 166 危機管理監の設置や試験研究機関の地方独立行政法人化の検討など組織機構の見直し
- 政策 167 わかりやすく開かれた道政運営を進めていくための「毎週1回の記者会見」の開催
- 政策 168 道民の皆さんとの対話を重視して道政を進めていくための「まちかど対話」の実施



# 基本政策の展開

## 経済の活性化と安心の雇用環境づくり

### 1 ものづくり産業などの振興による道内産業構造の高度化

政策1 力強い北海道経済の創造に向け、すべての産業分野を対象とする「北海道経済活性化戦略ビジョン」や「地域経済活性化ビジョン」を策定します。

【目標】 「北海道経済活性化戦略ビジョン」の策定（平成19年度）  
「地域経済活性化ビジョン」の策定（平成20年度）

#### 政策の展開方向

民需主導の自立型経済への転換をめざし、全ての産業分野を対象として、活性化の手だてや手順を明確にしていく「北海道経済活性化戦略ビジョン」を策定し、経済界・産業界をはじめ、道内の関係者が、今後の本道経済の活性化に向けた方向性を共有して、官民一体となった取組を進めます。

「北海道経済活性化戦略ビジョン」を踏まえ、地域の産業構造、特性、資源に応じた経済活性化の手だてなどを明確にしていく「地域経済活性化ビジョン」を策定します。

#### 政策展開のプロセス

H19	・「北海道経済活性化戦略ビジョン」を策定します。
H20	・雇用をはじめ、農林水産の各産業や環境などそれぞれの分野における計画と連携しながら、「北海道経済活性化戦略ビジョン」の推進に努めます。 ・「地域経済活性化ビジョン」を策定します。
H21 ～ H22	・「北海道経済活性化戦略ビジョン」、「地域経済活性化ビジョン」の着実な推進に取り組みます。

#### 道民の皆さんへ

本道の産業力の強化を図るためには、産業間や企業間の連携はもとより、大学・研究機関及び行政機関等の連携を進めていくことが重要です。道では、各種の施策により支援していますので、積極的な活用をお願いします。

政策2 「北海道産業振興条例」を制定して、中小企業の競争力強化を図るとともに、戦略的な企業誘致を加速し、4年間で200件の企業立地を実現します。

【目標】 「北海道産業振興条例」の制定（平成19年度）  
4年間で200件の企業立地

### 政策の展開方向

産業構造の高度化による自立型の経済構造の実現を図るため「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（仮称）（通称名：北海道産業振興条例）」を制定し、中長期的な視点に立って、本道経済を支える中小企業の経営革新や新産業・新事業の創出などを加速するとともに、雇用の受け皿となり、将来の本道発展の基礎となる企業立地の促進を図ります。

中小企業の競争力強化を図るため、製品開発、産業人材育成などに対する支援を行います。

「北海道産業振興条例（通称）」に基づく助成措置を活用しながら、市町村や経済界と連携した誘致活動を展開するとともに、地域の特性や資源を活かし、地域経済の活性化につながる企業誘致を推進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道産業振興条例（通称）」を制定します。</li> <li>・「北海道企業立地促進条例」に基づく助成制度により、企業立地を促進します。</li> <li>・「北海道創造的中小企業育成条例」に基づく助成制度により中小企業の研究開発等を促進します。</li> <li>・官民一体となったトップセールスや企業立地セミナーの開催などにより、重点対策業種等の企業立地を促進します。</li> <li>・地域の特性や資源を活かした企業誘致活動を推進するとともに、企業立地促進法の活用促進を図ります。</li> <li>・市町村や関係支援機関と連携し、立地企業に対するワンストップサービスやフォローアップ活動に取り組みます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道産業振興条例（通称）」に基づく助成制度等により、企業立地を促進するとともに、中小企業が行う新分野・新市場進出等の取組を支援します。</li> <li>・官民一体となったトップセールスや企業立地セミナーの開催などにより、重点対策業種等の企業立地を促進します。</li> <li>・地域の特性や資源を活かした企業誘致活動を推進するとともに、企業立地促進法の活用促進を図ります。</li> <li>・市町村や関係支援機関と連携し、立地企業に対するワンストップサービスやフォローアップ活動に取り組みます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道産業振興条例（通称）」に基づく施策により、本道経済を支える中小企業の経営革新や新産業・新事業の創出などを加速するとともに、市町村や経済界と連携した誘致活動を展開し、企業立地の促進を図ります。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

自立型の経済構造を実現するため、皆さんから幅広いご意見、ご提言をいただきながら、新たに「北海道産業振興条例（通称）」を制定します。

道が推進する産業政策等については、今後も、ホームページ等で公表していきますので積極的なご活用をお願いします。

（ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/>）

道内企業の皆さんが進出企業との取引拡大や新製品の開発など、新分野・新市場進出等に取り組めるよう各種の施策により支援しますので、積極的なご活用をお願いします。

政策3 ものづくり産業を支える研究開発への支援や技術者の養成を行う「ものづくり支援センター」を設置し、自動車関連産業などを集積させる「道央工業地帯プロジェクト」を推進します。

### 政策の展開方向

地場企業への技術支援及び技術者の育成、さらには自動車産業などの進出企業との連携促進等を行う「ものづくり支援センター」の機能整備を図ります。

進みつつある自動車産業の集積を今後さらに加速するとともに、その経済効果を拡大させるため、道央圏での自動車関連企業などの立地促進や地場企業の育成により「道央工業地帯プロジェクト」を推進します。

ものづくり産業をはじめとした将来の本道経済の発展を担う産業を支える高度な産業人材の誘致などを推進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ものづくり支援センター」の機能や整備手法について検討します。</li> <li>・企業立地促進法などを活用し、「道央工業地帯プロジェクト」の展開計画及び推進体制について検討します。</li> <li>・官民一体となったトップセールスや企業立地セミナーの開催などの企業誘致活動を展開し、自動車関連企業等の立地を促進します。</li> <li>・市町村や関係支援機関と連携し、立地企業に対するワンストップサービスやフォローアップ活動に取り組みます。</li> <li>・ものづくりを支える技術系人材の育成やU・Iターン促進による高度技術者等の誘致に努めます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ものづくり支援センター」の機能を整備し、地場企業の生産技術の高度化、生産管理技術の向上や進出企業とのビジネスマッチングへの支援及び進出企業に対する立地環境の整備などを促進します。</li> <li>・企業立地促進法などを活用し、「道央工業地帯プロジェクト」による企業立地の促進と地場企業の育成を図ります。</li> <li>・官民一体となったトップセールスや企業立地セミナーの開催などの企業誘致活動を展開し、自動車関連企業等の立地を促進します。</li> <li>・市町村や関係支援機関と連携し、立地企業に対するワンストップサービスやフォローアップ活動に取り組みます。</li> <li>・ものづくりを支える技術系人材の育成やU・Iターン促進による高度技術者等の誘致に努めます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ものづくり支援センター」による地場企業への支援及び進出企業に対する立地環境の整備などを促進します。</li> <li>・「道央工業地帯プロジェクト」を推進します。</li> <li>・市町村や経済界と連携した誘致活動を展開し、企業立地の促進を図ります。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

道では、経済への波及効果や雇用創出効果の高いものづくり産業を北海道経済の牽引役として振興しています。特に、成長力・波及力の大きい産業や地域経済を支える産業の発展を今後さらに加速させる施策を進めていきますので、技術力の高度化、生産管理技術の向上をめざしましょう。

地域や企業ニーズに対応した人材育成施策を展開する際に、皆さんのご意見・ご指導をいただく場合がありますので、ご理解やご協力をよろしくお願いします。



政策4 自動車産業の生産誘致効果などが最大限発揮されるよう、エンジン製造工場や車体工場の誘致を進めるとともに、道内企業の技術力を高め、部品調達や取引を促進します。

〔【目標】 道内企業からの部品調達率20%（平成22年度） 〕

#### 政策の展開方向

進みつつある自動車産業の集積を今後さらに加速するため、「北海道自動車産業集積促進協議会」等と連携し、エンジン製造工場や車体組立工場等の誘致活動を戦略的に推進するとともに、地場企業の生産管理技術の強化などに取り組み、自動車産業への参入を促進します。

自動車産業をはじめとした道内のものづくりを支える高度な産業人材の誘致などを推進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民一体となったトップセールスや企業立地セミナーの開催などの企業誘致活動を展開し、エンジン製造工場や車体組立工場等の立地を促進します。</li> <li>・市町村や関係支援機関と連携し、立地企業に対するワンストップサービスやフォローアップ活動に取り組みます。</li> <li>・自動車産業が求める品質、コスト、納期等への対応力を強化するため、地場企業の生産管理技術力や研究開発力の強化などに取り組みます。</li> <li>・自動車産業との取引を促進するため、ビジネスマッチングなどに取り組みます。</li> <li>・ものづくりを支える技術系人材の育成やU・Iターン促進による高度技術者等の誘致に努めます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民一体となったトップセールスや企業立地セミナーの開催などの企業誘致活動を展開し、エンジン製造工場や車体組立工場等の立地を促進します。</li> <li>・市町村や関係支援機関と連携し、立地企業に対するワンストップサービスやフォローアップ活動に取り組みます。</li> <li>・自動車産業が求める品質、コスト、納期等への対応力を強化するため、地場企業の生産管理技術力、研究開発力の強化などに取り組みます。</li> <li>・自動車産業との取引を促進するため、ビジネスマッチングなどに取り組みます。</li> <li>・ものづくりを支える技術系人材の育成やU・Iターン促進による高度技術者等の誘致に努めます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や経済界と連携した誘致活動を展開し、エンジン製造工場や車体組立工場等の立地を促進します。</li> <li>・地場企業の生産管理技術力や研究開発力の強化などに取り組み、部品調達や取引を促進します。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

本道経済を民間主導の自立型の力強い産業構造に転換していくためには、ものづくり産業の重点的な振興を図ることが必要であり、特に、経済への波及効果や雇用効果の高い自動車産業の集積促進を図ることが重要です。このため、道では、自動車産業を重点とした企業誘致活動を積極的に進めるとともに、自動車産業への対応力を備えた地場企業の育成・振興を図り、自動車産業への参入の促進に取り組んでいきます。地場企業の自動車産業参入への積極果敢なチャレンジを期待します。この取組については、ホームページで公開していますので、ご覧ください。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgs/index.htm> )

地域や企業ニーズに対応した人材育成施策を展開する際に、皆さんのご意見・ご指導をいただく場合がありますので、ご理解やご協力をよろしくお願いします。

政策5 アジア諸国をターゲットとした輸出促進のための市場開拓やビジネス展開サポート、さらに海外企業の道内誘致などの活動を行う「北海道国際ビジネスセンター」を設置します。  
 【目標】 「北海道国際ビジネスセンター」の設置（平成20年度）

#### 政策の展開方向

道内の関係団体、企業、行政機関の海外事務所等への個別に寄せられる引き合い情報を効率的に収集し、効果的な取引のマッチングに対する支援と海外への情報発信を行う「北海道国際ビジネスセンター」の機能整備を図ります。

センターでは、道内外企業や関係機関の意向を把握し、希望する取引案件のスムーズな斡旋や集約された情報に基づくアドバイスなど、企業間連携等の調整を行います。

センター機能を活用し、海外企業の道内への誘致活動を推進し、産業投資が促進されるよう取り組みます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「海外との経済交流推進方策」（平成17年度策定）に基づき、必要な機能や体制について検討を進めます。</li> <li>・具体的な設置に向けて道内経済・産業界における関係機関との調整を行います。</li> <li>・本道の立地環境について、海外へ情報発信します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度の検討に基づき、貿易関係団体との連携による「北海道国際ビジネスセンター」機能を整備します。</li> <li>・センター機能を活用し、アジア諸国に対する道産品の輸出拡大の取組を促進します。</li> <li>・センター機能を活用し、道内企業による海外への事業展開に向けた取組を促進します。</li> <li>・本道の立地環境について、海外へ情報発信します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター機能を活用し、アジア諸国に対する道産品の輸出や道内企業による海外への事業展開に向けた取組を促進するとともに、本道の立地環境について海外へ情報発信します。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

北海道では、関係団体と連携して本道の優れた食品類をはじめとする道産品を東アジア地域に売り込むための商談会や物産展の開催、中国へのテスト輸出などの販路開拓のための事業に取り組んでいます。

また、中小企業の皆さんが貿易を行うためのノウハウの取得や具体的な相談に応じるために、各種セミナー、貿易実務研修や貿易コンサルティングなども関係団体とともに実施しています。

事業や行事の募集はホームページで随時ご案内していますので、これから貿易を始めたい、東アジア地域への販路拡大に取り組みたいといったご希望のある方は、是非ご活用ください。

（ ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/skk/trading/index.htm> ）

政策6 「道内企業支援型ファンド」などによる道外からの産業投資や、銀行の貸付債権の証券化(CLO\*)など市場を通じた事業資金調達の拡大などを促し、様々な形で北海道への資金流入を加速します。

#### 政策の展開方向

銀行の貸付債権の証券化(CLO)や社債を担保としての証券化(CBO\*)の導入などの事業資金調達手段の拡大については、道内中小企業等のニーズや金融機関の考え方を踏まえながら検討を行うとともに、ファンド組成の可能性について、関係機関と協議を行います。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業資金調達の拡大について、道内中小企業者のニーズを把握します。</li><li>・金融機関における証券化等への取組に対する意向を把握します。</li><li>・事業資金調達の拡大について、他都府県等の状況を調査します。</li><li>・ファンド組成の可能性について、関係機関との協議を行います。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・ファンド組成に向けた取組を進めます。</li><li>・CLOなど、事業資金の調達手段の拡大について検討します。</li></ul>
H21 ~ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・引き続き多様な事業資金の調達に向けた取組を進めます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

道では、アンケート調査などを通じて、道内中小企業の資金ニーズ等の把握に努めますので、ご協力をお願いします。

## 2 「食」と「観光」のブランド化

政策7 「食」や「観光」産業の一層の振興のため、ブランド化の推進や推進体制の整備、トップセールスなどによる国内外の市場開拓を強力に進めます。

### 政策の展開方向

#### 【食産業の振興】

産学官が一体となって高付加価値製品の開発を支援するとともに、新商品の企画開発から販路拡大までの一体的支援を行い、消費者に信頼される安全・安心な食品づくりを基本として、高付加価値商品を指向するマーケット重視の企業を育成します。

地域ブランドづくりに向けた「地域団体商標<sup>\*</sup>」の取得や「売れる商品づくり」の取組の促進などにより、本道の食の魅力を掘り起こし、磨き上げに努めるとともに、販路拡大システムの整備等に取り組みます。

道産原料による発酵食品など新たな食品づくりを進め、農畜産物の付加価値向上に取り組みます。

道産農水産物や加工食品等の販路拡大に向けて、国内はもとより急成長する東アジアなど海外市場をターゲットにした輸出プロモーション活動やトップセールスなどにより、官民一体となって戦略的な市場開拓を推進します。

安全・安心な食の北海道ブランドの確立に向け、YES! clean 農産物や有機農産物、道産食品登録制度<sup>\*</sup>や道産食品独自認証制度（きらりっぷ）<sup>\*</sup>等を関係機関等と連携・協働して普及するとともに、HACCPに基づく高度な衛生管理に取り組む事業者の指導・育成を行い、道産食品の安全性と付加価値の向上を図ります。

#### 【観光産業の振興】

観光ニーズや事業効果を見極めながら、首都圏、中部圏、関西圏での大規模な観光イベントの開催に合わせ、トップセールスを実施するなど、本道の観光情報の発信に努めるとともに、旅行会社による北海道向けの旅行商品の企画・考案などを促進します。

地域の多様な資源・特性を活かした魅力ある個性的な観光地づくりをめざし、食の魅力向上の取組を通じて、北海道の観光産業と関連産業の活性化を図ります。

本道の優位性を発揮できる雄大な自然や田園の景観を活かして、地域のブランド化につながる広域的な景観づくりを推進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<b>【食産業の振興】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>産学官が一体となって、付加価値の高い新製品の開発支援や新商品の企画開発から販路拡大までの一体的支援を行います。</li> <li>道内生産者や流通関連企業等と連携して優れた道産品に磨き上げます。</li> <li>北海道名誉フードアドバイザー<sup>*</sup>による農産物付加価値向上セミナーの開催や、地域における付加価値向上プロジェクトの支援などにより、道産原料を使った新たな道産食品づくりを促進します。</li> <li>首都圏・関西圏に向けたプロモーション活動や情報発信に努め、販路拡大につなげます。</li> <li>海外市場の開拓に向け、東アジア地域を中心として、道産農水産物の輸出促進に取り組みます。</li> <li>YES!clean 農産物や有機農産物、道産食品独自認証制度及び道産食品登録制度の普及啓発の拡大に取り組むとともに、HACCPに基づく高度な衛生管理の導入を支援するなど、道産食品の安全性と付加価値の向上に努めます。</li> </ul>
	<b>【観光産業の振興】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>全道的なプロモーションや地域特性を盛り込んだ独自のプロモーションを展開します。</li> <li>温泉観光地等における食の魅力づくりを進めるとともに、他産業との連携の活性化を図ります。</li> <li>地域ブランド化につながる広域的な景観づくりの取組を推進するとともに、「景観法」に基づく景観計画を策定します。</li> </ul>

H20	<p><b>【食産業の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産学官が一体となって、付加価値の高い新製品の開発支援や新商品の企画開発から販路拡大までの一体的支援を行います。</li> <li>道内生産者や流通関連企業等と連携して優れた道産品に磨き上げます。</li> <li>北海道名誉フードアドバイザーによる農産物付加価値向上セミナーの開催などにより、道産原料を使った新たな道産食品づくりを促進します。</li> <li>首都圏・関西圏に向けたプロモーション活動や情報発信に努め、販路拡大につなげます。</li> <li>東アジア地域を中心として、道産農水産物の輸出促進に取り組みます。</li> <li>YES!clean 農産物や有機農産物、道産食品独自認証制度及び道産食品登録制度の普及啓発の拡大に取り組みるとともに、H A C C Pに基づく高度な衛生管理の導入を支援するなど、道産食品の安全性と付加価値の向上に努めます。</li> </ul>
	<p><b>【観光産業の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全道的なプロモーションや地域特性を盛り込んだ独自のプロモーションを展開します。</li> <li>食の魅力づくりや観光地の食に関する情報発信を進めます。</li> <li>「北海道美しい景観のくにづくり条例」に基づく新たな基本計画を策定するとともに、地域の特性を生かした景観づくりを進めながら、広域景観づくりの取組を推進します。</li> </ul>
H21	<p><b>【食産業の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産学官が一体となって、付加価値の高い新製品の開発支援や新商品の企画開発から販路拡大までの一体的支援を行います。</li> <li>道内生産者や流通関連企業等と連携して優れた道産品に磨き上げます。</li> <li>地域における農産物付加価値向上セミナーの開催などにより道産原料を使った新たな道産食品づくりを促進します。</li> <li>首都圏・関西圏に向けたプロモーション活動や情報発信に努め、販路拡大につなげます。</li> <li>東アジア地域を中心として、道産農水産物の輸出促進に取り組みます。</li> <li>YES!clean 農産物や有機農産物、道産食品独自認証制度及び道産食品登録制度の普及啓発の拡大に取り組みるとともに、H A C C Pに基づく高度な衛生管理の導入を支援するなど、道産食品の安全性と付加価値の向上に努めます。</li> </ul>
	<p><b>【観光産業の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全道的なプロモーションや地域特性を盛り込んだ独自のプロモーションを展開します。</li> <li>食の魅力づくりや観光地の食に関する情報発信を進めます。</li> <li>地域の特性を生かした景観づくりを進めながら、広域景観づくりの取組を推進します。</li> </ul>
H22	<p><b>【食産業の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>付加価値の高い新製品の開発支援や新商品の企画開発から販路拡大までの一体的支援を行います。</li> <li>道内生産者や流通関連企業等と連携して優れた道産品を磨き上げます。</li> <li>首都圏・関西圏に向けたプロモーション活動や東アジアなどをターゲットとした道産農水産物の輸出促進に取り組みます。</li> <li>食品の製造・加工段階におけるH A C C Pに基づく高度な衛生管理の導入支援を実施します。</li> </ul>
	<p><b>【観光産業の振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全道的なプロモーションや地域特性を盛り込んだ独自のプロモーションを展開します。</li> <li>食の魅力づくりや観光地の食に関する情報発信を進めます。</li> <li>地域の特性を生かした景観づくりを進めながら、広域景観づくりの取組を推進します。</li> </ul>

## 道民の皆さんへ

産学官が一体となって付加価値の高い製品の開発を支援するとともに、新商品の企画開発から販路拡大までの一体的支援を行い、高付加価値商品を指向するマーケット重視の企業を育成します。道民の皆さんも、試食会への参加など売れる加工食品づくりに是非ご協力をお願いします。

優位性のある北海道の「食」を「北海道ブランド」として確立し、しっかりとした経済効果に結びつけるため、道内で一定の評価を受けている道産商品をさらに磨き上げることにより、全国に通用するブランド品の創出を図り、販路拡大につなげていくことをめざします。商品のブランド化に向けた取組や販路拡大について、積極的にご相談ください。

全道の漁業協同組合等では、美味しい水産物を消費者の皆さんにお届けするため、衛生管理を徹底して高鮮度にこだわったブランド化の取組を実施しています。安全・安心な道産水産物をご愛用ください。

北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、道内で製造・加工された道産へのこだわりの加工食品を登録する道産食品登録制度と、さらに生産工程、衛生管理、個性など独自に設定した基準をクリアしたものを認証する道産食品独自認証制度があります。是非、事業者の皆さんの積極的な登録・認証の取得と北海道生まれのこだわりの食品のご愛用について、よろしく願います。

北海道の美しく雄大な景観は、暮らしに潤いと豊かさをもたらすとともに、本道観光の貴重な資源となっています。また、豊かな農山漁村の景観は、農水産物のブランド化に寄与しています。このことから、道民の皆さんも、地域の景観に目を向け、共に考え、地域の景観づくりに積極的に参加、協力されるようお願いいたします。

政策 8 北海道物産展の開催や道産商品の取引の斡旋を行う「北海道ビジネスプラザ」を首都圏や関西圏などの大消費地に設置します。

〔【目標】 「北海道ビジネスプラザ」の設置（平成20年度） 〕

#### 政策の展開方向

百貨店やスーパー等における北海道物産展の開催のほか、「北海道どさんこプラザ<sup>\*</sup>（東京有楽町やJR札幌駅に設置）」等が発掘した道産品の磨き上げや販路拡大のサポートを行う「北海道ビジネスプラザ」の機能整備を図ります。

「北海道ビジネスプラザ」の運営にあたっては、道内の生産者や民間事業者（流通関連企業、ホテル、レストラン、ブランド化に取り組む企業など）との連携を図ります。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・「北海道ビジネスプラザ」の機能やあり方などについて検討し、設置に向けた準備を進めます。</li><li>・地域の優れた食品の情報発信やブランド化への指導・助言を行うなど、新たな北海道ブランドの商品開発を促進するとともに、関係者の連携体制を整備します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・「北海道ビジネスプラザ」を設置します。</li><li>・道内生産者や流通関連企業、ホテル、レストラン、ブランド化に取り組む法人等の民間事業者等と連携して、新たな「北海道ブランド」の商品開発と首都圏、関西圏での販路拡大に取り組みます。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・道内生産者や民間事業者等と連携を図りながら「北海道ビジネスプラザ」を運営します。</li><li>・道内生産者や流通関連企業、ホテル、レストラン、ブランド化に取り組む法人等の民間事業者等と連携して、新たな「北海道ブランド」の商品開発と首都圏、関西圏での販路拡大に取り組みます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

優位性のある北海道の「食」を「北海道ブランド」として確立し、しっかりとした経済効果に結びつけるため、道内で一定の評価を受けている道産商品をさらに磨き上げることにより、全国に通用するブランド品の創出を図り、販路拡大につなげていくことをめざします。商品のブランド化に向けた取組や販路拡大について、積極的にご相談ください。

政策9 コメ、牛乳、コンブなど重点品目を設定して、「食育」、「愛食運動<sup>\*</sup>」を強力に展開し、北海道米については道内食率80%をめざします。

〔【目標】 北海道米の道内食率80%（平成22年度） 〕

### 政策の展開方向

原材料や製品、サービスなどの域内調達を高めるため、「産消協働<sup>\*</sup>」の取組を一層推進するとともに、「地産地消<sup>\*</sup>」や「食育」、「スローフード運動<sup>\*</sup>」を総合的に推進する「愛食運動」が道民運動として定着するよう、関係機関・団体と一体となって展開します。

コメや牛乳、コンブ等を消費拡大の重点品目に設定し、生産者をはじめ関係機関・団体と一体となって道内での消費拡大の取組を推進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実践行動事例などの紹介により、「産消協働」の取組を促すとともに、生産者と消費者をつなぐ場の提供などにより、「産消協働」を推進します。</li> <li>・「地産地消」や「食育」、「スローフード運動」を総合的に推進する「愛食運動」が道民運動として定着するよう、普及啓発や安全・安心な道産食品の消費拡大の取組等を実施します。</li> <li>・関係団体との連携を図りながら、北海道米の道内食率の向上や牛乳の消費拡大を図ります。</li> <li>・「食べるコンブ」という新たな食文化を道民の間に普及・定着させ、道内での消費拡大を図ります。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実践行動事例などの紹介により、「産消協働」の取組を促すとともに、生産者と消費者をつなぐ場の提供などにより、「産消協働」を推進します。</li> <li>・「地産地消」や「食育」、「スローフード運動」を総合的に推進する「愛食運動」が道民運動として定着するよう、普及啓発や安全・安心な道産食品の消費拡大の取組等を実施します。</li> <li>・関係団体との連携を図りながら、北海道米の道内食率の向上や牛乳の消費拡大を図ります。</li> <li>・「食べるコンブ」の道内での消費拡大を図ります。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実践行動事例の紹介や、「産消協働」の取組にとって有意義な情報の提供などにより「産消協働」の運動を推進します。</li> <li>・「地産地消」や「食育」、「スローフード運動」を総合的に推進する「愛食運動」が道民運動として定着するよう、普及啓発や安全・安心な道産食品の消費拡大の取組等を実施します。</li> <li>・関係団体との連携を図りながら、北海道米の道内食率の向上や牛乳の消費拡大を図ります。</li> <li>・「食べるコンブ」の道内での消費拡大を図ります。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域の実践行動事例の紹介や、「産消協働」の取組にとって有意義な情報の提供などにより「産消協働」の運動を推進します。</li> <li>・「愛食運動」の普及啓発を図るとともに、北海道米や牛乳、コンブの道内消費拡大に向けた取組を推進します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

「産消協働」とは、地域の食材を地域で活用しようという食の分野の「地産地消」の考え方を様々な分野に拡げて、地域の生産者と消費者がそれぞれの立場から意見や知恵を出し合っ、ともに地域資源の発掘・活用を行い、皆さんで地域経済の活性化をめざす道民運動です。

産消協働の趣旨を皆さんにご理解いただくため、実践行動事例などをホームページでも紹介していますので、ご覧ください。

（ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ts/snj/sanshokyodo.htm>）

毎月、第3土曜日・日曜日は「愛食の日」（どんどん食べよう道産DAY）です。北海道でとれた安全で安心な農水産物をもっと食べましょう

詳しくは、ホームページをご覧ください。

（ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/dosanday/aisyokutop.htm>）

豊かな自然環境や生産現場身近にある北海道の優位性を活かしながら、家庭や地域、学校など様々な場で「食育」を進めます。

北海道は、コンブの生産量が全国の8割以上を占める大生産地ですが、消費量は他の地域に比べ少ない状況にあります。ミネラルや食物繊維等を多く含む健康に良い食品です。皆さんでコンブを食べましょう。

政策 10 エゾシカ肉や高品質の黒毛和牛、スイーツ（銘菓）、発酵食品など、北海道ならではの新たな食の魅力を発掘し、その文化を全国に発信します。

#### 政策の展開方向

本道の風土や資源を活かして、北海道ならではの食文化を構築し、全国に発信します。

- ・エゾシカの有効活用を推進するため、捕獲から解体・流通・提供まで一貫したシステムを確立し、エゾシカ肉の供給から需要までを円滑に結びつけることにより、北海道ならではの食材として、ブランドの確立を図ります。
- ・高品質の黒毛和牛のブランド化を促進するため、遺伝的に優良な雌牛群の育成を図るとともに、産地を拡大します。
- ・原材料や加工方法等で共通性が高く連携した取組を行うことがより効果的なスイーツなどの製品については、地域間の情報交換や連携の取組を支援するなど、地域におけるブランド化の取組と同時に、北海道全体としてのブランド向上をめざします。
- ・ポータルサイト「北の名菓づくり」などを活用して北海道菓子に関する情報を発信します。
- ・道産原料による発酵食品など、新たな食品づくりを進め、農畜産物の付加価値向上に取り組みます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エゾシカの捕獲から流通、地域振興までの循環システムを確立します。</li> <li>・飲食店等の料理を通じてエゾシカ肉の札幌圏での消費拡大を図るとともに、観光資源としての活用に取り組みます。</li> <li>・北海道和牛の一層の振興を図るため、関係機関・団体からなる会議を設置し、振興方策を示したプランを策定します。</li> <li>・道産品のブランド化に向けた取組に対し、諸問題解決のため各分野のアドバイザーを派遣するなど、助言、指導を行います。</li> <li>・地域間の情報交換や連携の取組を支援するプランの取りまとめを行います。</li> <li>・ポータルサイト「北の名菓づくり<sup>*</sup>」などを活用し、北の新名菓や既存名菓に関する情報を発信します。</li> <li>・北海道名誉フードアドバイザーによる農産物付加価値向上セミナーの開催や地域における付加価値向上プロジェクトの支援などにより新たな道産食品づくりを促進します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体等と連携して、エゾシカ肉の普及を促進します。</li> <li>・黒毛和種の優良雌牛群の育成に努めるとともに、振興方向に基づき、関係機関・団体が一体となって和牛振興に取り組みます。</li> <li>・道産品のブランド化に向けた取組に対し、諸問題解決のため各分野のアドバイザーを派遣するなど、助言、指導を行います。</li> <li>・生産組合や加工組合などが行う、特色ある道産品のブランド化へ向けた取組に対して、専門家を派遣して指導、アドバイスします。</li> <li>・ポータルサイト「北の名菓づくり」などを活用し、北の新名菓や既存名菓に関する情報を発信します。</li> <li>・道産食材の付加価値向上セミナーを開催するとともに、19年度の成果を踏まえ、地域における付加価値向上プロジェクトの支援などにより新たな道産食品づくりを促進します。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体等と連携して、エゾシカ肉の普及を促進します。</li> <li>・黒毛和種の優良雌牛群の育成に努めるとともに、振興方向に基づき、関係機関・団体が一体となって和牛振興に取り組みます。</li> <li>・道産品のブランド化に向けた取組に対し、諸問題解決のため各分野のアドバイザーを派遣するなど、助言、指導を行います。</li> <li>・生産組合や加工組合などが行う、特色ある道産品のブランド化へ向けた取組に対して、専門家を派遣して指導、アドバイスします。</li> <li>・ポータルサイト「北の名菓づくり」などを活用し、北の新名菓や既存名菓に関する情報を発信します。</li> <li>・道産食材の付加価値向上セミナーを開催するとともに、20年度の成果を踏まえ、地域における付加価値向上プロジェクトの支援などにより新たな新たな道産食品づくりを促進します。</li> </ul>



H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体等と連携して、エゾシカ肉の普及を促進します。</li> <li>・黒毛和種の優良雌牛群の育成に努めるとともに、振興方向に基づき、関係機関・団体が一体となって和牛振興に取り組みます。</li> <li>・道産品のブランド化に向けた取組に対し、諸問題解決のため各分野のアドバイザーを派遣するなど、助言、指導を行います。</li> <li>・生産組合や加工組合などが行う、特色ある道産品のブランド化へ向けた取組に対して、専門家を派遣して指導、アドバイスします。</li> <li>・ポータルサイト「北の名菓づくり」などを活用し、北の新名菓や既存名菓に関する情報を発信します。</li> <li>・引き続き道産食材の付加価値を高める加工や販売を促進します。</li> </ul>
-----	---

## 道民の皆さんへ

エゾシカ肉を北海道の自然資源として計画的に利用していくことは、増えすぎたエゾシカの個体数管理の一環でもあり、農林業被害や交通事故の軽減、生物多様性の保全に結びついていくものと考えています。今後も計画的利用の取組を推進していきますので、ご理解とご協力をお願いします。

北海道の黒毛和種飼養頭数は、鹿児島県・宮崎県に次ぐ全国第3位の産地となっています。今後とも、豊かな土地条件を生かしながら、関係機関・団体と一体となって生産拡大や品質向上に取り組み、全国一の産地をめざします。

ポータルサイト「北の名菓づくり」は、新たに商品化された「北の新名菓」をはじめ、地元で長く愛されているお菓子情報などのコンテンツを掲載し、北の名菓の魅力が十分に伝わると同時に、菓子王国北海道のイメージアップにつながるサイトです。是非、一度、ご覧いただき、ご意見をお寄せください。

( ホームページ <http://www.k4.dion.ne.jp/~meika/> )

政策 11 「北海道観光戦略」に基づく北海道観光の飛躍のため、新たな推進体制を整備し、年間観光客数 6,500 万人をめざします。

[ 【目標】 年間観光客数 6,500 万人(平成 22 年度) ]

#### 政策の展開方向

平成 20 年度を始期とする新しい「北海道観光のくにつくり行動計画」を策定します。

また、観光事業者や関係団体などオール北海道で進める「北海道観光戦略」等に基づき、国内外の観光客誘致に向け、地域ぐるみのホスピタリティの向上など受入体制の整備を図るとともに、情報発信とプロモーションの展開、新たな観光振興推進体制の構築などの総合的な取組を進めます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・新しい「北海道観光のくにつくり行動計画」を策定します。</li><li>・オール北海道による観光振興推進の中核機能を担う新たな推進体制の整備に取り組みます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成 20 年度当初のスタートを目標とする新たな推進体制との連携協働のもと、「北海道観光戦略」等に基づいた各種の観光振興策に取り組みます。</li></ul>
H21 ~ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・新たな推進体制との連携・協働のもと、「北海道観光戦略」等に基づいた各種の観光振興策に取り組みます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

観光関係業界だけでなく、各界における皆さんの力の結集により、オール北海道で北海道の観光を盛り上げ、道内外からより多くの観光客に来道していただけるよう、各種観光政策へのご理解とご協力をお願いします。

政策 12 各地域に「地域観光戦略会議」を設置して地域観光の構想づくりを進め、癒やし・健康・文化など新たな魅力を付加した地域観光の推進、花、温泉、グリーンツーリズム\*、アウトドアスポーツなどを素材とした観光基盤づくりを進めます。

〔【目標】 「地域観光戦略会議」を各地域に設置（平成19年度）〕

#### 政策の展開方向

北海道観光戦略を効果的に推進していくため、各地域の観光課題を踏まえた観光戦略の検討・協議の場を地域生活経済圏も勘案しながら設置し、観光関係者に加えて一次産業や行政機関など幅広い関係者の連携により、地域観光の活性化を促進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	・道内の各地域において、様々な関係者による検討・協議の場を設置し、地域が連携した観光基盤づくりに向けての課題や方向性の整理を行います。
H20	・「地域観光戦略会議」において、平成19年度の検討を踏まえ、新たな魅力を付加した地域観光の活性化を促進します。
H21 ～ H22	・引き続き、地域観光の活性化を促進します。

#### 道民の皆さんへ

これからの北海道観光を盛り上げていくことは、大変厳しい北海道の経済、そして地域を活性化する上で、大変重要な課題です。国内外の多くの方々は何度でも本道を訪れていただくため、観光関係業界だけではなく、地域の各界における皆さんの力の結集により、誰もが満足できる質の高い観光地をつくり、ご協力をお願いします。

政策 13 外国人観光客の満足度向上のため、外国語案内表示板などの観光基盤の整備、地域限定型通訳ガイドの配置や多言語対応カーナビの導入促進など、情報提供・案内機能の整備を進め、年間100万人の外国人観光客を迎え入れます。

〔 【目標】 年間外国人観光客来道数 100万人（平成22年度）  
地域限定型通訳ガイドを導入（平成20年度） 〕

#### 政策の展開方向

外国人観光客のニーズの多様化に対応するため、北海道限定の「通訳案内士」制度の導入や、外国語対応ウェブサイト構築の際のアドバイス、会話ツールの普及・啓発など情報提供・案内機能の充実を図り、外国人観光客の受入体制の整備を進めます。

外国人観光客の誘致を促進するため、トップセールスによるプロモーション活動や、道の海外事務所を拠点にした観光客誘致活動を展開し、年間100万人の外国人観光客の迎え入れをめざします。

道道以上の道路が交差する主要な交差点に設置されている道路案内標識の英語併記や路線番号表示を実施します。

道内の主要な観光地で、外国人など多様な観光客に対応した、多言語表記やユニバーサルデザインを取り入れた歩行者用案内標識の整備を進め、訪問先の地理に不案内な観光客が安心して一人歩きできる環境を整備します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有償通訳ガイドサービスの水準向上や通訳ガイド制度の周知と活動機会の創出に取り組みます。</li> <li>・外国語対応ウェブサイトの充実支援や会話ツールの普及・啓発など、情報提供・案内機能の充実に取り組みます。</li> <li>・海外からの観光客誘致活動を展開します。</li> <li>・新しい「北海道外客来訪促進計画」を策定します。</li> <li>・主要な交差点における道路案内標識の英語併記や路線番号表示を実施するとともに、実施状況を点検します。</li> <li>・多言語表記を取り入れた歩行者用案内標識の整備候補地において、学識経験者・観光関係者・道路管理者（国・道・地元市町村）からなる協議会を設置します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域限定通訳案内士制度を導入します。</li> <li>・有償通訳ガイドサービスの水準向上や通訳ガイド制度の周知と活動機会の創出に取り組みます。</li> <li>・外国語対応ウェブサイトの充実支援や会話ツールの普及・啓発など、情報提供・案内機能の充実に取り組みます。</li> <li>・海外からの観光客誘致活動を展開します。</li> <li>・新しい「北海道外客来訪促進計画」に基づく施策を展開します。</li> <li>・交差点における道路案内標識整備の前年度の点検結果を踏まえ、未整備箇所の整備を実施します。</li> <li>・協議会での検討を踏まえ、歩行者用案内標識の整備及び評価を実施します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有償通訳ガイドサービスの水準向上や通訳ガイド制度の周知と活動機会の創出に取り組みます。</li> <li>・外国語対応ウェブサイトの充実支援や会話ツールの普及・啓発など、情報提供・案内機能の充実に取り組みます。</li> <li>・海外からの観光客誘致活動を展開します。</li> <li>・新しい「北海道外客来訪促進計画」に基づく施策を展開します。</li> <li>・交差点における道路案内標識整備の前年度の点検結果を踏まえ、未整備箇所の整備を実施します。</li> <li>・協議会での検討を踏まえ、引き続き、歩行者用案内標識の整備を実施します。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

多くの外国の方々が北海道観光を楽しんでいます。最近では、団体旅行ばかりではなく個人の旅行者も増加しており、これまで外国人があまり訪れなかった地域にも観光で訪れる人が増えています。地域の皆さんとの交流も旅の大切な要素ですので、積極的に対応するとともに、外国からのお客様を温かくお迎えしましょう。

道路を利用する皆さんの道路標識に関するご意見を頂けるように、「標識BOX」（標識意見箱）を各土木現業所、道の駅などに設置しています。壊れて見にくい標識や、目標地の表示が適切でない標識などがありましたら、「標識BOX」までお知らせ下さい。

政策 14 森林浴や運動・食事などと組み合わせた温泉療法など、温泉資源を活用した温泉地の健康づくり拠点化を図ります。

#### 政策の展開方向

「癒し」や「健康」をテーマに、「温泉」や「森林」、その地域ならではの「食」などを組み合わせて、観光商品などとして提供する「健康ツーリズム<sup>\*</sup>」の促進と定着を図ります。

温泉を利用した健康づくりに関する情報を市町村へ提供するとともに、温泉を利用した健康増進施設の認定に向けた働きかけを進めるなど、健康づくりに関する事業を推進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「森林」と「温泉」や「食」を主体とした地域において健康ツーリズムのモデル的な取組を実施します。</li> <li>・健康ツーリズムを推進する民間団体などと連携し、観光商品づくりに向けた取組などを促進します。</li> <li>・身近な場所で森林浴や景観などを楽しむウォーキングルートを選定し、ホームページによる情報発信を行います。</li> <li>・温泉を利用した健康づくり事業を実施している市町村の状況を把握します。</li> <li>・温泉入浴指導員のいるホテルや旅館等を対象として、温泉を利用した健康増進施設の認定に向けた取組を促進します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康ツーリズムに関する観光をPRします。</li> <li>・ウォーキングルートの情報を発信します。</li> <li>・ホテルや旅館等を対象として、温泉を利用した健康増進施設の認定に向けた取組を促進します。</li> <li>・市町村に対して、温泉や運動、食事などを組み合わせた健康づくり事業の展開について、働きかけを行います。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康ツーリズムに関する観光をPRします。</li> <li>・ウォーキングルートの情報を発信します。</li> <li>・温泉を利用した健康づくりの取組状況等をホームページ等で公表するなど、市町村等において、温泉を利用した健康づくり事業が積極的に展開されるよう支援していきます。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

道民一人一人が観光大使です。道外の知人や友人が「是非、北海道を訪れてみたい!」と欲していたら、皆さんがご存知のお薦めの温泉やウォーキングルートなどの情報提供をお願いします。

温泉を利用した健康づくりに関する情報をホームページで提供します。ご提言、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iry/onsen/kenkomake.htm> )

政策 15 道内空港や駅周辺、主要観光ルート沿いなどに花畑を連ねる「花のじゅうたんプロジェクト」、花を活かしたイベントやガーデニングなどガーデンアイランドをめざすなど、花観光の取組を普及します。

### 政策の展開方向

花観光を一層推進するため、空港や空港へのアクセス道路等において花壇などを整備するとともに、行政と地域住民が連携を図りながら、空港周辺の沿道等を花で飾るおもてなしによって北海道のイメージアップを図る「花のじゅうたんプロジェクト」を推進し、地域に根ざした継続的な活動の展開をめざします。

北海道の豊かな自然を活かし、道内各地で繰り広げられる花の観光拠点づくりを支援するため、道立広域公園における花畑や花壇の整備を推進し、地域と一体となった活動の展開をめざします。

北海道の花の情報をポータルサイトで発信するなど、花大陸Hokkaido\*プロジェクトを積極的に進めるとともに、オープンガーデンなどガーデンアイランドに向けた地域での取組を促し、行政と民間との連携による花観光を推進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や地域のボランティア団体、町内会、NPO等と主要な空港にアクセスする道路やインターチェンジを結ぶ道路、空港（構内道路等）において、花植えや水まき等を協働で実施し、沿道や地域の景観づくりに努め、花観光の推進に取り組みます。</li> <li>・道立広域公園の花畑や花壇の整備を行うとともに、地域住民との協働による花づくりを進めます。</li> <li>・道内各地の「花の観光」の取組に対し支援します。</li> <li>・北海道の花の情報をポータルサイト等で情報発信します。</li> <li>・花を生かしたイベントなどの取組を促進します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港にアクセスする道路やインターチェンジを結ぶ道路のほか、国と共同で進めている、「シーニックバイウェイ」区域においても取組を広げ、地元市町村や地域ボランティア団体などとの協働作業により、景観づくり・花観光の推進に努めます。</li> <li>・道立広域公園の花畑や花壇の整備を行うとともに、地域住民との協働による花づくりを進めます。</li> <li>・道内各地の「花の観光」の取組に対し支援します。</li> <li>・北海道の花の情報をポータルサイト等で情報発信します。</li> <li>・花を生かしたイベントなどの取組を促進します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元市町村や地域ボランティア団体などとの協働作業により、景観づくり・花観光の推進に努めます。</li> <li>・道立広域公園の花畑や花壇の整備を行うとともに、地域住民との協働による花づくりを進めます。</li> <li>・道内各地の「花の観光」の取組に対し支援します。</li> <li>・北海道の花の情報をポータルサイト等で情報発信します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

花植えを地域住民の方々と協働で行い観光客を迎えることは、道民にとって自分たちの街を愛し誇りに思える気持ちを育むとともに、観光客にとっても「魅力あるまち」「何度でも訪れてみたいまち」となり、リピーターが増え観光入り込み客数が増加し、北海道経済の活性化が図られます。こうした取組により、今後、地域に根ざした継続的な活動になることをめざします。

公園づくりにあたっては、公園を利用する皆さんが主役であるという考え方を基本としています。公園の花畑や花壇について、皆さんからのご提言やご意見をお寄せください。

北海道では、毎年、雪解けとともに、全道各地で花々が咲き誇ります。地域の皆さんが丹精こめて手入れした美しい花々が、北海道を訪れる方々をやさしくお迎えしています。道内の花観光地に足を運んでいただくとともに、「花」による美しい観光地づくりに参加しましょう。

### 3 新事業・新産業の創出

政策 16 「北海道科学技術振興条例」を制定し、産学官一体となって科学技術の振興を図るとともに、企業や大学等の知的財産の戦略的活用を促進します。

〔【目標】 「北海道科学技術振興条例」の制定（平成20年度）〕

#### 政策の展開方向

地域イノベーション<sup>\*</sup>の創出のため、総合的に科学技術の振興を図ることを目的とする「北海道科学技術振興条例（仮称）」を制定します。

条例制定にあたっては、産学官の関係者や庁内関係部との連携などにより、幅広く検討を進めます。

条例制定後は、条例の趣旨の普及を図るとともに、研究開発に関する拠点の形成や産学官連携の強化、企業や大学等における知的財産の創造、保護、活用の取組を促進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>北海道科学技術審議会の答申等を踏まえ、「北海道科学技術振興条例（仮称）」を制定します。</li><li>条例に基づく基本計画を策定します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>産学官が一体となって、総合的に科学技術の振興を図る条例の趣旨の普及に取り組むとともに、基本計画に基づく施策を着実に推進します。</li><li>条例の趣旨の普及に向けた取組の状況や、基本計画の推進状況をホームページ等で公表します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>産学官が一体となって、総合的に科学技術の振興を図る条例の趣旨の普及に引き続き取り組むとともに、基本計画に基づく施策を着実に推進します。</li><li>条例の趣旨の普及に向けた取組の状況や、基本計画の推進状況をホームページ等で公表し、推進管理を行います。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

本道の科学技術の振興に関する道民意識や施策ニーズ等を把握していきます。社会全体で科学技術の振興を支援するための施策などについて、ご意見をお聞かせください。

（ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/kgs/>）

政策 17 北方系の植物や海洋生物など北海道の資源を活かした「機能性食品・特定保健用食品産業<sup>\*</sup>」や、再生医療・バイオなど先端科学技術研究による「創薬産業」の創出、さらには、情報通信技術（IT）やコンテンツ産業分野など新事業に取り組む企業を支援します。

### 政策の展開方向

本道の豊富な天然資源を活用した機能性食品などに関する研究開発や展示会への出展による販路開拓などに対する支援を行います。

バイオ関連の先端技術を活用した研究開発や販路開拓への支援、関係機関と連携した創薬の事業化を促進するための環境整備を推進することなどにより創薬関連産業の創出をめざします。

研究開発やビジネスマッチング事業等を通じた販路開拓などに対する支援を通じて営業力の強化や研究成果の事業化を促進し、IT産業の振興を図ります。また、IT産業と地域産業の連携によるIT利活用の促進などに努めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然資源を活用した機能性食品などバイオ分野の研究開発や展示会への出展による販路開拓を支援するとともに、創薬関連産業の創出に向け、情報収集などに努めます。</li> <li>・IT分野の研究開発の支援をはじめ、首都圏でのビジネスマッチングを実施するほか、プライバシーマークなど公的認証の取得を促進するセミナーを開催します。また、教育機関との連携によるIT人材確保の可能性について検討します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然資源を活用した機能性食品などバイオ分野の研究開発や展示会への出展による販路開拓を支援するとともに、創薬関連産業の創出に向け、関係機関と連携して取り組みます。</li> <li>・IT分野の研究開発の支援をはじめ、首都圏でのビジネスマッチングやIT産業と地域産業の連携を促進します。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然資源を活用した機能性食品などバイオ分野の研究開発や展示会への出展による販路開拓を支援するとともに、創薬関連産業の創出に向け、関係機関との連携を促進します。</li> <li>・IT分野の研究開発の支援をはじめ、首都圏でのビジネスマッチングやIT産業と地域産業の連携を促進します。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能性食品などバイオ分野の研究開発を支援するとともに、創薬関連産業の創出に向け、関係機関との連携を促進します。</li> <li>・IT分野の研究開発の支援やIT産業と地域産業の連携を促進します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

道では、バイオ分野を本道の優位性を発揮できる成長の可能性が高い分野の一つと位置付け、民間主導による自立型経済の実現に向けて、本道の天然資源と知的資源を活用したバイオ産業の振興に取り組んでいます。

道では、平成19年度にIT産業の振興なども含めた「サービス産業振興方針(仮称)」を策定します。この方針を策定するにあたっては、皆さんからのご意見や情報をお寄せいただくため、パブリックコメントを実施しますので、積極的なご協力をお願いします。



政策 18 大学等を拠点として、研究開発から事業化までを一貫して推進していく「リサーチ&ビジネスパーク（R & B P）構想<sup>\*</sup>」を、北大をはじめ全道の主要地域で展開します。

### 政策の展開方向

大学や試験研究機関が集積する道内の主要地域において、研究開発の促進、産学官連携システムの確立、事業化・企業誘致の促進などを図り、「リサーチ&ビジネスパーク（R & B P）構想」を推進します。

北大 R & B P においては、科学技術の振興を推進する（財）北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）が中心となり、関係機関と連携して事業を展開するとともに、コーディネート機能やインキュベーション機能など事業化支援機能を強化し、研究シーズの事業化を促進させ、新事業・新産業の創出をめざします。

その他道内の主要地域においては、地域の熟度、進展の状況を踏まえながら、国の大型プロジェクトなどを活用するとともに、地域が主体となった新事業・新産業の創出に向けた取組を支援することにより、リサーチ&ビジネスパーク構想の地域展開を加速させます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北大 R &amp; B P 構想の推進体制を確立し、重点 R &amp; B P プロジェクトの事業化支援を行います。</li> <li>・事業化支援を行う機能の一環として、北大・人獣共通感染症リサーチセンター、創薬関連の共同研究施設などが竣工します。</li> <li>・地域ごとの熟度、進展の状況に合わせた地域展開に対し支援を行います。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北大 R &amp; B P 構想における当面の「研究から事業化までを一貫して推進していくための体制及び関係施設」等が整備され、新事業・新産業の創出に向けた取組を支援します。</li> <li>・地域ごとの熟度、進展の状況に合わせた地域展開に対し支援を行います。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関において、インキュベーション施設入居企業等への事業化支援を行います。</li> <li>・北大 R &amp; B P 構想に沿って、新事業・新産業の創出に向けた取組が展開されるよう支援します。</li> <li>・北大 R &amp; B P 構想における関係施設集積の促進と地域ごとの熟度、進展の状況に合わせた地域展開に対し支援を行います。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関において、インキュベーション施設入居企業等への事業化支援を行います。</li> <li>・北大 R &amp; B P 構想に沿って、新事業・新産業の創出に向けた取組が展開されるよう支援します。</li> <li>・北大 R &amp; B P 構想の今後の展開方向について検討します。</li> <li>・北大 R &amp; B P 構想における関係施設集積の促進と地域展開に対し支援を行います。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

R & B P 構想に沿った新事業・新産業の創出に向けた取組を支援していますので、積極的にご相談ください。

政策 19 地域の資源を活用し、地域の企業や大学等との協働によって新事業・新産業を興す「北海道産業クラスター」の取組を支援します。

#### 政策の展開方向

地域における優位性のある産業を核にその周辺の関連企業や研究機関等の協働による産学官や産業間の連携を促進しながら、地域の強みや特色を生かした産業おこしに取り組む仕組み（産業クラスター\*）づくりを進め、地域が有する産業力と大学等の知的資源を活用した新たな産業の創出につながる技術開発や事業化を支援します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 6 地域の産業支援機関に地域産業プロデューサーを設置し、プロジェクトの発掘、ブラッシュアップを支援します。</li><li>・ 産業間・産学官連携によるプロジェクト事業の技術開発及び事業化を支援します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 6 地域の産業支援機関に地域産業プロデューサーを設置し、プロジェクトの発掘、ブラッシュアップを支援します。</li><li>・ 産業間・産学官連携によるプロジェクト事業の技術開発及び事業化を支援します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の産業力や知的資源を活用し、産業間・産学官連携による新たな産業創出に向けた取組を支援します。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

道では、地域の強みや特色を生かした産業おこしの取組を支援しています。この取組については、ホームページなどで公開していますので、ご覧ください。

（ ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/clstr/> ）

## 4 基幹産業である農林水産業の体質強化

政策 20 世界貿易機関（WTO<sup>\*</sup>）や経済連携協定（EPA<sup>\*</sup>）などの農業交渉では、国と協力し、牛肉、乳製品、小麦、砂糖など重要な農産物の現行関税率を断固堅持します。

### 政策の展開方向

国におけるWTO・EPA交渉をバックアップするため、農業交渉に関する啓発活動を展開し、道民の皆さんの関心や理解の促進を図るとともに、持続可能な北海道農業・農村の確立に向け、幅広い関係者と連携して国等への提案活動を実施します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・WTO・EPA交渉に関する道民・国民の理解促進を図るため、シンポジウムの開催や大都市の消費者向けの啓発資料の作成・配布など、啓発活動を展開します。</li><li>・農業団体や経済団体、消費者団体、さらには他府県などと連携して、国等への提案活動を実施します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・WTO・EPA交渉に関する道民・国民の理解促進を図るため、啓発活動を展開します。</li><li>・交渉の推移や結果を踏まえ、幅広い関係者と連携して、国等への提案活動を実施します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・交渉の推移や結果を踏まえ、幅広い関係者と連携して、国等への提案活動を実施します。</li></ul>

### 道民の皆さんへ

WTO・EPAなどの農業交渉の行方は、本道農業や地域経済はもとより、我が国の食料自給率や国土・景観の保全にも大きな影響を与えることが強く懸念されます。生産者のみならず、私たちの食卓と生活に直結した問題です。ホームページなどをご覧いただき、国や北海道の主張への理解を深め、農業交渉へのご支援をお願いします。

（ WTO農業交渉 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsi/seisakug/wto/index.htm> ）

（ 日豪EPA交渉 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsi/nouseihp/EPA.htm> ）

政策 21 新しいコメ需給調整システムへの円滑な移行を進めます。

政策の展開方向

平成19年産米から実施される「農業者や農業者団体が主体的に需給調整を実施するシステム」への移行が円滑に行われるとともに、国との連携のもと、生産調整の確実な実施が図られるよう、助言・指導を行います。

政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・国から提供される都道府県別の需要量情報を踏まえ、第三者組織である北海道水田農業推進会議の検討・助言の下、平成20年産米の市町村別の需要量に関する情報（需要量情報）の設定方針を策定し、需要量情報を算定・公表します。</li><li>・国と連携し、農業者・農業者団体の主体的取組に対し、助言・指導を行います。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成19年度と同様の経過を経て、翌年産米の需要量情報を算定・公表します。</li><li>・国と連携し、農業者・農業者団体の主体的取組に対し、助言・指導を行います。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・国の施策の動向を見極めながら、国と連携し、農業者・農業者団体の主体的取組に対し、助言・指導を行います。</li></ul>

道民の皆さんへ

算定した需要量情報は、関係市町村へ通知し、市町村段階の第三者組織である地域水田農業推進協議会を経て農業者・農業者団体に提供されます。それをもとに、農業者・農業者団体が、自主的に生産目標数量を決定し、コメの需給調整を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

需要量情報の設定方針については、ホームページなどで公表しますので是非ご覧ください。

( ホームページ [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/kome/top\\_kome.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/kome/top_kome.htm) )

政策 22 日本の食料自給率向上のため、北海道の食料自給率（カロリーベース）220%をめざします。

〔 【目標】 本道の食料自給率（カロリーベース）220%（平成22年度） 〕

### 政策の展開方向

国の食料自給率の向上に最大限寄与していくため、我が国最大の食料供給地域として、平成18年3月に策定した「第3期北海道農業・農村振興推進計画」に基づく生産努力目標の実現に向け、農業者をはじめ関係機関・団体と連携した取組を進めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・新たな技術の開発・普及やクリーン農業、付加価値の高い食品づくりなど、消費者ニーズに即した生産を促進するとともに、生産基盤の計画的な整備を進めます。</li><li>・認定農業者や農業生産法人、新規就農者など多様な人材の育成・確保に努めるとともに、これら担い手への農地の利用集積や耕作放棄地の発生防止・解消のための取組を進め、効率的な農地利用を促進します。</li><li>・地域の特色ある資源を活かしたアグリビジネス<sup>*</sup>の取組や、関連産業との連携強化による農産物の付加価値向上、個性豊かなブランドづくりを促進します。</li><li>・食に関する知識を学び、生涯を通じて健全な食生活を営む能力を身につける「食育」を総合的に推進するとともに、北海道米の道内食率80%をめざすなど、道内で生産された農林水産物を消費する「地産地消」の運動を産消協働の一環として展開します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・新たな技術の開発・普及やクリーン農業、付加価値の高い食品づくりなど、消費者ニーズに即した生産を促進するとともに、生産基盤の計画的な整備を進めます。</li><li>・認定農業者や農業生産法人、新規就農者など多様な人材の育成・確保に努めるとともに、これら担い手への農地の利用集積や耕作放棄地の発生防止・解消のための取組を進め、効率的な農地利用を促進します。</li><li>・アグリビジネスの取組や関連産業との連携強化による農産物の付加価値向上、個性豊かなブランドづくりを促進します。</li><li>・「食育」を総合的に推進するとともに、北海道米の道内食率80%をめざすなど、道内で生産された農林水産物を消費する「地産地消」の運動を産消協働の一環として展開します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・「推進計画」に基づく生産目標の実現に向け、引き続き農業者をはじめ関係機関・団体と連携した取組を進めます。</li></ul>

### 道民の皆さんへ

食料自給率の向上に向けて、生産者は、消費者の声に耳を傾け、安全・安心な食品の生産に取り組むとともに、消費者は、食育などを通じて、自分たちの健康や豊かな暮らしを支える「食」の大切さを十分理解するなど、お互いが連携・協力した取組を進めていくことが大切です。

政策 23 地域ぐるみで農地等の保全活動に取り組む「農地・水・環境保全向上対策」を市町村と協働して進めます。

[【目標】 「農地・水・環境保全向上対策」に取り組む地域の支援（平成19年度～）]

#### 政策の展開方向

食料の安定供給や洪水防止、美しい景観形成など農業・農村の持つ多面的機能を発揮するための基盤である農地・農業用水等の資源について良好な保全と質的向上を図るため、農業者をはじめ地域住民を含む多様な主体が参画する効果の高い共同活動や、農業者ぐるみでの先進的な営農活動に取り組む地域を支援します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域において、それぞれの個性や特色のある資源を活かした効果的な取組が実践されるよう、関係市町村、地域協議会と連携し、「農地・水・環境保全向上対策」の円滑な実施に取り組みます。</li><li>・第三者委員会を設置し、活動組織の取組について評価を行います。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・より効果的な取組が実践されるよう、関係市町村、地域協議会と連携して、「農地・水・環境保全向上対策」の円滑な実施に取り組みます。</li><li>・第三者委員会において、活動組織の取組について評価を行います。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係市町村、地域協議会と連携して、より効果の高い活動となるよう努めます。</li><li>・引き続き、第三者委員会において、活動組織の取組について評価を行います。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

本対策の地域協議会では、この取組に農業者だけでなく広く地域の人々の参加を得ながら進めていくため、本対策の愛称を募集し「とんぼの未来・北の里づくり」に決定しました。

本対策への幅広い参加とご理解をいただくため、対策の仕組みや活動の手引きのほか、各地の多様な取組事例等の情報を地域協議会のホームページで提供しますので、ご覧下さい。

( ホームページ <http://www.do-nouchimizu.com/> )

政策 24 道が単独事業として進めている「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」（パワーアップ事業）を引き続き実施します。

#### 政策の展開方向

意欲ある農業者が安心して営農に取り組むことができ、農業・農村が持続的に発展するよう、道が単独事業として進めている「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」（パワーアップ事業）を引き続き実施し、生産基盤の整備を促進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	・生産の基本となる土地基盤の整備や水田農業の根幹をなす基幹水利施設が整備され、安全・安心で品質の高い農産物が安定的に供給されるよう、関係市町村と連携を図りながら、事業の円滑な推進を図ります。
H20	・生産の基本となる土地基盤の整備や水田農業の根幹をなす基幹水利施設が整備され、安全・安心で品質の高い農産物が安定的に供給されるよう、関係市町村と連携を図りながら、事業の円滑な推進を図ります。
H21 ～ H22	・関係市町村と連携を図りながら、引き続き事業の円滑な推進を図ります。

#### 道民の皆さんへ

消費者ニーズに即した安全・安心で品質の高い農畜産物の安定供給に向けた生産基盤を整備するため、道と市町村が連携して、基盤整備に要する農家の負担を軽減する取組を進めています。

政策 25 クリーン農業\*や有機農業\*の拡大、生産履歴を明らかにするトレーサビリティ制度や農薬を規制するポジティブリスト\*制度の普及などによって、農産物のブランド化を進めます。また、水産物のブランド化にも取り組みます。

### 政策の展開方向

#### 【クリーン農業や有機農業の拡大】

消費者から信頼される安全・安心で良質な農畜産物を安定的に供給するため、環境との調和に配慮したクリーン農業や有機農業の技術開発及び普及、消費拡大に向けた取組を推進します。

#### 【トレーサビリティ制度】

食品のトレーサビリティシステム\*の総合的な推進などに取り組みます。

#### 【農畜産物の安全性の確保】

適正かつ安全な農薬の販売やポジティブリスト制度に対応した適正使用に関する指導者として北海道農薬指導士を認定します。

「北海道食品衛生監視指導計画」に基づき、生産段階での取組と連携して監視指導及び残留農薬等の検査を行います。

HACCP\*の考え方による農場衛生管理手法の導入や飼料・動物用医薬品に係る立入調査等の取組を進め、畜産農場における動物用医薬品等の適正使用に向けた指導を行います。

#### 【道産食品の認証】

北海道の自然環境や高い技術を活かして生産される安全・安心で優れた道産食品を認証し、国内はもとより、広く海外にも通用する北海道の「食」のトップブランドづくりを進めます。

#### 【水産物のブランド化】

安全・安心・高品質を基本とした道産水産物のブランド化の取組を推進し、関係団体等との連携のもと、国内外の販路拡大を進め、道産水産物の消費拡大を促進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<b>【クリーン農業や有機農業の拡大】</b> ・有機農業推進計画を策定するとともに、有機農業技術の開発・普及を行うほか、YES!clean 栽培技術の導入支援、クリーン農業技術の開発・普及を行います。
	<b>【トレーサビリティ制度】</b> ・生産者の自主的な取組を基本に、トレーサビリティ導入品目や地域の拡大を図ります。 ・道産品のこの生産履歴管理の導入や生産者の自主的な取組を支援します。
	<b>【農畜産物の安全性の確保】</b> ・農薬の適正使用に関する指導者として農薬指導士を認定します。 ・食品の安全性に係る情報を収集し、食品衛生法等に係る違反や食中毒などの食品衛生上の危害発生状況を分析・評価した上で、重点的、効率的かつ効果的に監視指導や食品等の検査などを実施します。 ・畜産農場のHACCPの考え方による衛生管理手法の地域への普及定着を推進し、動物用医薬品販売業者、獣医師及び畜産農場に、動物用医薬品の適正な流通及び使用について指導を行います。
	<b>【道産食品の認証】</b> ・道産食品独自認証制度の運営体制の強化を図るとともに、独自認証及び道産食品登録制度の普及啓発と認証・登録品目の拡大に取り組みます。
	<b>【水産物のブランド化】</b> ・漁業協同組合等の地域水産物のブランド化に向けた取組を支援します。
H20	<b>【クリーン農業や有機農業の拡大】</b> ・クリーン農業及び有機農業の技術開発・普及やYES!clean 栽培技術の導入支援を行います。
	<b>【トレーサビリティ制度】</b> ・生産者の自主的な取組を基本に、トレーサビリティ導入品目や地域の拡大を図ります。 ・道産品のこの生産履歴管理の導入や生産者の自主的な取組を支援します。
	<b>【農畜産物の安全性の確保】</b> ・農薬の適正使用に関する指導者として農薬指導士を認定します。 ・食品の安全性に係る情報を収集し、食品衛生法等に係る違反や食中毒などの食品衛生上の危害発生状況を分析・評価した上で、重点的、効率的かつ効果的に監視指導や食品等の検査などを実施します。 ・畜産農場のHACCPの考え方による衛生管理手法の地域への普及定着を推進し、動物用医薬品販売業者、獣医師及び畜産農場に、動物用医薬品の適正な流通及び使用について指導を行います。
	<b>【道産食品の認証】</b> ・道産食品独自認証制度運営体制の強化を図るとともに、独自認証及び道産食品登録制度の普及啓発と認証・登録品目の拡大に取り組みます。
	<b>【水産物等のブランド化】</b> ・漁業協同組合等の地域水産物のブランド化に向けた取組を支援します。



H21	<p>【クリーン農業や有機農業の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーン農業及び有機農業の技術開発・普及や YES!clean 栽培技術の導入支援を行います。</li> </ul>
	<p>【トレーサビリティ制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者の自主的な取組を基本に、トレーサビリティ導入品目や地域の拡大を図ります</li> <li>・道産きのこの生産履歴管理の導入や生産者の自主的な取組を支援します。</li> </ul>
	<p>【農畜産物の安全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の適正使用に関する指導者として農薬指導士を認定します。</li> <li>・食品の安全性に係る情報を収集し、食品衛生法等に係る違反や食中毒などの食品衛生上の危害発生状況を分析・評価した上で、重点的、効率的かつ効果的に監視指導や食品等の検査などを実施します。</li> <li>・畜産農場の HACCP の考え方による衛生管理手法の地域への普及定着を推進し、動物用医薬品販売業者、獣医師及び畜産農場に、動物用医薬品の適正な流通及び使用について指導を行います。</li> </ul>
	<p>【道産食品の認証】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道産食品独自認証制度運営体制の強化を図るとともに、独自認証及び道産食品登録制度の普及啓発と認証・登録品目の拡大に取り組みます。</li> </ul>
	<p>【水産物のブランド化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業協同組合等の地域水産物のブランド化に向けた取組を支援します。</li> </ul>
H22	<p>【クリーン農業や有機農業の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーン農業の技術の開発・普及や YES!clean 栽培技術の導入支援を行います。</li> </ul>
	<p>【トレーサビリティ制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者の自主的な取組を基本に、トレーサビリティ導入品目や地域の拡大を図ります。</li> <li>・道産きのこの生産履歴管理の導入を促進します。</li> </ul>
	<p>【農畜産物の安全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬指導士を認定します。</li> <li>・食品の安全性に係る情報を収集し、食品衛生法等に係る違反や食中毒などの食品衛生上の危害発生状況を分析・評価した上で、重点的、効率的かつ効果的に監視指導や食品等の検査などを実施します。</li> <li>・畜産農場の HACCP の考え方による衛生管理手法の地域への普及定着を推進するとともに、動物用医薬品の適正な流通及び使用について指導します。</li> </ul>

## 道民の皆さんへ

北海道の各産地では、

- ・ YES ! Clean 農産物や有機農産物の推進
- ・ トレーサビリティシステムやポジティブリスト制度の積極的な導入
- ・ 全道の漁業協同組合等における衛生管理を徹底し高鮮度にこだわったブランド化の取組
- ・ きのこの生産履歴管理の導入
- ・ 畜産農場への HACCP の考え方による衛生管理手法の導入

など、安全・安心でおいしい農水産物を皆さんにお届けするために様々な取組が行われています。ほっかいどうの農水産物をよろしくお願ひします。

「HACCPの考え方に基づいた畜産農場における衛生管理の導入手引書」については、ホームページで情報提供を行っていますので、是非ご覧ください。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/rakuchiku/eisei/haccp.htm> )

北海道の豊かな自然環境のもとで生産された原材料を使用して、道内で製造・加工された道産へのこだわりの加工食品を登録する道産食品登録制度と、さらに生産工程、衛生管理、個性など独自に設定した基準をクリアしたものだけを認証する道産食品独自認証制度があります。是非、事業者の皆さんの積極的な登録・認証の取得をお願いします。

道では、「北海道食品衛生監視指導計画」を毎年度策定しています。この計画の策定にあたり、パブリックコメントを実施していますので、積極的なご意見・ご提言をお寄せください。

政策 26 サケ、ホタテ、コンブ、L L牛乳\*、長いもなど、道産農水産物の海外輸出を拡大します。

#### 政策の展開方向

関係団体等と連携しながら、道産農畜産物の輸出拡大に向け、市場開拓のための輸出プロモーション活動を促進するとともに、海外向け規格等を踏まえた生産技術や輸送技術の確立に取り組みます。

関係団体等と連携しながら、東アジアなどを中心に道産水産物の輸出促進に取り組みます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・東アジアで道産農産物等の輸出プロモーション活動を実施します。</li><li>・産地と連携しながら、台湾などへ輸出しているながいもについて、海外市場が求める大規模サイズに対応できる栽培技術の実証を行います。</li><li>・水揚量が多い魚種を中心に、道産水産物の輸出促進に取り組みます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・東アジアで道産農産物等の輸出プロモーション活動を実施します。</li><li>・水揚量が多い魚種を中心に、道産水産物の輸出促進に取り組みます。</li></ul>
H21 ~ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係団体などと連携しながら、引き続き道産農水産物の海外輸出を促進します。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

安全・安心で、高品質な農畜産物の市場を開拓するため、海外にも目を向け、積極的に北海道の食のブランドを発信しています。

北海道では、需給調整による魚価安定、さらには漁業経営の安定のため、生産者団体等と連携しながら、輸出促進に取り組んでいます。

政策 27 ホッカイドウ競馬の経営立て直しに向けて検討を進めるとともに、軽種馬産地の振興に努めます。

#### 政策の展開方向

ホッカイドウ競馬の経営立て直しに向けて、売上の拡大と経費の削減により、赤字額の一層の縮減に努めるとともに、ホッカイドウ競馬の今後のあり方について、あらゆる手段と可能性の検討を進めます。

軽種馬産地の振興を図るため、経営の組織化など軽種馬生産の構造改革や優良繁殖牝馬の導入、さらには、和牛の導入などによる軽種馬経営の複合化・転換を促進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・売上の拡大と経費の削減による赤字額の一層の縮減に努めます。</li><li>・ホッカイドウ競馬の今後のあり方を見通した「北海道競馬改革ビジョン」を策定します。</li><li>・地域の関係機関、団体、生産者が行う地域振興にかかる検討を支援するとともに、日本中央競馬会（JRA）の資金を財源とした競走馬の生産振興や、黒毛和牛などの導入による経営の複合化や転換を支援します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・「北海道競馬改革ビジョン」に基づき、平成17年度赤字額半減の実現をめざします。</li><li>・地域の関係機関、団体、生産者と前年の実績を検証し、競走馬の生産振興に努めるとともに、軽種馬経営の複合化、転換を促進します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・「北海道競馬改革ビジョン」に基づき、効率的運営と単年度収支均衡の実現をめざします。</li><li>・地域の関係機関等と前年の実績を検証し、競走馬の生産振興に努めるとともに、軽種馬経営の複合化、転換を促進します。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

馬産地北海道の発展と地域経済の活性化のため、ホッカイドウ競馬に対する一層のご愛顧とご支援をお願いします。

ホッカイドウ競馬に関する情報は、下記のホームページでご紹介していますので、是非、ご覧ください。

（ホームページ <http://www.hokkaidokeiba.net/> ）

政策 28 森林の各種機能を重視して、道が単独事業として進めている「21世紀北の森づくり推進事業」を引き続き実施します。

#### 政策の展開方向

地球温暖化防止への積極的な貢献や災害の発生に対する国土保全機能等の向上を図るため、無立木地等への造林を進め、針葉樹と広葉樹の入り交じった北海道らしい豊かな「ふるさとの山」の造成を推進する「21世紀北の森づくり推進事業」を引き続き実施します。

#### 政策展開のプロセス

H19	・「北海道森林づくり基本計画」に基づき、複層林や針広混交林の造成など多様な森林整備を進めるため、市町村と連携して「21世紀北の森づくり推進事業」を実施します。
H20	・市町村と連携して「21世紀北の森づくり推進事業」を実施します。
H21 ～ H22	・市町村と連携して「21世紀北の森づくり推進事業」を実施し、北海道らしい豊かな「ふるさとの山」づくりを進めます。

#### 道民の皆さんへ

地球温暖化の防止や国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給など、様々な機能を高度に発揮させるために進める森林づくりについて、道民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

政策 29 「木を伐る、使う、植える、育てる」という林業本来の循環システムの回復に努めます。

### 政策の展開方向

#### 【林業再生】

人工林資源を活かした「自立」・「持続」する林業・木材産業を構築するため、適切な森林資源の管理に向けた体制づくりや低コストな林業経営の展開、高付加価値製品の加工・流通体制の整備に向けた取組を促進します。

低密度植栽<sup>\*</sup>や早成樹種の導入促進、列状間伐<sup>\*</sup>の推進等により、森林整備に係るコストの低減を図ります。

#### 【木材利用】

森林施業の過程で発生する林地残材などの未利用資源を有効に活用するため、家庭や産業など多様な分野での木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

地域で生産された木材・木製品を地域で有効に利用するため、住宅分野での道産材利用の促進など、道民との協働による「地材地消」を推進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<b>【林業再生】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な森林資源の管理に向けた体制づくりや低コストな林業経営の展開のため、林業・木材産業の活性化に向けた地域の具体的な取組を促進します。</li> <li>循環システムの回復に貢献するための林内路網の整備を進めます。</li> <li>人工林の計画的な伐採と確実な再生林を市町村と連携して進めます。</li> <li>普通のカラマツに比べ、通直性に優れ、病害虫に強く、初期成長も早い品種「スーパーF1<sup>*</sup>」の供給体制の整備や低密度植栽及び列状間伐を進めます。</li> </ul>
	<b>【木材利用】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道木質ペレット推進協議会が行う木質バイオマス利用のためのネットワーク化や、木質ペレット燃焼機器の導入に対する支援など、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。</li> <li>道産木材を地域で利用する「地材地消」の意義・重要性についての普及・PRに努めるとともに、住宅分野における道産材の利用拡大を図る取組などを推進します。</li> </ul>
H20	<b>【林業再生】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な森林資源の管理に向けた体制づくりや低コストな林業経営の展開のため、林業・木材産業の活性化に向けた地域の具体的な取組を促進します。</li> <li>林内路網の整備を進めます。</li> <li>人工林の計画的な伐採と確実な再生林について市町村と連携して進めます。</li> <li>「スーパーF1」の供給の増大や低密度植栽及び列状間伐を進めます。</li> </ul>
	<b>【木材利用】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道木質ペレット推進協議会が行う木質バイオマス利用のためのネットワーク化や、木質ペレット燃焼機器の導入に向けた普及・PRなど、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。</li> <li>「地材地消」の意義・重要性についての普及・PRに努めるとともに、住宅分野における道産材の利用拡大を図る取組などを推進します。</li> </ul>
H21	<b>【林業再生】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>林業本来の循環システムの回復のために、林業・木材産業の活性化に向けた地域の具体的な取組を促進します。</li> <li>林内路網の整備を進めます。</li> <li>人工林の計画的な伐採と確実な再生林について市町村と連携して進めます。</li> <li>「スーパーF1」の供給の増大等を進めます。</li> </ul>
	<b>【木材利用】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道木質ペレット推進協議会が行う木質バイオマス利用のためのネットワーク化や、木質ペレット燃焼機器の導入に向けた普及・PRなど、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。</li> <li>「地材地消」の意義・重要性について、道民理解を促進するとともに、住宅分野における道産材の利用拡大を図る取組を推進します。</li> </ul>
H22	<b>【林業再生】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>モデル地域における成果を全道に普及させます。</li> <li>林内路網の整備を進めます。</li> <li>人工林の計画的な伐採と確実な再生林を市町村と連携して進めます。</li> <li>「スーパーF1」の供給の増大等を進めます。</li> </ul>
	<b>【木材利用】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道木質ペレット推進協議会との連携などにより、木質バイオマスのエネルギー利用を進めます。</li> <li>「地材地消」を推進し、道産木材の利用促進を図ります。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

森林をお持ちの方は、計画的な伐採と伐採跡地への再生林により、地域の重要な資源である人工林の保続にご協力願います。

道産木材を使ったモデル住宅の見学会や、地域で開催される木工体験や展示会などのイベントに子どもたちと積極的に参加し、実際に木の良さに触れ、実感してみてください。

政策 30 カラマツやトドマツなどの人工林資源を対象として“もうかる林業”を戦略的に展開します。

【【目標】 もうかる林業の戦略的展開（平成19年度～）】

#### 政策の展開方向

人工林資源を活かした「自立」・「持続」する林業・木材産業を構築するため、適切な森林資源の管理に向けた体制づくりや低コストな林業経営の展開、高付加価値製品の加工・流通体制の整備に向けた取組を促進するなど、各種施策を戦略的に展開します。

低密度植栽<sup>\*</sup>や早成樹種<sup>\*</sup>の導入促進、列状間伐等の促進等により、森林整備に係るコストの低減を図ります。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>適切な森林資源の管理に向けた体制づくりや低コストな林業経営の展開のため、林業・木材産業の活性化に向けた地域の具体的な取組を促進します。</li><li>“もうかる林業”の展開に貢献するための林内路網の整備を進めます。</li><li>普通のカラマツに比べ、通直性に優れ、病害虫に強く、初期成長も早い品種「スーパーF1<sup>*</sup>」の供給体制を整備や、低密度植栽及び列状間伐を進めます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>林業・木材産業の活性化に向けた地域の具体的な取組を促進します。</li><li>林内路網の整備を進めます。</li><li>「スーパーF1」の供給の増大や低密度植栽及び列状間伐を進めます。</li></ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"><li>林業・木材産業の活性化に向けたモデル地域の優れた取組を取りまとめます。</li><li>林内路網の整備を進めます。</li><li>「スーパーF1」の供給の増大等を進めます。</li></ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"><li>林業・木材産業の活性化に向けたモデル地域の取組を全道に普及させます。</li><li>林内路網の整備を進めます。</li><li>「スーパーF1」の供給の増大等を進めます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

適切な資源管理に基づく木材生産や利用を進めることは、森林のもつ水資源のかん養、二酸化炭素の吸収などの公益的機能の発揮につながります。林業生産活動のこうした役割にご理解をお願いします。

政策 31 人工林間伐材を活用した新製品の開発や、学校、公園など公共施設の木造化を進め、道産材の需要拡大を図ります。

### 政策の展開方向

道産間伐材の需要を拡大するため、公共土木工事や農業分野等での利用の推進や間伐材を利用した付加価値の高い製品の開発を促進します。

道産木材の建築資材としての需要を拡大するため、「地材地消」の推進をはじめ、消費者ニーズに対応した新商品開発や普及PR効果の高い公共建築物の木造化・木質化を進めます。

道有施設の整備にあたっては、木造化に努めます。また、利用者が親しみと温かみ、そして潤いと安らぎが感じられる快適な空間となるよう、道立広域公園における建物やその他施設の木造化や木質化を推進します。

市町村や住宅関連事業者等と連携し、道産木材の安定的な供給と連携した、良質な木造住宅を供給する仕組みづくりを進めます。

土木用道産資材の利用促進及びその性能等を検証するため、北海道が実施する単独工事において、道産資材を使用する「道産資材活用促進モデル工事」を実施します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工林間伐材の公共土木工事及び農業分野等への利用推進や高付加価値化に向けた取組等を支援します。</li> <li>・住宅建築における「地材地消」の取組の強化を図ります。</li> <li>・学校、公園などの公共施設の木造化・木質化を促進します。</li> <li>・道有建築物の整備にあたっては、施設の木造化及び道産木材の使用に努めます。</li> <li>・木造公営住宅のモデル的な整備において、道産木材の利用についての普及啓発を図ります。</li> <li>・道が実施する単独工事の一部について、環境配慮型の土木用資材を対象に、「道産資材活用促進モデル工事」を実施します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工林間伐材の公共土木工事及び農業分野等への利用推進や高付加価値化に向けた取組等を促進します。</li> <li>・住宅建築における「地材地消」の取組の強化を図ります。</li> <li>・学校、公園などの公共施設の木造化・木質化を促進します。</li> <li>・道有施設の整備にあたっては、施設の木造化や道産木材の使用に努めます。</li> <li>・木造公営住宅のモデル的な整備において、道産木材の利用についての普及啓発を図ります。</li> <li>・道有建築物の整備における道産木材の活用事例などを公表します。</li> <li>・「道産資材活用促進モデル工事」を実施します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材の利用推進や高付加価値化に向けた取組等を促進します。</li> <li>・住宅建築における「地材地消」の取組の強化を図ります。</li> <li>・公共施設の木造化・木質化を促進します。</li> <li>・道有建築物の施設の木造化及び道産木材の需要拡大に努めます。</li> <li>・木造公営住宅のモデル的な整備において、道産木材の利用についての普及啓発を図ります。</li> <li>・道有建築物の整備における道産木材の活用事例などを公表します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

道産木材を選んで利用することで、輸入木材の輸送に係る化石燃料の消費削減など地球温暖化防止に大きく貢献することができますので、積極的に道産木材を使いましょう。

道の発注工事でも、受注業者に対し道産木材の優先使用をお願いしていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

道有建築物の整備にあたっては、利用者が親しみやすく温かみのある道産木材を積極的に活用していくこととしています。取組事例をホームページなどで紹介しますので、是非ご覧ください。

(アドレス：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/homepage/omonaken.htm>)

政策 32 北海道漁業に重大な影響のある北方四島周辺の安全操業や水産物の輸入割当制度などへの対応について、国に毅然とした外交交渉を求めます。

#### 政策の展開方向

水産物 I Q（輸入割当）制度<sup>\*</sup>が撤廃されると、本道水産業に多大な影響を及ぼすことから、国に対し、断固とした姿勢で外交交渉に臨むよう、強く求めています。

北方四島周辺海域における安全操業を安定的に継続するとともに、操業の拡大や漁業者負担の軽減について、国に要請します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・水産物 I Q（輸入割当）制度に関して、断固とした姿勢で外交交渉に臨むよう、国へ強く求めています。</li><li>・安全操業の安定的な継続のため、漁業交渉へ職員を派遣するとともに、地元要望の実現のため、国への要請活動を実施します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・水産物 I Q（輸入割当）制度に関して、断固とした姿勢で外交交渉に臨むよう、国へ強く求めています。</li><li>・安全操業の安定的な継続のため、漁業交渉への職員の派遣や国への要請活動を実施します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・国へ毅然とした外交交渉を求めます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

水産物 I Q 制度は、我が国周辺水域の過剰漁獲を抑制するなど水産資源の持続的利用に貢献するとともに、無秩序な輸入を制限して国内水産物の魚価の安定を図るなど、我が国水産業の発展に大きな役割を果たしています。水産物の I Q 制度が撤廃され、価格の安い外国産水産物の輸入が増加すると本道の沿岸漁業や地域経済に多大な影響が出ることが懸念されます。生産者のみならず、私たちの食卓と生活に直轄した問題ですので、道民の皆さんのご理解をお願いします。



政策 33 漁家の経営安定のため、国に働きかけて、新たな「漁業経営安定制度<sup>\*</sup>」の創設に努めます。

#### 政策の展開方向

国において、平成20年度から創設することとしている新たな「漁業経営安定対策制度」が、本道漁業者の実情に即し、活用しやすいものとなるよう国に働きかけます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・漁業収入の変動による経営への影響を緩和するための新たな対策である「漁業経営安定対策制度」が本道漁業者の実情に即し、漁業者が活用しやすいものとなるよう、漁協系統団体と連携して国に働きかけます。</li><li>・新たな「漁業経営安定対策制度」を漁業者が円滑に活用できるよう、漁協系統団体とともに支援体制づくりを進めます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・新たな「漁業経営安定対策制度」の活用を促進し、効率的かつ安定的な漁業経営体の育成・確保に努めるとともに、制度の活用状況を把握しながら、必要に応じ制度の見直しなどを国に働きかけます。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・制度の活用を促進し、効率的かつ安定的な漁業経営体の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ制度の見直しなどを国に働きかけます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

将来にわたって水産物の安定供給を図るためには、効率的かつ安定的な漁業経営を実現することが重要です。道では、この制度が地域の実情に即して効果的に活用されるよう、国へ働きかけ等を行いますので、本制度の趣旨について皆さんのご理解をよろしくお願いいたします。

政策 34 北海道漁業の持続的発展に向けた栽培漁業の振興のため、マツカワ<sup>\*</sup>やニシン、コンブなどの資源の増大、ナマコ、ハタハタなどの栽培技術の開発に積極的に取り組みます。

〔 【目標】 ナマコなど新たな栽培技術の開発（平成20年度～） 〕

#### 政策の展開方向

北海道漁業の発展には、栽培漁業の果たす役割が極めて重要であることから、海域の特性に応じた資源づくりや、栽培対象魚種の事業化に向けた技術開発の取組を進め、水産資源の増大を図ります。

ナマコについては、市町村や漁協と連携し放流技術の開発を進めます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5次栽培漁業基本計画」に基づき、海域の特性に応じた栽培対象魚種の技術開発や、マツカワやニシンなどの種苗放流の取組を推進します。</li> <li>・市町村や漁業協同組合などと連携し、ナマコの放流技術の開発に取り組みます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5次栽培漁業基本計画」を検証し、「第6次栽培漁業基本計画」の策定に向けた検討を行います。</li> <li>・海域の特性に応じた栽培対象魚種の技術開発や、マツカワやニシンなどの種苗放流の取組を促進します。</li> <li>・市町村や漁業協同組合などと連携し、ナマコの放流技術の開発に取り組みます。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第6次栽培漁業基本計画」を策定し、公表します。</li> <li>・海域の特性に応じた栽培対象魚種の技術開発や、マツカワやニシンなどの種苗放流の取組を促進します。</li> <li>・市町村や漁業協同組合などと連携し、ナマコの放流技術の開発に取り組みます。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第6次栽培漁業基本計画」に基づき、海域の特性に応じた栽培対象魚種の技術開発や、マツカワやニシンなどの種苗放流の取組を促進します。</li> <li>・ナマコの放流技術の開発に取り組みます。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

漁業者や漁業関係機関は、水産資源の維持や増大のため、ヒラメやマツカワ（<sup>おうちょう</sup>王鰈）、ニシンなどの放流や漁獲サイズの制限などを行っていますので、釣りをする時は、各種のルールを守ったうえで、リリースにもご協力ください。

（ 遊漁のページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/ggs/new/top> ）

政策 35 密漁の防止やトド被害の対策を強化します。

#### 政策の展開方向

ケガニ・ウニ・アワビ・ナマコなどの密漁の取締りを強化するとともに、密漁防止の指導、啓発を充実します。

トド被害の対策を強化し、トドと漁業との共存を推進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・密漁を防止するための指導・啓発や取締を実施します。</li><li>・国と連携し、トド被害防止対策を推進します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・密漁を防止するための指導・啓発や取締を実施します。</li><li>・国と連携し、トド被害防止対策を推進します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・密漁の防止やトド被害の対策強化に努めます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

水産資源は限りある資源であり、適切な資源管理や持続的な利用に努めていますので、密漁の根絶に向け、ご理解とご協力をお願いします。

## 5 建設業など中小企業の振興

政策 36 新しい生産方式の導入など経営革新に取り組む企業や異業種の中小企業と連携して新しい商品・サービスの開発などに挑戦する企業を応援します。

〔 【目標】 経営革新に挑戦する企業 300社（平成19～22年度）  
新連携支援策を活用する企業 30企業群（平成19～22年度） 〕

### 政策の展開方向

経済的環境の変化に即応する中小企業の新たな取組を促進するため、起業や経営革新などに挑戦する企業者等の意欲を喚起するとともに、事業の発展段階に応じた支援を行います。

中小企業の競争力強化を図るため、製品開発、産業人材育成などに対する支援を行います。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（財）北海道中小企業総合支援センターを中核とし、道内の産業支援機関が連携して有機的・効果的な支援を行う環境を整備するとともに、中小企業者の事業の発展段階に応じた支援等を行います。</li> <li>・中小企業の新事業展開などの経営革新を加速するため、企業の経営状況に合わせた段階的かつ総合的な支援を行います。</li> <li>・中小企業の競争力強化や戦略的な企業誘致を加速する「北海道産業振興条例（通称）」を制定します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（財）北海道中小企業総合支援センターを中核とし、道内の産業支援機関が連携して有機的・効果的な支援を行う環境を整備するとともに、中小企業者の事業の発展段階に応じた支援等を行います。</li> <li>・中小企業の新事業展開などの経営革新を加速するため、企業の経営状況に合わせた段階的かつ総合的な支援を行います。</li> <li>・「北海道産業振興条例（通称）」に基づき、中小企業が行う新分野・新市場進出等の取組を支援します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（財）北海道中小企業総合支援センターを中核として、中小企業者の事業の発展段階に応じた支援や、新事業展開などの経営革新を加速するための支援、「北海道産業振興条例（通称）」に基づき、中小企業が行う新分野・新市場進出等の取組に対する支援などを引き続き行います。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

（財）北海道中小企業総合支援センターをはじめ、道内の産業支援機関には、事業を始める方や経営課題を抱える中小企業者のための相談窓口が設置されています。経営、技術、資金、法律などに関するご相談にご利用ください。

（北海道中小企業総合支援センター <http://www.hsc.or.jp/index.cgi>）

本道経済の活性化を図るためには、地域経済の核である中小企業の皆さんが新事業展開や新分野進出などの経営革新に積極的に取り組んでいく必要があります。新事業展開等に向けた各種支援を活用し、進出企業との取引拡大や新製品の開発など、新分野・新市場進出等に積極的に挑戦してください。

政策 37 「中小企業地域資源活用プログラム<sup>\*</sup>」を活用して、地域の農林水産物や技術、伝統文化などを活用して新しい商品・サービスなど新たな事業起こしに挑戦する中小企業を支援します。

### 政策の展開方向

中小企業が地域産業資源を活用して行う事業の促進に関する基本的な方向などを定める国の「基本方針」を踏まえ策定した、中小企業による活用が想定される地域産業資源の内容等を盛り込んだ「本道における地域資源活用事業の促進に関する基本構想」の見直しを行います。

道の基本構想に沿って、中小企業が地域産業資源を活用して行う新商品・新サービスの開発・市場化を総合的に支援する「中小企業地域資源活用プログラム」や道の基本構想の周知を図るとともに、道内の意欲的な中小企業が本プログラムによる各種支援を受けられるよう努めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の意向を踏まえながら、地域産業資源を見直し、基本構想に反映します。</li> <li>・「中小企業地域資源活用プログラム」の趣旨や制度の周知を図ります。</li> <li>・行政機関や経済団体等で構成する北海道地域資源活用応援団に参加し、関係機関と連携して、中小企業を支援します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の意向を踏まえながら、地域産業資源を見直し、基本構想に反映します。</li> <li>・「中小企業地域資源活用プログラム」の趣旨や制度の周知を図ります。</li> <li>・北海道地域資源活用応援団に参加し、関係機関と連携して、中小企業を支援します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「基本構想」の見直しや「中小企業地域資源活用プログラム」の趣旨や制度の周知を図りながら、中小企業の支援に努めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

中小企業者が基本構想の中で指定した地域産業資源（農林水産物、鉱工業品、観光資源）を活用した「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けると、様々な支援を受けることができます。基本構想はホームページで公表していますので、ご覧ください。

（ ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sky/kousou-top> ）

政策 38 団塊世代の大量退職に伴う経営課題やビジネスチャンスへの対応が可能となるよう、中小企業向け制度資金や「たんぼば資金<sup>\*</sup>」の充実、「地域コミュニティファンド<sup>\*</sup>」の組成を図ります。

### 政策の展開方向

中小企業等の経営の安定や事業の活性化を金融面から支援するため、金融情勢や事業者のニーズ等を踏まえながら必要に応じ、道の中小企業向け融資制度の充実に向けて検討します。

道内外におけるファンドの事例調査等を踏まえ、本道における「地域コミュニティファンド」のあり方について検討し、その取組を進めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域中小企業金融に関する懇談会、取扱金融機関等との意見交換会や信用保証に関する協議会を開催して、中小企業等のニーズを踏まえながら必要に応じ、道の中小企業向け融資制度の充実に向けて検討します。</li> <li>・道内外におけるファンドの事例調査を行います。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域中小企業金融に関する懇談会、取扱金融機関等との意見交換会や信用保証に関する協議会を開催して、中小企業等のニーズを踏まえながら必要に応じ、道の中小企業向け融資制度の充実に向けて検討します。</li> <li>・平成19年度の調査結果を踏まえて、北海道における「地域コミュニティファンド」のあり方について検討を行います。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域中小企業金融に関する懇談会、取扱金融機関等との意見交換会や信用保証に関する協議会を開催して、中小企業等のニーズを踏まえながら必要に応じ、道の中小企業向け融資制度の充実に向けて検討します。</li> <li>・引き続き、北海道における「地域コミュニティファンド」のあり方について検討を行います。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域中小企業金融に関する懇談会、取扱金融機関等との意見交換会や信用保証に関する協議会を開催して、中小企業等のニーズを踏まえながら必要に応じ、道の中小企業向け融資制度の充実に向けて検討します。</li> <li>・北海道における「地域コミュニティファンド」のあり方についての検討結果を踏まえて、その取組を進めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

道では、銀行・信用金庫・信用組合などの市中金融機関の窓口を通じて、中小企業者等の方々を対象とした融資制度を実施していますので、是非ご活用ください。

コミュニティファンドは、地域が抱える様々な課題解決に取り組む民間事業への投資や融資を目的に、「顔の見える関係」にある地域の生活者が出資をして作るファンド（資金）で、より豊かな地域生活をめざすものです。道では、今後、北海道におけるコミュニティファンドのあり方について、検討していきますので、ご意見、ご提言をお願いします。

政策 39 北海道中小企業再生協議会との密接な連携のもと、企業再生ファンドや金融のセーフティネットとも連動させながら、中小企業の再生を進めます。

#### 政策の展開方向

企業の経営力の強化と地域の雇用確保や取引先の維持を図るため金融機関等と連携し、早い段階での企業再生を支援する仕組みを構築するとともに、「北海道中小企業再生支援協議会」との連携を図り、同協議会の機能を活用するほか、道の「中小企業再生支援資金」等により中小企業の再生を促進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道内6地域の産業支援機関に再生支援マネージャーを配置し、地域の金融機関と連携した早期再生支援システムを構築します。</li> <li>・国の「再生支援協議会」と連携し、再生可能な中小企業を支援するため、関係機関による連絡会議を開催します。</li> <li>・「中小企業再生支援資金」等の融資制度の活用促進を図ります。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道内6地域の産業支援機関に配置した再生支援マネージャーと地域の金融機関が連携して、企業の早期再生を支援します。</li> <li>・国の「再生支援協議会」と連携し、再生可能な中小企業を支援するため、関係機関による連絡会議を開催します。</li> <li>・「中小企業再生支援資金」等の融資制度の活用促進を図ります。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道内6地域の産業支援機関に配置した再生支援マネージャーと地域の金融機関が連携して、企業の早期再生を支援します。</li> <li>・国の「再生支援協議会」と連携し、再生可能な中小企業を支援するため、関係機関による連絡会議を開催します。</li> <li>・「中小企業再生支援資金」等の融資制度の活用促進を図ります。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中小企業再生支援資金」等の融資制度の活用促進を図るなど、中小企業の再生を促進します。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

道内経済の活性化の鍵となる中小企業の再生をきめ細かに支援していますので、国の「中小企業再生支援協議会」をはじめ、全道6カ所の「地域産業支援機関」にご相談いただくとともに、再生に向けた課題や提言をお聞かせください。

( 問い合わせ先 [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sky/sanshin/saiseisien/sienkikan\\_meibo.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sky/sanshin/saiseisien/sienkikan_meibo.htm) )

政策 40 地域経済に重要な役割を担う建設業の経営体質強化に向け、自ら取り組む合併や企業間連携、さらには経営多角化や新分野進出を応援します。

### 政策の展開方向

北海道の建設業振興のための推進計画を策定します。

公共投資縮減などによる建設業の経営や雇用への影響を最小限に抑えるため、業界団体と連携を図りながら、経営体質強化や新分野進出・経営多角化の促進、人材育成・雇用対策を柱とする建設業等のソフトランディング対策を実施します。

建設業の健全な発展のため、技術と経営に優れた企業づくりに向け、自ら取り組む合併や企業連携などを支援するとともに、新分野進出をさらに加速するため、新分野進出の取組への助成、融資など各種支援を実施します。

今後ニーズの拡大が予想される、少子高齢社会に対応する在宅介護リフォームや住宅・建築物の耐震化などの性能向上リフォームに関する技術者の育成等に努めるとともに、中古住宅の流通促進に向けた検討など、建設業等の新たな住宅市場拡大をめざした事業展開への取組を促進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道建設業審議会などの意見を踏まえながら、北海道の建設業振興のための推進計画を策定します。</li> <li>経営体質強化や新分野進出・経営多角化の促進、人材育成・雇用対策を柱とする支援策を実施します。</li> <li>新分野進出を模索・検討している企業の取組の後押し、新分野進出済み企業のフォローアップを実施し、新分野進出を促進します。</li> <li>建設業の経営体質強化や新分野進出に向けて、施策ニーズを把握するとともに、支援施策等の情報を提供します。</li> <li>介護リフォーム等の担い手育成や中古住宅流通促進方策を検討するほか、住宅・建築物の耐震化を促進します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進計画に基づく支援策を実施します。</li> <li>経営体質強化や新分野進出・経営多角化の促進、人材育成・雇用対策を柱とする支援策を実施します。</li> <li>新分野進出を模索・検討している企業の取組の後押し、新分野進出済み企業のフォローアップを実施し、新分野進出を促進します。</li> <li>建設業の経営体質強化や新分野進出に向けて、施策ニーズを把握するとともに、支援施策等の情報を提供します。</li> <li>中古住宅流通促進に向けた普及啓発を行うとともに、高齢者等の住み替えを支援する仕組みの検討を行います。</li> <li>住宅の省エネ、耐震、バリアフリー等の性能を向上させるリフォームの担い手を育成するとともに、住宅・建築物の耐震化を促進します。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進計画に基づく支援策を実施します。</li> <li>経営体質強化や新分野進出・経営多角化の促進、人材育成・雇用対策を柱とする支援策を実施します。</li> <li>新分野進出を模索・検討している企業の取組の後押し、新分野進出済み企業のフォローアップを実施し、新分野進出を促進します。</li> <li>建設業の経営体質強化や新分野進出に向けて、施策ニーズを把握するとともに、支援施策等の情報を提供します。</li> <li>中古住宅流通促進に向けた普及啓発を行うとともに、高齢者等の住み替えを支援する仕組みの検討を行います。</li> <li>住宅の省エネ、耐震、バリアフリー等の性能を向上させるリフォームの担い手を育成するとともに、住宅・建築物の耐震化を促進します。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進計画に基づく支援策を実施します。</li> <li>経営体質強化や新分野進出・経営多角化の促進、人材育成・雇用対策を柱とする支援策を実施します。</li> <li>中古住宅流通促進に向けた普及啓発を行うとともに、高齢者等の住み替えを支援する仕組みの検討を行います。</li> <li>住宅の省エネ、耐震、バリアフリー等の性能を向上させるリフォームの担い手を育成するとともに、住宅・建築物の耐震化を促進します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

道では、経営体質強化の支援、新分野進出の取組への助成や融資、競争入札参加資格審査における新分野進出への優遇措置、新分野進出の課題に対応するセミナーの開催など、支援策を実施しています。建設業の皆さんには、こうした支援策等を是非ご活用いただき、今後の経営に活かしてください。支援策等の情報については、ホームページやメールマガジン、業界団体などを通じてタイムリーに提供しますので、積極的にご活用願います。

( メールマガジンの登録 <http://www.hokkaido-jin.jp/mail/magazine/index.html> )

在宅介護を容易にしたり耐震性能、断熱性能を向上させる住宅リフォームの技術者育成に努めていきますので、ご自宅のリフォームにこうした技術者を積極的に活用してください。



政策 41 道の工事・役務・物品等の契約においては、引き続き地場中小企業の受注機会の確保に努めます。

#### 政策の展開方向

道の工事・役務・物品等の契約においては、「中小企業者等の受注機会の確保に関する推進方針」（平成15年度策定）に基づき、引き続き中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めます。

#### 政策展開のプロセス

H19	・推進方針に基づき、中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めます。
H20	・推進方針に基づき、中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めます。
H21 ～ H22	・推進方針に基づき、引き続き中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めます。

#### 道民の皆さんへ

道では、道内中小企業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、独自の推進方針を定め、中小企業者等の受注の機会の確保・拡大に努めていますので、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

道産資材の愛用などに、一層のご理解・ご協力をお願いします。

政策 42 食料品製造業の振興を図るため、産学官の緊密なネットワーク形成を促進します。

政策の展開方向

食料品製造業の振興を図るため、加工食品の技術支援などによる付加価値向上や販路拡大など様々な段階に応じた支援を行うとともに、大学や試験研究機関、民間企業などとの緊密なネットワークの形成を促進します。

政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業の競争力強化を図る「北海道産業振興条例（通称）」を制定します。</li><li>・ 「北海道創造的中小企業育成条例」に基づく助成制度により、中小企業の研究開発等を促進します。</li><li>・ 関係機関と連携し、道産加工食品の高付加価値化について検討するとともに、付加価値の高い新製品開発や新商品の企画開発から販路拡大までの一体的な支援を行います。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「北海道産業振興条例（通称）」に基づき、中小企業が行う新分野・新市場進出等の取組を支援します。</li><li>・ 関係機関と連携し、道産加工食品の高付加価値化やネットワークの形成などについて検討するとともに、付加価値の高い新製品の開発支援や新商品の企画開発から販路拡大までの一体的な支援を行います。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「北海道産業振興条例（通称）」に基づく施策により、中小企業の経営革新や新産業・新事業の創出などを加速します。</li><li>・ これまでの成果を踏まえ、様々な段階に応じた取組に対応するネットワークの形成に努めます。</li></ul>

道民の皆さんへ

食料品製造業者、原料生産者、流通業者、試験研究機関、学識経験者等が一体となって売れる商品づくりの支援に取り組んでいきます。この取組については、ホームページなどで公開していますので、ご覧ください。

（ ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgs/index.htm> ）

政策 43 中心市街地に賑わいを取り戻すため、商店街の活性化を進めます。

#### 政策の展開方向

商店街の活性化を図るため、「北海道小売商業振興方策」（平成18年3月策定）に掲げる基本方向に沿った小売業者や商店街の自発的な取組を促進するとともに、空き店舗の効果的な活用など地域経済の発展に寄与する先進的な商店街等の取組や優良事例を広く発信します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・小売商業を取り巻く環境変化に対応した魅力ある商店街づくりを行うとともに、中心市街地活性化の促進を図ります。</li><li>・先進的な取組によって地域経済の発展に寄与している商店街や個店の優れた取組を表彰するとともに、地域の商店街が大型店と連携したモデル的な地域貢献の取組を支援するなどして、地域コミュニティの再生を図ります。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・小売商業を取り巻く環境変化に対応した魅力ある商店街づくりを行うとともに、中心市街地活性化の促進を図ります。</li><li>・先進的な取組によって地域経済の発展に寄与している商店街や個店の優れた取組を表彰するとともに、地域の商店街が大型店と連携したモデル的な地域貢献の取組を支援するなどして、地域コミュニティの再生を図ります。</li></ul>
H21 ~ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・小売業者や商店街の自発的な取組を促進するとともに、先進的な取組の表彰やモデル的な地域貢献の取組の支援等により、商店街の活性化を進めます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

商店街に「にぎわい」を取りもどし、活性化を図るための支援策を用意していますので、積極的にご活用いただき、魅力あるまちづくりにお役立てください。

政策 44 「サービス産業振興方針」を策定し、食、温泉、医療、スポーツなどを活用した健康サービス、育児支援、コンテンツ\*などのサービス産業を振興します。

[ 【目標】 「サービス産業振興方針」の策定(平成20年度) ]

#### 政策の展開方向

健康・福祉や子育て支援、ITなど、その振興方策を示した「サービス産業振興方針(仮称)」を策定し、サービス産業の振興を図ります。

#### 政策展開のプロセス

H19	・健康、福祉や子育て支援などの振興方策を示した「サービス産業振興方針(仮称)」を策定します。
H20	・「サービス産業振興方針(仮称)」に基づき、健康・福祉、子育て支援サービスなどを支援します。 ・「北海道産業振興条例(通称)」に基づき、中小企業が行う新分野・新市場進出等の取組を支援します。
H21 ~ H22	・「サービス産業振興方針(仮称)」に基づき、引き続き、健康・福祉、子育て支援サービスなどを支援します。 ・「北海道産業振興条例(通称)」に基づく施策により、中小企業の経営革新や新産業・新事業の創出などを加速します。

#### 道民の皆さんへ

サービス産業振興方針を策定するにあたっては、皆さんからのご意見や情報をお寄せいただくため、パブリックコメントを実施しますので、積極的なご協力をお願いします。

## 6 雇用の機会と場の創出

政策 45 「北海道雇用創出基本計画」を策定して、産業振興と雇用創出を一体的に展開し、4年間で10万人の雇用の場と機会を創出します。

〔 【目標】 「北海道雇用創出基本計画」の策定（平成19年度）  
4年間で10万人の雇用創出 〕

### 政策の展開方向

社会情勢の変化も踏まえ、平成20年度にスタートする「北海道雇用創出基本計画」を策定し、これに基づき、産業政策と連携した様々な雇用創出の施策を展開します。

雇用を巡る情勢の変化等に対応した的確な施策の展開を図るため、毎年度「推進計画」を策定し、施策の実施状況と雇用創出効果を把握します。

### 政策展開のプロセス

H19	・パブリックコメント等を通じ道民意見を反映しながら、「北海道雇用創出基本計画」を策定します。
H20	・「北海道雇用創出基本計画」に基づき、産業施策と連携した様々な雇用創出の施策を展開します。 ・20年度推進計画を策定するとともに、実績を把握し、公表します。
H21	・計画に基づき、雇用創出に向けた施策に取り組みます。 ・21年度推進計画を策定するとともに、実績を把握し、公表します。
H22	・計画に基づき、雇用創出に向けた施策に引き続き取り組みます。 ・22年度推進計画を策定するとともに、実績を把握し、公表します。

### 道民の皆さんへ

本道の雇用情勢は、全国と比べると、依然として厳しい状況にあり、「北海道雇用創出基本計画」を策定し、雇用の創出に取り組みますので、計画に基づく様々な施策の実施に関して、皆さんのご提言、ご意見をお待ちしています。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/> )

政策 46 雇用の掘り起こしやミスマッチ\*防止のため、地域に道と市町村、ハローワークなどで構成する「地域雇用おこし戦略会議」を設置し、きめ細かな対策を進めます。

〔【目標】 「地域雇用おこし戦略会議」の設置（平成19年度）〕

#### 政策の展開方向

起業家や事業者等の雇用創出に向けた取組における専門的ノウハウの不足や地域における人材のミスマッチなどの課題解決に向け、各支庁に「地域雇用おこし戦略会議」を設置し、市町村やハローワークなど関係機関と連携してきめ細かな支援を実施します。

#### 政策展開のプロセス

H19	・各支庁に「地域雇用おこし戦略会議」を設置し、雇用の創出に向けた取組や人材のミスマッチなどの課題解決に向け、関係機関と連携してきめ細かな支援を実施します。
H20	・「地域雇用おこし戦略会議」を随時開催し、課題解決に向けたきめ細かな支援を実施します。
H21 ～ H22	・「地域雇用おこし戦略会議」を引き続き随時開催し、課題解決に向けたきめ細かな支援を実施します。

#### 道民の皆さんへ

各支庁において「地域雇用おこし戦略会議」を開催し、関係機関と連携してきめ細かな支援を実施します。地域における雇用おこしに積極的に取り組んでいきましょう。

政策 47 地域の雇用維持・安定のため、「雇用危機対応プログラム」の機動的な発動に努め、中小企業金融や事業再生支援などと連携した厚みのある雇用セーフティネットを構築します。

#### 政策の展開方向

地域における大規模な雇用変動に対し、地元関係者が協力して、就職・生活相談、職業訓練などの施策を総合的に展開する「雇用危機対応プログラム」の機動的な発動により、地域の雇用不安が拡大しないよう適切に対処するとともに、失業期間中の生活の安定、連鎖倒産等の防止を図る中小企業金融におけるセーフティネットの確保のほか、企業再生支援により雇用の維持・安定を図ります。

#### 政策展開のプロセス

H19	・地域における雇用情勢の著しい悪化等による大量の離職者の発生など大規模な雇用変動に対し、「雇用危機対応プログラム」の機動的な発動に努め、中小企業金融や企業再生支援とも連携した厚みのある雇用セーフティネットを構築します。
H20	・大量の離職者の発生など大規模な雇用変動に対し、「雇用危機対応プログラム」の機動的な発動に努め、中小企業金融や企業再生支援とも連携した厚みのある雇用セーフティネットを構築します。
H21 ～ H22	・地域の雇用・安定のため、「雇用危機対応プログラム」の機動的な発動に努め、中小企業金融や企業再生支援とも連携した厚みのある雇用セーフティネットを構築します。

#### 道民の皆さんへ

離職者の早期再就職支援に向けて、雇用危機対応プログラムの発動等について今後とも報道機関への資料提供やホームページでの周知に努めていきます。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/neo-kotai/syougaisya2/kikipuroguramu> )

政策 48 市町村との協働によって、建設業の新分野進出などを対象とする「新・一村一雇用おこし事業」の実施や国の「地域雇用再生プログラム」を活用し、雇用の拡大を図ります。

〔【目標】 市町村との協働で「新・一村一雇用おこし事業」を実施（平成19年度）〕

### 政策の展開方向

地域の雇用創出に対する市町村等の主体的な取組を促進するとともに、道の施策や市町村の地域づくりと連動して新規開業を行う起業家や、建設業の新分野への進出など新事業展開を行う事業者等を支援する「新・一村一雇用おこし事業」を実施し、地域における雇用の創出、維持・安定を図ります。

国の「地域雇用再生プログラム」に基づく「地域雇用創造推進事業」などの支援施策を活用するなどして、地域の雇用創出の取組を促進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・「新・一村一雇用おこし事業」を創設し、地域における雇用の創出、維持・安定を図ります。</li><li>・年間60件程度を目処に、一定の雇用の維持・創出を伴う事業を実施する企業等に補助金を交付します。</li><li>・国の「地域雇用再生プログラム」に基づく「地域雇用創造推進事業」の活用を促進します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・「新・一村一雇用おこし事業」を実施します。</li><li>・前年度の実施状況を踏まえ、未実施市町村を中心に取組を喚起します。</li><li>・「地域雇用創造推進事業」を活用し、地域の雇用創出の取組を促進します。</li></ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"><li>・「新・一村一雇用おこし事業」を実施するとともに、未実施市町村を中心に取組を喚起します。</li><li>・「地域雇用創造推進事業」を活用し、地域の雇用創出の取組を促進します。</li></ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・「新・一村一雇用おこし事業」を実施するとともに、4年間の取組を基に事業を総括します。</li><li>・「地域雇用創造推進事業」の活用を促進します。</li></ul>

### 道民の皆さんへ

これまで取り組んできた一村一雇用おこし事業の成果を踏まえ、新たに市町村との協働で、雇用の創出と建設業の新分野進出による雇用の維持・安定を図る制度を創設しました。

この制度を活用して、雇用を創出する新規開業等に積極的に挑戦し、地域づくりと連動した雇用おこしを全道各地から盛り上げていきましょう。

また、地域の雇用おこしの取組を支援する国の「地域雇用創造推進事業」などを活用して、地域の特色を活かした雇用おこしに積極的に取り組みましょう。



政策 49 季節労働者の雇用の安定化に向けて、通年雇用化の促進と冬期における雇用の場の確保に努めます。

### 政策の展開方向

国の季節労働者の通年雇用化を促進する対策と道の対策の相まった取組の実効を上げるため、関係機関と連携するとともに、「冬期増高経費措置事業」などにより、季節労働者の冬期の雇用の確保に努めます。

季節労働者の通年雇用化を促進するため、季節的業務以外の一般業務への労働移動を支援する職業訓練を機動的に実施します。

国や積雪寒冷地の地域から構成される通年施工推進協議会のメンバーとして、引き続き冬期工事の施工を可能とする技術の研究・開発の推進を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・季節労働者対策に関する取組方針を策定します。（7月策定済）</li> <li>・道が発注する工事の一部を冬期に繰り延べ発注するなどして、冬期間における雇用の場の確保に努めます。</li> <li>・通年雇用に資する資格の取得経費の一部を支援するなど、季節労働者の技能向上等により、労働移動等による通年雇用化を促進します。</li> <li>・事業主への各種助成金等の情報提供や求人開拓の取組など、事業主の意欲喚起等に努めます。</li> <li>・関係法令や建設業退職金共済制度等の周知、普及に努めるなどして、季節労働者の就労環境の整備、改善に取り組みます。</li> <li>・高等技術専門学院において、季節労働者の通年雇用化を促進するため、地域産業ニーズに即した職業訓練を実施します。</li> <li>・通年施工推進協議会に参画し冬期工事の施工を可能とする技術の研究・開発の推進を図ります。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬期間における雇用の場の確保に努めます。</li> <li>・季節労働者の技能向上等による通年雇用化を促進します。</li> <li>・事業主の意欲喚起等に努めます。</li> <li>・季節労働者の就労環境の整備、改善に取り組みます。</li> <li>・高等技術専門学院において、地域産業ニーズに即した職業訓練を実施します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬期間における雇用の場の確保、季節労働者の技能向上や事業主の意欲喚起等に、引き続き取り組みます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

季節労働者の方の通年雇用化や就労環境の改善などへの各種支援制度を積極的にご活用ください。

離職された季節労働者の方々の季節的業務以外の一般業務への労働移動を支援するため、民間の教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施しますので、積極的にご活用ください。

政策 50 「ジョブカフェ北海道<sup>\*</sup>」などを核に、若年者の意識改革や雇用のミスマッチ解消に努めるなどして、4年間で2万人の若者の就職内定をめざします。

〔 【目標】 ジョブカフェ北海道で2万人の就職内定（平成19～22年度） 〕

#### 政策の展開方向

「北海道若年者就職支援センター（ジョブカフェ北海道）」を中心に、カウンセリングやセミナー等の就職支援サービスを提供するなど若年者の雇用対策を総合的に推進します。

若年者のフリーター等に対して、職業意識、職場におけるコミュニケーション能力などの基礎的な能力の習得のため、就職基礎能力速成講座を実施します。

子どもたちに望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技術を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路選択できる能力・資質を育てるため、組織的・系統的なキャリア教育の推進に努めます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ジョブカフェ北海道」を中心に、若年無業者等に対する就業支援サービスを提供するほか、新規学卒者の地元定着を促進します。</li> <li>・国の事業を活用し、若年無業者等に対する就職支援サービスを提供します。</li> <li>・若年者のフリーター等に対して、就職基礎能力速成講座を実施します。</li> <li>・就業体験をとおして、高校生の勤労観・職業観を育成します。</li> <li>・地域や他の学校、道内企業との連携を図ったキャリア教育を推進します。</li> <li>・中学校において生徒が地域の良さや可能性に気づき、自己の生き方を考えさせるキャリア教育の充実に努めます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年無業者等に対する就業支援サービスを提供するとともに、新規学卒者の地元定着を促進します。</li> <li>・国の事業を活用し、若年無業者等に対する就職支援サービスを提供します。</li> <li>・若年者のフリーター等に対して、就職基礎能力速成講座を実施します。</li> <li>・就業体験をとおして、高校生の勤労観・職業観を育成します。</li> <li>・地域や他の学校、道内企業との連携を図ったキャリア教育を推進します。</li> <li>・中学校において生徒が地域の良さや可能性に気づき、自己の生き方を考えさせるキャリア教育の充実に努めます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者の雇用対策を引き続き推進します。</li> <li>・国の事業を活用し、若年無業者等に対する就職支援サービスを提供します。</li> <li>・若年者のフリーター等に対して、就職基礎能力速成講座を実施します。</li> <li>・就業体験をとおして、高校生の勤労観・職業観を育成します。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

道では、「ジョブカフェ北海道」を設置し、若年者に対する就業支援サービスを提供しています。経験豊富なキャリアアドバイザーによる個別相談や就職支援セミナーの開催、求人情報の提供など、若者の就職活動をサポートします。また、函館、旭川、北見、帯広、釧路の各市に地方拠点を設置し、テレビ電話によるカウンセリングを実施しているほか、メール等による相談も行っていますので、皆さん是非ご利用ください。

（ジョブカフェ北海道のホームページ <http://www.jobcafe-h.jp/>）

道では、35歳未満の若年者を対象として、コミュニケーション能力の向上や職業意識の形成など、就職のための基礎能力を体系的に付与する講座を実施しますので、これから就職をめざそうとする方は、是非ご参加ください。

望ましい勤労観・職業観の育成のため、インターンシップの受け入れなどについて産業界のご協力をいただいているところですが、インターンシップの内容の充実に向けて、皆さんの一層のご協力をお願いします。

（インターンシップ事業紹介のホームページ

<http://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/inter.htm>）

政策 51 若者のふるさと回帰希望者へのUターン・Iターン就職を支援します。

### 政策の展開方向

若者のふるさと回帰希望者に対し、国と連携を図り、求人・求職情報の提供などによりU・Iターン就職を支援します。

首都圏等において、多様なライフスタイルを提案できる本道の魅力を発信するためのプロモーションや移住相談会を実施します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・首都圏及び道内に相談員を配置のうえ、求人・求職情報の提供や面接会の開催などを行います。</li><li>・首都圏等で開催されるイベント等に合わせて、移住相談コーナーを設置し、北海道に移住を希望される方々に「北海道暮らし」の情報提供を行います。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・首都圏及び道内に相談員を配置のうえ、求人・求職情報の提供などを行います。</li><li>・首都圏等で開催されるイベント等に合わせて、移住相談コーナーを設置し、北海道に移住を希望される方々に「北海道暮らし」の情報提供を行います。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・首都圏・道内への相談員の配置による求人・求職情報などの提供や、移住相談コーナーによる、北海道に移住を希望される方々への「北海道暮らし」の情報提供に、引き続き取り組みます。</li></ul>

### 道民の皆さんへ

皆さんからも北海道へのU・Iターン就職を希望される方々に、地域の魅力を発信されるよう期待します。

北海道の企業は、経験豊かな専門職、高度技術者などの方々を必要としています。道では、よい仕事、よい環境などを求めて北海道に転職したいと考えている方と、人材を求める企業との橋渡しを行っていますので、ご相談ください。

( U・Iターン就職情報 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/index.htm> )

( 北海道I・J・U(移住)情報センター <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/tkj/iju> )

政策 52 企業の高齢者再雇用制度の導入やシニアアドバイザー制度の構築など、高齢者が再挑戦する働く場の創出や環境整備に取り組みます。

### 政策の展開方向

65歳までの高齢者雇用の確保が義務付けられたことを踏まえ、国の「定年引き上げ等奨励金」の活用を促進するなど、70歳まで働ける社会づくりを支援します。

国の高齢者雇用に係る支援制度の活用やシルバー人材センターによる就業機会の提供などに努めます。

熟練技能者等のものづくりに関する指導者（シニアアドバイザー）のデータベースを構築して、教育訓練機関、企業等で活用が図られるようにします。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「定年引き上げ等奨励金」の活用促進等による65歳までの雇用確保と70歳まで働ける雇用環境の整備を支援します。</li> <li>・(社)北海道シルバー人材センター連合会への支援を通じ、道内の各シルバー人材センターの活動を支援するとともに、未設置市町村に対してシルバー人材センターの設置を働きかけます。</li> <li>・技能検定特級及び1級資格者を対象に、登録要望調査を行い、希望者のデータベースを構築します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「定年引き上げ等奨励金」の活用促進等による70歳まで働ける雇用環境の整備を支援するとともに、(社)北海道シルバー人材センター連合会を通じて道内のシルバー人材センターの活動を支援します。</li> <li>・ものづくりに関する指導者の情報提供とデータベースの活用についてPRに努めます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「定年引き上げ等奨励金」の活用促進等による70歳まで働ける雇用環境の整備を支援するとともに、道内のシルバー人材センターの活動を支援します。</li> <li>・ものづくりに関する指導者の情報提供とデータベースの活用についてPRに努めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

道では、今後も国や市町村、関係機関等と連携して、高齢者が働きやすい社会の実現をめざしていきます。

今後、ものづくりに関する指導者情報を提供していきますので、ご活用ください。

政策 53 仕事と育児の両立や女性の再就業へのニーズを踏まえ、関係機関と連携して在宅勤務など多様な勤務形態を整備し、女性の働く場を創出します。

### 政策の展開方向

育児・介護休業制度等の普及やファミリー・サポート・センター<sup>\*</sup>の活動促進を図り、仕事と家庭の両立ができる環境の整備に努めます。

国や関係機関との連携を図り、子育て女性の就職支援等についての情報収集や情報交換を行い、就業環境の整備に努めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業制度等の普及やファミリー・サポート・センターの活動促進など、仕事と家庭の両立のための環境の整備や多様な勤務形態の導入などによる職場環境の整備に取り組みます。</li> <li>・国や関係機関で構成している「子育て女性の就職支援協議会」等により、情報収集や情報交換を行い、子育て女性の就業環境の整備に努めます。</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」に基づく企業の一般事業主行動計画の策定を支援します。</li> <li>・仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業に対する優遇制度について検討します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と家庭の両立のための環境の整備や多様な勤務形態の導入などによる職場環境の整備に取り組みます。</li> <li>・国や関係機関で構成している「子育て女性の就職支援協議会」等により、情報収集や情報交換を行い、子育て女性の就業環境の整備に努めます。</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」に基づく企業の一般事業主行動計画の策定を支援します。</li> <li>・19年度における検討結果を踏まえながら、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業に対する優遇措置を実施します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と家庭の両立のための環境の整備や多様な勤務形態の導入などの職場環境の整備に引き続き取り組みます。</li> <li>・仕事と家庭の両立に取り組んでいる企業に対する優遇措置を実施します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

道では、男女が共に仕事と子育てを両立できる環境の整備に取り組んでいます。両立環境の整備には、道民の皆さん一人ひとりのご理解とご協力が必要です。また、北海道すきやき隊やファミリー・サポート・センターの活動など地域ぐるみの取組にも積極的にご参加をお願いします。

事業主の皆さんには、両立支援にかかせない育児・介護休業制度や在宅勤務・短時間勤務制度などへの一層のご理解、ご協力をお願いします。

仕事と家庭の両立のための環境の整備等について、ご意見等をお聞かせください。

政策 54 母子家庭の職業的自立を総合的に支援する「母子家庭等就業・自立支援センター」を全道7箇所配置します。

【目標】「母子家庭等就業・自立支援センター」を全道7か所に順次整備  
(平成19年度～)

### 政策の展開方向

母子家庭の職業的自立を総合的に支援するため、就業相談、技能習得、就業情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する「母子家庭等就業・自立支援センター」を配置します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「母子家庭等就業・自立支援センター」において、総合的な就業支援サービスの提供に努めます。</li> <li>・「母子家庭等就業・自立支援センター」が未設置となっている道央圏、道北圏、十勝圏、釧路・根室圏について、関係機関と設置に向けた協議を行います。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「母子家庭等就業・自立支援センター」において、総合的な就業支援サービスの提供に努めます。</li> <li>・未設置となっている道央圏、道北圏、十勝圏、釧路・根室圏について、関係機関との協議を進め、順次、「母子家庭等就業・自立支援センター」の設置に向けた取組を進めていきます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「母子家庭等就業・自立支援センター」において、引き続き総合的な就業支援サービスの提供に努めます。</li> <li>・未設置となっている圏域について、引き続き関係機関との協議を進め、順次、「母子家庭等就業・自立支援センター」を設置します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

「母子家庭等就業・自立支援センター」は、母子家庭のお母さんなどから就職に関する相談を受け、求人情報の提供や生活状況に応じたアドバイスなどを行う施設です。事業者の皆さんには、母子家庭のお母さんの雇用促進に向けて、センターが実施する事業へのご理解とご協力をお願いします。

# 包容性に満ちた地域社会づくり

## 7 安心の地域医療づくり

政策 55 地域の医師確保対策のため、大学入学時に一定期間地方病院への勤務を希望する医育大学生を対象に、返還免除の「奨学金制度」を創設します。また、道が医師を採用し、地域に派遣するシステムの構築、医育大学や民間病院と連携した公立病院への医師派遣制度の拡充などに努めます。

〔 【目標】 地方の病院への勤務を義務付ける奨学金制度の創設（平成20年度～） 〕

### 政策の展開方向

地域の医師確保対策のために、医育大学における地域枠の設定・拡大や一定期間地域医療に従事することを条件とする奨学金制度を創設します。

道内外の医師を道職員として採用し、地域の医療機関へ派遣する仕組みや、民間医療機関からの医師派遣体制を構築します。

道や市町村が進める移住対策などとも連動しながら、道外からの医師の確保に向けた取組を強化します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・医育大学における地域枠の設定・拡大及び地域枠と連動した奨学金制度の創設に向けて関係機関等と協議・検討します。</li><li>・道内外の医師を道職員として採用し、地域の医療機関へ派遣するとともに、医師派遣に協力する民間医療機関等を支援します。</li><li>・全国の医学生や医師を対象に、道内での勤務を促進するための医師招へい活動を行います。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・札幌医科大学における地域枠の設定や地域枠と連動した奨学金制度を運用します。</li><li>・道内外の医師を道職員として採用し、地域の医療機関へ派遣するとともに、医師派遣に協力する民間医療機関等を支援します。</li><li>・全国の医学生や医師を対象に、道内での勤務を促進するための医師招へい活動を行います。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・道内各医育大学における地域枠の設定及び地域枠と連動した奨学金制度を運用します。</li><li>・引き続き、道内外の医師を道職員として採用し、地域の医療機関へ派遣するとともに、医師派遣に協力する民間医療機関等を支援します。</li><li>・全国の医学生や医師を対象に、道内での勤務を促進するための医師招へい活動を、引き続き行います。</li></ul>

### 道民の皆さんへ

道内各地域の医師不足が深刻化していることから、道では、道内外の医師を道職員として採用して地域へ派遣する取組をはじめ、奨学金制度の創設など、緊急的対策と中・長期的な対策を組み合わせ、最重要課題である地域の医師確保対策を着実に推進していきます。

政策 56 がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、小児救急医療、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療といった主要な疾病ごとに具体的な医療連携体制を明示した新しい医療計画を策定します。

【目標】 主要な疾病ごとに具体的な医療連携体制を明示した新しい医療計画の策定  
(平成20年度)

#### 政策の展開方向

がん、脳卒中などの主要な疾病や小児救急医療、周産期医療といった事業に関する医療機関の機能を調査するとともに、全道21保健医療福祉圏毎に設置している地域保健医療福祉推進協議会や北海道総合保健医療協議会などでの議論や、道民の皆さんの意見を伺って、新しい「医療計画」を策定します。

#### 政策展開のプロセス

H19	・次期医療計画の基礎資料とするため各種調査を行い、関係団体・機関、パブリックコメントなどの意見を踏まえ、道内における医療連携体制や疾病毎に評価可能な具体的な数値目標などを明示した新しい「医療計画」を策定します。
H20	・新たな「医療計画」に基づき、関連施策を推進します。 ・21保健医療福祉圏ごとに医療計画を推進するための「地域推進方針」を作成します。
H21 ～ H22	・数値目標の達成に向けて、取組成果や事業効果を検証しながら、「医療計画」の推進管理及び地域推進方針の進行管理等を行います。

#### 道民の皆さんへ

今後、道では、新たな医療計画で掲げる目標の達成に向けて、道民の皆さんにも、生活習慣病などの予防に努めていただきながら、様々な取組を展開していきます。

新しい医療計画では、疾病に応じた地域の医療連携体制をお示ししていきますので、各地域で医療機関を受診する際の参考としてください。



政策 57 小児救急など救急医療体制の更なる整備や、ドクターヘリ<sup>\*</sup>の道央圏以外の地域への導入、遠隔医療システムの利用拡大等による医療支援体制の整備を進めます。

〔 【目標】ドクターヘリの道央圏以外の地域への導入（平成21年度以降） 〕

### 政策の展開方向

小児救急を含めた救急医療体制の充実を図るとともに、ドクターヘリ未整備圏域の医療機能調査の実施等、ドクターヘリの道央圏以外への導入の可能性について検討を進めます。

医療の地域間格差の解消等を図るため、遠隔医療システム<sup>\*</sup>の利用を促進するとともに、医療機関相互の連携・機能分担を進め、広域的な医療支援体制の整備を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児救急を含めた救急医療体制の整備・充実を図ります。</li> <li>・道央圏におけるドクターヘリ事業の分析・検証、評価を行います。</li> <li>・ドクターヘリ未整備圏域の救命センター等に対し医療機能などの調査を実施します。</li> <li>・北海道総合保健医療協議会において「本道における航空医療体制のあり方について」を協議します。</li> <li>・遠隔医療システムの導入や、Web型電子カルテシステムの整備を促進するほか、医療機関の連携を中心とする新たな医療計画の策定に取り組みます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児救急を含めた救急医療体制の整備・充実を図ります。</li> <li>・未整備圏域へのドクターヘリ導入の可能性について検討します。</li> <li>・遠隔医療システムの導入や、Web型電子カルテシステムの整備を促進するほか医療の連携に関する地域での議論を進めます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療体制や医療支援体制等の整備を引き続き進めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

救急医療の専門医等が同乗し、救急現場から医療機関に搬送するまでの間に、救命医療を行うことのできるドクターヘリの導入によって、救命率の向上などが期待されます。今後、道では、現在のドクターヘリの事業効果を検証し、未整備圏域への導入の可能性について、地域の実情や意向を踏まえながら検討していきます。

広域な本道において、だれでもどこでも良質な医療サービスを受用できる体制づくりを進めるためには、ITなどを活用した遠隔医療システムの普及は非常に重要です。このため、道では、今後とも、遠隔医療などの充実に向けて着実に取組を進めていきます。

政策 58 産科の医療については、医療機関の集約・重点化を基本として、総合周産期母子医療センター\*の整備、助産師外来など助産師の活用を進め、産科医療提供体制を図ります。

### 政策の展開方向

産科医師不足や地域偏在が問題となっていることから、「北海道周産期医療システム整備計画」を見直し、地域において安心して子どもを産み育てるための環境を整備します。

母体や胎児に危険を及ぼす可能性の高い、ハイリスク妊娠などに対する医療の充実を図るため、総合周産期母子医療センターとしての「指定」に向け、関係機関に働きかけます。

助産師の専門知識や能力などが積極的に活用されるよう、助産師外来の導入を推進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の皆さんのご意見を伺いながら、助産師外来導入の推進を含む「北海道周産期医療システム整備計画」を見直します。</li> <li>・総合周産期母子医療センターの指定に向けて、関係医療機関に対し要請を行います。</li> <li>・関係団体など助産師外来の導入に向け協議します。</li> <li>・助産師の能力活用について、関係団体や自治体関係者の理解の促進を図ります。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・団体からの協力を得ながら、新たな「北海道周産期医療システム整備計画」の推進を図ります。</li> <li>・総合周産期母子医療センターの指定に向けて、関係医療機関に対し継続して要請を行います。</li> <li>・助産師の能力活用について、関係団体や自治体関係者の理解の促進を図ります。</li> <li>・助産師外来の導入を検討する医療機関に対する情報提供、助言を行います。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな「北海道周産期医療システム整備計画」の推進を図ります。</li> <li>・引き続き、総合周産期母子医療センターの指定に向け、関係医療機関に対し要請を行います。</li> <li>・助産師外来の導入を検討する医療機関に対する情報提供、助言を行います。</li> <li>・助産師の能力、助産師外来の効果について、道民の皆さんへの啓発に努めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

妊産婦の方々が安全で安心して出産することができる環境の整備を図るため、「北海道周産期医療システム整備計画」を見直し、本道の産科医療体制の再構築を行います。

道では、今後、妊産婦の方々に対するきめ細やかな対応や安心なお産を支援する「助産師外来」の導入を推進していきます。

政策 59 過疎地において必要なプライマリケア\*を行う総合医を育成するため、道内医育大学の取組への支援や代診医師派遣システムの整備等に取り組みます。

#### 政策の展開方向

地域医療を担う総合医を養成するため、プライマリケアの指導方法等に関する指導医講習会の開催や、医育大学と臨床研修病院が協力して取り組む総合医養成研修などに対する支援を行うとともに、過疎地の市町村立病院等に対するドクターバンクを活用した代診医師の派遣システムの整備等を進めます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・道内臨床研修病院の研修指導医等を対象とした、プライマリケアの指導方法等に関する講習会及び総合医養成のための後期研修を実施する病院を支援します。</li><li>・（財）地域医療振興財団が実施するドクターバンク推進事業を支援します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・道内臨床研修病院の研修指導医等を対象とした、プライマリケアの指導方法等に関する講習会及び総合医養成のための後期研修を実施する病院を支援します。</li><li>・（財）地域医療振興財団が実施するドクターバンク推進事業を支援します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・プライマリケアの指導方法等に関する講習会及び総合医養成のための後期研修を実施する病院を支援します。</li><li>・引き続き、ドクターバンク推進事業を支援します。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

道内では医師不足が深刻化しており、特に、身近な医療を地域で支える市町村立病院等では極めて厳しい状況におかれています。道では、少数の医師で対応している市町村立病院等への代診医の派遣や、地域の多様な状況に対応し、幅広い診療を行うことができる総合医の養成・確保を進めていきます。

政策 60 看護師の不足や地域偏在に対応するため、仕事を離れている看護師の再チャレンジや「ナースバンク」の取組を促進します。

#### 政策の展開方向

看護師の不足や地域偏在に対応するため、子育てなどで仕事を離れている看護師の方々の再チャレンジをサポートするとともに、再就業のための研修や情報提供などの各種支援を行う「ナースバンク」の取組を促進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・就業に関する相談指導や再就業希望者に対する看護力再開発講習会などを行うナースバンクの取組を支援します。</li><li>・子育て中の看護職員の離職防止と再就職の促進を図るため、病院内保育事業の支援を充実します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・就業に関する相談指導や再就業希望者に対する看護力再開発講習会などを行うナースバンクの取組を支援します。</li><li>・子育て中の看護職員の離職防止と再就職の促進を図るため、院内保育所の設置・運営を支援します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・ナースバンクの取組を引き続き支援します。</li><li>・院内保育所の設置・運営を引き続き支援します。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

道では、各地域における看護師不足の改善に向けて、看護職員の養成をはじめ、有資格者の再就職支援や離職防止に向けた就労環境の整備などに取り組んでいきます。

= 保健師・助産師・看護師等の免許を持ちながら、現在、就業されていない皆さんへ =

道内の医療機関では、看護師不足が顕著であり、有資格者の皆さんの再就業が期待されています。

道では、最新医療技術への対応など再就業に当たっての不安を解消し、自信をもって再就業できるよう研修事業を実施していますので、積極的にご活用願います。なお、詳細については、北海道又は北海道看護協会へお問い合わせください。

( 北海道のホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/irs/senzaikangofukushoku> )

( 北海道看護協会 <http://www.hkna.or.jp/> )

政策 61 がん診療連携拠点病院の整備など、ターミナル・ケア<sup>\*</sup>やホスピスなどの終末医療、アレルギー疾患対策などのあり方について検討を進めます。

### 政策の展開方向

全道的な観点からがん診療連携拠点病院の整備を進め、高度ながん医療を提供する体制や患者・家族のための相談支援機能の充実に取り組めます。

アレルギー疾患について、医療機関の連携体制の構築、相談体制の確立に向けた対策のあり方について検討を進めます。

ターミナル・ケアや緩和ケアなどの終末期医療のあり方について検討を進めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療連携拠点病院の整備を含めた「北海道がん対策推進計画（仮称）」を策定します。</li> <li>・アレルギー疾患の医療提供体制や緩和ケアなど終末期医療のあり方について、新たに作成する「医療計画」に反映させます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道がん対策推進計画（仮称）」などに基づき、計画的にがん診療連携拠点病院の整備を進めます。</li> <li>・アレルギー疾患対策について、地域における医療機関の連携体制の構築や保健所等における相談体制の確保を図ります。</li> <li>・新しい「医療計画」や「北海道がん対策推進計画（仮称）」に基づき、緩和ケアに係る人材の育成や医療提供体制の確保に努めます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道がん対策推進計画（仮称）」などに基づき、計画的にがん診療連携拠点病院の整備を進めます。</li> <li>・アレルギー疾患対策について、地域における医療機関の連携体制の構築や保健所等における相談体制の確保を引き続き図っていきます。</li> <li>・緩和ケアに係る人材の育成や医療提供体制の確保に努めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

がん対策基本法に基づく「北海道がん対策推進計画（仮称）」については、本年度中に策定することとしており、この計画の策定に当たり、パブリックコメントを実施しますので、積極的にご意見・ご提言をお寄せください。

道では、地域におけるアレルギー疾患の相談体制の充実や医療機関の連携体制の構築を図り、身近に相談できる機関や専門医療機関について、ホームページなどで情報提供を行います。

（ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iks/0000contents/allergy/top/newpage1.htm>）

緩和ケアなどの終末期医療は、高齢化の進行に伴って重要性を増していくことから、今後、道では地域における終末期医療の提供体制の確保や人材育成に係る取組を推進していきます。

政策 62 女性固有の健康上の悩みや若年者の性の問題など、女性の幅広い相談に対応するための「女性健康相談センター」を道立保健所に設置します。

〔 【目標】 「女性健康相談センター」を道立保健所に設置（平成20年度） 〕

#### 政策の展開方向

道立保健所において、女性からの幅広い相談などに対応するための機能充実を図ります。

#### 政策展開のプロセス

H19	・女性の健康相談の充実・強化に向けての検討会を開催し、道立保健所における女性の健康相談対応上の課題を明確にし、「女性の健康相談」のあり方を検討します。
H20	・関係機関との連携や道立保健所の機能の見直し等を行い、道立保健所が女性の健康相談センターとしての機能を担えるようにしていきます。
H21 ～ H22	・道立保健所の見直しに合わせて、女性からの幅広い相談などに対応するセンター機能の充実を図ります。

#### 道民の皆さんへ

道立保健所において、女性固有の健康上の悩み等幅広い健康問題にきめ細やかに支援をしていますので、積極的にご相談ください。

政策 63 障がい者(児)が、いつでもどこでも安心して歯科医療が受けられるよう、障がい者歯科医療制度の充実に努めます。

#### 政策の展開方向

一般の歯科診療所では対応が困難な障がい者(児)や難病患者などが、地域で安心して歯科診療を受けられるかかりつけ歯科医師の育成を全道に広げるとともに、通院困難な在宅療養者への訪問歯科健診や歯科保健センターの整備等、歯科保健医療体制の充実に取り組みます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・道内5カ所の歯科保健センターで実施する専門的な歯科診療を支援します。</li><li>・有病者・障がい者等の歯科診療に対応できるかかりつけ歯科医師の育成に努めます。</li><li>・通院困難な在宅療養者への訪問歯科健診や保健指導の機会の確保に努めます。</li><li>・未設置圏域の歯科保健センター整備に向け、関係機関と調整を行います。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・有病者・障がい者等のかかりつけ歯科医師の拡充や訪問事業に取り組むとともに、特に郡部における障がい者歯科保健医療の充実に努めます。</li><li>・未設置圏域の歯科保健センター整備に向け、関係機関と調整を継続して行います。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・これまでの事業成果や地域住民の意向を踏まえ、今後の取組を検討するとともに、引き続き、本道の障がい者歯科保健医療体制の充実に努めます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

障がいのある方や在宅療養されている方は、通院が困難なことから、歯科疾患が放置され、重症化する傾向がみられます。道では、歯科保健センターにおける専門的な歯科診療の支援をはじめ、地域における診療体制の充実に努めていきます。

政策 64 道民への予防医療や健康づくりの促進によって、国保医療費、老人医療費の適正化に努めます。

#### 政策の展開方向

道民の健康の保持や医療の効率的な提供を推進するため、「北海道医療費適正化計画」を策定して、市町村国保などが行う特定健康診査や特定保健指導に関する目標を定め、生活習慣病の予防対策を推進するとともに、市町村や関係団体と協働で、食生活や運動等の健康づくり運動を展開し、国保医療費、老人医療費の適正化に努めます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・道民の健康保持の推進に関する目標値を設定した「北海道医療費適正化計画」を策定します。</li><li>・健康増進に関する正しい知識の普及啓発や生活習慣病の予防対策を推進します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・「北海道医療費適正化計画」に基づき関連施策を推進するとともに、計画の進行管理等を行います。</li></ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"><li>・「北海道医療費適正化計画」に基づき関連施策を推進するとともに、計画の進行管理等を行います。</li></ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・「北海道医療費適正化計画」に定めた目標の達成状況など進捗状況の評価を行い、その結果を踏まえて、今後の取組を検討します。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

道では、道民の皆さんの健康づくりに向けて、「すこやか北海道21」を策定し、バランスのとれた食生活や禁煙、健康運動といった健全な生活習慣の普及に努めていますので、道民の皆さんにも積極的に取り組んでいただけるようお願いします。

( すこやか北海道21 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iks/tkh/sukoyaka21/sukoyaka21kaitei> )



## 8 高齢者や障がい者の福祉の向上

政策 65 保健・福祉・介護・医療サービスの総合的な調整や相談をワンストップで対応することができる仕組みを、市町村などを単位として整備します。

〔 【目標】市町村単位にトータルケアマネージメントを構築（平成20年度～） 〕

### 政策の展開方向

市町村での、年齢・障がい・健康の状態に応じた保健・福祉・介護・医療サービスの総合的な調整や相談にワンストップで対応する仕組みを構築するため、市町村における現状の相談体制や対応上の課題などを把握した上で、保健医療福祉に関する相談体制の整備を促進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村における相談対応体制などについて調査を行い、現時点での状況把握を行います。</li><li>・上記調査結果を分析の上、必要に応じて関係機関などとも協議を行い、市町村などを単位としたワンストップ相談対応体制の整備を進めます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係機関などとも協議しながら、必要に応じて市町村における相談対応体制などについて調査を行い、順次、市町村などを単位としたワンストップ相談対応体制の整備を進めます。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係機関などとも協議しながら、必要に応じて市町村における相談対応体制などについて調査を行い、順次、市町村などを単位としたワンストップ相談対応体制の整備を引き続き進めます。</li></ul>

### 道民の皆さんへ

道では、今後、多様化する保健医療、福祉サービスに関する様々な相談に対して、ワンストップで対応できる組織・体制づくりを支援していきます。

政策 66 福祉のまちづくりに欠かせない、ケア・住環境・ボランティアなどの取組の中核となる人材を育成する「福祉のひとづくりセンター」を、大学や市町村関係機関、社会福祉協議会などと連携して、道内各地域に設置します。

〔 【目標】 「福祉のひとづくりセンター」を各地域に設置（平成20年度～） 〕

### 政策の展開方向

市町村、大学、社会福祉協議会、関係団体などとの協働により、現在、道や市町村、各地域の団体が行っている「福祉のひとづくり」に関する施策・事業の有機的な結合・連携を図り、「連携・協働の場」、「情報発信の場」の提供の充実を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福祉のひとづくりセンター」の設置地域・運営体制及び連携団体等について、「福祉のまちづくり推進連絡協議会」で検討します。</li> <li>・各地域において、市町村、大学、社会福祉協議会、関係団体などとセンターの設置に向けた協議を行い、関係機関・団体等と協働しながら「連携・協働の場」、「情報発信の場」の設置に係る具体的な取組を進めます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営体制などの設置に向けた環境が整備された地域から「連携・協働の場」、「情報発信の場」を順次設置します。</li> <li>・「福祉のひとづくりセンター」では、関係機関・福祉団体が実施している人材の育成に関する情報を発信します。また、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づき、関係機関・福祉団体などと連携・協働して、福祉・介護サービスを担う人材の育成・確保に向けた取組を進めます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営体制などの設置に向けた環境が整備された地域から「連携・協働の場」、「情報発信の場」を順次設置します。</li> <li>・「福祉のひとづくりセンター」では、関係機関・福祉団体が実施している人材の育成に関する情報を発信するとともに、福祉・介護サービスを担う人材の育成・確保のための取組を推進します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

「福祉のひとづくりセンター」では、関係機関・福祉団体が実施している福祉人材の育成に関する情報を収集して、ホームページ等を通じて、道民の皆さんに福祉のひとづくりに関する情報を一元的に発信していきます。

関係機関、福祉団体、ボランティアなどと連携して、各種福祉サービスの充実、福祉専門職の育成・確保やボランティア活動を担う人づくりを総合的に進め、福祉のまちづくりを推進していきます。

政策 67 高齢者の方々が住みやすい地域づくりに向けて、公共施設のバリアフリー化や、様々な面から高齢者の生活に配慮した公営住宅の建設などシルバーハウジング\*の取組を促進します。

### 政策の展開方向

#### 【公共施設のバリアフリー化】

高齢者や障がいのある方々が住みやすい地域づくりを推進するため、道内の様々な施設のバリアフリー化を促進します。

#### 【北海道型・高齢者が住みやすいまちづくり構想】

高齢者が生き生きと豊かに暮らすことができるよう、行政と地域が協働で行う「北海道型・高齢者が住みやすいまちづくり構想」の普及啓発に努めます。

#### 【シルバーハウジング】

市町村の高齢者福祉施策等との連携により、高齢者の見守りや生活相談を行うライフサポートアドバイザー（生活援助員）の配置、緊急通報システムや高齢者生活相談所などを設置するシルバーハウジングの整備などを、道営住宅において先導的に取り組むとともに、多様な供給手法による市町村営住宅でのシルバーハウジングの整備を促進します。

### 政策展開のプロセス

H19	【公共施設のバリアフリー化】
	【北海道型・高齢者が住みやすいまちづくり構想】
	【シルバーハウジング】
H20	【公共施設のバリアフリー化】
	【北海道型・高齢者が住みやすいまちづくり構想】
	【シルバーハウジング】
H21 ～ H22	【公共施設のバリアフリー化】
	【北海道型・高齢者が住みやすいまちづくり構想】
	【シルバーハウジング】

### 道民の皆さんへ

道では、「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者をはじめ誰もが気軽にまちに出かけ、建物や道路、公園などを安心して快適に利用することができる「福祉のまちづくり」を進めています。福祉のまちづくりを進めるためには、道民の皆さんに関心をお持ちいただくことが何よりも大切ですので、関連する施策へのご理解とご協力をお願いします。

「高齢者が住みやすいまちづくり構想」の実現をめざして、安心して暮らせる住まいの確保や世代間交流などの取組をモデル地区で進めています。道では、今後、様々な機会を活用して普及啓発に努めますので、各地域でもモデル地区での取組成果などを積極的にご活用ください。

シルバーハウジングの新たな事業展開の枠組みでは、高齢者の見守りや生活の支援をコミュニティの相互扶助により実現します。住民の皆さんには、高齢者の生活の支援に積極的に関わっていただくとともに、高齢者の皆さんも積極的に外に出歩き、子ども達の見守りや子育て支援などに自らの経験や知識を活かして、可能な範囲で関わっていただくようお願いします。

政策 68 介護サービスなど、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らす上で欠かせない様々なサービスの提供に中核的な役割を果たす「地域包括支援センター」の整備を促進します。

#### 政策の展開方向

高齢者の方々が住み慣れた地域において健康で自立した生活を維持できるように包括的に支援する「地域包括支援センター」については、同センターの運営が円滑に行われるよう関係職員の研修等必要な支援に努めます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域包括支援センター未設置町村に対し、地域における医療機関や介護保険事業者などの関係機関との連携のもと、適切な相談体制が構築されるよう支援します。</li><li>・専門職員の資質の向上を図るため、地域包括支援センターの業務を行う上で必要な知識や技術の向上を目的とした職員の研修を行います。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門職員の資質の向上を図るため、地域包括支援センターの業務を行う上で必要な知識や技術の向上を目的とした職員の研修を行います。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門職員の資質の向上を図るため、地域包括支援センターの業務を行う上で必要な知識や技術の向上を目的とした職員の研修を引き続き行います。</li><li>・職員研修の今後について、国の動向を見極めながら検討します。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

平成20年4月までに道内全市町村に地域包括支援センターが設置されます。高齢者の方々の総合相談や権利擁護などに対応しますので、身近な相談機関として、積極的にご利用ください。

政策 69 障がいのある方々が、いつでもどこでも相談ができる窓口の設置やサテライト型施設の整備など地域生活への段階的な移行への支援、さらには精神障がい者の方々への通院医療への支援など、きめ細かな支援策を展開します。

〔 【目標】 「相談支援窓口」や「サテライト型施設」を整備（平成20年度～） 〕

### 政策の展開方向

障がいのある方々が身近な地域で暮らすことができるよう、地域の生活に関する市町村の相談窓口の強化を図るなど、相談支援体制を構築します。

地域のサテライト型施設やグループホーム等の設置を促進し、生活の訓練を行う取組を推進しつつ、地域生活への移行を進める体制の整備に努めるほか、子どもの発達支援に必要な療育を身近な地域で受けられる体制の充実を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村を中心とする全ての障がい者を対象としたワンストップの相談支援を実現するため、「障害者総合相談支援センター」事業の実施により市町村の地域生活支援体制づくりを広域的に支援します。</li> <li>地域自立支援協議会の機能の充実を図り、地域における関係機関のネットワークを構築するとともに、地域の相談支援体制に対する評価や広域的な支援のあり方等について検討します。</li> <li>障がい者の方々を利用するサテライト型施設やグループホーム等の整備を進めます。</li> <li>発達の遅れや障がいのある子どもと家族が、身近な地域で相談や療育を受けることができるよう、発達支援センターが行う事業に対して支援します。</li> <li>重度心身障害者医療給付事業の精神障がい者への対象拡大に向けて、事業主体である市町村の意向を把握するとともに、医療制度改革の影響なども踏まえながら、検討を進めます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村を中心とする全ての障がい者を対象としたワンストップの相談支援を実現するため、「障害者総合相談支援センター」事業の実施により市町村の地域生活支援体制づくりを広域的に支援するとともに、地域自立支援協議会の機能の充実を図り、地域における関係機関のネットワークを構築します。</li> <li>北海道自立支援協議会において、地域の相談支援体制に対する評価や広域的な支援のあり方等について検討します。</li> <li>各種制度の活用により、サテライト型施設の整備やグループホーム等の整備を進めます。</li> <li>発達の遅れや障がいのある子どもと家族が、身近な地域で相談や療育を受けることができるよう、発達支援センターが行う事業に対して支援します。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者関連施設の整備状況や発達障害者支援法及び障害者自立支援法の改正内容を踏まえ、「北海道障がい福祉計画」の見直しを行います。</li> <li>障がいのある方々が安心して地域で暮らすことができるよう、きめ細かな支援施策を展開します。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな「北海道障がい福祉計画」に基づき、各種施策を着実に推進します。</li> <li>障がいのある方々が安心して地域で暮らすことができるよう、きめ細かな支援施策を展開します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

道では、障がいのある方々が、地域で自立した生活を送ることができるよう、相談体制の充実やサービス事業者への支援に取り組んでいます。グループホーム等の指定状況は、道のホームページなどで情報提供を行ってまいりますので、是非ご覧ください。

（ ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/shitei> ）

政策 70 障がいのある方々の雇用や就労環境の向上を図るため、教育・訓練や職場開拓、「障害者就業・生活支援センター」の増設、雇用に取り組む企業への支援など、総合的な取組を進めます。

〔 【目標】 「障害者就業・生活支援センター」の増設（平成21年度以降） 〕

### 政策の展開方向

障がいのある方々が意欲や能力に応じて多様な働き方ができるよう雇用や就労環境を改善するため、福祉・労働・教育などの関係機関が連携し、「障害者就業・生活支援センター」の指定拡大について、国へも強力に働きかけるなど、就労の場の確保や雇用機会の拡大を図ります。

ホームページを活用した情報提供に努めるとともに、障がいのある方々の採用や職場定着に積極的に取り組む企業の事例紹介を行うなどして、一層の雇用促進をめざします。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道障害者雇用支援合同会議」による各機関の緊密な連携により施策・事業を効果的に実施するとともに、「障害者就業・生活支援センター」の増設に向けた国への働きかけを強化し、着実な指定拡大をめざします。</li> <li>・障がい者の職場体験を推進し、職場実習及び雇用の拡大を図ります。</li> <li>・障がい者福祉施設の経営改善等を通じて、福祉的就労における障がい者の工賃底上げを図ります。</li> <li>・企業内授産による就労機会と所得確保を図るため、短期的な委託業務等の情報提供を行います。</li> <li>・障がい者雇用に向けた企業の特色ある取組を紹介します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道障害者雇用支援合同会議」による各機関の緊密な連携により施策・事業を効果的に実施するとともに、「障害者就業・生活支援センター」の指定拡大に努めます。</li> <li>・障がい者の職場体験を推進し、職場実習及び雇用の拡大を図ります。</li> <li>・障がい者福祉施設の経営改善等を通じて、福祉的就労における障がい者の工賃底上げを図ります。</li> <li>・企業内授産による就労機会と所得確保を図るため、短期的な委託業務等の情報提供を行います。</li> <li>・障がい者雇用に向けた企業の特色ある取組を紹介します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道障害者雇用支援合同会議」により施策・事業を効果的に実施するとともに、「障害者就業・生活支援センター」の指定拡大に努めます。</li> <li>・障がい者の職場体験を推進し、引き続き職場実習及び雇用の拡大を図ります。</li> <li>・障がい者福祉施設の経営改善等を通じて、福祉的就労における障がい者の工賃底上げを図ります。</li> <li>・企業内授産による就労機会と所得確保を図るため、短期的な委託業務等の情報提供を行います。</li> <li>・障がい者雇用に向けた企業の特色ある取組を紹介します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

障がい者の就労支援について、今後も道のホームページなどで情報提供を行ってまいりますので、是非ご覧ください。

（ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syuurou>）

障がい者雇用の促進に向けて、道では、(社)北海道高齢・障害者雇用促進協会と共同で、障がい者ワークフェアやパネル展などの普及啓発を行っていますので、是非ご覧ください。

（ホームページ <http://www.ks-hokkaido.or.jp/>）

政策 71 療養病床の再編成に伴う地域ケア体制を整備するとともに、老人保健施設や特別養護老人ホームなどの施設を計画的に整備します。

### 政策の展開方向

療養病床の再編成に際して、高齢者の生活を支える医療、介護、住まい等の総合的な体制整備を、各地域におけるサービスニーズに即応して整備するように努めます。

在宅生活を続けることが困難な高齢者が、それぞれの心身の状況に応じ、適切なサービスを利用することができるよう、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、介護老人保健施設や特別養護老人ホームなどの施設の計画的な整備に努めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が策定した「地域ケア体制の整備に関する基本指針」を踏まえ、道として年内を目途に「地域ケア体制整備構想」を策定します。</li> <li>・地域におけるニーズを把握しながら、計画的に社会福祉施設を整備します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域ケア体制整備構想」を踏まえ、療養病床から老人保健施設などへの転換を進めます。</li> <li>・「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（期）」を策定します。</li> <li>・地域におけるニーズを把握しながら、計画的に社会福祉施設を整備します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情を踏まえながら療養病床の転換を進めます。</li> <li>・「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（期）」に基づき、介護老人保健施設や特別養護老人ホームなどの施設の計画的な整備に努めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

道では、療養病床の再編成にあたって、高齢者の方々がそれぞれの状態に応じ、医療や介護など必要なサービスを利用しながら住み慣れた地域で、安心して生活していただける体制の整備に取り組んでいきます。

## 9 安全・安心な地域づくり

政策 72 「北海道防災対策基本条例」を制定し、行政と住民の協働による地域防災力の強化や防災基盤の整備など、総合的・一体的な防災対策を進めます。

[ 【目標】「北海道防災対策基本条例」の制定（平成20年度） ]

### 政策の展開方向

火山や地震、津波、風水害、雪害など多様な災害が想定される本道の特殊事情を考慮し、防災対策の一層の推進を図るため、行政と道民の協働による地域防災力の強化など、その基本となる「北海道防災対策基本条例」を制定します。

### 政策展開のプロセス

H19	・庁内の検討会議や有識者等で構成する検討組織などで、条例についての基本的な考え方を整理・検討し、条例骨子素案を作成します。
H20	・条例案の検討を行い、パブリックコメント等を経て「北海道防災対策基本条例」を制定します。
H21 ～ H22	・道民に条例の周知を図るとともに、条例の趣旨の普及に取り組みます。 ・条例の趣旨や基本的な施策に沿った総合的、一体的な防災対策の一層の推進に努めます。

### 道民の皆さんへ

災害による被害を最小限にとどめるための防災対策は、自らの身の安全は自らで守る「自助」、身近な地域の安全は地域住民で助け合って守る「共助」、それらを行政が支える「公助」がそれぞれの役割を果たし、協働していくことが重要です。行政と道民の協働による地域防災力の強化の考え方など、条例づくりに当たって提案・意見の募集や、パブリックコメント等を実施しますので、積極的にご意見・ご提言をお寄せください。



政策 73 太平洋沿岸東部・西部のハザードマップ\*作成を促進するとともに、その他の沿岸部についても浸水予測図等の作成に努め、市町村のハザードマップの作成を促進します。

〔【目標】津波の浸水予測図等の作成・市町村のハザードマップの作成（平成19年度～）〕

#### 政策の展開方向

津波被害の軽減を図るため、平成16年度から「津波浸水予測図」の作成に取り組んでおり、これまでに太平洋沿岸地域の津波浸水予測図等を作成し、そのデータを関係市町村に配付しています。

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」発生の切迫性が指摘されていることから、引き続き太平洋沿岸市町村の津波ハザードマップの作成促進を図っていきます。

想定地震の検討を踏まえ、日本海沿岸・オホーツク海沿岸の津波浸水予測図を作成し、関係市町村の津波ハザードマップ作成を促進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・太平洋沿岸市町村の津波ハザードマップの作成促進を図ります。</li><li>・北海道に被害を及ぼすと考えられる想定地震の検討を行います。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・太平洋沿岸市町村の津波ハザードマップの作成促進を図ります。</li><li>・想定地震の検討結果をもとに、日本海沿岸の津波浸水予測図（概略）を作成します。</li></ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"><li>・太平洋沿岸市町村の津波ハザードマップの作成促進を図ります。</li><li>・日本海沿岸の詳細な津波浸水予測図を作成します。</li><li>・津波浸水予測図等データを関係市町村に配付し、津波ハザードマップの作成を促進します。</li></ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・太平洋沿岸・日本海沿岸市町村の津波ハザードマップの作成促進を図ります。</li><li>・オホーツク海沿岸の津波浸水予測図の作成に努め、市町村の津波ハザードマップの作成を促進します。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

津波浸水予測図については、道のホームページで公表していきます。

津波から身を守るためには、津波の到達までに“安全な場所へ避難すること”がなによりも大切です。「いざ」という時に備え、普段から避難場所や避難経路、非常持ち出し品などを自分自身で確認しておきましょう。

政策 74 地域の安全・安心の確保や活力あふれる地域づくりに欠かせない公共事業は、着実に推進します。

#### 政策の展開方向

限られた財源を有効に活用し、本道にとって必要な社会資本の効果的・効率的な整備を進めるため、新たな社会資本整備の方針を策定します。

災害の防止や円滑な交通の確保、地球温暖化防止に貢献する森林づくり、安全な水産物を供給する施設の整備、活力に満ちた魅力ある農村づくりに必要な地域資源の整備・保全など、安全・安心で活力あふれる地域づくりに必要な公共事業を着実に進めます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・学識経験者等の意見を踏まえながら、新たな社会資本整備の方針について検討します。</li><li>・安全・安心で活力あふれる地域づくりに必要な公共事業を着実に進めます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・新たな社会資本整備の方針の策定に向けて取り組みます。</li><li>・安全・安心で活力あふれる地域づくりに必要な公共事業を着実に進めます。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・安全・安心で活力あふれる地域づくりに必要な公共事業を着実に進めます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

社会資本については、戦略的・効果的な整備と効果的・効率的な維持管理を進める必要があります。新たな社会資本整備の方針の策定にあたり、パブリックコメントを実施しますので、ご意見・ご提言をお寄せください。

政策 75 子どもたちを犯罪から守るため、スクールガード\*や「地域見守り隊」、「110番の店」などの自主防犯体制の輪を広げます。

### 政策の展開方向

子どもの安全確保を図る『みんなで守ろう子どもたち「子どもの安全を見守る運動」』を道民運動として継続的に進めるため、ホームページなどにおいて運動への参加呼びかけなどを行うとともに、地域における自主防犯活動の充実や拡大に向けた支援を行います。

市町村や防犯活動団体、地域住民などが一体となった地域の推進体制の整備を図り、安全で安心な地域ぐるみの取組が活発に行われるよう情報提供などの支援を行います。

安全で安心な地域づくりに関し、他の模範となる顕著な功績があった団体等に対し、その活動を表彰するとともに、これを広く道民に紹介します。

学校や家庭、地域の関係機関・団体等と連携を図った継続的な安全管理の取組を推進します。

地域との連携を重視し、スクールガードの協力を得て学校や通学路の巡回を行うなど、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備します。

犯罪の被害防止を図るため、各種広報媒体を活用し、地域の安全に関する情報の迅速な提供に努めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、防犯講話などあらゆる機会を利用し、「子どもの安全を見守る運動」への参加呼びかけなどを行います。</li> <li>・合同パトロールや各種研修会を実施し、地域住民やボランティア団体等の自主防犯活動に対する支援を行うとともに、青色回転灯装備車両の普及促進を図ります。</li> <li>・地域の推進体制の整備に向けて、市町村等に理解と協力を求めます。</li> <li>・他の模範となる顕著な功績があった団体等に「犯罪のない安全で安心な地域づくり賞」を贈呈するとともに、広く道民に周知します</li> <li>・学校安全推進会議を支庁管内ごとに開催します。</li> <li>・全ての小学校へスクールガード・リーダーを配置するとともに、各支庁管内でスクールガード養成講習会を開催します。</li> <li>・携帯電話のメール、地上デジタル放送等各種広報媒体を活用して、子どもに対する声かけ事案や犯罪発生・防犯対策等の地域安全情報を積極的に提供し、地域住民の自主防犯意識を高めます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、防犯講話などあらゆる機会を利用し、「子どもの安全を見守る運動」への参加呼びかけなどを行います。</li> <li>・合同パトロールや各種研修会を実施するなど、地域住民・ボランティア団体等の自主防犯活動を支援します。</li> <li>・地域の推進体制の整備を図り、情報の共有化を図るなどの取組を行います。</li> <li>・他の模範となる顕著な功績があった団体等に「犯罪のない安全で安心な地域づくり賞」を贈呈するとともに、広く道民に周知します。</li> <li>・全道学校安全推進会議を開催します。</li> <li>・スクールガード・リーダーを配置するとともに、各支庁管内でスクールガード養成講習会を開催します。</li> <li>・地域安全情報の利用者拡大を図りながら、子どもに対する声かけ事案や犯罪発生・防犯対策等に関する地域安全情報を積極的に提供し、地域住民の自主防犯意識を高めます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの安全を見守る運動」の道民運動としての展開やスクールガード・リーダーの配置等により、地域との連携を強め、自主防犯活動の促進に努めます。</li> <li>・地域における自主防犯活動への支援、防犯対策等に有用な地域安全情報の積極的な提供などにより、地域住民の防犯意識の醸成に努めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

子どもを犯罪から守るため、地域ぐるみで子どもの安全確保について考え、子どもの安全を見守る運動の輪を広げていきましょう。

「子どもの安全を見守る運動」で使用しているステッカーやポスターは、企業などからの協賛により作成しています。この運動に参加希望の町内会やPTA、団体などがありましたら、道庁くらし安全課にご連絡いただければ、配布いたしますので、皆さんのご協力をお願いします。

道民の一人ひとりが、自主防犯意識を高めるとともに、地域住民、自治体、防犯ボランティア団体等と一体となって、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくりましょう。

政策 76 犯罪被害者の総合相談窓口の設置など、「北海道犯罪被害者等支援基本計画」に基づく支援策を講じるとともに、道民との連携で犯罪被害者への支援体制を整備します。

〔 【目標】 犯罪被害者の総合相談窓口の設置（平成19年度） 〕

### 政策の展開方向

犯罪被害者等の権利利益の保護と、適切な支援を行うため、「北海道犯罪被害者等支援基本計画」に基づき、「総合相談窓口」の設置や普及啓発等支援施策を推進するとともに、行政や関係団体、道民等の連携による途切れのない支援体制の整備を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「基本計画」の施策の推進を図るため、北海道犯罪被害者等支援推進委員会を設置します。</li> <li>・「犯罪被害者等総合相談窓口」を設置し、相談・情報提供等を行います。</li> <li>・犯罪被害者等支援のための普及啓発を行います。</li> <li>・犯罪被害者等早期援助団体などと緊密な連携を図ります。</li> <li>・被害者支援連絡協議会の効果的な運用により、途切れのない被害者支援を行います。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道犯罪被害者等支援推進委員会において「基本計画」の推進管理を行います。</li> <li>・「犯罪被害者等総合相談窓口」において、相談・情報提供等を行います。</li> <li>・犯罪被害者等支援のための普及啓発を行います。</li> <li>・犯罪被害者等早期援助団体などと緊密な連携を図ります。</li> <li>・被害者支援連絡協議会の効果的な運用により、途切れのない被害者支援を行います。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道犯罪被害者等支援推進委員会において「基本計画」の推進管理を行います。</li> <li>・「犯罪被害者等総合相談窓口」において、相談・情報提供等を行います。</li> <li>・犯罪被害者等支援のための普及啓発を行います。</li> <li>・犯罪被害者等早期援助団体などと緊密な連携を図ります。</li> <li>・被害者支援連絡協議会の効果的な運用により、途切れのない被害者支援を行います。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道犯罪被害者等支援基本計画」を見直します。（計画期間23～27年度）</li> <li>・「犯罪被害者等総合相談窓口」を継続して運営します。</li> <li>・犯罪被害者等支援のための普及啓発を行います。</li> <li>・犯罪被害者等早期援助団体などと緊密な連携を図ります。</li> <li>・被害者支援連絡協議会の効果的な運用により、途切れのない被害者支援を行います。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

私たちの誰もが、いつ犯罪の被害者になるかわかりません。不幸にして犯罪に遭われた方々の置かれた状況や心情をよく理解し、一日でも早く平穏な生活に戻ることができるよう、地域社会全体で犯罪被害者支援に取り組みましょう。

- ・被害者やご遺族の方々は、求めに応じた十分な支援を受けられていない状況にあります。
- ・被害者の心情を知ることが、犯罪の被害者を少なくすることにもつながります。

政策 77 配偶者暴力、乳幼児・児童虐待、高齢者虐待など家庭内における暴力の防止に向けた取組を進めます。

### 政策の展開方向

配偶者暴力の防止に向けて、関係機関等と連携を図るほか、平成19年度の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正等を踏まえ、「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」の見直しを検討します。

医療と保健の連携や母子保健活動を通じて、子育てに不安を抱える母親に対する支援を行い、乳幼児に対する虐待の未然防止に努めます。

市町村の要保護児童対策地域協議会の設置を促進し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

高齢者虐待防止法の制定を踏まえ、相談窓口の整備、ネットワークづくりの促進に努めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係者用対応マニュアルを作成し、配偶者暴力の防止に努めます。</li> <li>・母子保健活動を通じた情報把握やケアマネジメントシステムによる支援により、乳幼児に対する虐待の未然防止に努めます。</li> <li>・児童虐待の早期発見・早期対応に向けて、関係機関が相互に必要な情報を共有するとともに、適切な支援方法を検討する要保護児童対策地域協議会の設置を促進します。</li> <li>・高齢者虐待に関して、相談窓口の整備やネットワークを構築するとともに、パンフレット等を活用した普及啓発や地域における虐待防止対策に取り組みます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援連携マニュアル及び関係機関用支援マニュアルを作成し、配偶者暴力の防止に努めます。</li> <li>・「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」を見直し、新たな基本計画を策定します。</li> <li>・母子保健活動による情報把握やケアマネジメントシステムを活用した支援により、乳幼児に対する虐待の未然防止に努めます。</li> <li>・児童虐待の早期発見・早期対応に向けて、関係機関が相互に必要な情報を共有するとともに、適切な支援方法を検討する要保護児童対策地域協議会の設置を促進します。</li> <li>・高齢者虐待に関して、相談窓口の整備やネットワークの構築に努めるとともに、虐待防止の啓発や地域における対策の促進に努めます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」に基づいた施策を推進します。</li> <li>・母子保健活動による情報把握やケアマネジメントシステムを活用した支援により、乳幼児に対する虐待の未然防止に努めます。</li> <li>・児童虐待の早期発見・早期対応に向けて、関係機関が相互に必要な情報を共有するとともに、適切な支援方法を検討する要保護児童対策地域協議会の設置を引き続き促進します。</li> <li>・引き続き、高齢者虐待に関する相談窓口の整備やネットワークの構築に努めるとともに、虐待防止の啓発や地域における対策の促進に努めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

児童虐待を発見した場合や児童虐待が疑われる場合には、速やかに最寄りの市町村、福祉事務所、児童相談所に通報して下さい。児童虐待を早期に発見するためには、住民の方々のご理解とご協力が欠かせません。通報された方の情報は、決して漏らすことはありません。また、匿名による通報でも構いませんので、皆さんのご協力をお願いします。

高齢者虐待の防止に向けて、道民の皆さんには啓発を通じて高齢者虐待の問題についてご理解していただくとともに、高齢者虐待を発見した場合や相談したい場合は、市町村の窓口にご連絡下さい。

政策 78 青少年の健全育成に向けた基本計画を策定し、有効な施策を展開するとともに、地域ぐるみで健全育成を支える連携の場を設置します。

### 政策の展開方向

青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定します。

家庭、学校、地域、青少年関係団体など、青少年の健全育成を支える方々の連携の場の設置に向け、地域社会と一体となった取組を進めます。

家庭、学校、地域、関係機関及びボランティア団体と連携して少年の居場所づくりを推進し、少年の規範意識醸成と立ち直り支援を行うほか、非行防止教室の開催などにより、少年の健全育成に努めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道青少年健全育成基本計画（仮称）」を策定します。</li> <li>・青少年の健全育成を支える方々の連携の場の設置に向け、地域社会と一体となった取組を進めます。</li> <li>・家庭、学校、地域、関係機関及びボランティア団体との連携により、ボランティア体験等少年の多種多様な活動が可能な居場所を提供し、少年の規範意識醸成と立ち直り支援を推進します。</li> <li>・教育委員会、学校、警察が連携して、少年の規範意識醸成と犯罪被害の防止等を目的とした非行防止教室を開催し、少年の健全育成を推進します。</li> <li>・元警察官をスクールサポーターとして委嘱し、学校の要請に基づき、各種非行防止活動や子どもの安全を確保する活動を行います。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「基本計画」に基づき、青少年健全育成に係る施策を推進するとともに、施策の実施状況について、毎年度公表します。</li> <li>・青少年の健全育成を支える方々の連携の場の設置に向け、地域社会と一体となった取組を進めます。</li> <li>・家庭、学校、地域、関係機関及びボランティア団体との連携により、ボランティア体験等少年の多種多様な活動が可能な居場所を提供し、少年の規範意識醸成と立ち直り支援を推進します。</li> <li>・教育委員会や学校と連携して、少年の規範意識醸成と犯罪被害の防止等を目的とした非行防止教室を開催し、少年の健全育成を推進します。</li> <li>・スクールサポーターの効果的な運用を図り、各種非行防止活動や子どもの安全を確保する活動を推進します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「基本計画」に基づき、国、市町村、事業者、関係団体等と緊密な連携を図りながら、青少年健全育成に係る施策を推進します。</li> <li>・青少年の健全育成を支える方々の連携の場の設置に向け、引き続き地域社会と一体となった取組を進めます。</li> <li>・関係機関、団体等との連携により、少年の居場所を提供し、少年の規範意識醸成と立ち直り支援を推進します。</li> <li>・教育委員会、学校、警察が連携して、非行防止教室の開催、スクールサポーターの運用等により、青少年の健全育成、各種非行防止活動等を推進します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

青少年の健全育成を進めていくためには、家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関等の連携による社会全体での取組が必要とされます。道民の皆さん一人ひとりの重要な責任と受け止め、地域ぐるみで積極的な取組をお願いします。

政策 79 空き交番の解消など警察力の強化による治安の維持を図ります。また、「交通事故ストップ運動」など、交通死亡事故の抑制に努めます。

政策の展開方向

【警察力の強化】

身近な街頭犯罪、凶悪犯罪等から道民を守るため、優秀な人材の確保・育成、空き交番の解消、捜査を支援するシステム・機材等の充実、地域住民・団体等との連携を図り、警察力の強化に努めます。地域住民の安全と安心のよりどころであり、警察活動の拠点となる警察署、交番、駐在所を整備し、道民の利便を図ります。

関係機関、団体等との連携による暴力団等犯罪組織の壊滅や銃器薬物犯罪の根絶に向けた道民運動の展開に取り組みます。

【交通死亡事故の抑制】

第8次北海道交通安全計画に基づき、高齢者の事故防止、スピードダウンによる安全運転、シートベルトの着用の徹底、飲酒運転の追放など、交通安全思想の普及を徹底します。

交通違反等の取締りを強化するほか、高齢者や若年者など対象者に応じた交通安全教育の推進や、安全で快適な交通環境の整備などを進めます。

道・市町村をはじめとする関係機関・団体等が密接に連携して、道民総ぐるみの交通安全運動を展開します。

政策展開のプロセス

H19	<p>【警察力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪情勢に応じた専門的知識、技能を有する捜査官の育成や大量退職期に対応した人材の確保に取り組むとともに、組織の合理化、効率化を推進し、現場体制の充実・強化を図ります。</li> <li>・身近に発生する凶悪犯罪、侵入犯罪等の各種犯罪に対応するため、捜査を支援するシステム、車両・装備資機材等の充実・強化に努めます。</li> <li>・警察署、交番、駐在所等について、その老朽度合いを見極めながら、より利便性の高い施設の整備に努めます。</li> <li>・暴力追放センター等の関係機関、自治体、地域・職域暴力追放組織等の団体と連携して暴力団排除運動の展開に取り組みます。</li> <li>・関係機関、住民等が一体となった広報・啓発活動により、違法銃器根絶や薬物乱用防止に向けた社会環境づくりの展開に取り組みます。</li> </ul>
	<p>【交通死亡事故の抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春夏秋冬の期別運動をはじめ、地域・職域運動等の交通安全運動の推進を図ります。</li> <li>・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進を図ります。</li> <li>・交通安全に関する民間団体等の主体的活動や住民の参加・協働の推進を図ります。</li> <li>・恒常的な取締り強化と計画的な交通安全施設整備の推進を図ります。</li> </ul>
H20	<p>【警察力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪情勢に応じた専門的知識、技能を有する捜査官の育成や大量退職期に対応した人材の確保に取り組むとともに、組織の合理化、効率化を推進し、現場体制の充実・強化を図ります。</li> <li>・身近に発生する凶悪犯罪、侵入犯罪等の各種犯罪に対応するため、捜査を支援するシステム、車両・装備資機材等の充実・強化に努めます。</li> <li>・警察署、交番、駐在所等について、その老朽度合いを見極めながら、より利便性の高い施設の整備に努めます。</li> <li>・暴力追放センター等の関係機関、自治体、地域・職域暴力追放組織等の団体と連携して暴力団排除運動の展開に取り組みます。</li> <li>・関係機関、住民等が一体となった広報・啓発活動により、違法銃器根絶や薬物乱用防止に向けた社会環境づくりの展開に取り組みます。</li> </ul>

H20	<p>【交通死亡事故の抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春夏秋冬の期別運動をはじめ、地域・職域運動等の交通安全運動の推進を図ります。</li> <li>・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進を図ります。</li> <li>・交通安全に関する民間団体等の主体的活動や住民の参加・協働の推進を図ります。</li> <li>・恒常的な取締り強化と計画的な交通安全施設整備の推進を図ります。</li> </ul>
H21 ～	<p>【警察力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き上記の取組を着実に進め、警察力の強化に努めます。</li> </ul>
H22	<p>【交通死亡事故の抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き上記の取組を着実に進め、交通死亡事故の抑制に努めます。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

暴力団に対しては、「利用しない」「恐れない」「金を出さない」の三ない運動を実践し、みんなの力で暴力団を追い出し、明るい街をつくりましょう。

地域住民に著しく不安を与える銃器犯罪や薬物乱用のない健全な社会環境をつくりましょう。

犯罪等に関する情報をお持ちの方は、些細な情報と思われるものであっても、お近くの警察官にお知らせ下さい。

全ての道民が、交通事故の危険性を充分認識した上で、交通事故のない社会をめざし、交通事故を起こさない、交通事故にあわないという意識を再確認することが必要です。このため、道民一人ひとりが、交通安全意識を高めるとともに、交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や交通マナーの実践に積極的に取り組んでください。



政策 80 自衛隊等と連携した災害時の危機管理体制を充実します。

#### 政策の展開方向

道が実施する訓練において、自衛隊をはじめ、市町村や道民との連携を一層緊密にすることにより、災害時の危機管理体制の充実を図ります。

防災関係機関相互において、災害情報を共有するほか、住民参加型の災害訓練を実施します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係機関が相互に連携し、災害時において円滑に機能する体制の充実に努めます。</li><li>・各種災害に対応した災害警備訓練を実施します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係機関が相互に連携し、災害時において円滑に機能する体制の充実に努めます。</li><li>・各種災害に対応した災害警備訓練を実施します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係機関が相互に連携し、災害時において円滑に機能する体制の充実に努めます。</li><li>・各種災害に対応した災害警備訓練を引き続き実施します。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

災害はいつやってくるかわかりません。被害を最小限とするために、平常時には災害に備え、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが大切です。各地で開催される各種訓練に積極的に参加してください。

## 10 地域コミュニティの再生

政策 81 「せわずき・せわやき（すきやき）隊<sup>\*</sup>」や「見守り隊」など住民参加による「自助・互助・共助」の社会システムを健康づくりや福祉、教育等の分野にも拡大し、地域コミュニティを再生する取組を支援します。

### 政策の展開方向

「せわずき・せわやき（すきやき）隊」の市町村での設置を進めるなど、地域ぐるみの子育て活動を促進します。

子どもの安全確保を図る『みんなで守ろう子どもたち「子どもの安全を見守る運動」』を道民運動として継続的に進めるため、ホームページなどにおいて、運動への参加呼びかけなどを行います。

市町村や防犯活動団体、地域住民などが一体となった地域の推進体制の整備を図り、安全で安心な地域ぐるみの取組が活発に行われるよう情報提供などの支援を行います。

地域住民のボランティア活動、安全安心なまちづくり、環境美化など地域の課題等を解決するための学習活動などの取組を通して、住民同士のきずなを深め、地域の教育力の向上に努めます。

NPO、ボランティア、地域コミュニティ、企業など、地域における多様な主体が連携して、地域の課題解決や価値を創出する地域力の向上に向けた取組を進めます。

安全で安心な地域づくりに関する自主的な活動や先駆的な取組等を行い、他の模範となる顕著な功績があった団体等に対し、その活動を表彰するとともに、これを広く道民に紹介し、積極的な防犯活動の促進を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子育て活動を担う「せわずき・せわやき（すきやき）隊」の設置拡大に向けて、アドバイザーの派遣や助言を行います。</li> <li>・ホームページなどにおいて「子どもの安全を見守る運動」への参加呼びかけなどを行います。</li> <li>・安全で安心な地域づくりを進める地域の推進体制の整備に向けて、市町村等に理解と協力を求めていきます。</li> <li>・住民同士が「学びあい、支えあう」地域のきずなづくりの推進に向け、住民が主体的に地域課題等を解決する取組を支援します。</li> <li>・地域の教育力の向上に向けて、各地域における取組事例を配布するなど、広報啓発・普及活動を進めます。</li> <li>・モデル地区において、地域自らが課題を解決する「地域力」の向上に向けた取組を実施します。</li> <li>・他の模範となる顕著な功績があった団体等に「犯罪のない安全で安心な地域づくり賞」を贈呈するとともに、広く道民に周知します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「せわずき・せわやき（すきやき）隊」の設置拡大に向けて、市町村への働きかけや助言を行います。</li> <li>・「子どもの安全を見守る運動」への参加呼びかけなどを継続的に進めます。</li> <li>・地域の推進体制の整備を図り、情報の共有化を図るなどの取組を行います。</li> <li>・住民同士が「学びあい、支えあう」地域のきずなづくりの推進に向け、住民が主体的に地域課題等を解決する取組を支援します。</li> <li>・地域の教育力の向上に向けて、各地域における取組事例を紹介するなど、広報啓発・普及活動を進めます。</li> <li>・これまでの事業成果を踏まえながら、「地域力」の向上に向けた取組を進めます。</li> <li>・他の模範となる顕著な功績があった団体等に「犯罪のない安全で安心な地域づくり賞」を贈呈するとともに、広く道民に周知します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「せわずき・せわやき（すきやき）隊」の設置拡大に向けて、引き続き市町村への働きかけや助言を行います。</li> <li>・「子どもの安全を見守る運動」への参加呼びかけなどを継続的に進めます。</li> <li>・地域の推進体制の充実に向け、情報の共有化を図るなどの取組を行います。</li> <li>・住民同士が「学びあい、支えあう」地域のきずなづくりの推進に向け、住民が主体的に地域課題等を解決する取組を支援します。</li> <li>・地域の教育力の向上に向けて、各地域における取組事例を紹介するなど、広報啓発・普及活動を進めます。</li> <li>・「地域力」の向上に向けた取組を引き続き進めます。</li> <li>・他の模範となる顕著な功績があった団体等に「犯罪のない安全で安心な地域づくり賞」を贈呈するとともに、広く道民に周知します。</li> </ul>

## 道民の皆さんへ

社会全体で子育てを支援するため、各市町村で設置を進める「せわずき・せわやき（すきやき）隊」の活動に積極的な参加をお願いします。

「子どもを見守る運動」で使用しているステッカーやポスターは、企業などからの協賛により作成しています。この運動に参加希望の町内会やPTA、団体などがありましたら、ご連絡いただければ配布しますので、皆さんのご協力をお願いいたします。

（道庁くらし安全課 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ska/anzen-hp/>）

社会全体で子育てを支援する環境づくりのため、子育てボランティアへの参加をお願いいたします。

今後の地域課題の解決には、行政だけではなく、既存のコミュニティやNPO等様々な主体との協働による課題解決の取組が必要です。そのために「地域力の向上」に関する様々な情報を発信していきますので、皆さんからのご意見やご提案をお聞かせ下さい。

（地域力向上のページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/ckk/chicho/chikiiryoku/top>）

政策 82 NPO、ボランティア、定年退職者、地域コミュニティ、企業などが、いわゆる「新たな公共<sup>\*</sup>の担い手」「社会起業家」として地域づくりに参加できるような環境づくりに努めます。

### 政策の展開方向

NPO、ボランティア、地域コミュニティ、企業など、地域における多様な主体が連携して、地域の課題解決や価値を創出する地域力の向上に向けた取組を進めます。

市民活動に関する学習機会の確保、人材育成、交流・連携の促進のための施策を推進するとともに、市民活動を総合的に推進するための拠点として北海道立市民活動促進センターの機能の充実を図ります。

福祉ボランティア活動を担う人材の育成等のため、北海道ボランティア・市民活動センターの運営を支援します。

コミュニティビジネス<sup>\*</sup>や生活密着型サービスの創出に向けて、事業化の段階や担い手に応じ、助成制度、融資制度及び専門家によるアドバイス等の施策を、支援機関と連携しながら適切に実施します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル地区において、地域自らが課題を解決「地域力」の向上に向けた取組を実施します。</li> <li>市民活動促進センターの運営等により市民活動を促進します。</li> <li>福祉教育の指導者、ボランティアコーディネーターの育成に係る研修事業等を支援します。</li> <li>児童・生徒のボランティア活動の普及に向けた取組や相談活動、実践者のネットワーク構築を支援します。</li> <li>中小企業総合振興資金などにより資金調達の円滑化に配慮します。</li> <li>市町村の地域づくりと連動して雇い入れを伴う新規開業や新事業展開を行う事業者を支援します。</li> <li>中小企業を対象とした経営・金融相談や専門家派遣による指導・助言を行います。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの事業成果を踏まえながら、「地域力」の向上に向けた取組を進めます。</li> <li>市民活動促進センターの運営等により市民活動を促進するとともに、利用者満足度調査を実施します。</li> <li>福祉教育の指導者、ボランティアコーディネーターの育成に係る研修事業等を支援します。</li> <li>児童・生徒のボランティア活動の普及に向けた取組や相談活動、実践者のネットワーク構築を支援します。</li> <li>中小企業総合振興資金などにより資金調達の円滑化に配慮します。</li> <li>市町村の地域づくりと連動して雇い入れを伴う新規開業や新事業展開を行う事業者を支援します。</li> <li>中小企業を対象とした経営・金融相談や専門家派遣による指導・助言を行います。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域力」の向上に向けた取組を進めます。</li> <li>市民活動促進センターの運営等により市民活動を促進するとともに、新たな管理目標を設定し、次期指定管理者の選定を実施します。</li> <li>福祉教育の指導者、ボランティアコーディネーターの育成に係る研修事業等を支援します。</li> <li>児童・生徒のボランティア活動の普及や相談活動、実践者のネットワーク構築を支援します。</li> <li>中小企業総合振興資金などにより資金調達の円滑化に配慮します。</li> <li>市町村の地域づくりと連動して雇い入れを伴う新規開業や新事業展開を行う事業者を支援します。</li> <li>中小企業を対象とした経営・金融相談や専門家派遣による指導・助言を行います。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域力」の向上に向けた取組を進めます。</li> <li>市民活動促進センターの運営等により市民活動を促進します。</li> <li>福祉教育の指導者、ボランティアコーディネーターの育成に係る研修事業等を支援します。</li> <li>児童・生徒のボランティア活動の普及や相談活動、実践者のネットワーク構築を支援します。</li> <li>中小企業総合振興資金などにより資金調達の円滑化に配慮します。</li> <li>市町村の地域づくりと連動して雇い入れを伴う新規開業や新事業展開を行う事業者を支援します。</li> <li>中小企業を対象とした経営・金融相談や専門家派遣による指導・助言を行います。</li> </ul>

## 道民の皆さんへ

今後の地域課題の解決には、行政だけではなく、既存のコミュニティやNPO等様々な主体との協働による課題解決の取組が必要です。そのために「地域力の向上」に関する様々な情報を発信していきますので、皆さんからのご意見やご提案をお聞かせ下さい。

( 地域力向上のページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/ckk/chicho/chiiikiryoku/top.htm> )

市民活動促進センターでは、市民活動全般に関する相談業務を実施しています。また、市民活動団体のイベント情報や助成金情報などを収集・提供しています。是非積極的にご利用ください。また、市民活動促進センターについては、皆さんが利用しやすい市民活動促進の拠点施設としての機能の充実を図るため、ご利用された方はご意見をお寄せください。

ボランティア活動に関する問い合わせは、北海道ボランティア・市民活動センター及び各市町村のボランティアセンター（市町村社会福祉協議会）にお気軽にご相談ください。

支援施策のより一層の効果的運用を図るため、皆さんからのご提言や制度改善に関する要望をお待ちしています。

政策 83 歩いて暮らせるまちづくり、まちなか居住といったコンパクトなまちづくりに向けて、商店街の賑わい創出や空き店舗対策、福祉施設のまちなか誘導などをテーマとするモデル事業を実施します。

### 政策の展開方向

中心市街地の活性化に向けて、商店街の賑わい創出や空き店舗対策、大型店との連携による地域貢献活動についてモデル事業を実施し、その成果を全道に普及させるとともに、中心市街地活性化に関する計画づくりや事業推進のための情報提供、助言、相談対応などを行い、活性化の取組を促進します。

中心市街地に安心とにぎわいを創出するまちなか居住を進めるため、都市計画・まちづくりの方針との調和や、医療福祉や子育て支援などの生活サービスの提供や関連する施策等と連携を図るなどして、多様な住宅供給を促進します。

地域の実情に応じて関連する施策や都市計画・まちづくりと連携を図りながら、郊外ニュータウン・大規模住宅団地の再生を進めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売商業を取り巻く環境変化に対応した魅力ある商店街づくりを行うとともに、商店街と大型店との連携による地域貢献活動についてモデル事業を実施するなど、中心市街地活性化の促進や地域コミュニティの再生を図ります。</li> <li>「大規模集客施設の立地に関するガイドライン」（平成18年7月策定）の適切な運用を図ります。</li> <li>中心市街地活性化基本計画の策定及び計画の実行のために、必要な情報提供、助言、相談対応を行います。</li> <li>高齢者福祉や子育て支援施策と連携するとともに、公営住宅や良質な民間住宅など多様なストックの形成を図るまちなか居住について、道と市町村が連携し検討します。</li> <li>老朽化した郊外ニュータウン・大規模住宅団地を再生するため、公営住宅の建替を契機とした再生方策を検討します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売商業を取り巻く環境変化に対応した魅力ある商店街づくりを行うとともに、商店街と大型店との連携による地域貢献活動についてモデル事業を実施するなど、中心市街地活性化の促進や地域コミュニティの再生を図ります。</li> <li>「大規模集客施設の立地に関するガイドライン」の適切な運用を図ります。</li> <li>中心市街地活性化基本計画の策定及び計画の実行のために、必要な情報提供、助言、相談対応を行います。</li> <li>高齢者福祉や子育て支援施策と連携するとともに、公営住宅や良質な民間住宅など多様なストックの形成を図るまちなか居住について、道と市町村が連携し検討します。</li> <li>公営住宅の建替を契機としたニュータウン・大規模住宅団地の再生方策を検討します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売商業を取り巻く環境変化に対応した魅力ある商店街づくりを行うとともに、中心市街地活性化の促進や地域コミュニティの再生を図ります。</li> <li>「大規模集客施設の立地に関するガイドライン」の適切な運用を図ります。</li> <li>中心市街地活性化基本計画の策定及び計画の実行のために、必要な情報提供、助言、相談対応を行います。</li> <li>市町村におけるまちなか居住を推進します。</li> <li>老朽化した郊外ニュータウン・大規模住宅団地において、公営住宅の建替を契機とした再生を進めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

商店街に「にぎわい」を取りもどし、活性化を図るための支援策を用意していますので、積極的にご活用いただき、魅力あるまちづくりにお役にたください。

民間事業者の皆さんには、中心市街地や郊外ニュータウン等において、高齢者・障がい者福祉や子育て支援サービスと連携した良質な住宅の供給や住宅に関する情報提供について、ご協力をお願いします。

政策 84 長期滞在、体験移住、季節移住など、市町村や民間が進めている移住関連ビジネスが活性化  
化する環境づくりに努めます。

#### 政策の展開方向

長期滞在、体験移住、季節移住など移住に関連する多様なビジネスモデルを生み出すため、市町村、民間と連携した交流会や研究会の開催など、移住ビジネスの活性化が図られるよう取組を進めます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村や民間企業が参加する「北の大地への移住・交流促進会議」を開催します。</li><li>・民間企業、商工会等の各種団体、市町村などで構成する「住んでみたい北海道」推進会議と連携して、ビジネス研究会や交流会を開催し、移住ビジネスの活性化に向けた環境づくりに取り組めます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・移住ビジネスのモデル構築のための環境づくりに取り組めます。</li></ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"><li>・移住ビジネスの創出に向けた環境づくりに取り組めます。</li></ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・具体化した移住ビジネスが着実に展開されるよう取り組めます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

移住ビジネスの創出に向け、地域から様々な取組が生まれてくることを期待します。

## 1 1 北海道らしい文化及びスポーツの振興

政策 85 アイヌ文化を次代に継承し、その営みを広く普及するため、「イオル<sup>\*</sup>」の再生や北海道開拓記念館のリニューアルによる「北海道ミュージアム」の設置に取り組みます。

[ 【目標】 「北海道ミュージアム」の設置に着手（平成20年度） ]

### 政策の展開方向

「アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想」を踏まえ、アイヌ文化振興等施策推進会議構成機関のほか、関係市町村、アイヌ関係団体及び個人、関係機関等と連携・協力して、施策を推進します。

アイヌ文化を次代に継承するため、アイヌ民俗文化財の調査及び保存・伝承事業を進めるとともに、文化財の指定を推進します。

これまでの北海道開拓記念館の博物館機能の中に、アイヌ文化の継承の役割を盛り込んだ「北海道ミュージアム」構想を策定し、その具体化を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイヌ文化振興等施策推進会議構成機関のほか、関係市町村、アイヌ関係団体及び個人、関係機関等と連携・協力し、アイヌ文化の保存・継承・発展に必要な「イオル」再生の取組を、先行実施地域において実施します。</li> <li>アイヌ民俗文化財の調査・記録を行い、地域の保存・伝承活動を支援します。</li> <li>庁内にワーキンググループを設置し、北海道ミュージアムの設置に向けた課題の整理等を行います。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイヌ文化の保存・継承・発展に必要な「イオル」再生の取組を、先行実施地域において実施します。</li> <li>アイヌ民俗文化財の調査・記録を行うとともに、文化財指定を推進します。また、地域の保存・伝承活動を支援します。</li> <li>北海道ミュージアム基本構想を検討するため、民間有識者等で構成する検討委員会を設置します。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイヌ文化の保存・継承・発展に必要な「イオル」再生の取組を、先行実施地域において実施します。</li> <li>アイヌ民俗文化財の調査・記録を行うとともに、文化財指定を推進します。また、地域の保存・伝承活動を支援します。</li> <li>北海道ミュージアム基本構想を策定し、北海道開拓記念館のリニューアルに向けた検討を進めます。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイヌ文化の保存・継承・発展に必要な「イオル」再生の取組を、先行実施地域において実施するとともに、先行実施地域での取組を検証・評価して、平成23年度からの本格実施に向けて検討を行います。</li> <li>アイヌ民俗文化財の調査・記録を行うとともに、文化財指定を推進します。また、地域の保存・伝承活動を支援します。</li> <li>北海道ミュージアム基本構想を踏まえ、北海道開拓記念館のリニューアルに向けた具体的な検討を進めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

北海道に古くから培われてきたアイヌの人たちの文化を絶やすことなく、次代に継承することは私たちの大切な役割です。そのために、アイヌ民俗文化財の調査や保存のための様々な施策を推進していますので、皆さんからのご提言やご意見をお待ちしております。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sum/soumuka/ainu/indextop> )

北海道ミュージアム基本構想の策定にあたり、パブリックコメントを実施しますので、積極的にご意見・ご提言をお寄せください。



政策 86 「縄文文化」をテーマとして国内外の交流の輪を拡大し、「環日本海・環太平洋縄文文化圏」の形成をめざします。

#### 政策の展開方向

「自然と共生する文化」、「森林の文化」といわれる縄文文化の情報発信や、様々な交流活動の展開を図りながら、環日本海・環太平洋縄文文化圏の形成をめざします。

北海道と北東北3県(青森・秋田・岩手)に所在する縄文遺跡の世界文化遺産登録に向けた取組を推進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 4道県(北海道、青森県、岩手県、秋田県)の関係者による「北の縄文文化回廊づくり推進協議会(仮称)」の設置を検討します。</li><li>・ 4道県による「縄文遺跡群世界文化遺産登録推進会議」を設置し、「共同提案書」を国に提出します。</li><li>・ ホームページ等により縄文文化の情報を発信します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「北の縄文文化回廊づくり推進協議会(仮称)」の設置や具体的な取組の検討結果を踏まえ、施策を検討します。</li><li>・ 「縄文遺跡群世界文化遺産登録推進会議」において、具体的な取組を検討します。</li><li>・ ホームページ等により縄文文化の情報を発信します。</li></ul>
H21 ~ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「北の縄文文化回廊づくり推進協議会(仮称)」の具体的な取組の検討結果を踏まえ、施策を展開します。</li><li>・ 「縄文遺跡群世界文化遺産登録推進会議」での検討の結果に基づき、引き続き施策を展開します。</li><li>・ ホームページ等により縄文文化の情報を発信します。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

道では、現在、環境と経済とが調和した社会をめざしています。環境との共生を果たした先人の貴重な遺産に学び、これを地域の宝として活かしながら、次世代にしっかりと引き継いでいこう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

( 縄文文化のホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sbs/joumon/> )

北海道と北東北3県は、共同して縄文遺跡のユネスコ世界文化遺産登録をめざしています。世界遺産登録までには、時間がかかることが予想されますが、この間、関係市町はもとより北海道全体の登録に向けた機運の熟成を図ることが大切となりますので、皆さんのご支援、ご提言をお願いします。

政策 87 道民が健やかに暮らす「健康文化」の創造をめざし、フットパス運動、生活習慣病ゼロ対策など、「560万道民・健康づくり運動」を展開します。

〔【目標】 「560万道民・健康づくり」運動の展開（平成20年度～）〕

#### 政策の展開方向

特定健康診査・特定保健指導の開始により、糖尿病等の有病者・予備群の減少を図り、さらに、道民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むため、市町村や関係団体と一体となって、道民の健康づくり運動を展開します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における健康づくり対策の推進のため、全ての第2次保健医療福祉圏域に「地域・職域連携推進連絡会」を設置します。</li> <li>・「すこやか北海道21」において「生活習慣病予防に係る目標及び推進方針」を盛り込み、特定健康診査・特定保健指導事業の適切な実施体制の整備に向けて、メタボリックシンドロームに着目した保健指導技術を持つ人材の育成を行います。</li> <li>・市町村や「北海道健康づくり協働宣言実施団体」と連携し、栄養・食生活の改善、健康づくりの環境整備等に努めます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における健康づくり体制の整備を強化するために、地域保健、職域保健等の関係機関・団体と連携し、第2次保健医療福祉圏域毎の「地域健康づくり行動指針」を推進します。</li> <li>・特定健康診査・特定保健指導事業の適切な実施に向けて、メタボリックシンドロームに着目した保健指導技術を持つ人材の育成を行うとともに、保健指導従事者間の連携体制を推進するためのシンポジウムを開催します。</li> <li>・市町村や「北海道健康づくり協働宣言実施団体」と連携し、栄養・食生活の改善健康づくりの環境整備等に努めます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域保健、職域保健等の関係機関・団体と連携し、第2次保健医療福祉圏域毎の「地域健康づくり行動指針」を推進します。</li> <li>・メタボリックシンドロームに着目した保健指導技術を持つ人材の育成を行うとともに、保健指導従事者間の連携体制を推進します。</li> <li>・市町村などと連携し、引き続き、栄養・食生活の改善など健康づくりの環境整備等に努めます。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

平成17年度に北海道健康増進計画「すこやか北海道21」を改訂し、この改訂版に基づいて、現在、健康づくり事業を実施しているところです。計画の概要については、ホームページで公表していますので、是非ご覧ください。皆さんからのご提言やご意見等をお待ちしています。

(ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iks/tkh/sukoyaka21/sukoyaka21kaitei>)

政策 88 市民ランナーの参加にも門戸を一層広げる時間制限を撤廃したマラソン大会の開催や冬期スポーツのアスリート育成など、スポーツの振興を図ります。

### 政策の展開方向

道内各地で開催されているマラソン大会の現状等を把握した上で、時間制限の撤廃（延長を含む。）等、多くのランナーが参加しやすい条件づくりを検討します。

冬季スポーツの競技人口の拡大や競技力の向上を図るため、市町村、学校、関係団体や企業等からなるネットワークの構築やアスリートの育成を図るモデル事業を推進し、その成果を普及啓発します。

「北海道スポーツ振興計画」を見直し、平成20年度を計画期間の始期とした「第二次北海道スポーツ振興計画（仮称）」を策定し、スポーツの総合的な振興を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道内で行われているマラソン大会の実施状況を調査し、「時間制限撤廃」の考え方を整理するとともに、道の役割を明確にしたうえで、「時間制限撤廃」に向けて取り組むべきマラソン大会について検討する協議の場を設置します。</li> <li>・モデル地域において関係機関のネットワークを構築しながら冬季スポーツの振興に向けた事業計画を策定します。</li> <li>・「第二次北海道スポーツ振興計画（仮称）」を策定します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者との協議を通じて、「時間制限撤廃」マラソン大会の開催計画を取りまとめるなど、多くの市民ランナーの参加が可能となるマラソン大会の実現に向けた取組を進めます。</li> <li>・モデル地域において、平成19年度に策定した事業計画に基づき、冬季スポーツの振興対策を推進します。</li> <li>・「第二次北海道スポーツ振興計画（仮称）」に基づき本道スポーツの振興を図ります。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「時間制限撤廃」マラソンなど、多くの市民ランナーの参加が可能となるマラソン大会の開催に向けた取組を進めます。</li> <li>・モデル地域における冬季スポーツの振興対策の事業成果を取りまとめるとともに、全道への普及啓発を図ります。</li> <li>・「第二次北海道スポーツ振興計画（仮称）」に基づき本道スポーツの振興を図ります。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

ひとりでも多くの皆さんが笑顔で楽しみながら参加することのできるマラソン大会の実現に向けた取組を進めます。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

スポーツに親しむことは、体力の向上やストレスの発散、生活習慣病の予防など心身の健康保持に資するものです。生涯にわたり健康で活力ある生活を送るために、一人ひとりがスポーツを通じて健康づくりや体力づくりを進めましょう。

政策 89 舞台芸術やストリートパフォーマンスなど多様な文化活動のステージを提供するほか、演劇・音楽など地域住民の自主的な文化活動を支援し、地域文化を振興します。

#### 政策の展開方向

舞台芸術やストリートパフォーマンスなど、身近に親しめる多様な文化芸術活動（パフォーマンス活動）を行う人々に活動の場を提供するとともに、地域住民が参加して行う演劇や音楽など地域の自主的な文化活動を支援し、地域文化の振興を図ります。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近に親しめる多様な文化芸術活動（パフォーマンス活動）を行う人々に赤れんが庁舎等の活動の場を提供します。</li> <li>・住民参加による自主的な文化活動を促進するため、(財)北海道文化財団が行う取組に対して支援します。</li> <li>・地域の舞台芸術活動を推進するため、地域活動団体の公演の招へいなどを行います。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近に親しめる多様な文化芸術活動（パフォーマンス活動）を行う人々に赤れんが庁舎等の活動の場を提供します。</li> <li>・住民参加による自主的な文化活動を促進するため、(財)北海道文化財団が行う取組に対して支援します。</li> <li>・地域の舞台芸術活動を推進するため、地域活動団体の公演の招へいなどを行います。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パフォーマンス活動を行う人々への赤れんが庁舎等の活動の場の提供や(財)北海道文化財団が行う取組に対する支援による自主的な文化活動の促進、さらには、地域活動団体の公演の招へいなどを引き続き行い、地域文化の振興を図ります。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

大道芸や路上における音楽活動など、身近に親しめるパフォーマンス活動を行う方々を「赤れんがアーティスト」として登録し、赤れんが庁舎前庭を活動の場として提供していますので、登録を希望される方は、お問い合わせください。

（ ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sbs/> ）

(財)北海道文化財団では、地域の皆さんが参加する自主的・創造的な、音楽・演劇・舞踊等の舞台発表活動や美術・文芸・映像等の各種文化発表活動及び普及活動（ワークショップ・レクチャー等）を共催していますので、希望される場合は財団へお問い合わせください。

（ 北海道文化財団のホームページ <http://www.hfca.or.jp/> ）

政策 90 北海道遺産や地域ならではの文化施設の活用を観光・教育など幅広い分野に浸透させ、ネットワークの拡大など、さらなるステップアップをめざします。

### 政策の展開方向

北海道遺産を観光、教育など幅広い分野で浸透させるとともに、地域の宝物を発掘し情報発信などを行う「ほっかいどう ムラの遺産プロジェクト(仮称)」の展開を促進するなど、北海道遺産構想のステップアップを図ります。

北海道の文化的な資源をジャンル別に紹介している北海道文化資源データベースにより、引き続き文化観光資源情報を発信し、地域での活性化を促進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道遺産の物語を伝える普及・啓発活動に取り組みます。</li> <li>・地域の宝物を発掘し情報発信などを行う「ほっかいどう ムラの遺産プロジェクト(仮称)」の取組を支援します。</li> <li>・各地域の北海道遺産を活用した取組を支援します。</li> <li>・北海道文化資源データベースにより情報発信を行います。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道遺産の物語を伝える普及・啓発活動を展開します。</li> <li>・地域の宝物を発掘し情報発信などを行う「ほっかいどう ムラの遺産プロジェクト(仮称)」の取組を支援します。</li> <li>・各地域の北海道遺産を活用した取組を支援します。</li> <li>・北海道文化資源データベースにより情報発信を行います。</li> </ul>
H21 ~ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の北海道遺産を活用した取組の支援や北海道文化資源データベースによる情報発信に引き続き取り組み、北海道遺産や文化施設の活用を促進します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

北海道遺産は、次の世代に引き継いでいきたい北海道の宝物です。北海道遺産が所在するまちや地域では様々な活動が展開されているので、是非皆さんにも参加していただき、一緒にまちの元気や魅力の種を育み、新しい魅力をもった北海道を創造していきましょう。

北海道遺産については、ホームページなどで取組内容を公表しています。皆さんからのご意見やご提言をお待ちしています。

( ホームページ <http://www.hokkaidoisan.org/> )

「北海道文化資源データベース」では、道内の文化施設や文化財、伝統芸能、産業遺産、歴史的な建物などの文化資源をジャンル別に紹介しています。美術館や博物館はもちろん、普段は見過ごしている建物や産業など、北海道の歴史や文化に触れ、学び、楽しむ「アートツーリズム」の参考にしてください。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-bsbsk/bunkashigen/> )

政策 91 道内各地で語り継がれている言い伝え、生活史などを掘り起こし、後世に伝えていく「デジタル絵本<sup>\*</sup>」の取組を推進します。

#### 政策の展開方向

各地域で語り継がれている言い伝えや生活史などを地域に住んでいる方々が掘り起こし、「デジタル絵本」として残すことで次世代に伝えていく、ふるさとへの誇りや郷土を愛する心を育む取組を推進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広く「デジタル絵本」を募集し、『「伝えたい北海道の物語」デジタル絵本館』を充実します。</li><li>・ デジタル絵本を活用した民間とのタイアップ事業により、広く「デジタル絵本」の物語を紹介します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広く「デジタル絵本」を募集し、『「伝えたい北海道の物語」デジタル絵本館』を引き続き充実していきます。</li><li>・ 「デジタル絵本」を活用した民間とのタイアップ事業により、広く「デジタル絵本」の物語を紹介します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「デジタル絵本」の取組を引き続き推進し、全道各地で語り継がれている言い伝えや生活史などを次世代に伝えていきます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

『「伝えたい北海道の物語」デジタル絵本館』は、道内各地で語り継がれている言い伝えや生活史などを地域に住んでいる方々がデジタル絵本にしたホームページです。是非アクセスしてご覧ください。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/ckk/chicho/ehontop.htm> )

道内には、語り継いでいくべきお話がまだまだあると思います。次の世代への「伝えたい北海道の物語」とするため、皆さんもデジタル絵本づくりに参加してみませんか。

政策 92 北海道厚生年金会館の存続に向け、札幌市や経済界との連携を図り、道としての役割をしっかりと果たします。

#### 政策の展開方向

札幌市及び札幌商工会議所と連携して、北海道厚生年金会館の存続方策について検討を進めるとともに、国等と必要な調整を行うなど、道としての役割を果たしていきます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・道、札幌市、札幌商工会議所の三者が連携して存続検討会議を開催し、北海道厚生年金会館の存続に向けた基本的な方針の検討を進めます。</li><li>・道は、国との調整役を担います。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・三者が連携して存続検討会議を開催し、北海道厚生年金会館の存続に向けた具体的な存続方策の検討を進めます。</li><li>・道は、国との調整役を担います。</li></ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"><li>・三者が連携して存続検討会議を開催し、北海道厚生年金会館の存続に向けて、基本方針や具体的な存続方策に基づき取組を進めます。</li><li>・道は、国との調整役を担います。</li></ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係施設の譲渡又は廃止とされる期限である平成22年度(社会保険庁が策定した「年金・健康保険福祉施設に係る整理合理化計画」)までに、北海道厚生年金会館を地元に移転し存続が図られるよう、引き続き関係者とともに国と必要な調整を行います。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

北海道厚生年金会館は昭和46年に開館以来36年間にわたり、北海道の芸術・文化施設としてさまざまな文化活動に利用され、多くの道民から親しまれている施設であり、道としては、今後とも関係者と連携を図り、存続に向けて支援していきます。

## 1 2 東北地方や東アジアなど国内外との交流の促進

政策 93 新幹線のメリットを視野に入れて、東北各県や北関東をはじめとした国内各地との観光やビジネスなどの広汎な交流を加速します。

### 政策の展開方向

高速性、輸送能力、定時性、安全性などの優れた特性を有する新幹線のメリットを活用し、東北地域や北関東をはじめ、国内各地域との観光やビジネスなど幅広い分野における交流・連携を促進するための取組について検討を進めます。

### 政策展開のプロセス

H19	・北海道新幹線開業効果拡大・活用庁内検討会議において、観光や地域間交流などの促進に向けた取組についての検討を進めます。
H20	・観光や地域間交流などの促進に向けた取組についての検討を進めます。 ・札幌開業に向けた新幹線の活用方策を検討するため、産学官で構成する新たなオール北海道体制の検討組織の設置に向けて検討します。
H21	・産学官で構成する新たなオール北海道体制の検討組織を設置し、開業効果を全道に波及させ、本道の産業・経済の活性化を図るための活用策についての検討を行います。 ・庁内検討会議において、観光・ビジネスなど広汎な分野における交流・連携の促進に向けた取組についての検討を進めます。
H22	・検討組織において、開業効果を全道に波及させ、本道の産業・経済の活性化を図るための活用策についての検討を行います。 ・庁内検討会議において、観光・ビジネスなど広汎な分野における交流・連携の促進に向けた取組についての検討を進めます。

### 道民の皆さんへ

北海道新幹線を活用した広汎な交流・連携を推進するためには、道民の皆さんに主体的に取り組んでいただくことが何よりも必要です。このため、皆さん一人ひとりが新幹線の活用に向けた様々な取組に積極的に参加されますとともに、自らも新幹線のメリットを活かした特徴あるまちづくり活動などに取り組んでくださるようお願いします。



政策 94 成長著しい中国や韓国など東アジア諸国やロシア極東地域等の巨大マーケットをターゲットに、貿易や観光など経済交流を重視した戦略的な交流を展開します。

#### 政策の展開方向

東アジア地域などをターゲットに外国人観光客の誘致活動を展開します。  
 海外拠点の活用を図り、経済交流関係団体と連携して、道内企業と海外企業等との経済交流の促進に努めます。  
 情報収集・提供の強化、人材育成の推進、事業化の支援により企業の海外展開を促進します。  
 これらの取組にあたっては、道、関係行政機関、経済交流関係団体、金融機関などとの情報交換を密にし、事業の共同実施などの相互連携も図りながら、企業の自主的かつ意欲ある取組を支援します。  
 ロシア極東地域については、北海道サハリン事務所を通じた情報の収集や「ロシア極東地域との経済協力発展プログラム」を活用した道内企業の参入促進、道産品の販路拡大など、経済交流の一層の推進に取り組みます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外からの観光客誘致活動を展開します。</li> <li>東アジア地域への道産品の海外販路拡大を図ります。</li> <li>北東アジアとの経済交流を促進するため、中国東北3省への派遣や訪問団の受入などを実施します。</li> <li>「北海道とロシア連邦極東地域との経済協力発展プログラム」に基づき、経済交流促進のためのビジネスマッチング事業等を実施します。</li> <li>北海道サハリン事務所を通じた情報収集や北海道ビジネスセンターと連携した道内企業参入の促進を図ります。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外からの観光客誘致活動を展開します。</li> <li>東アジア地域への道産品の海外販路拡大を図ります。</li> <li>北東アジアとの経済交流を促進するため、中国東北3省への派遣や訪問団の受入などを実施します。</li> <li>経済協力発展プログラムに基づき、経済交流促進のための事業を実施します。</li> <li>北海道サハリン事務所を通じた情報収集や北海道ビジネスセンターと連携した道内企業参入の促進を図ります。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外からの観光客誘致活動を展開します。</li> <li>東アジア地域への道産品の海外販路拡大を図ります。</li> <li>北東アジアとの経済交流を促進するため、中国東北3省への派遣や訪問団の受入などを実施します。</li> <li>経済協力発展プログラムに基づき、経済交流促進のための事業を実施します。</li> <li>北海道サハリン事務所を通じた情報収集や北海道ビジネスセンターと連携した道内企業参入の促進を図ります。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

多くの外国の方々が北海道観光を楽しんでいます。最近では、団体旅行ばかりではなく個人の旅行者も増加しており、これまで外国人があまり訪れなかった地域にも観光で訪れる人が増えています。地域の皆さんとの交流も旅行の大切な要素ですので、積極的に対応するとともに、外国からのお客様を温かくお迎えしましょう。

道では、関係団体と連携して本道の優れた食品をはじめとする道産品を東アジア地域へ売り込むための商談会や物産展の開催、中国へのテスト輸出などの販路開拓のための事業に取り組んでいます。

また、中小企業の皆さんが貿易を行うためのノウハウの取得や具体的な相談に応じるために、各種セミナー、貿易実務研修や貿易コンサルティングなども関係団体とともに実施していますので、お気軽にお問い合わせください。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/skk/> )

ロシア極東との経済交流をより一層推進するため、ロシアビジネス情報や経済交流情報をホームページで公表していますので、是非ご覧ください。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/skk/russia/russia/index.htm> )

政策 95 姉妹提携などに基づき、カナダ・アルバータ州や米国・マサチューセッツ州、ロシア・サハリン州などとの友好・経済交流を着実に推進していきます。

#### 政策の展開方向

姉妹・友好提携などに基づき、カナダ・アルバータ州や中国・黒竜江省、米国・マサチューセッツ州、ロシア・サハリン州、韓国・釜山広域市及び慶尚南道などと相互に実りある発展のための友好・経済交流を着実に推進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姉妹・友好提携地域とはこれまでの実績を踏まえ、多様な主体による幅広い分野での交流を促進します。特に平成17、18年度に交流趣意書を締結した韓国・釜山広域市及び慶尚南道との交流事業を着実に推進します。</li> <li>・「北方圏フォーラム」への参加などによる共通の課題への取組を通じて、北方圏交流を着実に推進します。</li> <li>・民間との協働による中国との交流の促進を図ります。</li> <li>・「北海道とサハリン州との友好・経済協力に関する提携」に基づき、サハリン州と幅広い分野での友好経済交流を進めるとともに、提携10周年記念行事の検討を進めます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姉妹・友好提携地域と多様な主体による幅広い分野での交流を促進します。</li> <li>・韓国との交流事業を推進し、両国間の交流の裾野を拡大します。</li> <li>・「北方圏フォーラム」への参加などによる共通の課題への取組を通じて、北方圏交流を着実に推進します。</li> <li>・民間との協働による中国との交流の促進を図ります。</li> <li>・「北海道とサハリン州との友好・経済協力に関する提携」10周年を記念した各種行事を開催するなど、幅広い分野での友好経済交流を進めます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姉妹提携30周年を迎えるカナダ・アルバータ州及び姉妹提携20周年を迎えるアメリカ・マサチューセッツ州との自治体間交流の活性化を図ります。</li> <li>・中国、韓国など東アジアを中心とした近隣諸国地域との交流を推進していきます。</li> <li>・「北方圏フォーラム」への参加などによる共通の課題への取組を通じて、北方圏交流を着実に推進します。</li> <li>・サハリン州と幅広い分野での友好経済交流を進めていきます。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

道民の皆さんと連携、協力しながら各地域との交流を推進していきますので、交流に関してご意見、ご提案などありましたら是非お寄せください。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tsk/> )

北海道とサハリン州との交流の進展と理解の促進のため、今後とも道民の皆さんのご支援をいただきながら、相互信頼を深めていきます。

政策 96 東アジア諸国を対象としてさまざまな情報を収集・分析し、道内企業の経済交流に結びつける「東アジア研究センター」を設置します。

〔【目標】 「東アジア研究センター」の設置（平成20年度）〕

#### 政策の展開方向

急速に交流が拡大しつつある中国や韓国等の東アジア諸国との多様な交流を促進するため、情報の収集・分析を行う「東アジア研究センター」の設置について、既存の国際関係団体の活用を含めて、検討を進めます。

#### 政策展開のプロセス

H19	・庁外の有識者等で構成される「国際化推進委員会」を開催し、委員会の意見などを参考に、「東アジア研究センター」の機能などについて検討します。
H20	・「東アジア研究センター」を設置・運営し、東アジア地域との多様な交流が促進されるよう努めます。
H21 ～ H22	・「東アジア研究センター」を運営し、東アジア地域との多様な交流が促進されるよう努めます。

#### 道民の皆さんへ

東アジア地域との幅広い交流を進めようとしている皆さんに、東アジア地域の情報の収集・分析・発信などを行うとともに経済交流に結びつけていく「東アジア研究センター」を活用していただきますようお願いします。

政策 97 先進的な産業技術の協力や外国の子どもたちの教育旅行の受け入れなど、双方に大きな実りをもたらす交流を推進します。

### 政策の展開方向

#### 【産業技術等の協力】

石炭の生産・保安技術や農林水産業、環境関連の技術など、本道の有する先進的な産業技術を活かした技術協力や技術移転を行うなど、JICA(独立行政法人 国際協力機構)等を通じて交流相手先が抱える課題の解決に資する交流を進めていきます。

#### 【国際理解の促進】

国際性豊かな人材を育成するため、外国語指導助手の活用などによる国際理解教育の充実を図るとともに、外国の子どもたちの教育旅行などの受け入れの促進や、受入環境の整備などに努めます。

互いの文化、習慣、価値観などを理解し、国際社会において主体的に行動できる資質・能力を育成するため、姉妹州等との高校生の交換留学を実施します。

外国人青少年の教育旅行を受け入れて、青少年同士の交流を図り、将来にわたりリピーターとなり得る若年層の本道への来訪を促進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<p>【産業技術等の協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 釧路炭鉱で行われている「産炭国石炭産業高度化事業」の円滑な推進と平成20年度以降の継続実施を国に要望するとともに、本事業による海外研修生の受け入れを行う釧路炭鉱の保安確保のための支援を行います。</li> <li>・ 大学や市町村、民間企業、国などと協力して、海外技術研修員等に対し、開発途上国の地元ニーズにあったきめ細かい研修を実施するなど、(社)北方圏センターと連携しながら受け入れ体制の充実を図ります。</li> <li>・ 開発途上国からの要請を受けてJICAが実施する、専門家や青年海外協力隊員等の派遣への協力や海外からの技術研修員の受入を進めます。</li> <li>・ 開発途上国からの農業技術研修生の受入や農業青年の農業先進国への派遣、道立水産試験場とロシア連邦サハリン漁業海洋学研究所との水産技術に関する研究交流、さらには、環境に関する技術協力や交流を進めます。</li> </ul>
	<p>【国際理解の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国語指導助手や留学生などと子どもたちとの交流を通じて国際理解の促進を図ります。</li> <li>・ 外国語指導助手による指導の充実を図り、外国語(英語)によるコミュニケーション能力の育成に努めます。</li> <li>・ 中国及びロシアから教員を招致し、英語以外の外国語教育及び国際理解教育の推進を図ります。</li> <li>・ 外国の子どもたちの受け入れ及び受入環境の整備等を進めるための情報収集・分析・発信や、国際交流団体などとの連携を行うとともに、海外からの教育旅行を活用し、生徒同士の交流を通じた国際理解教育の充実を図ります。</li> <li>・ カナダ・アルバータ州等との高校生の交換留学を実施します。</li> <li>・ 海外での観光プロモーション活動の実施や教育旅行環境紹介ツールの作成などにより、訪日教育旅行の本道への誘致を促進します。</li> </ul>
H20	<p>【産業技術等の協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「産炭国石炭産業高度化事業」に係る国の動きなどを踏まえ、対応を検討します。</li> <li>・ 大学や市町村、民間企業、国などと協力して、海外技術研修員等に対し、開発途上国の地元ニーズにあったきめ細かい研修を実施するなど、(社)北方圏センターと連携しながら受け入れ体制の充実を図ります。</li> <li>・ 開発途上国からの要請を受けてJICAが実施する、専門家や青年海外協力隊員等の派遣への協力や海外からの技術研修員の受入を進めます。</li> <li>・ 開発途上国からの農業技術研修生の受入や農業青年の農業先進国への派遣、道立水産試験場とロシア連邦サハリン漁業海洋学研究所との水産技術に関する研究交流、さらには、環境に関する技術協力や交流を進めます。</li> </ul>

H20	<p>【国際理解の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語指導助手や留学生などと子どもたちとの交流を通じて国際理解の促進を図ります。</li> <li>・外国語指導助手による指導の充実を図り、外国語(英語)によるコミュニケーション能力の育成に努めます。</li> <li>・中国及びロシアから教員を招致し、英語以外の外国語教育及び国際理解教育の推進を図ります。</li> <li>・外国の子どもたちの受入れ及び受入環境の整備等を進めるための情報収集・分析・発信や、国際交流団体などとの連携を行うとともに、海外からの教育旅行を活用し、生徒同士の交流を通じた国際理解教育の充実を図ります。</li> <li>・カナダ・アルバータ州等との高校生の交換留学を実施します。</li> <li>・海外での観光プロモーション活動の実施などにより、訪日教育旅行の本道への誘致を促進します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術協力・技術移転や国際理解教育の充実、教育旅行などの取組を着実に進め、引き続き国際交流の推進に努めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

釧路炭鉱で行われているアジア産炭国炭鉱技術者の受入研修事業は、世界的に優れた本道の炭鉱技術の移転を目的として平成14年度から行われている事業であり、研修対象国であるベトナムや中国からは、石炭の生産技術や保安技術が向上したと高い評価を得ています。エネルギー危機が強く叫ばれる中、我が国が海外から安定的に石炭の供給を受けていくためにも、この研修事業は非常に重要であり、エネルギー政策として平成20年度以降も継続して実施されるよう、道として国に強く働きかけてまいりますので、道民の皆さんのご理解とご支援をお願いします。

本道の有する優れた技術や手法を開発途上国の地域づくりに活かすため、JICAと連携し、青年海外協力隊事業などへの道民の皆さんの参加を推進しています。開発途上国で自分の持っている技術や経験を活かしてみたいという強い意欲をお持ちの方のご応募をお待ちしています。

地域において国際理解を進めるため、国際交流活動等に外国語指導助手を積極的に活用してください。

学校や地域の交流事業で子どもたちとの交流を進めている皆さんに、外国語指導助手や留学生などを派遣する制度の活用をお願いします。

海外から日本に来る修学旅行のことを指す教育旅行では、北海道の青少年との交流も大切な要素のひとつです。ぜひ、皆さんも海外の青少年と積極的に交流してください。また、彼らが再び北海道を訪れたいと思うよう、温かくお迎えしましょう。

異文化・習慣などに触れる高校生の交換留学を実施しますので、積極的な参加をお願いします。

政策 98 北方領土については、外交交渉を通じて返還が早期に実現されるよう国に強く求めていきます。また、その機運を醸成するため、島民との交流や学校での学習の充実に努めます。

### 政策の展開方向

北方領土については、外交交渉を通じ、早期に返還が実現されるよう国に強く求めます。

道においても、関係団体等と連携を図りながら、次代を担う若い世代に対する啓発強化や、児童生徒が北方領土への関心を高め、正しい認識を身に付けることができるよう、学校での学習の充実に努めるなどして返還実現に向けた国内外の気運の醸成を図るとともに、北方四島在住ロシア人との相互理解の一層の推進、返還要求運動の拠点としての北方領土隣接地域の振興等に努めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北方領土の早期返還に向けた強力な外交交渉を行うよう、国へ要請します。</li> <li>・関係団体と一体となって啓発活動に取り組むとともに、次代を担う若い世代に対する啓発を強化します。</li> <li>・北方四島交流（ビザなし交流）等を促進します。</li> <li>・北方領土隣接地域（根室管内1市4町）の第5期「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」（「振興計画」）に基づく事業の促進と第6期（平成20年度～24年度）の振興計画の策定に取り組めます。</li> <li>・教員等を対象とした研修の中で北方領土を取り上げ、理解の促進に努めます。</li> <li>・児童生徒が北方領土への関心を高め、正しい認識を身に付けることができるよう、各学校の学習活動の充実に努めます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北方領土の早期返還に向けた強力な外交交渉を行うよう、国へ要請します。</li> <li>・関係団体と一体となって啓発活動に取り組むとともに、次代を担う若い世代に対する啓発を強化します。</li> <li>・北方四島交流（ビザなし交流）等を促進します。</li> <li>・北方領土隣接地域の第6期「振興計画」に基づく事業の促進に取り組めます。</li> <li>・教員等を対象とした研修の中で北方領土を取り上げ、理解の促進に努めます。</li> <li>・児童生徒が北方領土への関心を高め、正しい認識を身に付けることができるよう、各学校の学習活動の充実に努めます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北方領土の早期返還に向けた強力な外交交渉を行うよう、国へ要請します。</li> <li>・関係団体と一体となって啓発活動に取り組むとともに、次代を担う若い世代に対する啓発を強化します。</li> <li>・北方四島交流（ビザなし交流）等を促進します。</li> <li>・北方領土隣接地域の第6期振興計画に基づく事業の促進に取り組めます。</li> <li>・教員等を対象とした研修の中で北方領土を取り上げ、理解の促進に努めます。</li> <li>・児童生徒が北方領土への関心を高め、正しい認識を身に付けることができるよう、各学校の学習活動の充実に努めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

北方領土返還に向けた取組に積極的に参加し、返還要求運動を盛り上げましょう。

北方領土に関する様々な情報や取組を道のホームページに、また、子どもたち向けの学習資料を北海道教育委員会の子どものホームページに掲載していますのでご覧ください。

（ 北海道のホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/index.htm> ）

（ 道教委のホームページ <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/index.html> ）



政策 99 北海道のPRや交流促進のため、国際会議等の道内開催に向けた誘致活動を積極的に展開します。

### 政策の展開方向

北海道内において開催可能な国際会議の情報収集・分析に努め、国際会議の誘致活動を促進します。  
2008年7月に開催される北海道洞爺湖サミット(主要国首脳会議)の開催に向けて、警備や交通、通信などの各般の準備が円滑に進むよう、受入体制の整備に努めていくとともに、同会議の開催を通じ、食や観光といった分野における本道の魅力の発信や交流等を促進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<p>【国際会議の誘致活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌コンベンションセンターで開催される「第19回国連軍縮会議 in 札幌」を支援します。</li> <li>北海道内において開催可能な国際会議の情報収集・分析に努め、関係政府機関・自治体・経済団体等との連携を図りながら、効果的な誘致活動に取り組みます。</li> </ul>
	<p>【北海道洞爺湖サミットの開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道洞爺湖サミット推進本部を設置し、サミット開催に対する支援を全庁あげて推進します。</li> <li>北海道洞爺湖サミット道民会議を立ち上げ、官民一体となった北海道全体の受け入れ体制を確立します。</li> <li>北海道洞爺湖サミット連絡会議を開催するなど、外務省や関係機関などと十分に連携し調整を図りながら、開催地としてしっかりと準備を進めます。</li> <li>北海道洞爺湖サミット道民会議において、事業計画を策定し、サミットの開催支援や北海道の魅力の発信、歓迎気運の醸成などに取り組みます。</li> </ul>
H20	<p>【国際会議の誘致活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道内において開催可能な国際会議の情報収集・分析に努め、関係政府機関・自治体・経済団体等との連携を図りながら、効果的な誘致活動に取り組みます。</li> </ul>
	<p>【北海道洞爺湖サミットの開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外務省や関係機関などと十分連携、調整を図りながら、危機管理体制の構築など開催地として必要な準備をしっかりと進めていきます。</li> <li>北海道洞爺湖サミット道民会議の事業計画に基づき、サミットの開催支援や北海道の魅力の発信、おもてなしの充実などに取り組みます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<p>【国際会議の誘致活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道内において開催可能な国際会議の情報収集・分析に努め、関係政府機関・自治体・経済団体等との連携を図りながら、効果的な誘致活動に取り組みます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

国際会議等の開催は、北海道の持つ素晴らしい「食」や優れた自然環境などを世界にアピールする絶好の機会であり、経済の活性化や国際化の推進に寄与するとともに、観光客の増加など、地域へさまざまな効果をもたらすことが期待されます。道では、国際会議のほか、「パシフィック・ミュージック・フェスティバル(PMF)」や「ツール・ド・北海道」など、本道の文化や自然環境を活かした国際的なイベントの開催、誘致に取り組ましますので、皆さん是非世界のイベント等にお越しください。

国際的なイベントの開催、誘致を促進するためには、道民の皆さん一人ひとりが、国際交流や協力活動を通じて、異なる文化や習慣にふれあい、国際社会に対する認識を深め、国際性を身につけ、北海道を訪れる外国の方々の利用に配慮した環境づくりや、観光ホスピタリティの向上を図ることが重要となりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

北海道洞爺湖サミットを成功させるためには、道民の皆さんに開催へのご理解とご協力をいただくことが何よりも大切です。

そのための取組の一つとして、ホームページなどでサミットに関する情報提供等を行っていますので、是非ご覧ください。

( ホームページ <http://www.do-summit.jp> )

## 13 交通ネットワークの整備

政策 100 「交通ネットワーク整備総合ビジョン」を策定し、総合的な視点に立って北海道の交通ネットワーク基盤を整備します。

〔【目標】 「交通ネットワーク整備総合ビジョン」の策定（平成20年度）〕

### 政策の展開方向

「北海道交通ネットワーク整備総合ビジョン（仮称）」を策定し、北海道新幹線や高規格幹線道路網の整備、新千歳空港の機能強化や国際航空路線の充実など、連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成を計画的・重点的に進めます。

### 政策展開のプロセス

H19	・「北海道交通ネットワーク整備総合ビジョン（仮称）」の策定作業を進めます。
H20	・パブリックコメントの実施など、道民の皆さんの意見を踏まえて、「北海道交通ネットワーク整備総合ビジョン（仮称）」を策定します。
H21 ～ H22	・「交通ビジョン」に基づき、総合的な交通ネットワークの形成を計画的・重点的に進めます。

### 道民の皆さんへ

「交通ネットワーク整備総合ビジョン」の策定に当たっては、パブリックコメントを実施しますので、道民の皆さんの幅広いご意見・ご提言をお願いします。



政策 101 北海道新幹線の「新青森 - 新函館間」の早期開業と、札幌延伸の早期着工をめざした取組を進めます。

〔 【目標】 北海道新幹線の札幌延伸の決定（平成20年度を目途） 〕

#### 政策の展開方向

本道の幹線交通ネットワークの中核をなす北海道新幹線について、新青森・新函館間の早期開業と札幌延伸の新規着工に向けて、関係団体等との緊密な連携のもと、国等に強く働きかけます。

#### 政策展開のプロセス

H19	・新青森・新函館間の早期開業と札幌延伸の早期着工・早期完成に向けて、沿線市町や関係団体との連携のもと、道民一人ひとりの気運の高揚を図り、道民一丸となった建設促進活動を強力に展開します。
H20	・新青森・新函館間の早期開業と札幌延伸の早期着工・早期完成に向けて、沿線市町や関係団体との連携のもと、道民一人ひとりの気運の高揚を図り、道民一丸となった建設促進活動を強力に展開します。
H21 ～ H22	・新青森・新函館間及び新函館・札幌間の早期完成につながる環境づくりに努めるとともに、関係団体等との緊密な連携のもと、国等に対して早期完成に向けた働きかけを進めます。

#### 道民の皆さんへ

北海道新幹線の札幌延伸が実現すると、人や物、文化など新たな交流と様々な分野への大きな経済効果が期待できます。また、新幹線は、安全で二酸化炭素の排出量が少ない環境にやさしい乗り物です。

札幌延伸の実現のためには、沿線市町村の住民の方々はもとより、道民の皆さん一人ひとりの気運の盛り上がりは何よりも重要です。道としても、市町村、関係団体と協力しながら、広く道民の皆さんに新幹線の必要性をご理解いただくよう様々なPR活動を展開しますので、北海道新幹線の札幌延伸実現のため、道民の皆さんのご協力をお願いします。

政策 102 地域間交流や産業経済活動を加速する上で欠かせない高規格幹線道路\*の整備を促進します。

#### 政策の展開方向

広域分散型の本道において、地域間交流や産業経済活動を加速する上で欠かせない高規格幹線道路網の早期整備が図られるよう、地元市町村や関係団体など一体となり国や関係機関等に強く働きかけます。

高速道路の利用促進を図るため、E T C 利用による料金割引等の情報提供や広報活動を実施し、E T C の普及を促進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・今後の具体的な道路の姿を示す国の中期計画の策定に際し、北海道の高速道路の必要性や緊急性についてについてアピールするとともに、国や関係機関等に要請活動や各種イベント時やメディアを利用するなどして道内外に広くPRします。</li><li>・E T C 利用による料金割引等の情報をホームページや広報誌等に掲載します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・国や関係機関等に要請活動を行い、北海道の高速道路の必要性や緊急性を強くアピールしていきます。また、各種イベント時やメディアを利用するなどして、北海道の高速道路の必要性や緊急性を道内外に広くPRします。</li><li>・E T C 利用による料金割引等の情報をホームページや広報誌等に掲載します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・国や関係機関等に要請活動を行い、北海道の高速道路の必要性や緊急性を強くアピールしていきます。また、各種イベント時やメディアを利用するなどして、北海道の高速道路の必要性や緊急性を道内外に広くPRします。</li><li>・E T C 利用による料金割引等の情報をホームページや広報誌等に掲載します。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

広大な面積を有し、都市間距離が全国に比べて長い本道において、定時制が確保され、移動時間が大幅に短縮される高規格幹線道路ネットワークの早期形成は、地域経済の活性化などを図るうえで大変重要です。道では、高規格幹線道路の整備が早期に進められるよう国などへ強く働きかけていきますので、皆さんのご理解をお願いします。

道民の皆さんには割引制度がありますので、料金所の渋滞緩和や利便性の向上に寄与するE T C の導入について、是非ご検討ください。

( ホームページ [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ddr/kousoku/etc\\_sokusin](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ddr/kousoku/etc_sokusin) )

政策 103 新千歳空港の国際旅客ターミナルの整備やインターチェンジの設置など空港機能の強化を図るとともに、国際旅客貨物便の誘致を促進するなど、空港を核として経済効果を全道に波及させるプロジェクトを推進します。

【目標】 新千歳空港を機能強化するとともに、同空港を核に経済効果を全道に波及させるプロジェクトを展開（平成19年度～）

#### 政策の展開方向

新千歳空港を人やものが活発に交流する国際拠点空港として発展させるため、国際線旅客ターミナルビルの早期整備、長距離国際路線が安定就航できる空港としての整備、一部外国エアラインの乗り入れの拡大が重要であることから、引き続き経済界と連携しながら、空港機能の強化について国へ要請します。

経済界などとの連携のもとに国内外の航空会社などへプレゼンテーションを実施し、国際航空定期便の誘致を進めるとともに、道民の海外旅行の促進や外国人観光客の来訪者拡大に向けた事業の実施による旅客需要の開発など、経済活性化に向けた取組を進めます。

新たなインターチェンジの設置に向け、必要な調査・設計を進め、事業の着手をめざします。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際線旅客ターミナルビルの計画どおりの整備や一部外国エアラインの乗り入れ拡大などに向け、国などへ要請します。</li> <li>経済界などと連携しながら、新たな路線の開設・拡充に向けた取組を進めます。</li> <li>海外からの観光客誘致活動を展開します。</li> <li>新たなインターチェンジの設置に向け、必要な調査・設計を実施し、国等との協議を進めます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際線旅客ターミナルビルの計画どおりの整備や一部外国エアラインの乗り入れ拡大などに向け、国などへ要請します。</li> <li>経済界などと連携しながら、新たな路線の開設・拡充に向けた取組を進めます。</li> <li>海外からの観光客誘致活動を展開します。</li> <li>インターチェンジの設置事業着手に向け、引き続き、調査・設計を実施するとともに、事業実施にあたり必要な手続きを進めます。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際線旅客ターミナルビルの計画どおりの整備や一部外国エアラインの乗り入れ拡大などに向け、国などへ要請します。</li> <li>経済界などと連携しながら、新たな路線の開設・拡充に向けた取組を進めます。</li> <li>海外からの観光客誘致活動を展開します。</li> <li>インターチェンジの設置事業着手をめざします。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部外国エアラインの乗り入れ拡大などに向け、国などへ要請します。</li> <li>経済界などと連携しながら、新たな路線の開設・拡充に向けた取組を進めます。</li> <li>海外からの観光客誘致活動を展開します。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

新規路線の開設には、旅客需要の開発が必要なことから、路線開発に関するご意見や旅客などの動向に関して、お持ちの情報をお寄せください。

年間約1,800万人もの方々が乗り降りする北海道の空の玄関口である新千歳空港と、道内主要都市を結ぶ高速道路とのアクセス機能を高める新たなインターチェンジは、物流や観光振興などの経済効果を全道に波及させるものですので、その整備について、道民の皆さんのご理解をお願いします。

政策 104 道内主要地方空港の国際化やC I Q体制の整備を進め、定期便やチャーター便の誘致活動を展開します。

#### 政策の展開方向

道内主要地方空港の国際化やC I Q体制の整備を進めるため、引き続き道内関係機関に協力要請を行うとともに、C I Q体制の整備・充実を国に要請します。

国際定期便やチャーター便の誘致については、各地域と連携を図りながら取り組みます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・経済界などと連携し、C I Q体制の整備・充実を国に要請します。</li><li>・地域と連携しながら、新たな路線の開設・拡充に向けた取組を進めます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・経済界などと連携し、C I Q体制の整備・充実を国に要請します。</li><li>・地域と連携しながら、新たな路線の開設・拡充に向けた取組を進めます。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・経済界などと連携し、引き続きC I Q体制の整備・充実を国に要請します。</li><li>・地域と連携しながら、引き続き新たな路線の開設・拡充に向けた取組を進めます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

新規路線の開設には、旅客需要の開発が必要なことから、路線開発に関するご意見や旅客などの動向に関して、お持ちの情報をお寄せください。

政策 105 成長著しい東アジア諸国との国際海上物流を促進させるため、道内各港湾機能の整備を促します。

#### 政策の展開方向

国際海上コンテナ輸送などを加速するため、道内各港湾の機能整備を促進します。

東アジア諸国などへの道産品の輸出拡大や、それを支える多様な輸送手段の確立をめざし、道内の産学官が一体となって設立した「北海道国際物流戦略チーム」において、国際物流機能の高度化・効率化に向けた取組を進めます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・港湾管理者や関係機関との連携のもと、国際海上輸送に対応した港湾の整備に取り組みます。</li><li>・「北海道国際物流戦略チーム」の構成メンバーが相互に連携を図りながら、国際物流機能の高度化・効率化に向けた取組を進めます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・港湾管理者や関係機関との連携のもと、国際海上輸送に対応した港湾の整備に取り組みます。</li><li>・戦略チームの構成メンバーが相互に連携を図りながら、国際物流機能の高度化・効率化に向けた取組を進めます。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・戦略チームの取組を踏まえつつ、港湾管理者や関係機関との連携のもと、国際海上輸送に対応した港湾の整備に取り組みます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

港湾機能の充実や利活用の促進に向けた取組を支援していますので、道民の皆さんのご意見をお寄せください。

政策 106 国や市町村と連携し、効率的な除排雪の実施や冬期環境に配慮した道路整備など、冬期間の交通環境の向上に取り組みます。

〔【目標】 国や市町村と連携した除排雪の実施や冬期環境に配慮した道路整備の促進を順次拡大（平成19年度～）〕

#### 政策の展開方向

国や市町村と連携した効率的な除排雪の実施、道路状況の的確な情報提供など、冬期間の交通環境の向上に努めます。

雪崩や地吹雪対策施設の整備、凍上による路盤の破壊防止や堆雪スペースを確保するための道路整備の推進に努めます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・国や市町村と連携を図り、交差点排雪の充実や道路情報の的確な提供に努めるとともに、歩道除雪の充実を図るなど、冬期交通の安全を確保する施策を推進します。</li><li>・雪崩・地吹雪の要対策箇所や積雪、凍上により車両の走行に支障をきたしている箇所について、必要な対策を進めます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・前年度の実施状況を踏まえ、国や市町村と連携した交差点排雪の充実や道路情報の的確な提供に努めるとともに、歩道除雪の充実を図るなど冬期交通の安全を確保する施策を推進します。</li><li>・雪崩・地吹雪の要対策箇所や積雪、凍上により車両の走行に支障をきたしている箇所について、必要な対策を進めます。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・国や市町村と連携した交差点排雪の充実や道路の的確な情報提供など冬期交通の安全を確保する施策を推進します。</li><li>・雪崩・地吹雪の要対策箇所や積雪、凍上により車両の走行に支障をきたしている箇所について、必要な対策を進めます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

北海道は雪対策が欠かせない地域であり、道民の皆さんの安全と安心を確保するためには雪対策としての社会資本整備を推進する必要があります。限られた予算の中、早期に効果を発揮すべく、事業の重点化、効率化に努めますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## 14 情報ネットワークの整備

政策 107 食・観光・物産や医療・保健・福祉などといった分野の情報ポータルサイトを開設し、誰もがいつでも利用できる「双方向型情報プラットフォーム」の構築に取り組みます。

### 政策の展開方向

食・観光・物産等の魅力ある地域情報の全国への発信や、医療・保健・福祉等の地域に密着した生活関連情報の提供、さらには多様な地域情報の相互活用などが図られるよう、システムの共同利用などを進め、効率的な各分野のポータルサイトの構築を推進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・北海道のホームページや既設のポータルサイト等について、現状と主な課題等を把握します。</li><li>・必要なコンテンツの内容や技術的な課題等を検討します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・引き続き、必要なコンテンツ等について検討し、その結果を踏まえ、情報ポータルサイトの具体的な内容について検討します。</li></ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報ポータルサイトを開設します。</li></ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報ポータルサイトの充実に向けて取り組みます。</li></ul>

### 道民の皆さんへ

誰もが手軽に利用できる情報ポータルサイトの構築に向けて取り組みますので、積極的にご利用いただき、地域づくりや暮らしなどにお役立てください。

政策 108 中小企業の生産・経営効率化や電子商取引の促進、電子カルテや遠隔医療支援システムの導入など、ITを活用した産業の活性化に向けた取組を促進します。

#### 政策の展開方向

中小企業の経営者などを対象としたセミナーや相談会を開催し、ITの利活用を促進します。

地域における医療提供体制の整備を図るため、遠隔医療システムの導入を促進する民間医療機関等の主体的な取組を支援します。また、ITを活用した医療の質的向上や効率化を図るため、Web型電子カルテシステムの整備を促進します。

「新しい情報化計画（仮称）」を策定し、関係部の連携を図り、産業の活性化や地域医療の充実などに関するIT施策の取組を促進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ITの利活用による経営革新を促進するため、関係機関とキャラバンを開催します。</li> <li>・ 遠隔医療システムの導入や、複数の医療機関が検査データ、画像情報などの診療情報を共有・交換できるWeb型電子カルテシステムの整備を促進します。</li> <li>・ ITを活用した産業の活性化に関する施策を位置付けた「新しい情報化計画（仮称）」を策定します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IT産業と地域産業の連携を促進します。</li> <li>・ 遠隔医療システムの導入や、Web型電子カルテシステムの整備を促進します。</li> <li>・ 「新しい情報化計画（仮称）」に基づく関係施策の進捗状況を把握し、着実に推進管理を行います。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IT産業と地域産業の連携を促進します。</li> <li>・ 遠隔医療システムの導入や、Web型電子カルテシステムの整備を促進します。</li> <li>・ 「新しい情報化計画（仮称）」に基づく関係施策の進捗状況を把握し、着実に推進管理を行います。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

道では、ITを活用した産業の活性化を進めるため、平成19年度、道内各地でキャラバンを実施しています。また、IT産業の振興なども含めた「サービス産業振興方針（仮称）」を策定します。この方針を策定するにあたっては、皆さんからのご意見や情報をお寄せいただくため、パブリックコメント（平成20年2月予定）を実施しますので、皆さんのご意見・ご提言をお願いします。

遠隔医療システムの導入などにより、誰でもどこでも良質な医療サービスを受取できる体制づくりに努めますので、遠隔医療などの必要性について皆さんのご理解をお願いします。



政策 109 北海道電子自治体共通基盤（HARP）を活用して、様々な行政情報を提供するほか、24時間365日受付可能な電子収納・電子申請を導入し、市町村との連携による電子自治体を実現します。

#### 政策の展開方向

「北海道電子自治体共通基盤（HARP）」を活用して、利用者の利便性が図られるよう、時間の制約を受けない各種申請・届出のオンライン化の推進や電子納付の実現に向けて取り組むとともに、市町村と連携して、共同アウトソーシングの展開を図るなど、道及び市町村の電子自治体の構築に取り組みます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と連携しながら「北海道電子自治体プラットフォーム構想（HARP構想）」を推進します。</li> <li>・庁内関係部局による「電子収納検討会議（仮称）」を設置し、電子収納の実現に向けた検討を行います。</li> <li>・道警における電子入札の実現に向けた検討部会により、工事、役務や物品の調達の実現のオンライン化をめざします。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HARP構想を推進します。</li> <li>・「電子収納検討会議（仮称）」において、電子収納の実現に向けた検討を行います。</li> <li>・道警における電子署名が必要のない申請の手続きについて、オンライン化を推進します。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HARP構想を推進します。</li> <li>・電子収納を導入します。</li> <li>・道警における申請の手続きについて、オンライン化を推進します。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HARP構想を推進します。</li> <li>・電子収納を推進します。</li> <li>・道警における申請の手続きについて、オンライン化を推進します。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

道では、各種行政手続等のオンライン化や手数料等の電子的納付を可能とする電子収納の導入に取り組むなど、道政運営に積極的にITを活用した「電子道庁」の実現に取り組むとともに、市町村と連携しながら、将来にわたって効率的・効果的な共同アウトソーシング方式による電子自治体の実現をめざす「北海道電子自治体プラットフォーム構想（HARP構想）」を推進します。一層便利で効率的な電子自治体・電子自治体の実現に努めていきますので、道民の皆さんの積極的なご利用をお願いします。

（ 北海道のホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/jsk/shinseido/index.htm> ）

（ 北海道警察のホームページ <http://www.police.pref.hokkaido.jp/guide/harp/harp00.html> ）

政策 110 ブロードバンド未提供市町村の解消と世帯普及率の拡大を市町村等と連携して取り組みます。

#### 政策の展開方向

地域間の情報通信格差を是正するため、国や市町村、民間事業者等と連携して、ブロードバンド未提供市町村の解消と世帯普及率の拡大に取り組みます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する「地域公共ネットワーク」の整備を促進します。</li><li>・国や民間事業者等と連携した北海道地域ブロードバンド環境整備促進会議の活動を通じて、市町村におけるブロードバンド・ゼロ地域の解消に取り組みます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・「地域公共ネットワーク」の整備を促進します。</li><li>・北海道地域ブロードバンド環境整備促進会議の活動を通じて、市町村におけるブロードバンド・ゼロ地域の解消に取り組みます。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・引き続き「地域公共ネットワーク」の整備を促進します。</li><li>・北海道地域ブロードバンド環境整備促進会議の活動を通じて、市町村におけるブロードバンド・ゼロ地域の解消に引き続き取り組みます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

すべての道民の皆さんが安心して、快適に暮らすことのできる北海道を実現するため、ブロードバンド環境の整備を促進していきます。こうした環境整備は、仕事や生活での可能性を広げます。ブロードバンド環境を積極的に活用して、ITを日々の暮らしにお役立てください。

政策 111 地上デジタル放送への完全移行（平成 23 年 7 月）に伴い、テレビの難視聴区域が発生することのないよう、放送事業者と連携して取り組みます。

[ 【目標】 アナログ放送時のカバーエリア比 100%（平成 22 年度） ]

#### 政策の展開方向

放送事業者が行うデジタル中継局の整備に対し、着実な支援が行われるよう国に強く働きかけます。市町村や辺地共聴組合が行う共聴施設の整備に対し、十分な支援が行われるよう国に強く働きかけます。

デジタル化の円滑な移行に向けて、国や放送事業者等の関係者との連携を密にし、施設の円滑な整備促進や市町村からの相談への対応などに積極的に取り組みます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・国の支援制度に対する要請活動を行います。</li><li>・国の支援制度を活用した送受信環境の整備を促進します。</li><li>・地上テレビ放送のデジタル化を住民に周知するとともに、関係機関と互いに連携・協力し、円滑なデジタル化の移行に向けて積極的に取り組みます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・国の支援制度に対する要請活動を行います。</li><li>・国の支援制度を活用した送受信環境の整備を促進します。</li><li>・地上テレビ放送のデジタル化を住民に周知するとともに、関係機関と互いに連携・協力し、円滑なデジタル化の移行に向けて積極的に取り組みます。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・アナログ放送を視聴できる全ての道民がデジタル化後も視聴が可能となるよう、国の支援制度に対する要請活動やそれらの制度を活用した送受信環境の整備促進などに引き続き取り組みます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

デジタル化により周波数に余裕ができ、電波を有効活用することが可能となります。また、テレビの映像がきれいになり、サービスの充実も図られます。道は、地上アナログ放送を受信しているすべての道民の皆さんがデジタル放送を受信できるよう、関係機関と連携・協力して取り組みますので、デジタル化に対して、ご理解とご協力をお願いします。

# 環境を重視した北海道づくり

## 15 北海道らしい循環型社会の構築

政策 112 循環型社会の形成に向けて、道民一丸となって、3R<sup>\*</sup>運動（リデュース：減量化、リユース：再使用化、リサイクル：再資源化）を展開します。

【目標】 一般廃棄物リサイクル率：24%（平成22年度）  
産業廃棄物リサイクル率：53%（平成22年度）  
資源の循環利用率：14%（平成22年度）

### 政策の展開方向

北海道らしい循環型社会の形成に向けて策定した「北海道循環型社会推進基本計画」（平成17年3月策定）に基づく各種施策の推進に加え、その基盤となる制度的な枠組みとして「循環型社会形成の推進に関する条例（仮称）」を制定し、道民、事業者、NPO・NGO等と行政が一体となって3Rの推進に取り組むことにより、循環型社会の形成を加速します。

建設リサイクル法に関連して、道が発注する土木工事等の公共事業において、既設路盤材の再生利用、環境物品や道産品の優先的な使用、すきとり土の有効利用等に努めるとともに、循環資源やリサイクル製品を道自ら率先して使用するほか、下水道汚泥の資源有効利用のための施設整備を実施し、リサイクルの推進を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・「北海道循環型社会推進基本計画」に基づき、3Rの推進に関する各種施策を実施します。</li><li>・パブリックコメント等を通じ道民意見を反映しながら、3Rの施策推進の基盤となる「循環型社会形成の推進に関する条例（仮称）」の制定について、検討を進めます。</li><li>・建設副産物の排出量や再資源化等の状況を調査し、建設副産物のリサイクルの促進を図るとともに、下水道汚泥乾燥設備の整備を実施します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・「北海道循環型社会推進基本計画」に基づき、3Rの推進に関する各種施策を実施します。</li><li>・「循環型社会形成の推進に関する条例（仮称）」の制定に向けた取組を進めます。</li><li>・建設副産物の排出量や再資源化等の状況を調査し、建設副産物のリサイクルの促進を図るとともに、下水道汚泥乾燥設備の整備を実施します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・「北海道循環型社会推進基本計画」について、目標の達成状況や国の法制度等の状況変化を踏まえ見直すとともに、引き続き3R運動の推進に関する効果的な施策を展開します。</li><li>・「循環型社会形成の推進に関する条例（仮称）」の普及・啓発に努めます。</li><li>・建設副産物の排出量や再資源化等の状況を調査し、建設副産物のリサイクルの促進を図ります。</li></ul>

### 道民の皆さんへ

循環型社会の形成に向けて、3R運動を展開しています。事業者や市町村の方々をはじめ、道民の皆さんが、それぞれの立場で積極的に取組を進め、運動の環が広がっていくことを期待します。

北海道全体の建設副産物の排出量や再資源化等の状況をホームページなどで公表していますので、是非ご覧ください。

（ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/gkn/recycle/jittaiyouasa/census.htm>）

政策 113 本道の自然環境保全や循環型社会の実現、地球温暖化防止への対応に向け、「北海道環境行動計画」を策定し、北海道型環境ライフスタイルを確立します。

〔 【目標】 「北海道環境行動計画」の策定（平成20年度） 〕

#### 政策の展開方向

本道の自然環境保全や循環型社会の実現、地球温暖化防止への対応に向け、環境を重視し、環境に配慮する北海道型環境ライフスタイルを確立するために、道民や事業者など、それぞれの主体が行うべき環境配慮行動を明らかにし、自主的な行動を加速させる行動計画を策定します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・庁内関係部局で構成するワーキングを設置し、行動計画の策定に向けた検討を進めます。</li><li>・環境道民会議の関係団体等と意見交換を行い、行動計画の骨子案を作成します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・庁内ワーキングで作成した行動計画案に対するパブリックコメント等を実施し、行動計画を策定します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・行動計画の普及や、計画に沿った道民・事業者など各主体の環境配慮行動の促進を図ります。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

行動計画の策定に当たっては、骨子案などを公表し、皆さんから、ご意見や具体的な取組・行動に関するアイデアなどを募集し、それらを踏まえて策定しますので、ご意見等をお待ちしています。また、策定した行動計画は、ホームページ等で広く公表していきますので、行動計画に沿った環境配慮の取組の積極的な実践をお願いします。

政策 114 子どもたちが主役になって家庭の省エネルギー等の取組を進める「キッズISO 14000プログラム」を全道展開し、家庭からはじめる循環型社会づくりを進めます。

### 政策の展開方向

子どもたちが主役となって家庭の省エネルギー等に取り組む「キッズISO 14000プログラム」を全道の小・中学校に企業等の支援を受けながら展開し、家庭からはじめる温暖化防止や循環型社会づくりを進めます。

「北海道循環型社会推進基本計画」に基づき、普及啓発や環境教育を推進するなどして、循環型社会の形成に対する道民意識の向上を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「キッズISO 14000プログラム事業」を道内の小・中学校で実施します。</li> <li>・「北海道循環型社会推進基本計画」に基づき、循環型社会の形成に向けた普及啓発や環境教育を推進します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の成果をまとめ企業等の理解を深めることにより支援の拡大に努め、「キッズISO 14000プログラム事業」を全道の小・中学校に展開します。</li> <li>・循環型社会の形成に向けた効果的な普及啓発や環境教育を推進します。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「キッズISO 14000プログラム事業」を全道の小・中学校に展開します。</li> <li>・「北海道循環型社会推進基本計画」について、目標の達成状況や国の法制度等の状況変化を踏まえ、見直しを行います。</li> <li>・循環型社会の形成に向けた効果的な普及啓発や環境教育を推進します。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「キッズISO 14000プログラム事業」を全道の小・中学校に展開します。</li> <li>・「北海道循環型社会推進基本計画」の見直し内容を踏まえ、循環型社会の形成に向けた効果的な普及啓発や環境教育を推進します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

「キッズISO 14000プログラム事業」は、道内の企業等のご支援を得て実施しています。より多くの児童・生徒がプログラムを実施し、環境への意識を高められるよう、皆さんのご協力をお願いします。

プログラムに取り組んだ子どもたちや、実施校の先生方へのアンケート調査を実施し、結果をホームページで公表しますので、是非ご覧ください。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/kss/kankyoku.kyouiku/kidsISO> )

循環型社会の形成に向けて、3R運動の推進等様々な普及啓発や環境教育を実施しています。家庭における日々の暮らしの中で、常に3Rの実践を心がけるなど、循環型社会づくりにご協力をお願いします。

政策 115 循環型社会の形成に欠かせないリサイクル関連産業をはじめ、様々なエコビジネスの振興を加速します。

### 政策の展開方向

「エコランド北海道21プラン」がリサイクル関連産業の振興に果たしてきた役割や成果を検証し、今後の方向性を検討するとともに、平成18年10月に導入された「循環資源利用促進税」を活用し、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルのための設備整備や研究開発などを支援するほか、「北海道リサイクル製品認定制度」や「北海道リサイクルブランド認定制度」などにより再生品の利用拡大を図ります。

リサイクル製品等の事業化を促進することにより、リサイクル関連産業の振興を図るとともに、新エネルギー、省エネルギー等の環境関連分野の研究開発を支援することにより、環境産業の振興を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「エコランド北海道21プラン」（平成12年6月策定）が、リサイクル関連産業の振興に果たしてきた成果を検証します。</li> <li>・「循環資源利用促進税」を活用し、リサイクルに関する設備整備や研究開発などを支援します。</li> <li>・「北海道リサイクル製品認定制度」や「北海道リサイクルブランド認定制度」などにより再生品の利用拡大を図ります。</li> <li>・リサイクル製品等の事業化に向けた実証実験や市場調査に対する支援を行います。</li> <li>・新たなリサイクルシステムの構築に向けて、産学官連携により協議・検討します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「エコランド北海道21プラン」の検証結果を踏まえ、リサイクル関連産業の振興を図るため効果的な施策を検討します。</li> <li>・循環資源利用促進税事業により設備整備や研究開発などを支援するとともに、リサイクル製品等の認定制度の運用により再生品の利用拡大を図ります。</li> <li>・リサイクル製品等の事業化に向けた実証実験や市場調査に対する支援を行います。</li> <li>・新たなリサイクルシステムの構築に向けて、産学官連携により協議・検討します。</li> <li>・「北海道産業振興条例（通称）」に基づき、中小企業が行う新分野・新市場進出等の取組を支援します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度の検討結果に基づき、リサイクル関連産業の振興を図るため効果的な施策を推進します。</li> <li>・循環資源利用促進税事業により設備整備や研究開発などを支援するとともに、リサイクル製品等の認定制度の運用により再生品の利用拡大を図ります。</li> <li>・リサイクル製品等の事業化に向けた実証実験や市場調査に対する支援を行います。</li> <li>・新たなリサイクルシステムの構築に向けて、産学官連携により協議・検討します。</li> <li>・「北海道産業振興条例（通称）」に基づく施策により、中小企業の経営革新や新産業・新事業の創出などを加速します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

リサイクル関連産業の振興のためには、リサイクル製品の需要の拡大が不可欠です。事業活動や日常生活において、積極的に認定製品等のリサイクル製品を使用しましょう。

リサイクル製品等の事業化に向けた支援や新たなリサイクルシステムの構築に向けての産学官連携による協議・検討の状況については、道のホームページなどで情報提供を行っていますので、是非ご覧ください。（ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/rcycl/rcycl.htm>）

## 16 自然環境の保全と未来への継承

政策 116 知床の厳格な保全と適正な利用を図るための「知床世界遺産センター」の設置や、大雪・日高山系の世界自然遺産登録へ向けた運動を進めます。

### 政策の展開方向

知床世界自然遺産地域の厳格な保全と適正な利用の推進を図るための拠点施設として国が整備する「世界自然遺産センター」について、情報機能等の充実を要請するとともに、その活用を図ります。

国や地元の動向などを十分踏まえながら、大雪・日高山系の世界自然遺産登録へ向けた運動を進めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・整備中の「世界自然遺産センター」の情報機能等の充実を国に要請します。</li><li>・世界自然遺産候補地として先行している「小笠原諸島」、「琉球諸島」の取組状況や、大雪・日高山系に係る地域の意向等について情報収集を進めます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・「世界自然遺産センター」の情報機能等の充実を国に要請します。</li><li>・世界自然遺産候補地として先行している「小笠原諸島」、「琉球諸島」の取組状況や、大雪・日高山系に係る地域の意向等について情報収集を進めます。</li></ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"><li>・供用を開始する「世界自然遺産センター」の情報機能等の充実を国に要請します。</li><li>・世界自然遺産候補地として先行している地域の取組状況や、大雪・日高山系に係る地域の意向等の情報収集の結果を踏まえて対応を検討します。</li></ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・設置者である国と連携して「世界自然遺産センター」の活用を図ります。</li><li>・世界自然遺産候補地として先行している地域の取組状況や、大雪・日高山系に係る地域の意向等の情報収集の結果を踏まえて対応を検討します。</li></ul>

### 道民の皆さんへ

将来、世界自然遺産に登録されるよう、大雪・日高山系の貴重で豊かな自然を守っていきましょう。



政策 117 国立公園の「利用調整地区制度<sup>\*</sup>」の導入などを図りながら、自然環境保全と適正利用に関する「知床モデル」の確立をめざします。

[ 【目標】 知床ルールの完成 / 海域管理計画の完成 (平成20年度まで) ]

#### 政策の展開方向

国が知床において検討している国立公園の「利用調整地区制度」の導入など「知床ルール」づくりや海域管理計画の策定など、自然環境の保全と適正利用を図る「知床モデル」の確立をめざします。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・国や地元自治体、地元関係機関等と「知床ルール」の確立に向けた検討を行います。</li><li>・海域管理計画を策定します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・「知床ルール」の確立に取り組みます。</li><li>・海域管理計画に基づくモニタリング等を実施します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・「知床ルール」の適宜見直しと普及啓発に努めます。</li><li>・海域管理計画に基づくモニタリング等を実施します。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

世界の宝である世界自然遺産「知床」の貴重な自然を、より良い形で将来に引き継いでいくため、原生的な自然にふさわしい利用ルール(知床ルール)の遵守にご協力をお願いします。

政策 118 「環境貢献企業認定制度」の導入など、地域住民、NPO、企業、行政などとの緊密な連携・協働によって、自然環境を守る取組を進めます。

〔 【目標】 「環境貢献企業認定制度」の導入（平成20年度） 〕

#### 政策の展開方向

本道の自然環境の保全などに貢献する企業を評価し、認定する仕組み（環境貢献企業認定制度）を創設し、企業をはじめ住民やNPOなどと連携し、一体となって進める環境保全活動を促進します。

地域住民、NPO、企業、行政などとの連携・協働により、高山植物の保護対策、河畔のみどりの創出、湿原環境の保全と再生、多様な森林整備、農村の生態系の保全や景観の維持・形成など、自然環境を守る取組を進めます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・庁内関係部局で構成されるワーキングを設置し、「環境貢献企業認定制度」全体の枠組みの検討を進めます。</li><li>・高山植物の保護対策、河畔のみどり創出、湿原環境の保全と再生、多様な森林整備、農村の生態系の保全や景観の維持・形成などの自然環境を守る取組を、地域住民、NPO、企業、行政などとの連携・協働により進めます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・経済界や関係団体などと意見交換を行い、認定制度全体の枠組みをつくります。</li><li>・認定基準や評価方法などを検討し、「環境貢献企業認定制度」を創設・周知します。</li><li>・地域住民、NPO、企業、行政などとの連携・協働により、自然環境を守る取組を進めます。</li></ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然環境や循環型社会など分野ごとに、認定制度に基づく評価・認定を行います。</li><li>・地域住民、NPO、企業、行政などとの連携・協働により、自然環境を守る取組を進めます。</li></ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・分野ごとに、認定制度に基づく評価・認定を行います。</li><li>・地域住民、NPO、企業、行政などとの連携・協働により、自然環境を守る取組を進めます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

北海道の環境保全に積極的に貢献する企業を評価し、認定する仕組みとして「環境貢献企業認定制度」を創設します。企業の皆さんが、地域と一体となって環境保全活動に積極的に参加されることにより、北海道の豊かな環境を未来に引き継いでいくことができます。この制度の趣旨にご理解をいただき、認定された企業の取組への参加やご協力をお願いします。

政策 119 本道に大きな影響を与える日本海やオホーツク海などの海洋汚染の防止等を推進するため、国等と連携しながら国際的な環境貢献・交流に努めます。

#### 政策の展開方向

本道の自然環境に大きな影響を与える日本海やオホーツク海などの海洋汚染の防止や危機発生時の迅速な対応に向け、国などと連携しながら環境に関する情報交換や分析技術研修の受入など、国際的な環境貢献・交流等に努めます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・国等と連携し、海辺の漂着物調査を実施します。</li><li>・海洋汚染防止に関する情報交換や分析技術研修の受入などに向け、関係国（州）の情報収集を実施します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・国等と連携し、海辺の漂着物調査を実施します。</li><li>・海洋汚染防止に関する情報交換等の実施に向け、関係国（州）との調整を図ります。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・国等と連携し、海辺の漂流物調査を実施します。</li><li>・関係国（州）との海洋汚染防止に関する情報交換会等を開催するなど、環境交流に努めます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

環境交流の実績等については、道民の皆さんにホームページなどで広く公表します。

政策 120 道民の自然環境を守る意識を高めるため、森林や木材などを活用する「木育<sup>\*</sup>」をはじめ、北海道ならではの環境教育を展開します。

### 政策の展開方向

「木育」を道民運動として展開、定着させるため、民間の活動主体などのネットワーク化や教育関係者との連携による学校での「木育」を推進するとともに、子どもたちが遊びや森林体験を通じて森とふれあう「げんきの森」を道内全市町村に設定するなど、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育みます。

本道の豊かな自然環境を未来に継承するため、道民の森や知床をはじめとする各地域の優れた自然環境を活用した取組など、北海道独自の環境教育を展開し、自然環境を守るために主体的に行動する「人づくり」を進めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「木育」活動団体のネットワークの形成や多様な「木育」活動を支援します。</li> <li>・林業・木材産業関係者と教育関係者が連携して、学校での「木育」を推進します。</li> <li>・「げんきの森」の全市町村での設定を推進し、子どもたちを対象とした森の体験活動などを実施します。</li> <li>・環境保全活動を推進する指導的役割を担う人材や、地域におけるコーディネーターとしての役割を担う人材の育成を図ります。</li> <li>・家庭、学校、地域等における環境教育を推進するとともに、社会を構成する様々な主体による自発的な取組を支援します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「木育」活動団体のネットワークの形成や多様な「木育」活動を支援します。</li> <li>・林業・木材産業関係者と教育関係者が連携して、学校での「木育」を推進します。</li> <li>・「げんきの森」の設定を推進し、子どもたちを対象とした森の体験活動などを実施します。</li> <li>・環境保全活動を推進する指導的役割を担う人材や、地域におけるコーディネーターとしての役割を担う人材の育成を図ります。</li> <li>・環境教育の推進や様々な主体による自発的な取組に対する支援を、引き続き行います。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「木育」活動を推進します。</li> <li>・「げんきの森」の設定を推進し、子どもたちを対象とした森の体験活動などを実施します。</li> <li>・環境保全活動を推進する指導的役割を担う人材や、地域におけるコーディネーターとしての役割を担う人材の育成を図ります。</li> <li>・幼児期、児童期、高齢期などそれぞれのライフステージをつなぐ新しいスタイルの環境教育を実施し、充実を図ります。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の、森林づくりに関する学習機会の確保に努めます。</li> <li>・環境保全活動を推進する指導的役割を担う人材や、地域におけるコーディネーターとしての役割を担う人材の育成を図ります。</li> <li>・全道の環境教育指導者のネットワークの構築を図ります。</li> <li>・幼児期、児童期、高齢期などそれぞれのライフステージをつなぐ新しいスタイルの環境教育を実施し、充実を図ります。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

「木育」とは、子どもをはじめとするすべての人が、「木とふれあい・木に学び・木と生きる」取組を通じて、人と、木や森とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育むことです。

森の中での実体験や木にふれ親しむことによって、「思いやりとやさしさ」の心を育ててください。

( 北海道の木育 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/mokuiku/> )

森で遊び・森から学ぶなど、森の中での実体験を通じて、子どもたちの「生きる力」を育てるため、地域の皆さんとともに「げんきの森」を設定していきますので、皆さんも「げんきの森」で、森の体験活動や森遊びの達人との交流を楽しんで下さい。

「げんきの森」については、最寄りの支庁林務課または森づくりセンターにお問合せください。

環境の村事業は民間への委託により、当別町内及び道民の森青山中央地区内環境の村において実施していますので、積極的な参加をお願いします。事業の詳細については、道のホームページを参考にしてください。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/kss/mura/index.htm> )

## 17 地球温暖化防止への貢献

政策 121 「法人の森」など多様な手法による森林整備の取組を拡大し、地球温暖化防止に貢献する北海道の森林資源を守り、その機能を維持していきます。

[ 【目標】 本道森林の温室効果ガス吸収量 327万t-c (平成22年度) ]

### 政策の展開方向

森林による二酸化炭素吸収機能を高度に発揮させるため、地域の特性に応じた森林の整備や木材及び木質バイオマスの利用、道民参加の森林づくりなどを推進し、地球温暖化防止に貢献する北海道の森林づくりを進めます。

環境に貢献したい企業を全国から募り、手入れの行き届かない道内の森林整備に結びつける「ほっかいどう企業の森林づくり」などによる様々な手法を活用し、多様な森林整備の取組を促進します。

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給など、期待される様々な機能に応じた森林の整備を進めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道森林吸収量確保推進計画」を策定するとともに、計画に基づく森林づくりを実施します。</li> <li>・「ほっかいどう企業の森林づくり」を推進し、地域関係者と企業等の連携による森林づくりを支援します。</li> <li>・森林機能評価基準の普及・活用に取り組みます。</li> <li>・森林整備事業の効率的な実施に取り組みます。複層林<sup>*</sup>や針広混交林<sup>*</sup>の造成など多様な森林整備を進めるため、市町村と連携して「21世紀北の森づくり推進事業」を実施します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道森林吸収量確保推進計画」に基づく森林づくりを実施します。</li> <li>・「ほっかいどう企業の森林づくり」を推進し、地域関係者と企業等の連携による森林づくりを支援します。</li> <li>・森林機能評価基準の普及・活用に取り組みます。</li> <li>・森林整備事業の効率的な実施に取り組みます。市町村と連携して「21世紀北の森づくり推進事業」を実施します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道森林吸収量確保推進計画」に基づく森林づくりを実施します。</li> <li>・「ほっかいどう企業の森林づくり」などによる多様な森林づくりを進めます。</li> <li>・森林機能評価基準の普及・活用に取り組みます。</li> <li>・森林整備事業や「21世紀北の森づくり推進事業」を実施します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

「ほっかいどう企業の森林づくり」は、企業が社会貢献として行う森林づくり活動を道が支援する制度です。

道では、企業に整備いただく候補森林の登録、企業への紹介をはじめ情報提供やコーディネートなど様々なサポートを行いますので、森林をお持ちの方や社会貢献に取り組みたい企業の皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/sinrindukuri> )

植樹祭や森林教室等の「森林づくり活動」に積極的に参加して、協働の森づくりを進めましょう。

地域の森林づくりのためには、まずその森林が発揮している様々な機能の現状を把握することが大切です。森林のはたらきを測るものさしである“森林機能評価基準”を積極的に活用しましょう。

政策 122 CO<sub>2</sub>等の排出量削減に向けた北海道独自の環境目標を設け、その達成企業には表彰・認証を行うなど、環境に配慮した企業活動のステータス確立をめざします。

### 政策の展開方向

企業の地球温暖化防止に向けた取組を促進するため、企業におけるCO<sub>2</sub>等削減に向けた環境目標を北海道独自に設定し、その目標を達成した企業を評価し、認定する仕組みとして環境貢献企業認定制度を導入し、環境に配慮した企業活動のステータスの確立を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 庁内関係部局で構成するワーキングを設置し、環境保全に貢献する企業を評価し認定する「環境貢献企業認定制度」について検討を進めます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経済界や関係団体などと意見交換を行い、認定制度全体の枠組みをつくります。</li><li>・ 認定基準や評価方法などを検討し、「環境貢献企業認定制度」を創設します。</li><li>・ 道内における温室効果ガス排出実態等を把握するための調査を実施します。</li></ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自然環境や循環型社会など分野ごとに、認定制度に基づく評価・認定を行います。</li><li>・ 排出実態調査の結果などを踏まえ、企業におけるCO<sub>2</sub>削減目標等について検討を進め、目標を設定します。</li></ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・ CO<sub>2</sub>削減目標等を達成した企業に対して、認定制度に基づく評価・認定を行います。</li></ul>

### 道民の皆さんへ

CO<sub>2</sub>削減など北海道の環境保全に積極的に貢献する企業を評価し、認定する仕組みとして「環境貢献企業認定制度」を創設します。認定された企業の取組への参加やご協力をお願いします。

地球温暖化防止に向けて、一人ひとりが省資源や省エネなど環境に配慮した生活の実践を心がけ、CO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガスの排出が削減されるよう努めましょう。

政策 123 CO<sub>2</sub>排出量の多い自動車等から鉄道や船舶への貨物輸送手段を切り替えるモーダルシフトや、それらを効率的に組み合わせるモーダルミックスへの転換を促進します。

### 政策の展開方向

我が国の総排出量の約2割を占める運輸部門からのCO<sub>2</sub>排出量を削減するため、国や事業者等と連携を図りながら、環境に配慮した貨物輸送手段への転換など環境負荷の小さい物流体系の構築に向けた取組の普及啓発に努めます。

低公害車、低燃費車の導入促進やアイドリングストップなどエコドライブの推進について、道民や関係団体・事業者への普及啓発を行います。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道における総合的な物流施策の推進を図ることを目的に設置された、国が所管する北海道総合物流施策推進会議と連携し、情報収集や普及啓発に努めます。</li> <li>・荷主企業と物流事業者が連携・協働して、北海道における物流のグリーン化を推進することを目的に設置された、国の北海道グリーン物流パートナーシップ推進協議会と連携し、情報収集や普及啓発に努めます。</li> <li>・環境に配慮した貨物輸送手段の転換に向けて、交通事業者などからの情報収集や同事業者などとの連携に努めます。</li> <li>・低公害車セミナーの開催など、低公害車、低燃費車の導入促進やエコドライブについて、推進関係機関と連携した普及啓発を実施します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の物流施策動向の把握に努めるとともに、関係団体等と連携し、情報収集や普及啓発に努めます。</li> <li>・低公害車セミナーの開催など、関係機関と連携した普及啓発を実施します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の物流施策動向の把握に努めるとともに、引き続き関係団体等と連携し、情報収集や普及啓発に努めます。</li> <li>・低公害車セミナーの開催など、関係機関と連携した普及啓発を実施します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

低公害車、低燃費車の導入促進やアイドリングストップなどエコドライブの推進にご協力をお願いします。アイドリングストップなどについては、道のホームページでも情報を提供しています。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/kss/ondanka/idlingstopleaflet.htm> )

政策 124 買い物の際の「マイバッグ」運動の推進や「クールビズ・ウォームビズ」の普及など、環境にやさしい北海道のライフスタイルの定着に取り組みます。

〔 【目標】 環境配慮活動実践者 道民の50%以上 (平成22年度) 〕

### 政策の展開方向

関係団体や事業者と連携してキャンペーンを実施するなど、スーパー等で買い物袋をもらわない「マイバッグ」運動を推進し、環境にやさしいライフスタイルの定着を図ります。

クールビズ・ウォームビズの普及など各種温暖化対策について啓発を行い、環境にやさしいライフスタイルの定着をめざします。また、環境に配慮したイベントを実施するための指針「エコイベントに関するガイドライン」の策定・公表などを通じ、道民や事業者が一体となって取り組む環境配慮行動を促進します。

本道の自然環境保全や循環型社会の実現、地球温暖化防止への対応に向け、環境を重視し、環境に配慮する北海道型環境ライフスタイルを確立するために、道民や事業者など、それぞれの主体が行うべき環境配慮行動を明らかにし、自主的な行動を加速させる行動計画を策定します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体や事業者と連携してマイバッグ・キャンペーンを実施します。</li> <li>・庁内において夏季の温度設定を28℃として執務室での軽装を励行するとともに、オフィスでの暖房温度20℃設定や道独自に家庭での暖房設定温度を1℃下げることと呼びかける「北海道ウォームビズ」を展開します。</li> <li>・環境に配慮したイベントの実施に向け、「チェックシート」を作成し、自主的な点検を推進するとともに、イベント主催者や参加者が主体的に環境配慮に取り組めるよう、「エコイベントに関するガイドライン」を策定します。</li> <li>・庁内関係部局で構成するワーキングを設置し、行動計画の策定に向けた検討を進めます。</li> <li>・環境道民会議の関係団体等と意見交換を行い、行動計画の骨子案を作成します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイバッグ・キャンペーンを実施します。</li> <li>・執務室での軽装を励行するとともに、「北海道ウォームビズ」を展開します。</li> <li>・ガイドラインに沿ったエコイベントの普及を推進します。</li> <li>・庁内ワーキングで作成した行動計画案に対するパブリックコメント等を実施し、行動計画を策定します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイバッグ・キャンペーンを実施します。</li> <li>・執務室での軽装を励行するとともに、「北海道ウォームビズ」を展開します。</li> <li>・ガイドラインに沿ったエコイベントの普及を推進します。</li> <li>・行動計画の普及や、計画に沿った道民・事業者など各主体の環境配慮行動の促進を図ります。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

買い物の際に「マイバッグ」を持参し、レジ袋を断る、簡易包装を申し出るなど、環境に優しいライフスタイルを心がけましょう。

家庭での冷暖房設定温度の見直しにご協力ください。

行楽やイベントに参加するときは、「チェックシート(参加者用)」を活用してエコライフに努めましょう。チェックシートはホームページで入手できます。

( ホームページ [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/kss/poikin/30EcoEvent/ecoevent\\_index.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/kss/poikin/30EcoEvent/ecoevent_index.htm) )



## 18 新エネルギー等の利活用の推進

政策 125 バイオエタノール<sup>\*</sup>の実用化や木質バイオマスの利活用の促進など、北海道に豊富に存在するバイオマス<sup>\*</sup>の活用を進めます。

### 政策の展開方向

#### 【バイオマス燃料の利用拡大】

本道に豊富に存在するバイオマスの利用拡大に向けて、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」（平成19年3月一部変更）及び「新エネルギー開発・導入方策」（平成19年3月策定）に基づき、バイオマス燃料に対する税の減免措置など国に要望するとともに、公設試験研究機関の研究開発の推進などに取り組みます。

バイオエタノールの実用化に向け、産学官連携による調査研究や製造実証等の取組に必要な支援、課題解決に向けた国への要望等を行うとともに、産業界や道民に対し、利用拡大に向けた普及啓発の取組を進めます。

#### 【北海道らしいバイオマスの利活用】

平成17年9月に設立した「北海道バイオマスネットワーク会議」を活用するなど、産学官が相互に連携した取組を進めるとともに、循環資源利用促進税事業などにより設備整備等を促進します。

また、「北海道リサイクル製品認定制度」などにより、北海道らしい地域特性に応じたバイオマスの利活用を推進します。

下水道処理施設におけるバイオマスを利用したエネルギー利活用等について検討を行います。

#### 【木質バイオマスの利用促進】

森林施業の過程で発生する林地残材などの未利用資源を有効に活用するため、家庭や産業など多様な分野での木質ペレット等木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<b>【バイオマス燃料の利用拡大】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマス燃料の導入拡大に向けた検討を行うとともに、バイオマス燃料に対する税の減免措置などを国に要望します。</li> <li>・試験研究機関によるバイオマス関連の研究開発の推進及びその成果の普及を行います。</li> <li>・バイオマス資源をバイオ燃料として有効活用する取組を促進するため、バイオディーゼル燃料(BDF)の導入モデル事業を実施します。</li> <li>・農業団体や民間企業が取り組む「バイオ燃料地域利用モデル実証事業」に対し助言・指導や支援を行うとともに、国に対して必要な要請を行います。</li> <li>・バイオエタノールの製造供給拠点形成、利用拡大に向け、関係機関と連携して研究開発の促進や支援を行います。</li> </ul>
	<b>【北海道らしいバイオマスの利活用】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道バイオマスネットワーク会議において、生活系生ごみの利活用の手引きを作成するなど、普及・啓発を実施します。</li> <li>・循環資源利用促進税を活用し、設備整備や研究開発などに対して支援します。</li> <li>・「北海道リサイクル製品認定制度」などにより、バイオマス資源を原料とした再生品の利用拡大を図ります。</li> <li>・下水道処理施設におけるバイオマスを利用したエネルギー利活用等について検討を行います。</li> <li>・バイオマスの利活用を推進するための堆肥化施設等の整備に対して支援します。</li> </ul>
	<b>【木質バイオマスの利用促進】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道木質ペレット推進協議会等と連携し、木質バイオマスのエネルギー利用を進めます。</li> <li>・木質ペレット燃焼機器の導入に対する支援や木質バイオマスの供給者と利用者のコーディネートを進めます。</li> </ul>

H20	<p>【バイオマス燃料の利用拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマス燃料に対する税の減免措置などを国に対し要望します。</li> <li>・試験研究機関によるバイオマス関連の研究開発の推進及びその成果の普及を行います。</li> <li>・バイオマス燃料の導入拡大に向けた必要な取組を推進します。</li> <li>・バイオディーゼル燃料（BDF）の導入を促進するため、普及啓発を実施します。</li> <li>・農業団体や民間企業が取り組む「バイオ燃料地域利用モデル実証事業」に対し助言・指導や支援を行うとともに、国に対して必要な要請を行います。</li> <li>・バイオエタノールの製造供給拠点の形成や利用拡大に向け、関係機関と連携して研究開発の促進や支援を行います。</li> </ul>
	<p>【北海道らしいバイオマスの利活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道バイオマスネットワーク会議において、地域ネットワークの構築を促進します。</li> <li>・循環資源利用促進税を活用し、設備整備や研究開発などに対して支援します。</li> <li>・「北海道リサイクル製品認定制度」などにより、バイオマス資源を原料とした再生品の利用拡大を図ります。</li> <li>・下水道処理施設におけるバイオマスを利用したエネルギー利活用等について検討を行います。</li> <li>・バイオマスの利活用を推進するための堆肥化施設等の整備に対して支援します。</li> </ul>
	<p>【木質バイオマスの利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道木質ペレット推進協議会等と連携し、木質バイオマスのエネルギー利用を進めます。</li> <li>・木質ペレット燃焼機器の導入に向けた普及・PRや、木質バイオマスの供給者と利用者のコーディネートを進めます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、上記の取組を着実に進め、北海道のバイオマスの利用拡大に努めます。</li> </ul>

## 道民の皆さんへ

エネルギー需給の安定や地球温暖化防止などのためには、バイオマスなど新エネルギーの開発・導入の促進はとて重要で重要。道、道民、事業者がそれぞれにおいて、環境に優しい新エネルギー設備・機器の利用拡大など、その推進に向けた行動を自主的、積極的に取り組む必要があると考えていますので、ご協力をお願いします。

バイオマス資源の利活用の促進には、道民の皆さんのご協力が不可欠です。事業活動において、バイオマス資源の積極的な利活用に取り組むとともに、家庭生活においても、廃食用油や生ごみの分別収集・資源回収へのご協力をお願いします。

バイオエタノールの製造と利用は、地球環境問題への貢献だけではなく、原料供給を通じた北海道農業の振興や新たな産業の創出が期待される取組です。皆さんのご理解をお願いします。

下水道は資源・エネルギーの再生工場と考えています。皆さんからのご提言やご意見をお寄せください。

（ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/kgs/homepage/gesui/index.htm>）

ペレットストーブの展示会等を通じて実際に触れていただき、ペレットストーブの良さを実感してください。

間伐材などをペレットに加工し、地域のエネルギーとして活用していくことは、新たな産業おこしや森林資源の循環利用、さらには地球温暖化防止のためにも重要であることをご理解願います。

政策 126 省エネルギーを一層徹底していくとともに、雪氷冷熱<sup>\*</sup>や燃料電池、太陽光、風力など地球に優しいクリーンな新エネルギーの利活用を促進します。

〔【目標】 新エネルギーの導入量 原油換算で193万k1 (平成22年度)〕

### 政策の展開方向

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」及び「新エネルギー開発・導入方策」に基づき、E S C O事業<sup>\*</sup>の活用促進等による省エネルギーの推進や民間団体等の自発的な活動の促進等による新エネルギーの利用拡大に向けた取組を推進します。

道営電気事業の運営を通して得られたノウハウを活用し、市町村等における新エネルギーの取組を支援します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー推進に向けた普及啓発を行います。</li> <li>・地域における新エネルギーの事業化を支援します。</li> <li>・省エネ新エネ情報を提供します。</li> <li>・雪氷エネルギーのビジネス化に向けた取組を進めます。</li> <li>・「地域新エネルギーアドバイザー制度」(平成17年6月創設)により、市町村等の新エネルギーの取組を支援します。</li> <li>・新エネルギーの普及啓発のため、小平オンネ風力発電所の運転状況に関するデータの情報提供及び新エネルギーについての調査研究を行います。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー推進に向けた普及啓発を行います。</li> <li>・地域における新エネルギーの事業化を支援します。</li> <li>・省エネ新エネ情報を提供します。</li> <li>・雪氷エネルギーの導入拡大に向けた施策を検討します。</li> <li>・「地域新エネルギーアドバイザー制度」により、市町村等への新エネルギーの取組を支援します。</li> <li>・新エネルギーの普及啓発のため、小平オンネ風力発電所の運転状況に関するデータの情報提供及び新エネルギーについての調査研究を、引き続き行います。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー推進に向けた普及啓発を行います。</li> <li>・新たな行動計画策定に向けた検討を行います。</li> <li>・省エネ新エネ情報を提供します。</li> <li>・雪氷エネルギーの導入拡大に向けた施策を検討します。</li> <li>・「地域新エネルギーアドバイザー制度」により、市町村等の新エネルギーの取組を支援します。</li> <li>・新エネルギーの普及啓発のため、小平オンネ風力発電所の運転状況に関するデータの情報提供及び新エネルギーについての調査研究を、引き続き行います。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

エネルギー需給の安定や地球温暖化防止などにあたって、省エネルギーの促進と新エネルギーの開発・導入の促進は、とても重要です。道、道民、事業者がそれぞれにおいて、エネルギーを無駄なく大切に使用するとともに環境に優しい新エネルギー設備・機器の導入や普及啓発など、省エネ・新エネの推進に向けた行動を、自主的、積極的に取り組むよう、ご協力をお願いします。

市町村等へ新エネルギーを導入するため、「地域新エネルギーアドバイザー制度」を活用してください。

# 未来を拓く人づくり

## 19 子育て王国・北海道づくり

政策 127 子どもを望む夫婦や子育て世代の経済的な負担を軽減するため、不妊治療費や乳幼児医療費への助成を拡大します。

【目標】不妊治療費の助成拡大（平成19年度～）  
乳幼児医療費の助成拡大（平成20年度～）

### 政策の展開方向

子どもを望む夫婦の経済的な負担を軽減するため、高額な治療費の実態に応じ、不妊治療費助成事業の拡充が図られるよう国に要望します。

各市町村が実施している乳幼児医療給付事業に助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減や乳幼児の疾病の早期診断と早期治療の促進を図るとともに、国による乳幼児医療助成制度の創設を要望します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・不妊治療費の助成事業を拡充します。</li><li>・市町村が実施する乳幼児医療給付事業を支援するとともに、関係機関等の意見等を踏まえて、乳幼児医療費助成拡大について検討します。</li><li>・離島における妊産婦の方々の経済的・身体的負担の軽減を図るため、健診や出産のために定期的に島外で受診する場合のフェリー代について支援します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・不妊治療費助成制度が積極的に活用されるよう周知に努めます。</li><li>・市町村が実施する乳幼児医療給付事業への支援など、子育て世代の経済的負担を軽減する取組を進めます。</li><li>・離島における妊産婦への支援について市町村と連携して検討します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・不妊治療費助成制度が積極的に活用されるよう指定医療機関へのポスター、パンフレット配付など周知に努めます。</li><li>・市町村が実施する乳幼児医療給付事業への支援など、子育て世代の経済的負担を軽減する取組を進めます。</li></ul>

### 道民の皆さんへ

道では、子どもを望まれるご夫婦に対し不妊治療の助成を行っていますので、制度の積極的な活用をお願いします。

市町村と連携し、子育て世代の負担軽減を図り、安心して医療機関に受診できるよう努めていきます。

政策 128 子育て支援の充実のため、市町村と連携・協働して次のような施策を展開します。

- ・子育て家庭を支援する協賛企業による「買い物割引特典制度」を創設します。
- ・地域ぐるみの子育て支援の拠点となる「地域子育て支援センター」、「つどいの広場」を整備します。
- ・生後4か月までの乳児家庭を訪問し助言などを行う「こんにちは赤ちゃん事業」の実施を促進します。
- ・子どもたちの放課後の居場所となる「児童クラブ」、「子ども教室」を整備します。
- ・妊婦の無料検診の回数を5回程度まで拡大することをめざします。
- ・子育てを応援する「せわずき・せわやき(すきやき)隊」の結成を促します。

- 【目標】市町村等と連携・協働して各種施策を順次実施(平成19年度～)
- ・子育て家族を支援する協賛企業による「買い物割引特典制度」の創設
  - ・乳児家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」の実施
  - ・妊婦の無料健康診断回数を5回程度まで拡大

### 政策の展開方向

子育て世帯の経済的負担の軽減に資するため、「子育て特典制度(仮称)」のガイドラインを定め、協賛する商工団体や企業などに対し、特典制度への参加を幅広く呼びかけます。

地域における子育て支援拠点をつくる「地域子育て支援拠点事業」を活用し、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、情報の提供、講習等の実施などを推進します。

乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)の実施を推進します。

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれるよう放課後等の子どもたちの安全な活動場の確保を図るため、市町村が策定する「放課後子どもプラン」に対して支援を行うとともに、推進委員会を設置し、放課後対策事業の検証・評価等を行います。

妊婦健康診査については、安心、安全な妊娠出産を確保するためにも、さらなる財源措置が講じられるよう国へ要望します。

「せわずき・せわやき(すきやき)隊」(子育て支援ボランティア)の活動がすべての市町村で行われるよう、市町村と協力して設置促進を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<p>【子育て特典制度(仮称)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協賛する商工団体など道内関係者の理解と協力を得ながら、「子育て特典制度(仮称)」の円滑な導入を図るため、ガイドラインを策定します。</li> </ul>
	<p>【地域の子育て支援拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北の大地 子ども未来づくり北海道計画」(平成17年3月策定)に基づき、各市町村に対し、「地域子育て支援センター」、「つどいの広場」の設置を働きかけます。</li> </ul>
	<p>【こんにちは赤ちゃん事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生後4か月までの全戸訪問事業」(こんにちは赤ちゃん事業)の導入に向けて、道内市町村の実施予定を把握するとともに、各市町村に対し、事業の実施を働きかけます。</li> </ul>
	<p>【子どもたちの放課後の居場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する「放課後子どもプラン」の円滑な展開に向け、「放課後子ども教室推進事業」と連携して、総合的な放課後児童対策を推進します。</li> <li>・市町村が実施する放課後子ども教室推進事業を支援します。</li> <li>・放課後対策事業の総合的なあり方を検討し、各市町村に対し情報提供を行います。</li> <li>・各市町村で実施される放課後対策事業に関わる指導員等の資質向上を図るための研修会を実施します。</li> </ul>
	<p>【妊婦健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査の公費負担単価について関係機関と調整し、市町村の妊婦健診回数の拡大が可能となるよう体制を整備するとともに、必要に応じた助言を行います。</li> </ul>
	<p>【せわずき・せわやき(すきやき)隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「せわやき・せわずき(すきやき)隊」の設置促進に向け、各保健福祉事務所を通じ市町村への働きかけや助言を行います。</li> </ul>

H20	<p>【子育て特典制度（仮称）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育て特典制度（仮称）」のガイドラインをもとに、市町村と連携し、協賛する商工団体や企業などに幅広く制度への参画を働きかけながら、各市町村での制度導入を推進します。</li> </ul>
	<p>【地域の子育て支援拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村に対し、「地域子育て支援センター」、「つどいの広場」の設置を働きかけます。</li> </ul>
	<p>【こんにちは赤ちゃん事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こんにちは赤ちゃん事業について、事業内容などの充実が図られるよう、研修会を実施します。</li> </ul>
	<p>【子どもたちの放課後の居場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「放課後子どもプラン」に基づく総合的な放課後児童対策を推進します。</li> <li>・市町村が実施する放課後子ども教室推進事業を支援します。</li> <li>・放課後対策事業の総合的なあり方を検討し、各市町村に対し情報提供を行います。</li> <li>・各市町村で実施される放課後対策事業に関わる指導員等の資質向上を図るための研修会を実施します。</li> </ul>
	<p>【妊婦健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無料の妊婦健診が5回程度まで拡大されるよう、市町村に対し働きかけるとともに、必要に応じた助言を行います。</li> </ul>
	<p>【せわずき・せわやき（すきやき）隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「せわずき・せわやき（すきやき）隊」の設置促進に向け、各保健福祉事務所を通じ市町村への働きかけや助言を行います。</li> </ul>
H21 ～ H22	<p>【子育て特典制度（仮称）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育て特典制度（仮称）」の充実に向けて、市町村と連携し、制度への参加について、協賛する商工団体や企業などに幅広く働きかけていきます。</li> </ul>
	<p>【地域の子育て支援拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村に対し、「地域子育て支援センター」、「つどいの広場」の設置を促進します。</li> <li>・「北の大地 子ども未来づくり北海道計画」に代わる次期計画の策定に際し、「地域子育て支援センター」、「つどいの広場」の設置の継続を検討します。</li> </ul>
	<p>【こんにちは赤ちゃん事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こんにちは赤ちゃん事業の実施市町村数の拡大を図るとともに、実施市町村に対しては、事業効果が高まるよう支援を行います。</li> </ul>
	<p>【子どもたちの放課後の居場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「放課後子どもプラン」に基づく総合的な放課後児童対策を推進します。</li> <li>・市町村が実施する放課後子ども教室推進事業を支援します。</li> <li>・放課後対策事業の総合的なあり方を検討し、各市町村に対し情報提供を行います。</li> <li>・放課後対策事業に関わる指導員等の事業関係者に対し資質向上を図るための研修会を実施します。</li> </ul>
	<p>【妊婦健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無料の妊婦健診が5回程度まで拡大されるよう、市町村に対し働きかけるとともに、必要に応じた助言を行います。</li> </ul>
	<p>【せわずき・せわやき（すきやき）隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「せわずき・せわやき（すきやき）隊」の設置促進に向け、各保健福祉事務所を通じ市町村への働きかけや助言を行います。</li> </ul>

## 道民の皆さんへ

道では、社会全体で子育てを支援する気運の醸成を目指し「子育て特典制度」の導入を検討しています。協賛する商工団体や企業をはじめとする道内の関係者の皆さんの参画と子育て支援に向けたご理解とご協力をお願いします。

「地域子育て支援センター」、「つどいの広場」を開設しています。親子の交流の場や子育てサークル等、地域ぐるみの子育て支援活動の拠点として、積極的に活用してください。

「こんにちは赤ちゃん事業」は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐきっかけとして、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を図るものです。母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等の皆さんには、市町村の実施方法に応じて訪問者となってご協力をいただくほか、道民の皆さんには、乳児のいる家庭への日常の声かけや助け合いの輪を拡げてください。

「放課後児童クラブ」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、家庭に代わる生活の場を提供することを目的としています。ご利用を希望される場合は、各市町村にお尋ねください。

放課後子ども教室推進事業は、放課後等に安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することを目的としていることから、市町村における事業実施において積極的なボランティア参加をお願いします。

市町村と連携し、無料の妊婦健診の回数拡大をめざしますので、妊婦の皆さんは、安心・安全な妊娠出産のため、定期的な健康診査の受診をお願いします。

また、社会全体で子育てを支援する基盤づくりの一環として、市町村の協力を得て、身近な地域で子育て支援を行うボランティア団体「せわずき・せわやき（すきやき）隊」の設置を進めています。子育て経験のある皆さんの参加・ご協力をお願いします。

政策 129 家庭で養育が困難な乳幼児を、可能な限り家庭に近い環境で養育できるよう、児童相談所の機能を強化し、里親や地域に対する支援を充実します。

### 政策の展開方向

家庭で養育が困難な乳幼児を可能な限り家庭に近い環境で養育できるよう、児童相談所の体制の強化を図り、里親制度の取組を推進するとともに、里親登録者の拡大を図るため、市町村等と連携を図りながら、道民の皆さんに幅広く里親制度の啓発を行います。

里親と児童福祉施設との交流を進め、施設養護から家庭的養護への促進を図ります。

里親が抱える養育上のストレスなどの負担の軽減や養育技術の向上を図るため、養育補助者の派遣、里親相互の交流の場の提供、研修の実施など里親支援に取り組みます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親制度の積極的な啓発に取り組み、特に、毎年10月は「里親強調月間」と位置づけ、里親制度の集中的な啓発を行います。</li> <li>・里親委託の促進を図ります。</li> <li>・道内8箇所の児童相談所毎に、委託里親家庭への養育補助者の派遣や里親交流の場の提供など里親支援に取り組みます。</li> <li>・児童相談所に里親制度に係る専任の職員を配置します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親制度の普及・啓発に取り組みます。</li> <li>・里親委託の促進を図ります。</li> <li>・里親支援に取り組みます。</li> </ul>
H21 ~ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親制度の啓発及び里親支援に、引き続き取り組みます。</li> <li>・引き続き、里親登録者の拡大及び里親委託の促進を図ります。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

里親制度は、乳幼児期の愛着形成が大変重要な時期に、保護者からの虐待や養育放棄など家庭での養育に恵まれない子どもを、暖かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で保護者に代わって養育していただく、大変有意義な制度です。

里親登録に当たっては、北海道の認定が必要となりますが、児童福祉に熱意と情熱が有る方であればどなたでも申請することができますので、詳しいお問い合わせは、最寄りの児童相談所にお尋ね下さい。

政策 130 子育て家庭が道営住宅に入居しやすくなるよう、その環境整備を行います。

### 政策の展開方向

道営住宅において先進的に取り組んできた、住宅に困窮する子育て世帯に対する良質な住宅供給と子育て支援サービスの提供を併せて実施する「子育て支援住宅」について、住宅の使い勝手や子育て支援サービスの実施状況の検証を行い、「子育て支援住宅」における住宅・団地集会所等の広さや間取り、設備など子育てに配慮した仕様などをまとめ、これらの情報を基に、市町村に対し技術的な助言などを行うことにより、市町村営住宅での「子育て支援住宅」の普及を促進します。

道営住宅においては、引き続き、市町村と連携して、道営子育て支援住宅のモデル的な整備に取り組みます。

既存公営住宅の集会所等を既成市街地における子育て支援活動の場として活用するなど、子育て支援に資する公営住宅団地の活用について検討します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・道営子育て支援住宅の検証を行うとともに、市町村と連携して、道営子育て支援住宅のモデル的な整備に取り組みます。</li><li>・検証結果を基にした市町村への情報提供や技術的支援により、市町村営住宅における子育て支援住宅の普及を推進します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村と連携して、道営子育て支援住宅のモデル的な整備に取り組みます。</li><li>・検証結果を基にした市町村への情報提供や技術的支援により、市町村営住宅における子育て支援住宅の普及を推進します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村と連携して、道営子育て支援住宅のモデル的な整備に取り組みます。</li><li>・検証結果を基にした市町村への情報提供や技術的支援により、市町村営住宅における子育て支援住宅の普及を推進します。</li><li>・既存公営住宅団地の集会所等を既成市街地における子育て支援活動の場として活用する方策などについて検討します。</li></ul>

### 道民の皆さんへ

住民の皆さんには、子どもが安全に育つことができるよう、子どもの一時的預かりや見守り、子育てに関する相談などに積極的に関わるとともに、子育て支援住宅のモデル的な整備に取り組みます。

民間事業者の皆さんには、子育てに適した良質な住宅の供給や子育て支援サービスと連携した住宅供給を積極的に行うようお願いします。



## 20 北海道らしい教育の推進

政策 131 人格形成の基礎を培う幼児教育の振興や、幼児期の子どもたちの主体性や自律心を養い、一人ひとりの無限の力を引き出す幼稚園を応援します。

### 政策の展開方向

私立幼稚園経営の健全化、保護者の経済的負担の軽減、教育条件の維持向上等を図るため、私学助成を行います。

幼児期の子どもたちの主体性や自律心を養い、特色ある教育活動の充実に向け優れた実践例を紹介するなど、公立幼稚園の支援に努めます。

幼稚園教育に関する各種研修を通じて、幼稚園の教育課程の充実に努めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者のニーズの多様化に対応した特色ある教育を行う私立幼稚園に対する助成を行います。</li><li>・本道の幼稚園における教育課程にかかわる優れた実践研究の成果を冊子にまとめ、全道の幼稚園に配付し、教育課程の改善・充実に図ります。</li><li>・教育課程の編成及び実施上の諸問題についての研究協議や幼稚園経営及び教育指導上の諸問題についての協議を行い、幼稚園教育の振興・充実に図ります。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・特色ある教育を行う私立幼稚園に対するより効果的な助成を行います。</li><li>・平成19年度の取組の成果を踏まえ、引き続き、幼稚園の実践研究の成果を冊子にまとめ、全道の幼稚園に配付し、教育課程の改善・充実に図ります。</li><li>・幼稚園教育要領の改訂の趣旨や内容などについて、各種研修事業等を通じて周知し、理解を図り、幼稚園教育の充実、発展を図ります。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・私立幼稚園に対するより効果的な助成を行います。</li><li>・前年度の取組の成果を踏まえ、幼稚園の実践研究の成果を冊子にまとめ、全道の幼稚園に配付し、教育課程の改善・充実に図ります。</li><li>・各種研修等を通じて、幼稚園教育の充実、発展を図ります。</li></ul>

### 道民の皆さんへ

障がいを持つ幼児が就園可能な幼稚園については、道のホームページ等で各幼稚園の連絡先をご確認の上、個別にご相談ください。

(道のホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/> )

幼児期の教育の重要性を踏まえ、幼稚園教育の理解を図るため、道教委のホームページ等で幼稚園教育の内容や実践事例等を紹介していますので、ご覧ください。

(道教委のホームページ <http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm> )

政策 132 独自の建学精神と教育理念に基づき、特色ある教育を進める私学教育の振興に努めます。

#### 政策の展開方向

独自の建学精神に基づき特色ある教育を行う私立学校に対し、教育条件の維持・向上、学校経営の健全化や生徒等の保護者負担の軽減等を図るため、効果的、効率的な私学助成を行います。

#### 政策展開のプロセス

H19	・特色ある教育を行う私立学校に対する助成を行います。
H20	・前年度の助成内容の検討等を踏まえ、より効果的な助成を行います。
H21 ～ H22	・引き続き助成内容についての検討等を進め、より効果的な助成を行います。

#### 道民の皆さんへ

私立高校に通学する生徒を対象に、私立高校授業料軽減補助、奨学金及び入学金の貸付事業なども実施しています。

( 各制度の紹介 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/gakuji-hp/koukou.htm> )

授業料の軽減補助などについては、各学校が窓口になっていますので、お気軽にご相談ください。

政策 133 幼児期からの読書活動を推進するため、「ブックスタート事業」の輪を全道 100 市町村に広げます。

[ 【目標】 100市町村で「ブックスタート事業」を実施(平成22年度) ]

#### 政策の展開方向

幼児期からの読書活動を推進するため、「ブックスタート事業」のさらなる広がりをめざして、普及・啓発やボランティア情報の招集・提供に取り組みます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・ブックスタート、読み聞かせ、子育て支援ボランティアのネットワークづくりを推進します。</li><li>・「ブックスタート事業」の普及・啓発やボランティア情報の提供を推進します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・「ブックスタート事業」の普及・啓発やボランティア情報の提供を推進します。</li><li>・「ブックスタート事業」の普及を推進するための新たな仕組みを検討します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・「ブックスタート事業」の普及・啓発やボランティア情報の提供を引き続き推進します。</li><li>・事業の普及を推進する新たな仕組みを普及・啓発し、幼児期からの読書活動を推進します。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

ブックスタートは、親子が絵本を介し、温かく楽しいひとときを持つことを応援する運動です。ブックスタートを地域社会に浸透させるために、図書館や保健センター、地域の子育て支援センターやボランティアの方々の連携・ご協力をお願いします。

政策 134 いじめ等の未然防止や早期発見・早期解消に向け、学校でのスクールカウンセラーの拡充やきめ細かな教育相談体制の充実などに取り組みます。

[ 【目標】 学校でのスクールカウンセラーの拡充（平成19年度～） ]

#### 政策の展開方向

いじめ等の未然防止、早期発見・早期解消を図るため、子どもたちの心の悩みや不安を受け止めて相談に当たるスクールカウンセラーの配置の拡充や教育相談電話の24時間体制の整備等を進めます。

個々の子どもの悩み・不安の相談や解決のために、きめ細かなサポート体制を整備するなど、学校における教育相談体制等の充実に取り組みます。

新たないじめ対策プログラムを作成し、学校や家庭と市町村教育委員会はもとより、警察や児童相談所等の関係機関と連携し、地域が一体となって、いじめ根絶に向けた取組を進めます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・道立学校におけるスクールカウンセラーの配置を拡充します。</li><li>・教育相談電話の24時間体制を実施します。</li><li>・学校における教育相談体制の充実に取り組みます。</li><li>・いじめ根絶に向け地域ぐるみで取り組みます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育相談電話の24時間体制を実施します。</li><li>・学校における教育相談体制の充実に取り組みます。</li><li>・いじめ根絶に向け地域ぐるみで取り組みます。</li></ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育相談電話の24時間体制を実施します。</li><li>・学校における教育相談体制の充実に取り組みます。</li><li>・いじめ根絶に向けた地域ぐるみの取組の成果を検証し、新たないじめ対策プログラムを作成し、その普及・啓発を図ります。</li></ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育相談電話の24時間体制を実施します。</li><li>・学校における教育相談体制の充実に取り組みます。</li><li>・新たないじめ対策プログラムの普及・啓発を図り、いじめ根絶に向けた取組を推進します。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

児童生徒のいじめ等の未然防止や早期発見・早期解消のためには、学校、家庭、市町村教育委員会、警察、児童相談所等の関係機関と連携し、地域が一体となって取り組むことが大切です。

特に、いじめの問題については、各家庭においても、「いじめは人間として絶対に許されない」ということをしっかりと教えるとともに、日ごろから子どもたちが発するサインを見逃さず、いじめの事実を認知した場合には、学校や関係機関と連携を図って迅速な対応をとるよう、お願いします。

#### 相談窓口

子ども専用フリーダイヤル(含 家庭教育相談) 電話 0120-3882-86 相談時間 毎日 10:00～21:00  
電話 0120-3882-56 相談時間 毎日 24時間

政策 135 読み・書き・計算といった基礎基本を重視した学力の向上とともに、北海道らしい道徳や国際理解教育、環境教育などを推進します。

## 政策の展開方向

### 【学力の向上】

学力の向上を図るため、学ぶ意欲を高め、読み・書き・計算といった基礎・基本の定着や個に応じた指導の充実に努めます。

文部科学省研究指定事業の研究指定校や北海道教育委員会の高等学校学力アッププロジェクト推進校等において、学力向上のための指導内容・指導方法に係る実践研究を行い、それらの研究成果を全道の高等学校に普及します。

### 【道徳教育】

ボランティア活動や社会体験活動などを通して、豊かな心をはぐくむ道徳教育の充実に努めます。

### 【国際理解教育】

我が国及び北海道の伝統や文化に関する理解を深め、国際社会に生きる自覚を涵養するとともに、国際的な理解と協調を図る上で大切な英語などの外国語のコミュニケーション能力の育成に努めます。

### 【環境教育】

児童生徒が自然環境に関心をもち、環境に配慮した行動ができるよう、地域の実態や児童生徒の発達段階に応じた体験活動の展開や地域人材の活用などを行い、北海道の特性を十分に生かした環境教育の一層の充実に努めます。

## 政策展開のプロセス

H19	<b>【学力の向上】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども一人ひとりに「読み・書き・計算」の核となる内容を確実に身に付けさせる指導方法の確立のための調査・研究を展開します。</li> <li>学力向上のための指導内容・指導方法に係る実践研究の充実に図り、その研究成果を広く普及するとともに、高校と大学の情報交換や研究協議を行うフォーラムを開催します。</li> </ul>
	<b>【道徳教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然や人材などの教育環境を活用した各種事業を展開し、道徳教育の充実に図ります。</li> </ul>
	<b>【国際理解教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校における英語活動の充実に図るとともに、外国語指導助手の活用を促進して、国際理解教育の充実に図ります。</li> </ul>
	<b>【環境教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育に係る研究指定校の取組を進め、環境教育の充実に図ります。</li> <li>環境の村事業の実施により、環境保全活動の指導的役割を担う人材や、地域におけるコーディネーターとしての役割を担う人材の育成を図ります。</li> <li>家庭、学校、地域等における環境教育を推進するとともに、社会を構成する様々な主体による自発的な取組を支援します。</li> </ul>
H20	<b>【学力の向上】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども一人ひとりに「読み・書き・計算」の核となる内容を確実に身に付けさせる指導方法の確立のための調査・研究を展開し、課題に応じた改善方策の構築に努めます。</li> <li>学力向上のための指導内容・指導方法に係る実践研究の充実に図り、その研究成果を広く普及するとともに、高校と大学の情報交換や研究協議を行うフォーラムを開催します。</li> </ul>
	<b>【道徳教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然や人材などの教育環境を活用した各種事業を展開し、道徳教育の充実に図ります。</li> </ul>
	<b>【国際理解教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校における英語活動の充実に図るとともに、外国語指導助手の活用を促進して、国際理解教育の充実に図ります。</li> </ul>
	<b>【環境教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育に係る研究指定校の取組を進め、環境教育の充実に図ります。</li> <li>環境の村事業を継続して実施するとともに、環境教育指導者等のデータベース化を進めます。</li> <li>環境教育の推進や社会を構成する様々な主体による自発的な取組を支援します。</li> </ul>

H21	<b>【学力の向上】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども一人ひとりに「読み・書き・計算」の核となる内容を確実に身に付けさせる指導方法の確立のための調査・研究を展開し、課題に応じた改善方策の構築に努めます。</li> <li>・教育課程や指導方法を改善・充実するための実践研究を行うとともに、高校と大学の情報交換や研究協議を行うフォーラムを開催します。</li> </ul>
	<b>【道徳教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や人材などの教育環境を活用した各種事業を展開し、道徳教育の充実を図ります。</li> </ul>
	<b>【国際理解教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校における英語活動の充実を図るとともに、外国語指導助手の活用を促進して、国際理解教育の充実を図ります。</li> </ul>
	<b>【環境教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の村事業を継続して実施するとともに、環境教育指導者等のデータベース化を進めます。</li> <li>・幼児期、児童期、高齢期などそれぞれのライフステージをつなぐ新しいスタイルの環境教育を実施し、充実を図ります。</li> </ul>
H22	<b>【学力の向上】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども一人ひとりに「読み・書き・計算」の核となる内容を確実に身に付けさせる指導方法の確立のための調査・研究の成果を取りまとめ、地域や学校への普及・啓発に努めます。</li> <li>・教育課程や指導方法を改善・充実するための実践研究を行い、その成果を広く普及するとともに、高校と大学の情報交換や研究協議を行うフォーラムを開催します。</li> </ul>
	<b>【道徳教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や人材などの教育環境を活用した各種事業を展開し、道徳教育の充実を図ります。</li> </ul>
	<b>【国際理解教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校における英語活動の充実を図るとともに、外国語指導助手の活用を促進して、国際理解教育の充実を図ります。</li> </ul>
	<b>【環境教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の村事業を継続して実施します。</li> <li>・全道の環境教育指導者のネットワークの構築を図ります。</li> <li>・幼児期、児童期、高齢期などそれぞれのライフステージをつなぐ新しいスタイルの環境教育を実施し、充実を図ります。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

各種事業の成果等について、道教委のホームページなどで公表していきますので、皆さんからのご意見やご提言をお待ちしています。

また、国や道の研究指定校など、道立高校の学力向上に係る取組や研究の成果などもホームページに掲載していますので、是非ご覧ください。

( 道教委のホームページ <http://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/> )

政策 136 子どもたちが健康な生活を送ることができるよう、食べることの意味を理解し、安全な食べものを選択する能力や好ましい食習慣を身に付ける「食育<sup>\*</sup>」を推進します。

### 政策の展開方向

「北海道食育推進行動計画～元気もりもり道産子食育プラン～」（平成17年12月策定）に基づき、食育コーディネーターの派遣など地域における取組を支援します。

農水産業、農水産物に関する子どもたちの理解の促進に努めるとともに、学校給食における地場産物の活用を促進するなど、四季折々の豊かな食材に恵まれた北海道の特性を生かした「食育」の推進に取り組みます。

栄養教諭の配置を促進し、給食の時間をはじめ、関連教科等における計画的・継続的な食に関する指導の充実を図るとともに、小学生向けの食に関する学習教材の家庭での活用を働きかけるなどして、学校と家庭が連携した「食育」を推進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育コーディネーターの派遣による地域の食育活動の支援をはじめ、食育講座や食育ファームの推進など体験を通じた北海道らしい食育を進めます。</li> <li>道産水産物の学校給食への導入促進、幼児が好む魚介類料理の検討、学校教諭・道民向けの資料の作成などにより、水産物を介した「食育」を推進します。</li> <li>学校給食の充実を図るため、学校給食関係者を対象とした研修会等を実施するとともに、食に関する指導を充実するため、栄養教諭の配置促進及び資質向上を図る研修会等を実施します。</li> <li>健全な食生活を実践するため、小学生用（保護者用）の食のハンドブックを作成、配付するとともに、学校・家庭・地域の連携による地域に根ざした食育を推進するため、食生活教育実践事業を実施します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育コーディネーターの派遣による地域の食育活動の支援をはじめ、食育講座や食育ファームの推進など体験を通じた北海道らしい食育を進めます。</li> <li>道産水産物の学校給食への導入促進、幼児が好む魚介類料理の検討、学校教諭・道民向けの資料の作成などにより、水産物を介した「食育」を推進します。</li> <li>学校給食の充実を図るため、学校給食関係者を対象とした研修会等を実施するとともに、食に関する指導を充実するため、栄養教諭の配置促進及び資質向上を図る研修会等を実施します。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育コーディネーターの派遣による地域の食育活動の支援をはじめ、食育講座や食育ファームの推進など体験を通じた北海道らしい食育を進めます。</li> <li>水産物を介した「食育」を推進するため、道産水産物の学校給食への導入促進、幼児が好む魚介類料理の検討に取り組みます。</li> <li>学校給食の充実を図るため、学校給食関係者を対象とした研修会等を実施するとともに、食に関する指導を充実するため、栄養教諭の資質向上を図る研修会等を実施します。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の食育活動を支援するとともに、食育ホームページなどにより、食に関する情報を提供します。</li> <li>学校給食の充実を図るため、学校給食関係者を対象とした研修会等を実施するとともに、食に関する指導を充実するため、栄養教諭の資質向上を図る研修会等を実施します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

子どもたちが健全な食習慣を身につける上で、家庭は重要な役割を担っています。

家庭においては、子どもたちが食生活の重要性を理解し、安全・安心な食べ物を選択する力や望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を実践していくことができるようにしましょう。

水産物は、タンパク質やカルシウムをはじめとする栄養成分や、ドコサヘキサエン酸（DHA）やエイコサペンタエン酸（EPA）等機能成分も豊富な食材です。道では、学校給食等を通じ多くの子どもたちに食べてもらうよう取り組んでおりますが、是非、家庭でも、安全で美味しい道産水産物を食べましょう。

北海道の季節の食材を使って料理を作ったり、友人や家族と楽しく食べたり、農林漁業体験を行うなど、様々な経験を通じて「食」に関心を持ち、「食」に関する知識を身につけ、健康で豊かな生活を実現しましょう。詳しくは、食育ホームページ“元気もりもり道産子の食育”をご覧ください。

（食育ホームページ <http://www.marugoto.pref.hokkaido.jp/syokuiku/>）



政策 137 学校評価の充実など、開かれた学校づくりに取り組みます。

政策の展開方向

保護者や地域住民から学校運営に対する理解と協力を得て、信頼される学校づくりを進めるため、自己評価及び外部評価の結果を積極的に説明・公表するなどして、学校評価の充実に努めます。

校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることのできる学校評議員制度を活用するなど、学校・家庭・地域社会の連携による開かれた学校づくりをより一層進めるための取組の充実に図ります。

保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度については、検討等に取り組む学校や市町村に対して、先進事例に関する情報提供などの支援を行うとともに、道立学校において調査研究を進め、モデル的な導入を図ります。

政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係団体と連携を図り、学校評価の実施・公表等の促進に努め、優れた事例や実施・公表状況などを道教委のホームページへ掲載するとともに、各種研修会や学校を訪問しての指導等を通して指導・助言を行い、学校評価の充実に努めます。</li><li>・私立学校についても学校評価の実施状況等を把握するなどして、その充実に努めます。</li><li>・関係団体と連携を図り、学校評議員制度の導入・活用など、地域に信頼される開かれた学校づくりの促進に努めます。</li><li>・地域運営学校（コミュニティ・スクール）に関する調査研究を実施します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係団体と連携を図り、学校評価の実施・公表等の促進に努め、優れた事例や実施・公表状況などを道教委のホームページへ掲載するとともに、各種研修会や学校を訪問しての指導等を通して指導・助言を行い、学校評価の充実に努めます。</li><li>・私立学校についても学校評価の実施状況等を把握するなどして、その充実に努めます。</li><li>・関係団体と連携を図り、学校評議員制度の導入・活用など、地域に信頼される開かれた学校づくりの促進に努めます。</li><li>・地域運営学校（コミュニティ・スクール）のモデル校による試行実施を行います。</li></ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係団体と連携を図り、学校評価の実施・公表等の促進に努め、優れた事例や実施・公表状況などを道教委のホームページへ掲載するとともに、各種研修会や学校を訪問しての指導等を通して指導・助言を行い、学校評価の充実に努めます。</li><li>・私立学校についても学校評価の実施状況等を把握するなどして、その充実に努めます。</li><li>・関係団体と連携を図り、学校評議員制度の導入・活用など、地域に信頼される開かれた学校づくりの促進に努めます。</li><li>・地域運営学校（コミュニティ・スクール）をモデル的に導入します。</li></ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・引き続き関係団体と連携を図り、学校評価の実施・公表等の促進に努め、学校評価の充実に努めます。</li><li>・私立学校についても学校評価の実施状況等を把握するなどして、その充実に努めます。</li><li>・学校評議員制度の導入・活用など、開かれた学校づくりの促進に努めます。</li><li>・地域運営学校（コミュニティ・スクール）の取組を、道教委のホームページに掲載するなど、その成果を普及します。</li></ul>

道民の皆さんへ

地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるため、各学校に対し、各学校の取組や評価結果に基づく改善方策などについてのご意見やご提言を積極的にお寄せください。

（学校評価 ホームページ <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/gakkouhyouka1.htm>）



政策 138 高校の配置については、地域の意見を十分に伺い、必要な対策を講じながら再編整備を進めます。

### 政策の展開方向

平成18年度に策定した「新たな高校教育に関する指針」の考え方にに基づき、生徒の多様な学習ニーズに対応するため、総合学科の設置、全日制普通科高等学校に単位制やフィールド制を導入するなど新しい高校づくりを推進します。

高校の配置については、教育水準の維持向上などを図る観点から中卒者数の増減等に適切に対応し、地域の意見を十分伺い必要な対策を講じながら、定員調整や再編整備を行います。また、道立高校の再編に伴い、遠距離通学等となる場合において、通学費や下宿費にかかる経済負担を軽減し、生徒の修学機会の確保に努めます。

小規模校である地域キャンパス校<sup>\*</sup>には、センター校<sup>\*</sup>から出張授業や遠隔授業などの支援を行い、教育環境の維持向上を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学区域ごとに地域別検討協議会を開催し、地域の意見を伺いながら、「公立高等学校配置計画」（平成20～22年度計画、平成23～26年度見通し）を策定します。（9月策定済）</li> <li>・道立高等学校の再編に伴う通学費等の補助制度について、平成20年度からの開始に向けて、具体的内容の検討を行います。</li> <li>・平成20年度から地域キャンパス校を導入するために必要な準備を進めるとともに、制度の周知を図ります。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学区域ごとに地域別検討協議会を開催し、地域の意見を伺いながら、「公立高等学校配置計画」（平成21～23年度計画、平成24～27年度見通し）を策定します。</li> <li>・道立高等学校の再編に伴う通学費等の補助制度を開始します。</li> <li>・地域キャンパス校を、第1学年1学級の高校から順次導入します。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学区域ごとに地域別検討協議会を開催し、地域の意見を伺いながら、「公立高等学校配置計画」（平成22～24年度計画、平成25～28年度見通し）を策定します。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学区域ごとに地域別検討協議会を開催し、地域の意見を伺いながら、「公立高等学校配置計画」（平成23～25年度計画、平成26～29年度見通し）を策定します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

「公立高等学校配置計画」については、中卒者数の増減に適切に対応し、教育水準の維持向上などを図る観点から、地域のご意見を伺いながら策定するとともに、総合学科の設置など、新しい高校づくりを推進します。「公立高等学校配置計画」については、北海道教育委員会のホームページなどに掲載して参りますので、皆さんからのご意見をお待ちしています。

（ ホームページ <http://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/index.html> ）

### 政策の展開方向

教科及び生徒指導の専門性を高めるため、道内大学と連携して研修を行うなど、教員の資質・能力の向上に努めます。

教員の採用において、使命感や子どもへの愛情、体験に裏付けられた指導力など、人物評価を一層重視する観点に立って、受検者の教員としての資質能力をより適正に評価する方策を検討します。

学校職員の職務に対する意欲を高め、資質・能力の向上及び学校の活性化を図るとともに、その成果を児童生徒に還元していくため、学校職員の意欲や実績などを適切に評価するとともに、優れた実践活動を行う学校職員に対する表彰を行います。

児童生徒を適切に指導できない状況にある教員について、対象者の認定や研修等に関する国の動向などにも十分留意し、新たな認定基準のあり方を検討するとともに、個々の課題に応じた研修内容の充実に努めながら、指導力の向上に努めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10年経験者研修の専門研修（教科指導・生徒指導）を北海道教育大学に委託して実施します。</li> <li>・ 関係者で構成する採用協議会において、今後の教員の採用のあり方について検討し、社会人特別選考、特別支援学校の受検資格、選考検査判定基準について改善を行います。また、選考検査結果を踏まえ、翌年度に向けた選考検査内容について検討します。</li> <li>・ 学校職員の評価制度について、道立学校において試行実施し、市町村立学校において試行実施等できるよう支援等に努めます。また、優れた実践活動を行う学校職員を表彰します。</li> <li>・ 「指導力向上制度」について、外部有識者からなる検討委員会を設置し、研修対象者の認定基準や研修方法等の見直しを検討するとともに、諸規定を整備します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10年経験者研修の専門研修（教科指導・生徒指導）を北海道教育大学に委託して実施します。</li> <li>・ 関係者で構成する採用協議会における優秀な教員の確保の方策や教員の採用選考に関する研究協議内容を参考にし、次年度に向けた選考検査実施要領を定めるとともに、この要領に基づき実施する選考検査結果を踏まえ、翌年度に向けた選考検査内容について検討します。</li> <li>・ 学校職員の評価制度について、道立学校において本格実施し、市町村立学校において本格実施できるよう支援等に努めます。また、優れた実践活動を行う学校職員を表彰します。</li> <li>・ 「指導力向上制度」について新たな認定基準等による制度の運用を図り、教員個々の課題に応じた研修を充実させるなど、指導力の向上に努めます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10年経験者研修の専門研修（教科指導・生徒指導）を実施します。</li> <li>・ 関係者で構成する採用協議会における優秀な教員の確保の方策や教員の採用選考に関する研究協議内容を参考にし、次年度に向けた選考検査実施要領を定めるとともに、この要領に基づき実施する選考検査結果を踏まえ、翌年度に向けた選考検査内容について検討します。</li> <li>・ 学校職員の評価制度について、道立学校において本格実施し、市町村立学校において本格実施できるよう支援等に努めます。また、優れた実践活動を行う学校職員を表彰します。</li> <li>・ 「指導力向上制度」について新たな認定基準等による制度の運用により、指導力の向上に努めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

道教委のホームページ等で教職員の研修事業の体系や内容を紹介していますので、ご覧ください。

（ ホームページ <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/index.html> ）

子どもたちへの深い愛情と使命感を持った多くの優れた方が、教員採用選考検査に受検されることを期待しています。

政策 140 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が行えるよう、有朋高校跡地の有効活用も含め、特別支援教育体制の充実を図ります。

### 政策の展開方向

本道における特別支援教育を推進するための基本方針を策定します。

学校や地域における支援体制の整備充実などを図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に努めます。

特別支援学校のセンター的機能を充実し、幼稚園、小・中学校及び高等学校等への支援体制の整備を図ります。

進学希望者の増加や障がいの重度・重複化などに対応するため、特別支援学校における受入体制の整備に努めます。また、在籍者数が減少している視覚障がいの特別支援学校については、そのあり方について検討します。

卒業後の就労を促進するため、職業学科の見直しを行うなど、自立や社会参加に向けた指導の充実に努めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本道における特別支援教育を推進するための基本的な考え方や施策の方向性を示す「特別支援教育に関する基本方針（仮称）」を策定します。</li> <li>・学校や地域における支援体制の整備充実などを図り、「個別的教育支援計画」の策定や活用を促進し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に努めます。</li> <li>・特別支援学校のセンター的機能を発揮し、特別支援学校から地域の小・中学校等への支援の充実を図ります。</li> <li>・卒業後の就労を促進するため、作業学習・現場実習などの改善を図り、職業教育の充実に努めます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域における支援体制の整備充実などを図り、「個別的教育支援計画」の策定や活用を促進し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に努めます。</li> <li>・特別支援学校のセンター的機能を発揮し、特別支援学校から地域の小・中学校等への支援の充実を図ります。</li> <li>・知的障がい高等養護学校への進学希望者の状況や、特別支援学校の在籍者数・障がいの状況などを踏まえた検討を行い、特別支援学校における受入体制の整備に努めます。</li> <li>・卒業後の就労を促進するため、作業学習・現場実習などの改善を図り、職業教育の充実に努めるとともに、生徒の進路状況や産業動向等を踏まえながら、高等部単置校の職業学科のあり方について検討を行います。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域における支援体制の整備充実などを図り、「個別的教育支援計画」の策定や活用を促進し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に努めます。</li> <li>・特別支援学校のセンター的機能を発揮し、特別支援学校から地域の小・中学校等への支援の充実を図ります。</li> <li>・知的障がい高等養護学校への進学希望者の状況や、特別支援学校の在籍者数・障がいの状況などを踏まえた検討を行い、引き続き特別支援学校における受入体制の整備に努めます。</li> <li>・卒業後の就労を促進するため、高等部単置校の学科転換や作業学習・現場実習の改善などを図り職業教育の充実に努めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、発達障がいを含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものです。特別支援教育についての皆さんからのご意見等をお待ちしています。

政策 141 子どもの生活リズムの改善など家庭教育のあり方も含め、学校と家庭と地域社会が一体となって子どもを守り育てる体制づくりに取り組みます。

【目標】 朝食をとって学校に行く生活習慣普及率 小学生 85%・中学生 82%  
(平成22年度)

### 政策の展開方向

子どもたちの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるために、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことができるよう普及・啓発を行います。

小学生向けの「食」に関する学習教材を配布するなど、子どもたちに一日の流れに沿って食事の大切さを考えさせたり、保護者向けの説明会を設けたりするなどして、子どもたちはもとより家庭に対しても、望ましい食習慣形成の意識啓発を図ります。

企業と北海道教育委員会が家庭教育支援のための職場環境づくりを進めるために協定を結ぶ「北海道家庭教育サポート企業等制度」の取組などの一層の充実を通じて、家庭教育の充実を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活リズムを向上させるための啓発活動としてフォーラムを開催するとともに、学校や家庭、地域と連携した「早寝早起き朝ごはん」運動を展開し、子どもたちの生活リズムの向上に取り組むための推進方策等を検討します。</li> <li>望ましい食習慣などを育成するため、小学生用（保護者用）の食のハンドブックを作成し、配付するとともに、道教委メールマガジン等を活用して家庭や地域への働きかけを推進します。</li> <li>北海道家庭教育サポート企業等制度を実施するとともに、家庭教育支援を地域や企業を含め、社会全体で取り組むことができるよう、普及啓発を図ります。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や家庭、地域と連携した「早寝早起き朝ごはん」運動を展開し、子どもたちの生活リズムの向上の取組を推進します。</li> <li>望ましい食習慣などを育成するため、道教委メールマガジン等を活用した家庭や地域への働きかけを推進します。</li> <li>北海道家庭教育サポート企業等制度を実施するとともに、家庭教育支援を地域や企業を含め、社会全体で取り組むことができるよう、普及啓発を図ります。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や家庭、地域と連携した「早寝早起き朝ごはん」運動を展開し、子どもたちの生活リズムの向上の取組を推進します。</li> <li>望ましい食習慣などを育成するため、道教委メールマガジン等を活用した家庭や地域への働きかけを推進します。</li> <li>北海道家庭教育サポート企業等制度を実施するとともに、普及啓発を図ります。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。家庭でも、早寝早起きや朝ごはんをとるなど、子どもの望ましい基本的な生活習慣の育成に向けた取組を進めましょう。

( メールマガジン <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksk/kouhou/kouhousi/melimg> )

北海道家庭教育サポート企業等制度を実施しますので、多くの企業の参加をお願いします。

( ホームページ <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sgg/kateisp/index.htm> )

政策 142 「道民カレッジ\*」における「ほっかいどう学」の一層の充実や、いつでも誰もが学べる北海道らしい生涯学習活動を推進します。

#### 政策の展開方向

道民に多様な学習機会を提供するため、大学や市町村、NPO等との幅広い連携・協力のもとで、道民カレッジ主催講座・連携講座の充実を図ります。

道民カレッジにおいて、「ほっかいどう学検定」の創設などの評価システムの研究を進めることにより、学んだ成果を生かす仕組みを検討するとともに、称号取得者等の地域における自主的な学習活動を支援します。

資格取得や育児後の女性に対する学習支援を含めた学習機会の提供により、生涯学習の成果を地域づくりや社会参加、個人のキャリア等に生かすことのできる環境整備を推進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道民カレッジにおいて、人づくりを進める「ほっかいどう学」を中心に事業を展開します。</li> <li>・学んだ成果を生かすことのできる仕組み作りのため、検討委員会を組織します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ほっかいどう学」普及のため、「放送講座」や「出前講座」の充実に努めます。</li> <li>・「ほっかいどう学検定」の創設に向けて、関係機関との連携を進めます。</li> <li>・社会参加や再チャレンジのためのニーズ調査を行います。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ほっかいどう学」の推進や道内の各地域学など地域における自主的な学習支援のあり方について検討します。</li> <li>・社会参加や再チャレンジに資する学習機会の提供のあり方について検証します。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ほっかいどう学」や各検定制度を活用し、人づくりや地域の課題解決に向けた環境の整備に取り組めます</li> <li>・社会参加や再チャレンジのための学習情報提供等の支援体制を整備します。</li> </ul>

#### 道民の皆さんへ

道民カレッジは、誰でも、いつでも入学でき、自分の目的や趣味に合わせて学ぶことができます。学べる講座等はホームページなどで公表していますので、是非、多くの道民の皆さんの入学をお待ちしています。

( ホームページ <http://www.hsgk.jp/college/index.html> )

## 2 1 経済や地域を支える人づくり

政策 143 道内の基幹産業である農林水産業や観光産業に関わる人材教育など、北海道経済を支える人づくりを進めます。

【目標】 認定農業者数 34,000 経営体 / 農業生産法人数 2,600 法人  
新規漁業就業者数 のべ 1,000 人 (平成22年度)

### 政策の展開方向

#### 【農業】

北海道担い手育成総合支援協議会が策定する「本道における担い手育成・確保アクションプログラム」に基づき、関係機関・団体と一体となって、品目横断的経営安定対策をはじめとする各種施策の対象となる担い手の育成・確保に向けた取組を推進します。

#### 【水産業】

市町村や関係団体と連携を密にして、漁業以外からの新規就業者の受入体制づくりを促進するとともに、漁業研修所の機能を活用するなどして、担い手の能力向上に取り組みます。

#### 【林業】

高校生の現場体験研修や新規参入者、基幹となる林業労働者の研修の実施などにより、森林整備の担い手の育成・確保を図ります。

#### 【観光】

地域における観光ホスピタリティの定着や人材の育成を進めます。

#### 【職業訓練】

高等技術専門学院において、新規学卒者や離転職者等に対して職業に必要な技能・知識を付与するための職業訓練を行うことにより就職を容易にし、職業生活の安定を図ります。

離転職者等の早期再就職を促進するため、民間教育訓練機関等を活用した機動的な職業訓練を実施するほか、在職労働者の職業能力の向上を図るため、能力開発セミナーを実施します。

若年者のフリーター等に対して、職業意識、職場におけるコミュニケーション能力などの基礎的な能力の習得のため、就職基礎能力速成講座を実施します。

### 政策展開のプロセス

H19	<b>【農業】</b> ・担い手育成・確保目標及びその達成に向けたアクションプログラムを策定し、認定農業者数や農業生産法人などの実績を把握するとともに、品目横断的経営安定対策をはじめとする各種施策の対象となる担い手の育成・確保に向けた取組を推進します。
	<b>【水産業】</b> ・北海道漁業就業支援センターにおける就業相談などの取組支援や、漁業研修所における資格取得に必要な研修などを実施します。
	<b>【林業】</b> ・高校生を対象とした「林業技術現場体験研修」や専門的な知識・高度な技能を習得するための「基幹林業労働者研修」などを実施するとともに、国の「緑の雇用」の研修事業等と連携して、森林整備の担い手の育成・確保を図ります。
	<b>【観光】</b> ・地域の観光ホスピタリティの現状を把握し、地域の観光関係者等を対象とした向上のための学習会を開催します。 ・道民向けアカデミーを開催し、観光ホスピタリティ運動の普及啓発を行います。 ・観光に関わる人材を育成するためのカリキュラムなどの検討を行います。
	<b>【職業訓練】</b> ・高等技術専門学院において、新規学卒者を主体とした職業訓練や、離転職者等の早期再就職を促進するため、民間教育訓練機関等を活用した機動的な職業訓練、在職労働者の職業能力の向上を図るための能力開発セミナーを実施します。 ・若年者のフリーター等に対して、就職基礎能力速成講座を実施します。



H20	<b>【農 業】</b> ・担い手育成・確保目標及びその達成に向けたアクションプログラムを策定するとともに、品目横断的経営安定対策をはじめとする各種施策の対象となる担い手の育成・確保に向けた取組を推進します。
	<b>【水産業】</b> ・漁業への就業を希望する方に対して情報提供や就業相談を行う北海道漁業就業支援センターの取組への支援や漁業研修所における資格取得に必要な研修などを実施します。
	<b>【林 業】</b> ・高校生を対象とした「林業技術現場体験研修」や専門的な知識・高度な技能を習得するための「基幹林業労働者研修」などを実施するとともに、国の「緑の雇用」の研修事業等と連携して、森林整備の担い手の育成・確保を図ります。
	<b>【観 光】</b> ・観光ホスピタリティ運動の普及啓発を行います。 ・観光に関わる人材の育成を進めます。
	<b>【職業訓練】</b> ・高等技術専門学院において、新規学卒者を主体とした職業訓練や、離転職者等の早期再就職を促進するために、民間教育訓練機関等を活用した機動的な職業訓練、在職労働者の職業能力の向上を図るための能力開発セミナーを実施します。 ・若年者のフリーター等に対して、就職基礎能力速成講座を実施します。
H21 ～ H22	<b>【農 業】</b> ・担い手育成・確保目標及びその達成に向けたアクションプログラムを引き続き策定するとともに、品目横断的経営安定対策をはじめとする各種施策の対象となる担い手の育成・確保に向けた取組を推進します。
	<b>【水産業】</b> ・漁業への就業を希望する方に対して情報提供や就業相談を行う北海道漁業就業支援センターの取組への支援や漁業研修所における資格取得に必要な研修などを引き続き実施します。
	<b>【林 業】</b> ・「林業技術現場体験研修」、「基幹林業労働者研修」などの実施や、国の「緑の雇用」の研修事業等との連携により、引き続き森林整備の担い手の育成・確保を図ります。
	<b>【観 光】</b> ・観光ホスピタリティ運動の普及啓発や人材の育成を引き続き進めます。
	<b>【職業訓練】</b> ・高等技術専門学院において、引き続き新規学卒者や離転職者等を対象とした職業訓練などを実施するとともに、若年者のフリーター等に対して、就職基礎能力速成講座を実施します。

## 道民の皆さんへ

北海道担い手育成総合支援協議会において、毎年度、担い手育成・確保目標とその達成に向けたアクションプログラムを策定するとともに、実績を道のホームページなどで道民の皆さんに公表しますので、是非ご覧ください。

( ホームページ <http://www.hca.or.jp/ninaite.html> )

漁業への就業を希望する方は「北海道漁業就業支援センター」に、また、林業への就業を希望する方は「北海道森林整備担い手支援センター」に、それぞれご相談ください。

( 北海道漁業就業支援センター <http://h-suisankai.or.jp/enter.html> )

( 北海道森林整備担い手支援センター <http://www.shiencenter.or.jp/> )

高等技術専門学院では、専門的な技術・技能を習得して就職を希望する方々への実践的な職業訓練や、離転職された方々の再就職を応援するための職業訓練、在職される方々の能力開発の向上を図るための能力開発セミナーを実施していますので、受講を通じ、新たな可能性を広げてください。

35歳未満の若年者を対象として、コミュニケーション能力の向上や職業意識の形成など、就職のための基礎能力を体系的に付与する講座を実施しますので、これから就職を目指そうとする方は、是非ご参加ください。

政策 144 「品目横断的経営安定対策」の対象となる担い手の育成確保に努めます。

#### 政策の展開方向

北海道担い手育成総合支援協議会が策定する「本道における担い手育成・確保アクションプログラム」に基づき、関係機関・団体と一体となって、品目横断的経営安定対策をはじめとする各種施策の対象となる担い手の育成・確保に向けた取組を推進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	・担い手育成・確保目標及びその達成に向けたアクションプログラムを策定し、認定農業者数や農業生産法人数などの実績を把握するとともに、品目横断的経営安定対策をはじめとする各種施策の対象となる担い手の育成・確保の取組を推進します。
H20	・担い手育成・確保目標及びその達成に向けたアクションプログラムを策定するとともに、品目横断的経営安定対策をはじめとする各種施策の対象となる担い手の育成・確保の取組を推進します。
H21 ～ H22	・担い手育成・確保目標及びその達成に向けたアクションプログラムを策定するとともに、各種施策の対象となる担い手の育成・確保の取組を推進します。

#### 道民の皆さんへ

北海道担い手育成総合支援協議会において、毎年度、担い手育成・確保目標とその達成に向けたアクションプログラムを策定するとともに、実績を道民の皆さんに道のホームページなどで公表しますので、是非ご覧ください。

( ホームページ <http://www.hca.or.jp/ninaite.html> )



政策 145 道立農業大学校や漁業研修所などの公設施設の活用や大学との連携のもと、次代の担い手の養成により一層努めます。

### 政策の展開方向

道立農業大学校と農業系大学等との連携など、実践的で高度な研修教育体制の整備を進め、農業・農村の多様な担い手の育成・確保を図ります。

漁業研修所における漁業に関する基礎知識や実践的な実習、資格取得などの総合研修のほか新規参入者を対象とした研修などにより、漁業の担い手の育成・確保を図ります。

高校生の現場体験研修や新規参入者、基幹となる林業労働者の研修の実施などにより、森林整備の担い手の育成・確保を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業大学校と農業系大学等との連携を推進するとともに新たな研修教育体制の検討を行います。</li> <li>・漁業研修所において、漁業後継者等に対する「総合研修」や漁業就業者に対する「漁業就業促進研修」などを実施し、漁業の担い手の育成・確保を図ります。</li> <li>・高校生を対象とした「林業技術現場体験研修」や専門的な知識・高度な技能を習得するための「基幹林業労働者研修」などを実施するとともに、国の「緑の雇用」の研修事業等と連携して、森林整備の担い手の育成・確保を図ります。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業大学校と農業系大学等との連携を推進するとともに新たな研修教育体制の検討を行い、実践的で高度な研修教育体制の整備を進めます。</li> <li>・漁業研修所において、漁業後継者等に対する「総合研修」や漁業就業者を対象とした「漁業就業促進研修」などを実施し、漁業の担い手の育成・確保を図ります。</li> <li>・高校生を対象とした「林業技術現場体験研修」や専門的な知識・高度な技能を習得するための「基幹林業労働者研修」などを実施するとともに、国の「緑の雇用」の研修事業等と連携して、森林整備の担い手の育成・確保を図ります。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業大学校と農業系大学等との連携を推進するとともに、実践的で高度な研修教育体制の整備を進めます。</li> <li>・漁業研修所において、「総合研修」や「漁業就業促進研修」などを引き続き実施し、漁業の担い手の育成・確保を図ります。</li> <li>・「林業技術現場体験研修」や「基幹林業労働者研修」などの実施や、国の「緑の雇用」の研修事業等との連携により、森林整備の担い手の育成・確保を図ります。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

道内の多くの市町村では、新たに農業を始めようとする人や農業体験の受入をお待ちしています。詳しくは、「北海道農業担い手育成センター」にご相談ください。

( ホームページ <http://www.ninaite.or.jp/> )

農業大学校では、養成・研究過程で就農を予定する人の研修教育を実施するとともに、「Uターン・新規参入者基礎研修」や花・野菜技術センターの「花・野菜ベーシックセミナー」などの短期研修を実施し、新規就農希望者の営農技術の習得をバックアップしています。是非、本道の基幹産業である農業にチャレンジしてください。農業の研修教育体制についてのご意見・ご提言も是非お寄せください。(北海道農業大学校のホームページ <http://www.agri.pref.hokkaido.jp/college/index.htm>)

漁業研修所では総合的な研修などを実施し、人材育成と併せて地域活動の促進に取り組んでいますので、漁業研修所を活用し、積極的に漁業にチャレンジしてください。

林業への就業を希望する方は、「北海道森林整備担い手支援センター」にご相談ください。

( ホームページ <http://www.shiencenter.or.jp/> )

政策 146 ものづくり産業の人材育成に向けて、道立高等技術専門学院の科目転換、企業と大学・高専などとの連携強化、国内外から優秀な人材の誘致などに取り組みます。

### 政策の展開方向

平成19年度中に策定する「高等技術専門学院の新しい推進体制に関する基本方針(中長期ビジョン)」において、道立高等技術専門学院の新しい推進体制を明らかにし、ものづくり関連産業の人材育成に向けた推進方策や科目の転換などの取組について具体的な検討を進めます。

ものづくり産業をはじめとする本道産業の高度化や地域の活性化を図るため、国や産業界・教育機関などとの連携を強化し、ものづくり産業に対する若年者の職業意識の醸成やものづくりを支える技術系人材の育成確保に取り組むとともに、U・Iターン就職を支援するなど、国内外から高度な技術者等の誘致に努めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中長期ビジョン」を取りまとめ、校舎施設の配置、科目や訓練の内容などの新しい推進体制についての方針を明示します。</li> <li>・ものづくり産業に対する若年者の職業意識の醸成や技術系人材の育成確保に努めます。</li> <li>・U・Iターン促進による高度技術者等の誘致に努めます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中長期ビジョン」に基づき、高等技術専門学院の配置体制の見直しやものづくり関連産業の人材育成に向けた科目の配置、訓練の実施など新しい推進体制の構築に向けた取組を行います。</li> <li>・ものづくり産業に対する若年者の職業意識の醸成や技術系人材の育成確保に努めます。</li> <li>・U・Iターン促進による高度技術者等の誘致に努めます。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中長期ビジョン」に基づき、高等技術専門学院の配置体制の見直しやものづくり関連産業の人材育成に向けた科目の配置、訓練の実施など新しい推進体制の構築に向けた取組を行います。</li> <li>・ものづくり産業に対する若年者の職業意識の醸成や技術系人材の育成確保に努めます。</li> <li>・U・Iターン促進による高度技術者等の誘致に努めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

高等技術専門学院では、求職者や在職労働者を対象に公共職業訓練を実施し、実践的な技能者を養成するとともに、離転職者の就職支援など雇用の維持安定に努めてきました。しかしながら、近年、少子化の影響で入学者が減少傾向にあるなど、取り巻く環境が大きく変化していることなどから、道では、平成19年度内に、高等技術専門学院の新しい推進体制を示す「中長期ビジョン」を策定することにしています。

平成20年度以降は、この中長期ビジョンに基づき、本道産業の基盤を担う技能者の育成に努めるとともに、様々な方々の就業能力の向上を目指し、多様な職業訓練を実施しますので、高等技術専門学院を積極的に活用していただくほか、推進体制の見直しに当たって、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

北海道の企業は、経験豊かな専門職、高度技術者などの方々を必要としています。道は、よい仕事、よい環境などを求めて北海道に転職したいと考えている方と、人材を求める企業との橋渡しを行っていますので、ご相談ください。

(U・Iターン就職情報 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/index.htm>)

政策 147 団塊の世代の大量退職に伴い、産業技術・技能が途絶えることがないように若年者への技能等の伝承を促進するほか、経営者の代替わりに際して円滑に事業が継承されるよう、企業経営研修などを実施します。

### 政策の展開方向

経済界、実務家（各種士業等）と連携し、事業承継対策の普及啓発や中小企業後継者の育成などに取り組みます。

中小企業大学校旭川校に対し、運営委員会を通じて、事業承継に関する経営研修の実施を働きかけます。技術・技能の高度化・複合化に対応した人材の育成を進めるため、事業主等が行う職業能力開発を支援するとともに、技能労働者の技能習得を促進するため、技能検定を実施します。

公共・民間教育訓練施設で実施される職業能力開発に関するカリキュラムや基本技能の伝承に必要な教材・指導技法等の開発研究や教育訓練担当者を対象とする研修の実施に取り組むほか、インターネット等で人材育成情報の提供を行います。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の事業承継対策について、札幌弁護士会と課題把握等のための勉強会等を実施します。</li> <li>・中小企業大学校旭川校に対し、事業承継に関する経営研修の実施を働きかけます。</li> <li>・認定職業訓練を行う中小企業事業主団体等に対し、事業費及び設備整備等に要する経費を助成します。</li> <li>・技能検定試験（学科・実技）を年2回（前期・後期）実施します。</li> <li>・職業能力開発に関するカリキュラムや基本技能の伝承に必要な教材・指導技法等の開発研究を行います。</li> <li>・技術専門学院の指導員に対して研修を実施し、技術・技能の向上及び指導技法等の一層の充実を図ります。</li> <li>・人材育成に関する情報提供の充実を図ります。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の事業承継対策について、経済界、実務家（各種士業等）と連携し、取組を進めます。</li> <li>・中小企業大学校旭川校に対し、事業承継に関する経営研修の実施を働きかけます。</li> <li>・認定職業訓練を行う中小企業事業主団体等に対し、事業費及び設備整備等に要する経費を助成します。</li> <li>・技能検定試験（学科・実技）を年2回（前期・後期）実施します。</li> <li>・職業能力開発に関するカリキュラムや基本技能の伝承に必要な教材・指導技法等の開発研究を行います。</li> <li>・技術専門学院の指導員に対して研修を実施し、技術・技能の向上及び指導技法等の一層の充実を図ります。</li> <li>・人材育成に関する情報提供の充実を図ります。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の事業承継対策について、経済界、実務家（各種士業等）と連携し、取組を進めます。</li> <li>・中小企業大学校旭川校に対し、事業承継に関する経営研修の実施を働きかけます。</li> <li>・認定職業訓練を行う中小企業事業主団体等に対し、事業費及び設備整備等に要する経費を助成します。</li> <li>・技能検定試験（学科・実技）を年2回（前期・後期）実施します。</li> <li>・職業能力開発に関するカリキュラムや基本技能の伝承に必要な教材・指導技法等の開発研究を行います。</li> <li>・技術専門学院の指導員に対して研修を実施し、技術・技能の向上及び指導技法等の一層の充実を図ります。</li> <li>・人材育成に関する情報提供の充実を図ります。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

道の認定を受け、従業員等への職業能力開発を実施する中小企業事業主等に対し、その経費等の助成を行っていますので、ご活用ください。

技能検定は、労働者の有する技能を検定し、国として証明する国家検定制度で、合格者は技能士と称することができますので、チャレンジしてください。

公共職業能力開発機関・民間教育訓練機関における技能伝承に必要な教材開発を行っていますので、ご相談ください。

道のホームページ（人材ネット21北海道）で様々な人材育成情報を提供していますので、ご活用ください。（ホームページ <http://www.hrd.pref.hokkaido.jp/>）

政策 148 地域活性化の牽引役となる方々のネットワークづくりや、文化人のネットワークの構築などにより、本道の地域活動や文化を支える人材づくりを進めます。

### 政策の展開方向

地域の活性化を図るため、様々な活動の牽引役となる地域づくりリーダーやNPO等民間の方たちのネットワークづくりの取組を支援します。

本道の地域文化を支える人材づくりを促進するため、北海道に関わりの深い文化人や文化団体・活動者等のネットワーク化を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域力向上の活動を担う人材の育成や行政職員の意識醸成を図るための取組を実施します。</li> <li>・北海道の地域文化を支える人材づくりの促進に向けたネットワーク化を検討します。</li> <li>・地域の文化団体等と連携した取組により、文化団体・活動者等のネットワークの強化及び活性化を図ります。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を活発に行っている人々や地域づくりに関する事例について情報収集・発信し、効果的な地域課題の解決が図られるよう取組を進めます。</li> <li>・北海道に関わりの深い文化人を登録し、地域の文化関係者や一般道民とホームページ上で情報交換を行えるシステムの設定を行います。</li> <li>・地域の文化団体等と連携した取組により、文化団体・活動者等のネットワークの強化及び活性化を図ります。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を活発に行っている人々や地域づくりに関する事例について情報収集・発信し、効果的な地域課題の解決が図られるよう取組を進めます。</li> <li>・北海道に関わりの深い文化人の各種メッセージの発信により、文化関係者や一般道民との情報交換を行えるシステムをホームページで稼働し、内容の充実を図ります。</li> <li>・地域の文化団体等と連携した取組により、文化団体・活動者等のネットワークの強化及び活性化を図ります。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

今後の地域課題の解決には、行政だけではなく、既存のコミュニティやNPO等様々な主体との協働による課題解決の取組が必要となっていることから、地域力の向上に関する様々な情報を発信します。また、皆さんが力を合わせて地域の課題を解決し、住みよい地域社会を作り出していくためのご意見などについてお聞かせください。

文化の担い手である一人ひとりの道民の皆さんが北海道の文化により一層関心を持ち、積極的に各地域で個性豊かな文化活動に参加することで地域文化の振興、地域の活性化等へとつながるネットワークづくりに取り組めます。

道の支援により整備した「地域創造アトリエ」は、地域の文化団体等の自主的な運営により、舞台芸術をはじめとした様々な文化活動の創造・発表の場として活用され、地域やジャンルを超えた交流の拠点となっています。

## 地域主権型社会に向けた基盤づくり

### 2.2 道州制特区を活用した経済・地域の活性化

政策 149 道民の皆様や市町村、有識者から幅広く提言や意見をいただくため、「道州制特区推進条例」を制定します。

[ 【目標】 道州制特区推進条例を制定し、新たな特区提案を実施（平成19年度） ]

#### 政策の展開方向

道民の皆さんや市町村などから幅広くご提言やご意見をいただき、オープンな議論を通じて道州制特区の提案をとりまとめることができるよう、「道州制特区推進条例」を制定し、国に対して新たな提案を行います。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・「道州制特区推進条例」を制定します。（平成19年7月制定済）</li><li>・道州制特区推進条例に基づく「道州制特区提案検討委員会」を設置し、国への新たな提案を行います。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・道民の皆さんから寄せられたアイデアなどを検討委員会において検討します。</li><li>・検討委員会からの答申や市町村意見等を踏まえ、国への新たな提案を行います。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・道民の皆さんから寄せられたアイデアなどを検討委員会において検討します。</li><li>・検討委員会からの答申や市町村意見等を踏まえ、国への新たな提案を行います。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

国から道への権限移譲等を実現するには、道民の皆さんとの十分な議論や皆さんの参加が欠かせません。

このため、道では「北海道道州制特別区域推進条例」を制定し、国への提案に関して、道民の皆さんへの情報提供や道民の皆さんがご意見、ご提言を述べる機会の確保などの、道の責務を規定しましたので、是非ご参加ください。

（道州制のホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/cks/bunken/doushusei-top.htm>）



政策 150 提案に当たっては、道民の皆様の意見をベースに、次のような視点から北海道を元気にする第二、第三の特区提案を行います。

- ・ 道内の医育大学の定員増などによる医師や看護師等の地域偏在を是正する取組や、遠隔医療システムの充実など、地域医療の確保
- ・ 自然とのふれあいや豊かな食材、アウトドアスポーツを楽しんでもらうための新しい北海道の観光資源の開発
- ・ 雪氷冷熱<sup>\*</sup>やバイオエタノールなど、北海道の豊かな素材を活用したクリーンな新エネルギーの開発促進
- ・ 北海道の豊かな環境を守り、廃棄物の再生利用や未利用資源の有効活用を進めるなど、環境にやさしい循環型社会の形成

### 政策の展開方向

新たに制定する「道州制特区推進条例」に基づき、道民の皆さんや市町村などから幅広くご提言やご意見をいただき、オープンな議論を進めながら、地域医療の再生、北海道らしい循環型社会の形成、北海道の特性を活かした観光振興や新エネルギー開発などという視点から、北海道が元気になる第二、第三の提案を行います。

### 政策展開のプロセス

H19	・ 「道州制特区推進条例」を制定します。（平成19年7月制定済） ・ 道州制特区推進条例に基づく「道州制特区提案検討委員会」を設置し、国への新たな提案を行います。
H20	・ 道民の皆さんから寄せられたアイデアなどを検討委員会において検討します。 ・ 検討委員会からの答申や市町村意見等を踏まえ、国への新たな提案を行います。
H21 ～ H22	・ 道民の皆さんから寄せられたアイデアなどを検討委員会において検討します。 ・ 検討委員会からの答申や市町村意見等を踏まえ、国への新たな提案を行います。

### 道民の皆さんへ

道民の皆さんも道州制特区の議論へ積極的に参加してください。皆様のご提言やご意見をお待ちしています。

道州制特区提案検討委員会は自由に傍聴できます。スケジュール等については北海道企画振興部地域主権局に問い合わせるか、ホームページでご確認ください。

（ ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/cks/bunken/doushusei-top.htm> ）

## 2 3 地域主権型社会の創造

政策 151 地方分権改革や行財政改革の視点を踏まえるとともに、市町村の意見を十分伺いながら、総合出先機関としての支庁の組織体制を抜本的に改革します。

### 政策の展開方向

「支庁制度改革プログラム」（平成17年3月策定）に基づき、地方分権改革の進展を踏まえるとともに、厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な体制となるよう、新しい支庁が担う役割や機能、体制について検討を行います。

検討に当たっては、再編に伴い支庁所在地が変更となる地域における行政サービスが低下しないように努めます。

### 政策展開のプロセス

H19 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・新しい支庁の所管区域や機能・体制の考え方などについて「新しい支庁の姿（案）」として取りまとめます。</li><li>・「新しい支庁の姿（案）」についてパブリック・コメントを実施するとともに、地域意見交換会を開催します。</li><li>・支庁設置条例を改正の上、新しい支庁体制をスタートします。</li></ul>
-----------------	--

### 道民の皆さんへ

皆さんからお寄せいただいたご意見等を踏まえ、平成17年3月に「支庁制度改革プログラム」を策定するとともに、平成18年6月には「新しい支庁の姿（骨格案）」を、平成19年11月には「新しい支庁の姿（原案）」を策定し、ホームページに公表するなど、改革の具体化に向けた検討を進めています。

引き続き、支庁制度改革に関する皆さんからのご提言やご意見をお待ちしています。

（ ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/cks/shichou/shichoutop.htm> ）

政策 152 市町村合併については、地域における議論を深め、市町村が地域の実情を踏まえて進める合併の取組を積極的に推進します。

#### 政策の展開方向

道内各地域において、合併新法下における自主的な市町村合併の議論や検討が円滑に行われるよう、合併に向けた話し合いのための環境づくりや市町村合併に関する情報提供、市町村からの求めに応じた助言を行うなど、市町村が地域の実情を踏まえて進める合併の取組を促進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	・「北海道市町村合併推進構想（平成18年7月策定）」に基づく「北海道市町村合併支援プラン（平成18年7月31日北海道市町村合併支援本部決定）」により、自主的な市町村合併を推進するため、合併協議や合併に伴うまちづくりに対する支援を行います。
H20	・「北海道市町村合併推進構想」に基づく「北海道市町村合併支援プラン」により、自主的な市町村合併を推進するため、合併協議や合併に伴うまちづくりに対する支援を行います。
H21	・「北海道市町村合併推進構想」に基づく「北海道市町村合併支援プラン」により、自主的な市町村合併を推進するため、合併協議や合併に伴うまちづくりに対する支援を行います。
H22	・「北海道市町村合併支援プラン」により、旧法・新法の適用を受けて合併した市町村に対し、合併に伴うまちづくりの支援を行います。

#### 道民の皆さんへ

道民の皆さんからお寄せいただいたご意見を踏まえ「北海道市町村合併推進構想」を策定し、道のホームページなどで公表しています。

（ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/cks/gappei.htm>）

道では、引き続き自主的な市町村合併の推進を図る観点から、広く道民の皆さんや市町村からのご意見を募集しています。

道としては、市町村や道民の皆さんが、将来の地域のあり方についてオープンな議論をする中で、市町村合併についても積極的に検討されることを期待します。



政策 153 滞納整理など、市町村が連携して広域的に取り組むことで効果が期待される事務については、広域連合\*など広域行政制度の活用を促進します。

#### 政策の展開方向

税の滞納整理をはじめ、市町村の広域的な取組の効果が期待される事務については、広域行政制度の活用を促進するため、広域行政制度に関する情報提供や市町村からの相談に対する助言及び地域の実情に応じた必要な支援を行います。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・「一部事務組合・広域連合の手引き」を作成します。</li><li>・広域行政の関連情報を提供します。</li><li>・市町村からの広域行政に関する相談に対し、随時助言します。</li><li>・市町村の広域行政制度の活用に関する具体的な取組に応じた必要な支援を行います。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・広域行政の関連情報を提供します。</li><li>・市町村からの広域行政に関する相談に対し、随時助言します。</li><li>・市町村の広域行政制度の活用に関する具体的な取組に応じた必要な支援を行います。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・広域行政の関連情報を提供するとともに、市町村からの相談に対し、随時助言します。</li><li>・広域行政制度の活用に関する具体的な取組に応じた必要な支援を行います。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

市町村の広域行政制度に関するご相談・ご意見等がございましたら、ご連絡ください。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/cks/index05.htm> )

政策 154 市町村との緊密な連携・協働体制を構築するため、知事が各地域を訪問し、知事と市町村長が双方向で今後の北海道づくりについて意見交換を行なう場を設けます。

〔 【目標】 知事が地域を訪問し、市町村長と双方向で今後の北海道づくりについて意見交換を行う場を設置（平成19年度～） 〕

#### 政策の展開方向

知事と市町村長が地域の活性化方策などをテーマに意見交換を行う「地域づくり推進会議」を各支庁年1回を目途に開催し、道と市町村が緊密に連携・協働して、地域の特性や資源を活かした魅力あふれる地域づくりを推進します。

#### 政策展開のプロセス

H19	・知事と市町村長が双方向で意見交換を行う「地域づくり推進会議」を設置し、各支庁1回を目途に開催します。
H20	・「地域づくり推進会議」を、各支庁1回を目途に開催します。
H21 ～ H22	・引き続き、「地域づくり推進会議」を、各支庁1回を目途に開催します。

#### 道民の皆さんへ

「地域づくり推進会議」の開催結果やフォローアップの状況については、道のホームページで公表しますので、ご覧ください。

（ ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/ckk/chicho/GM.htm> ）

政策 155 市町村の行政体制の整備状況を勘案しながら、市町村へのサポートの充実を図り、道から市町村への事務・権限の円滑な移譲を進めます。

### 政策の展開方向

平成 17 年 3 月に策定した「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」に基づき、市町村から要望があった事務・権限について市町村との具体の協議を進め、移譲を着実に進めます。

平成 18 年度、19 年度に移譲を行った権限について、移譲による効果や課題等を把握するため、市町村に対してフォローアップ調査等を実施します。

地方分権改革推進法の施行により、第二期地方分権改革が本格的にスタートしたことを受けて、国と地方の役割分担をしっかりと見直し、真の地方分権改革の実現が図られるよう、地方六団体と連携を密にしていくとともに、安定的な行財政運営が図られるよう、道内市町村とも一致結束して取組を進めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年度の権限移譲に向けた取組を進めます。</li> <li>・これまでの移譲による効果や課題等を把握するためのフォローアップを行います。</li> <li>・道内市町村や地方六団体と連携し、地方分権改革の取組を進めます。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度の権限移譲に向けた取組を進めます。</li> <li>・平成 19 年度に行ったフォローアップ結果をもとに、市町村等のご意見も伺いながら、移譲方針の見直しを含めた方策の検討を行います。</li> <li>・道内市町村や地方六団体と連携し、地方分権改革の取組を進めます。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度の権限移譲に向けた取組を進めます。</li> <li>・道内市町村や地方六団体と連携し、地方分権改革の取組を進めます。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度の権限移譲に向けた取組を進めます。</li> <li>・新分権一括法の制定を踏まえ、道内市町村や地方六団体と連携し、地方分権改革の取組を進めます。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

市町村への事務・権限の移譲とは、道の仕事の一部を市町村に移し、市町村の判断でできるようにすることで、地域のことや皆さんの生活に身近なことを、地域の事情をよく知り、皆さんの声が届きやすい市町村で決め、より良い行政サービスにつなげようとするものです。

より身近な事務の権限移譲ができるよう、お気づきの点等がございましたら、ご意見やご提言をお寄せ下さい。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/cks/bunken/ijo-ijyoumain.htm> )

## 2 4 地域格差の是正

政策 156 地域格差を是正するため、過疎化や高齢化の進行が著しい市町村に対し、独自の「交付金制度」を創設し、地域活性化の取組を応援します。

[ 【目標】 独自の交付金制度を創設（平成19年度） ]

### 政策の展開方向

市町村が住民等と協働して行う地域の再生や活性化の取組に対し、独自の交付金による支援を行い、過疎化や高齢化など地域格差の是正に向けた地域の主体的な取組を促進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村が地域格差の是正に向けて、住民等と協働して行う地域の再生や活性化の取組を支援する「地域再生チャレンジ交付金制度」を創設します。</li><li>・モデル実施を通じて、運用上の課題を把握するなど、本格実施に向け検討します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・「地域再生チャレンジ交付金制度」を通じて、市町村が地域格差の是正に向けて住民等と協働して行う地域の再生や活性化の取組を支援します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・「地域再生チャレンジ交付金制度」を通じて、市町村が住民等と協働して地域格差の是正に向けて行う地域の再生や活性化の取組を引き続き支援します。</li></ul>

### 道民の皆さんへ

「地域再生チャレンジ交付金」は、地域の皆さんと行政（市町村）が、それぞれの役割をしっかりと担い、お互い支え合いながら地域づくりを行っていくという協働の取組を支援していく制度ですので、皆さんの積極的な参画をお願いします。詳細はホームページをご覧ください。

（ ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/ckk/chicho/tiikisaiseicharengokoufukinHP> ）

政策 157 夕張市や産炭地域市町については、お年寄りや子どもなどに配慮し、市民生活に必要な不可欠な施策を着実に推進することができるよう、助言・支援していきます。

### 政策の展開方向

夕張市において、お年寄りや子どもなどに一定の配慮をして策定した財政再建計画の着実な実行に向けて助言を行うとともに、市民生活の維持及び地域活性化に向けた除雪や医療、雇用、地域の主体的な取組等に対する支援・協力などを総合的に実施します。

産炭地域の市や町の地域振興にかかる計画や、産炭地域産業振興方針に基づく各事業等実施計画の着実な推進のため、国などとも連携を図りながら、産炭地域総合発展基金やその他関係施策などの効果的な活用について指導・助言を行うとともに、新たな事業計画の企画立案から応援指導体制でサポートします。

### 政策展開のプロセス

H19	<b>【夕張支援】</b> ・夕張市財政再建計画の着実な実行に向けて助言・支援を行います。 ・夕張市の市民生活の維持や地域活性化に向けた除雪や医療、雇用、地域の主体的な取組等に対する支援・協力などを総合的に実施します。
	<b>【産炭地域支援】</b> ・「北海道産炭地域産業振興方針」（平成19年3月策定）に基づく実施計画等の推進管理を行い、市や町の事業の進捗度合い等に応じて、国や道などが所管する関連施策の活用について助言等を行います。 ・市や町が、産業振興等のために計画する新たな事業を計画する場合、企画立案段階から、助言等を行います。
H20	<b>【夕張支援】</b> ・夕張市財政再建計画の着実な実行に向けて助言・支援を行います。 ・夕張市の市民生活の維持や地域活性化に向けた除雪や医療、雇用、地域の主体的な取組等に対する支援・協力などを総合的に実施します。
	<b>【産炭地域支援】</b> ・「北海道産炭地域産業振興方針」に基づく実施計画等の推進管理を行い、市や町の事業の進捗度合い等に応じて、国や道などが所管する関連施策の活用について助言等を行います。 ・市や町が、産業振興等のために計画する新たな事業を計画する場合、企画立案段階から、助言等を行います。
H21	<b>【夕張支援】</b> ・夕張市財政再建計画の着実な実行に向けて助言・支援を行います。 ・夕張市の市民生活の維持や地域活性化に向けた除雪や医療、雇用、地域の主体的な取組等に対する支援・協力などを総合的に実施します。
	<b>【産炭地域支援】</b> ・「北海道産炭地域産業振興方針」に基づく実施計画等の推進管理を行い、市や町の事業の進捗度合い等に応じて、国や道などが所管する関連施策の活用について助言等を行います。 ・市や町が、産業振興等のために計画する新たな事業を計画する場合、企画立案段階から、助言等を行います。
H22	<b>【夕張支援】</b> ・夕張市財政再建計画の着実な実行に向けて助言・支援を行います。 ・夕張市の市民生活の維持や地域活性化に向けた除雪や医療、雇用、地域の主体的な取組等に対する支援・協力などを総合的に実施します。
	<b>【産炭地域支援】</b> ・「北海道産炭地域産業振興方針」に基づく実施計画等の推進管理を行い、市や町の事業の進捗度合い等に応じて、国や道などが所管する関連施策の活用について助言等を行います。 ・実施計画の最終年度となる平成23年度に向けて、市や町の事業の進捗状況及び産炭地域総合発展基金の活用状況等について確認を行い、必要な助言を行います。

### 道民の皆さんへ

夕張市においては、多額の赤字を確実に解消していくため、18年間にわたる財政再建計画を策定し、市民の皆さんのご理解とご協力により計画の着実な実行や地域の再生に向けた取組を進めていますので、道の支援について道民の皆さんのご理解をお願いします。

道では、本年3月に策定した「北海道産炭地域産業振興方針」などに沿って、国などとも連携を図りながら、関係する市や町と協力して、産炭地域の振興に向けて取り組んでいきますので、産炭地域の振興に資するような、皆さんからのご提言やご意見をお待ちしております。

(ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/index.htm>)

政策 158 力強い産業構造の構築や、農林水産業など地域産業の振興、安心な雇用環境の整備などに加え、安全・安心・包容性に満ちた地域社会づくりといった政策を総合的に展開し、それぞれの資源や魅力を活かした地域の活性化に取り組み、地域格差の是正に努めます。

### 政策の展開方向

「産業」「雇用」「地域社会」等といった様々な分野にわたり取り組む政策を総合的かつ重点的に推進するため、毎年度「重点政策」を掲げ、その着実な推進を図ります。

知事公約の実行計画として、「北海道新生プラン・第 章」を策定するとともに、このプランの着実な推進を図るために、毎年度「アクションプラン」を策定し、政策の取組状況と今後 2 カ年分の施策・事業の進め方を明らかにします。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 年度に重点的に展開する政策を決定し、着実な推進を図ります。</li> <li>地域間格差の是正に向け、地域の実情に応じた主体的な取組を促します。</li> <li>「北海道新生プラン・第 章」のアクションプランにより、今後 2 年間に取り組む施策・事業の進め方を取りまとめ、公開します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 21 年度に重点的に展開する政策を決定し、着実な推進を図ります。</li> <li>地域間格差の是正に向け、地域の実情に応じた主体的な取組を促します。</li> <li>「北海道新生プラン・第 章」のアクションプランにより、前年度までの取組状況と今後 2 年間に取り組む施策・事業の進め方を取りまとめ、公開します。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年度に重点的に展開する政策を決定し、着実な推進を図ります。</li> <li>地域間格差の是正に向け、地域の実情に応じた主体的な取組を促します。</li> <li>「北海道新生プラン・第 章」のアクションプランにより、前年度までの取組状況と今後 2 年間に取り組む施策・事業の進め方を取りまとめ、公開します。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度に重点的に展開する政策を決定し、着実な推進を図ります。</li> <li>地域間格差の是正に向け、地域の実情に応じた主体的な取組を促します。</li> <li>「北海道新生プラン・第 章」のアクションプランにより、前年度までの取組状況と 22 年度に取り組む施策・事業の進め方を取りまとめ、公開します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

重点政策の展開にあたっては、実効性のある施策を展開するため、道業務への民間ノウハウの活用や、道民の皆さんや企業等との協働など多様な資源を活用した効果的な政策展開に取り組んでいきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

「アクションプラン」は、ホームページでも公開していますので、是非ご覧ください。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ts/snj/> )

## 2.5 行財政改革などチャレンジ道庁の推進

政策 159 道庁改革の基本指針である「新たな行財政改革の取組み」を強力に推進し、職員数や給与の適正化など改革の取組を緩めることなく断行します。

<p>【目標】 集中対策期間(17～21年度)の実施分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事部局職員数の削減 22%</li> <li>・ 民間への業務委託 3,500人相当</li> <li>・ 関与団体の見直し(団体・派遣数) 団体数 30% 派遣職員 80%</li> </ul>
--

### 政策の展開方向

道の財政状況に応じて、「新たな行財政改革の取組み」に掲げた推進項目の見直しや追加を検討するとともに、その個別計画である「職員数適正化計画」や「民間開放推進計画」などに示した各推進項目の具体的な取組を着実に推進するなど、実効ある行財政改革の取組を強力に推進します。

関与団体について、道の人的・財政的関与縮減の加速化と併せて団体に対する必要な改善指導を行い、「関与団体見直し計画」の早期達成を目指します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新たな行財政改革の取組み」の改革工程表に示した各推進項目について、対策の見直しや追加の検討など、実効ある取組を進めます。</li> <li>・ 人事委員会勧告を踏まえた給与制度の見直しや適正化に取り組みます。</li> <li>・ 政策評価を通じて、全ての道の事務事業について点検し、評価結果を踏まえた予算編成や組織編成を行うなど、簡素で効率的・効果的な執行体制の確立に向けて取組を強化します。</li> <li>・ 「関与団体見直し計画」を推進します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新たな行財政改革の取組み」の改革工程表に示した各推進項目について、対策の見直しや追加の検討など、実効ある取組を進めます。</li> <li>・ 人事委員会勧告を踏まえた給与制度の見直しや適正化に取り組みます。</li> <li>・ 政策評価を通じて、全ての道の事務事業について点検し、評価結果を踏まえた予算編成や組織編成を行うなど、簡素で効率的・効果的な執行体制の確立に向けて取組を強化します。</li> <li>・ 「関与団体見直し計画」を推進します。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新たな行財政改革の取組み」の改革工程表に示した各推進項目について、対策の見直しや追加の検討など、実効ある取組を進めます。</li> <li>・ 人事委員会勧告を踏まえた給与制度の見直しや適正化に取り組みます。</li> <li>・ 政策評価を通じて、全ての道の事務事業について点検し、評価結果を踏まえた予算編成や組織編成を行うなど、簡素で効率的・効果的な執行体制の確立に向けて取組を強化します。</li> <li>・ 「関与団体見直し計画」を推進します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

道では、目前に迫った赤字再建団体転落への危機を回避し、持続可能な行財政構造の確立を目指すための基本指針として、平成18年2月に「新たな行財政改革の取組み」を策定し、現在、「コンパクトな道庁」の構築に向けた様々な取組を進めているところです。

道庁改革の実現には、道民の皆さんのご理解とご協力が必要であり、「新たな行財政改革の取組み」の推進にあたっては、集中改革期間(平成17年度～平成21年度)の取組状況を年度ごとに取りまとめとめてお知らせするなど、道民の皆さんに情報提供を行いながら、対策の見直しや追加の検討など実効ある取組を進めていきます。

こうした取組を通じて、真に「道民のために働く道庁」づくりに向け、全庁一丸となって改革に取り組んでいきますので、皆さんの一層のご理解とご協力をお願いします。



政策 160 指定管理者制度<sup>\*</sup>や市場化テスト<sup>\*</sup>など、道政の民間開放に関する様々な取組をさらに加速させます。

### 政策の展開方向

民間等との役割分担の明確化、協働推進とサービス受益者の状況変化への対応の視点から見直しを進めていきます。

指定管理者制度については、平成17年度に実施した公共施設評価に基づき、平成18年度に39施設、平成19年度には7施設について導入し、引き続き、平成20年度以降の導入について、政策評価と連携しながら検討します。

北海道市場化テストについては、平成19年度に制度導入するとともにモデル事業を実施し、今後は、モデル事業の実施状況を踏まえながら、毎年度、民間提案を募集して対象業務の選定を行い、道の業務の民間開放を推進します。

公共サービス改革法に規定する「特定公共サービス<sup>\*</sup>」に関しては、今後、都道府県に関連する業務が法に規定された場合は、当該業務を対象業務とすることを積極的に検討します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者制度の導入を進めます。</li><li>・北海道市場化テストモデル事業を実施します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間開放推進計画や公共施設評価に基づいて、直営の公の施設に係る指定管理者制度導入について検討します。</li><li>・市場化テストの制度手続に基づいて対象業務を選定し、業務の民間開放を推進します。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間開放推進計画や公共施設評価に基づいて、直営の公の施設に係る指定管理者制度導入について検討します。</li><li>・市場化テストの制度手続に基づいて対象業務を選定し、業務の民間開放を推進します。</li></ul>

### 道民の皆さんへ

北海道市場化テストについては、民間開放すべきと考える道の業務について、毎年度、ホームページなどで、道民の皆さんから提案を募集しますので、是非、数多くの提案をお寄せください。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkk/markettesting.htm> )

指定管理者制度を導入した道の施設については、より良い施設サービスの提供に向けて利用者満足度調査を実施しますので、是非ご協力ください。



政策 161 入札制度については、地域産業の育成に配慮しながら、一般競争入札の拡大や総合評価制度の拡充など抜本的な改革を進めるとともに、結果の公開など一層の透明性の確保に努めます。

【目標】一般競争入札の拡大や総合評価制度の拡充など入札制度の抜本的な改革を実施  
(平成19年度～)

#### 政策の展開方向

道発注の公共工事等における入札契約制度の適正化を図るため、地域産業の育成に十分配慮しながら、一般競争入札の拡大をはじめ、総合評価制度の拡充や電子入札の導入など、抜本的な改革を進める「入札契約制度の適正化に係る取組方針」を策定し、順次実施します。

#### 政策展開のプロセス

H19	・「入札契約制度の適正化に係る取組方針」を策定し、一般競争入札の拡大と電子入札の導入拡大に努めます。
H20	・一般競争入札の拡大と電子入札の導入を拡大するとともに、総合評価の拡充に努めます。
H21 ～ H22	・総合評価の拡充とともに、電子入札の導入拡大に努めます。

#### 道民の皆さんへ

道では、公共工事等の入札及び契約の手続きにおいて、より一層公正で競争性の高い制度により、価格と品質で総合的に優れた調達を実現し、公共工事等における道民の信頼の確保と建設業等の健全な発達を図るため、「入札契約制度の適正化に係る取組方針」を策定しました。実施にあたっては、工程表を作成して実効性を高めるとともに、入札契約制度をめぐる状況の変化等に適切に対応し、入札契約制度の適正化に向けた取組を進めます。

取組については、ホームページなどで道民の皆さんに広く公表しますので、是非ご覧ください。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/sum/> )

政策 162 道有資産の有効活用のため、聖域なき見直しを行い、行政目的を損なわないものの処分や不動産の証券化などを進めます。

[【目標】道有資産の売却等（広告事業など有効活用を含む）50億円（～平成22年度）]

### 政策の展開方向

道有資産は道民の皆さんの貴重な財産であることから、各部署の利用実態を把握し、遊休や過剰などの無駄をなくす聖域なき見直しを進めます。

「遊休資産売却促進方針」（平成18年11月策定）に基づく取組を進めるとともに、近年、全国的に広まりつつある不動産の証券化などの民間の取組が、道有資産の処分の際にスムーズに参入できるよう、必要な措置を講じます。

知恵と工夫を凝らし、遊休資産の集中的、緊急的な売却を進めるとともに、ネーミングライツ<sup>\*</sup>（道有施設の命名権）の採用や道有資産を活用した広告事業などを幅広く展開するなど、あらゆる手法での有効活用を進めます。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・遊休スペースの貸出や移転・集約や転用、あるいは分筆による売却など徹底した遊休活用や売却を進めます。</li><li>・不動産証券化などの民間の取組が道有資産処分の際にスムーズに導入できるような措置を講ずるほか、インターネット入札などの新たな売却手法の導入について検討し、展開していきます。</li><li>・ネーミングライツをはじめとする道有資産を活用した広告事業を幅広く展開し、歳入確保に努めます。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・遊休スペースの貸出や移転・集約や転用、あるいは分筆による売却など徹底した遊休活用や売却を進めます。</li><li>・不動産証券化などの民間の取組が道有資産処分の際にスムーズに導入できるような措置を講ずるほか、インターネット入札などの新たな売却手法の導入について検討し、展開していきます。</li><li>・ネーミングライツをはじめとする道有資産を活用した広告事業を幅広く展開し、歳入確保に努めます。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・遊休スペースの貸出や移転・集約や転用、あるいは分筆による売却など徹底した遊休活用や売却を進めます。</li><li>・不動産証券化などの民間の取組が道有資産処分の際にスムーズに導入できるような措置を講ずるほか、インターネット入札などの新たな売却手法の導入について検討し、展開していきます。</li><li>・道有資産を活用した広告事業を幅広く展開し、歳入確保に努めます。</li></ul>

### 道民の皆さんへ

道有資産の売却、ネーミングライツの採用及び各種広告の募集については、ホームページでご案内していますので、是非ご覧ください。

（ホームページ [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/kzi/home/naming\\_right](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/kzi/home/naming_right)）

政策 163 道民の皆さんの財産である知事公館を気軽に利用できるよう、その仕組みを整えます。

#### 政策の展開方向

現在、知事公館は、知事等の出席を伴う道の会議や行事に広く使われ、また、見学等にも利用されていますが、道民の皆さんの様々な活動の場として親しまれるよう、そのあり方や利活用の方策を幅広く検討します。

#### 政策展開のプロセス

H19	・ 知事公館の今後の利用のあり方や管理体制を検討します。
H20	・ 知事公館の今後の利用のあり方や管理体制を検討します。
H21 ～ H22	・ 平成20年度までの検討結果を踏まえ、知事公館の利活用に向けた取組を進めます。

#### 道民の皆さんへ

知事公館は、昭和63年に札幌市「さっぽろ・ふるさと文化百選」に選ばれ、平成11年には文化財保護法に基づく登録有形文化財に登録された歴史ある建物です。現在も公開していますので、是非ご来館ください。

開館日時については、ホームページでも情報提供を行っていますので、ご覧ください。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tsh/koukan/gkoukan.htm> )

政策 164 道庁がその機能をフルに発揮できるよう、人材育成や目標管理型行政運営の実施、民間手法の道政への積極的な導入などに取り組みます。

### 政策の展開方向

職員の資質・能力の向上をめざし計画的な人材育成を図るため、平成17年度に定めた「新・北海道職員等人材育成基本方針」及びこの具体化のため策定した「北海道職員人材育成推進計画」に基づき、職員の資質・能力の向上に取り組みます。

成果を重視した目標管理型の行政運営を実現するため、各部局等の達成目標を明確化するとともに、政策評価制度の一層の充実を図り、その結果を予算・組織編成に確実に反映するなど、「PDCAサイクル」に基づく行財政運営基本システム」を構築し、政策評価・予算・組織のより一体となった運営の実現をめざします。

公共サービスの充実に資する企画や協力・支援に関する民間からの提案を募集し、民間との協働による政策企画・事業化を推進します。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道職員研修計画」に基づき効果的・効率的な研修を実施します。</li> <li>・「PDCAサイクルに基づく行財政運営基本システム」の構築に向けた制度設計を行うとともに、一部施策を対象とした試行を実施します。</li> <li>・公共サービスの充実に資する事業企画や協力・支援に関する民間企業等からの提案に基づくティアアップ事業を実施するとともに、複数の分野にわたる包括連携協定による協働事業を展開します。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道職員研修計画」に基づき効果的・効率的な研修を実施します。</li> <li>・19年度の試行結果を踏まえ、「PDCAサイクルに基づく行財政運営基本システム」を本格導入します。</li> <li>・ティアアップ事業や包括連携協定など、多彩な協働事業を展開します。</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道職員研修計画」に基づき効果的・効率的な研修を実施します。</li> <li>また、平成22年度以降の取組を具体化するため推進計画の見直しに向けた検討を行います。</li> <li>・道政を取り巻く社会経済情勢や本格導入後の運営状況等に応じて、「PDCAサイクルに基づく行財政運営基本システム」の見直しを随時実施します。</li> <li>・ティアアップ事業や包括連携協定など、多彩な協働事業を展開します。</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道職員研修計画」に基づき効果的・効率的な研修を実施します。</li> <li>・道政を取り巻く社会経済情勢や本格導入後の運営状況等に応じて、「PDCAサイクルに基づく行財政運営基本システム」の見直しを随時実施します。</li> <li>・ティアアップ事業や包括連携協定など、多彩な協働事業を展開します。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

道では、政策評価の実施結果を公開するなど、政策の決定プロセスに関する積極的な情報提供を進めるとともに、道民の皆さんの意向を反映した政策づくりに努めています。引き続き、道政への積極的なご意見・ご提言をお願いします。

また、「民間企業等とのティアアップ事業」に民間企業やNPOなどの皆さんの積極的な提案をお願いします。

(ホームページ)

政策評価 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkk/assess/hyoukaindex>

民間企業とのティアアップ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ts/snj/partnership-new.htm>

政策 165 政策形成能力を高め行動する職員を育てるため、「赤レンガ・チャレンジ事業」などを充実します。

### 政策の展開方向

道庁が持つ人材・施設・ネットワーク機能などの多様な資源を活用し、政策課題の解決や道民サービスの向上を図る「赤レンガ・チャレンジ事業」（ゼロ予算事業）の取組を充実します。  
また、学識経験者、市町村職員、民間企業・団体職員、道職員などからなる研究チームにより政策研究を行い、道政を推進する上での諸課題に関する具体的な政策形成に寄与するとともに、多様化・高度化する行政ニーズに応える職員の政策形成能力の向上を図ります。

### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知恵と工夫をこらした「赤レンガ・チャレンジ事業」を実施します。</li> <li>・赤レンガ・チャレンジ登録事業について、ホームページなどを通じ、道民の皆さんに周知します。</li> <li>・道政上の諸課題に関する政策形成に寄与するとともに、多様化する行政ニーズに応える職員の政策形成能力の向上を図ります。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の事業の点検結果を踏まえ、知恵と工夫をこらした多様な「赤レンガ・チャレンジ事業」を実施します。</li> <li>・赤レンガ・チャレンジ登録事業について、ホームページなどを通じ、道民の皆さんに周知します。</li> <li>・道政上の諸課題に関する政策形成に寄与するとともに、多様化する行政ニーズに応える職員の政策形成能力の向上を図ります。</li> </ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の事業の点検結果を踏まえ、多様な「赤レンガ・チャレンジ事業」を実施します。</li> <li>・赤レンガ・チャレンジ登録事業について、ホームページなどを通じ、道民の皆さんに周知します。</li> <li>・多様化する行政ニーズに応える職員の政策形成能力の向上を図ります。</li> </ul>

### 道民の皆さんへ

「赤レンガ・チャレンジ事業」には、道民の皆さんにご利用・ご活用いただける事業が多数あります。各登録事業の事業内容をホームページなどでお知らせしていますので、是非ご利用ください。

( 赤レンガ・チャレンジ事業 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ts/snj/akachare/top.htm> )

「政策研究」の成果はホームページでも公表しています。

( アカデミー政策研究 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ts/snj/academy/te-ma.htm> )

政策 166 危機管理体制の充実に向けた危機管理監の設置や、試験研究機関の地方独立行政法人化の検討など、機動的に組織機構の見直しを進めます。

#### 政策の展開方向

危機管理体制の充実に向けた危機管理監の設置や試験研究機関の地方独立行政法人化の検討など、組織機構の見直しについては、社会情勢の変化に応じつつ、「新たな行財政改革の取組み」に基づき、わかりやすく簡素で効率的な執行体制の確立に努めます。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・危機管理体制の充実に向けて、道庁総務部に危機管理監を設置します。(平成19年6月設置済)</li><li>・試験研究機関について、地方独立行政法人制度導入の可否等を検討し、方針を決定します。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・試験研究機関について、方針に基づいた取組を進めます。</li></ul>
H21 ~ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・試験研究機関について、引き続き方針に基づいた取組を進めます。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

試験研究機関の地方独立行政法人化については、複雑化・多様化する道民の皆さんのニーズに迅速・的確に対応した研究開発や、道内産業などへの技術支援の充実強化をめざし、抜本的な改革に向けた検討を進めています。

この取組を通じて、本道経済の活性化や道民生活の向上など、「北海道の試験研究機関」として求められている役割と機能を十分に発揮する体制の確立に努めますので、皆さんの一層のご理解とご協力をお願いします。

政策 167 わかりやすく開かれた道政運営を進めていくため、引き続き「毎週1回の記者会見」を開き、道政情報を道民の皆様に発信し、情報公開を徹底します。

#### 政策の展開方向

知事からの話題提供と報道機関からの質問等に答える形で、道政上の課題やそれに対する道の取組を、引き続き「毎週1回の記者会見」を通して積極的に発信します。

#### 政策展開のプロセス

H19	<ul style="list-style-type: none"><li>・記者会見で道政上の課題や道の取組に対する知事のメッセージを発信します。</li><li>・毎週1回の記者会見とともに、必要に応じ、随時、記者会見を行います。</li></ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"><li>・記者会見で道政上の課題や道の取組に対する知事のメッセージを発信します。</li><li>・毎週1回の記者会見とともに、必要に応じ、随時、記者会見を行います。</li></ul>
H21 ～ H22	<ul style="list-style-type: none"><li>・引き続き、記者会見で道政上の課題や道の取組に対する知事のメッセージを発信します。</li><li>・引き続き、毎週1回の記者会見とともに、必要に応じ、随時、記者会見を行います。</li></ul>

#### 道民の皆さんへ

記者会見の内容については、ホームページに掲載しますので、是非ご覧いただき、「道政のいま」をご理解ください。

( ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tsh/> )

政策 168 道民の皆様との対話を重視した道政を進めるため、「まちかど対話」を引き続き実施します。

#### 政策の展開方向

道政がめざす方向や道の取組などを道民の皆さんに対して分かりやすく説明するとともに、地域住民とのより多くの意見交換の機会を設けて政策に反映するなど、道民の皆さんとの対話を重視した道政を進めるため、「まちかど対話」を引き続き実施します。

#### 政策展開のプロセス

H19	・知事と各界各層の道民等との懇談、職場・施設訪問を行う「まちかど対話」を実施します。
H20	・知事と各界各層の道民等との懇談、職場・施設訪問を行う「まちかど対話」を実施します。
H21 ～ H22	・引き続き、知事と各界各層の道民等との懇談、職場・施設訪問を行う「まちかど対話」を実施します。

#### 道民の皆さんへ

皆さんの市町村を訪問し、地域の皆さんと公開の場で意見交換することにより、道政の課題や施政内容を知事自らがわかりやすく説明するなど、「トップの顔が見える行政」をめざしています。道の取組に対するご意見・ご提言、地域の課題についてお聞かせください。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。



## 用語解説

英字・数字で始まる語は、50音順のあとにまとめ載せています。  
用語の後の括弧書きの数字は、用語が用いられている主な政策の番号です。  
本文中では、ここで解説している用語に\*を表示しています。

### <ア行>

#### 愛食運動（政策9）

道が提案している「道産食品を愛用しよう」という運動。スローフード運動や地産地消（別掲）の取組を総合的に普及啓発し、食に対する考え方などを見直す活動。

#### 青色回転灯装備車両（政策75）

地域の防犯ボランティア団体や地方自治体等が通学路等において防犯パトロールを行うため、警察の証明を受け、道路運送車両法の保安基準に適合する青色回転灯を装備した車両。

#### アグリビジネス（政策22）

農産物の直売や加工・販売、ファームインやファームレストラン、観光農園の開設など、生産者が創意工夫をこらし、自ら生産した農産物や農村景観など豊富な地域資源を生かした事業活動。

#### 新たな公共（政策82）

行政をはじめ市民や企業、NPO、自治会など地域の多様な主体が協働して、公と民の中間的な領域にその活動範囲を広げ、地域住民の生活を支え、地域活動を維持していくという考え方。

#### イオル（政策85）

アイヌ民族の生活を支えた自然を基盤にし、暮らしと精神文化が一体となった伝統的な生活空間。

#### インキュベーション機能（政策18）

起業の支援、創業間もない企業、中小企業の事業が軌道に乗るように支援する機能のこと。

#### 遠隔医療システム（政策57）

医師と医師、医師と患者との間をインターネットなどでつなぎ、患者情報を伝送して、診断、指示などの医療行為及び医療に関連した行為を行うこと。

### <カ行>

#### 北の名菓づくり（政策10）

道内の観光資源とイメージ、食材を生かした新たな名菓開発と隠れた道内の土産菓子品のグレードアップを支援し、道内外に、菓子王国北海道としての存在をPRする取組。

#### 機能性食品・特定保健用食品産業（政策17）

食物繊維を入れた飲料など栄養や味ではなく生

体調節機能を強調した食品や保健に役立つある種の効能が認められるとして厚生労働省がその表示を許可した含有成分や摂取方法・量などの表示が義務づけられている食品を製造する産業。

#### 漁業経営安定制度（政策33）

漁業者の収入の変動による経営への影響を緩和するための経営安定対策として、国が平成20年度からの導入をめざしている。

#### グリーンツーリズム（政策12）

ファームイン、農村体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

#### クリーン農業（政策25）

たい肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業。

#### クールビズ・ウォームビズ（政策124）

クールビズとは、夏期にオフィスの冷房温度を28℃に設定し、ノーネクタイ・ノー上着の軽装で快適に過ごすビジネススタイル。逆に、冬期にオフィスの暖房温度を20℃に設定し、暖房に頼り過ぎずに、働きやすく暖かい服装で過ごすビジネススタイルがウォームビズ。

#### 健康ツーリズム（政策14）

温泉や森林浴など健康に関連する地域資源を利用した旅行。

#### 広域連合（政策153）

市町村や道が、主にごみ処理や介護保険など事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合の一つで、直接国又は都道府県から権限の移譲を受けることができる。

#### 高規格幹線道路（政策102）

自動車が高速で走れるような構造でつくる自動車専用道路であり、全国14,000kmの道路網で形成されている。

#### コミュニティビジネス（政策82）

地域の住民やNPO等が主体となり、地域の課題解決や地域資源の有効活用を図るために行う事業。

#### コミュニティファンド（政策38）

特定の地域やコミュニティにおいて、投資や融資を行うことを目的として設置され、運営される基金。

#### コンテンツ（政策44）

アニメや映画などのこと。このコンテンツを投資や融資に使うコンテンツ産業が注目をあびている。

#### <サ行>

#### サテライト型施設（政策69）

障害者施設に入所していて、地域移行を希望しているが直ちには移行できない方を対象にして、現行施設定員の範囲内で、地域移行に向けた実践的な支援を受けるため、本体施設とは別に、市街地等に設置した小規模施設。

#### 産業クラスター（政策19）

「クラスター」とは、ブドウなどの房や魚などの群れの意味で、「産業クラスター」とは、地域の比較優位性のある産業を核とし、その核から派生する関連産業間の取引・技術・情報・資金・人材などの結びつきを強め、集積させ、そこから新たな産業を創出し、力強い産業群を育成していくとするもの。

#### 産消協働（政策9）

生産者と消費者が緊密な連携をとりながら地元にある資源、生産物をできるだけ地元で消費・活用することにより、域内循環を高めて、地域経済の活性化を図ろうという道民運動。

#### 市場化テスト（政策160）

公共サービスの質の維持向上と行政運営の効率化を図るとともに、地域経済活性化につなげていくことを目的として、民間提案に基づいて道の業務を見直し、業務の民間開放を推進する取組。

#### 指定管理者制度（政策160）

公の施設の管理運営に民間のノウハウ等を活用していくことを目的に、地方自治体が指定する民間事業者等に「指定管理者」として公の施設の管理を代行させる制度。

#### 総合周産期母子医療センター（政策58）

産科、小児科医師が24時間体制で勤務し、合併症妊娠や胎児異常等のハイリスク妊娠に対応できる病院で、3次医療圏域ごとに1箇所整備。

#### 食育（政策136）

食の安全性や栄養、食文化などの食物に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健

全な食生活を実践することができる人間を育てること。

#### ジョブカフェ北海道（政策50）

34歳以下で正規の就職を希望するフリーターや就職活動をしている若者が、就職相談やセミナーなどの様々な就職支援サービスを一箇所ですべて無料で受けられるワンストップサービスセンター。札幌のほか、旭川、函館、釧路、帯広、北見に地方拠点がある。

#### 針広混交林（政策121）

トマツ、エゾマツなどの針葉樹とミズナラ、イタヤカエデなどの広葉樹が混ざり合って成立している森林。

#### シルバーハウジング（政策67）

高齢者が地域の中で自立して安全・快適な生活が続けられるよう、その住宅生活を支援するために必要な保健・医療・福祉サービスが一体的に整備された住宅。

#### 水産物IQ（輸入割当）制度（政策32）

Import Quota system（輸入割当制度）の略。水産物の需給調整と資源管理措置の補完を目的として、一定の商品について輸入数量又は金額を決定し、その範囲内で輸入を承認する制度。

#### スクールガード（政策75）

学校や通学路等での巡回パトロールや危険箇所の監視など、子どもたちを見守るボランティア。

#### スーパーF1（政策29、30）

グイマツ（雌）とカラマツ（雄）の交配によるグイマツ雑種F1の一品種。生長が良好で、材質的にも優れた特長を持つ。

#### スローフード運動（政策9）

イタリアで始まった運動で、この土地にはこの食べ物や食文化、この家にはこの味といった食の多様性を守りつつ、食べ物をじっくりと見つめ直すことを通じて、自分たちの暮らしや生き方、家族との関係、自然環境、地域社会などを問い直すという運動。

#### 雪氷冷熱（政策150）

新エネルギーのひとつ。冬季に降り積もった雪や、冷たい外気によって凍結した氷などを、冷蔵源として夏季まで保存しておき、その冷気や溶けてきた冷たい水を、農産物などの冷蔵や部屋などの冷房に使用する。

#### せわずき・せわやき（すきやき）隊（政策81）

市町村を中心に、地域の子育て経験者や人生経

験豊かな高齢者などが、子どもや子育て家庭に対して、声かけ、見守り、子どもの預かりなど、それぞれの地域において、身近で子育て支援を行うボランティア団体。

#### ソフトランディング対策（政策40）

ソフトランディングとは軟着陸の意味であり、「建設業等のソフトランディング対策」は、公共投資の縮減等による建設業や雇用への影響を最小限にとどめるため、建設業等の経営体質の強化、経営多角化や新分野進出、人材育成、雇用対策を柱とする総合的な対策。

#### <タ行>

##### ターミナル・ケア（政策61）

末期癌(がん)などの患者の苦痛を緩和し、精神的に支え、生を全うできるように行う介護・医療。

##### たんぼば資金（政策38）

地域のさまざまな事業者による経済活動を幅広く支援する融資制度で、銀行や信用金庫、信用組合などの市中金融機関を通じ、信用保証を付けて事業資金を融資。

融資対象は、道内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者のほか、公益法人、社会福祉法人、NPO法人、創業者など。

##### 地域イノベーション（政策16）

単なる技術革新にとどまらず、地域で生産や流通、組織構造に関する新たな価値の創造が行われること。

##### 地域キャンパス校・センター校（政策138）

第1学年が2学級以下の高校について、地理的状况等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い場合は地域キャンパス校とし、同一通学区域内の1学年4学級以上の高校であるセンター校から出張授業や遠隔授業などの支援を行い、教育環境の維持・向上を図るもの。

##### 地域団体商標制度（政策7）

地域の名称及び商品の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合は、事業協同組合等の団体が地域団体商標として登録することを認める制度。平成18年4月より制度施行。

##### 地産地消（政策9）

地域で生産されたものを地域で消費することで、道内各地で生産者による新鮮な地場産品の直売や生産者等と消費者の交流活動など、多様な取組が展開されている。

##### 中小企業地域資源活用プログラム（政策37）

「中小企業地域資源活用促進法」（平成19年施行）に基づき、中小企業等による地域資源を活用した新事業の創出を支援する国の制度。国では、平成19年度からの5年間で1,000件の新事業創出をめざす目標を掲げている。

##### 低密度植栽（政策29、30）

通常よりも単位面積当たりの本数を減らして植栽する方法。植栽経費や間伐回数を減らすことができる。

##### デジタル絵本（政策91）

インターネット上の絵本。道内各地域で語り継がれている言い伝えや生活史を、地域に住んでいる方々が掘り起こし、絵本にしたものを、北海道のホームページで紹介している。

##### 道産食品登録制度（政策7）

北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、道産であることにこだわって作られた加工食品を登録する制度で、対象となる加工食品は、調味料などを除き、原材料は道産の農畜水産物等を使用して、道内で製造・加工された食品。

##### 道産食品独自認証制度（きらりっぷ）（政策7）

北海道ならではの自然環境や高い技術を活かして生産される安全で優れた道産食品のうち、原材料や生産工程、衛生管理、個性などの基準をクリアしたものだけを認証する制度。

##### 道民カレッジ（政策142）

道内の学習講座を体系化し、総合的に広報するとともに、独自の学習評価制度（単位・称号）を設けるなど、産学官が連携して道民の自主的な生涯学習を支援するシステム。

##### ドクターヘリ（政策57）

救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターで、救急医療の専門医及び看護師等が同乗して救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、重篤救急患者に救命医療を行うことのできる専用ヘリコプター。

##### 特定公共サービス（政策160）

公共サービス改革法の特例措置を講じないと民間事業者が実施することができない、戸籍簿本、納税証明書、住民票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し業務などの公共サービス。

##### トータルケアマネジメント（政策65）

高齢者や障がい者からの、介護に関する相談や権利擁護、その他保健・医療・福祉に関する幅広い

相談に対し、必要な助言・支援を行うワンストップ相談体制

トレーサビリティシステム（政策25）

食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにする仕組み。

<ナ行>

ナースバンク（政策60）

厚生労働大臣の許可に基づく、看護師等無料職業紹介所。

ネーミングライツ（政策162）

施設の名称に企業名やブランド名を付ける権利を民間企業に提供し、その対価を施設の維持・運営等の財源とする経営手法のひとつ。

<ハ行>

バイオエタノール（政策125）

バイオマス（別掲）の糖質の発酵により製造したアルコール。

バイオエタノールは、再生可能な自然エネルギーであること、および、その燃焼によって大気中の二酸化炭素量を増やさない点から、エネルギー源としての将来性が期待されている。

バイオマス（政策125）

家畜ふん尿、稲わら、食品廃棄物、林地残材などの再生可能な生物由来の有機性資源（石炭や石油などの化石資源を除く。）であり、エネルギーのほか、化学原料や製品としても有用な資源である。特に、エネルギーとして利用する際は、バイオマスエネルギーと称する。

ハザードマップ（政策73）

自然災害による被害が想定される区域とその程度、さらに避難場所・避難経路等の防災情報を地図上に表したもの。災害予測図、防災マップとも呼ばれる。津波の被害を想定したものを「津波ハザードマップ」という。

花大陸Hokkaido（政策15）

花の観光情報、花き生産情報、ガーデニング情報、花のまちづくり情報等のコンテンツを登載し、北海道の花の美しさや魅力が十分に伝わると同時に、北海道らしさが感じられ、北海道のイメージアップにつながる花のポータルサイト。

ファミリーサポートセンター（政策53）

仕事と育児又は介護との両立を支援するため、

急な残業時などの臨時的、緊急的な保育ニーズや簡易な介護ニーズに対応した地域住民による有償の相互援助活動を行うシステム。

複層林（政策121）

樹齢、樹高が異なる樹木により構成される森林。

プライマリケア（政策59）

身近なところで、病気やけがの診断、治療、健康管理を行うとともに、必要に応じ専門病院に紹介するなど、住民に密着した健康援助。

ブロードバンド（政策110）

高速な通信回線（光ファイバー、ケーブルテレビなど）の普及によって実現される大容量のコンピュータネットワーク。または大容量のデータを活用したサービス。

ポジティブリスト制度（政策25）

原則禁止の中で、禁止していないものを一覧表に示す制度。食品衛生法の改正により、食品に残留する農薬、飼料添加物、動物医薬品について、原則として、いわゆる一律基準で規制し、残留等を認めるものをリスト化する制度を導入。

ポータルサイト（政策107）

インターネット上の情報にアクセスするときの入り口（玄関口）となるサイト。利用者の便宜を図り、集約された様々な情報が提供される。

北海道電子自治体共通基盤（HARP）（政策109）

道と市町村が、効率的・効果的に電子自治体を実現するため、共同で構築・運用している共通基盤システム。

「HARP」とは、Harmonized Applications Relational Platform（調和型アプリケーション連携基盤）の略。

北海道どさんこプラザ（政策8）

道内各地の海産品、農畜産品、乳製品、酒類等の展示・紹介・販売や、売れる商品やサービスづくりを支援するためのテスト販売等を行うため、道が東京のJR有楽町駅正面に設置したアンテナショップ。平成18年12月には、JR札幌駅に「北海道どさんこプラザ札幌店」もオープン。

ほっかいどうムラの遺産プロジェクト（仮称）（政策90）

北海道遺産構想の考え方を受け継ぎ、地域の新しい魅力を創造する取組。全道各地にある地域ならではののおもしろい宝物（地域資源）を発掘し、保全・活用を図る。

北海道名誉フードアドバイザー（政策7）

北海道の食づくりに関してアドバイスをしていたくとともに、安全で良質な道産食品を広くPRしていただくために、道が農林水産業や食の分野に造詣が深く、国内外で活躍されている著名な方々を委嘱。

<マ行>

マツカワ（政策34）

カレイ科。刺身、寿司種などに珍重される白身の高級魚。

ミスマッチ（雇用のミスマッチ）（政策46）

雇用のミスマッチとは、企業の求める人材と求職者の条件が合わないことをいう。職種、技能、年齢、地域などによるミスマッチが指摘されている。

木育（政策120）

「木とふれあい・木に学び・木と生きる」取組を通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。

<ヤ行>

有機農業（政策25）

化学肥料や農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本に、環境への負荷をできる限り低減した生産方法による農業。

<ラ行>

リサーチ&ビジネスパーク（R&BP）構想（政策18）

一定のエリアにおいて、研究開発の促進とともに大学等の知的資産の有効活用によって、ベンチャー企業・新産業の創出を図ろうとする構想で、北海道大学などで進められている。

利用調整地区制度（政策117）

国立・国定公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、自然公園法に基づき、特別地域内への立ち入りの人数等を調整する地区。環境大臣が定める期間内に立ち入る場合には、環境大臣又都道府県知事の認定を受けることが必要。

列状間伐（政策29、30）

個々の樹木の育成状況に応じて1本づつ間引きを行うのではなく、植栽した列ごとに機械的に伐採する間伐の方法。

3列残して1列伐る（3残1伐）など、作業効率が高く、コストを低減できるメリットがある。

<英字（ABC順）>

CBO（政策6）

Collateralized Bond Obligationの略。企業の発行した債券を証券化したもの。

CIQ体制（政策104）

Customs, Immigration and Quarantineの略。国境を越える際の交通・物流において必要な手続で、税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫(Quarantine)を包括した略称。あるいはそれらを実施する機関又は施設。

CLO（政策6）

Collateralized Loan Obligationの略。金融機関の有する企業向け貸出債権を証券化したもの。

EPA（政策20）

Economic Partnership Agreement（経済連携協定）の略。締約国間で、貿易・投資の自由化・円滑化を促進し、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

ESCO事業（政策126）

Energy Service Companyの略。省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、省エネルギーに伴う光熱費の削減等の一部を顧客から報酬として受ける事業。

HACCP（政策25）

Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析重要管理点方式）の略。従来の最終製品の抽出検査とは異なり、原料の受入れから製造・出荷までの各工程において、危害要因をチェックし、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとす食品衛生管理手法。

LL牛乳（政策26）

Long Life牛乳の略。完全な無菌状態の中で詰められるため、常温で保存しても賞味期間が長期間な牛乳。

PDCAサイクル（政策164）

計画(Plan)を実行(Do)し、その結果を評価(Check)することにより改善(Action)に結びつけ、その結果を次の計画に活かすというプロセスで、民間企業において製品の品質向上や、経費削減などを検討する際に広く用いられる。

3R（政策112）

循環型社会を実現するために必要な3つの要素のこと。廃棄物等の発生抑制(リデュース Reduce)、

再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle)をいう。この順番で環境負荷の削減効果が大きいとされており、より優先的に取り組まれるべきであると考えられている。

#### Web型電子カルテ(政策108)

個別にシステムを導入しなくても電子カルテを活用できるシステム。近隣の医療機関もインターネット環境があればネットワークに参加できる。

#### WTO(政策20)

World Trade Organization(世界貿易機関)の略。ガット(関税と貿易の一般協定)体制に代わり平成7年に発足。貿易に関する協定の管理・運営、加盟国間の貿易交渉を推進する国際機関。平成19年10月現在、151の国・地域が加盟。

